

## 1. 議事日程

(平成16年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目)

平成16年6月15日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 同意第4号 安芸高田市監査委員の選任の同意について
- 日程第5 同意第5号 安芸高田市監査委員の選任の同意について
- 日程第6 同意第6号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の  
選任の同意について
- 日程第7 同意第7号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について
- 日程第8 同意第8号 安芸高田市固定資産評価員の選任の同意について
- 日程第9 発議第7号 安芸高田市議会議員定数条例につて
- 日程第10 議案第25号 安芸高田市民放テレビ放送難視聴解消事業(共同受信施設  
設置事業)分担金徴収条例について
- 日程第11 議案第26号 安芸高田市地域振興基金条例について
- 日程第12 議案第27号 安芸高田市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第14 議案第29号 安芸高田市老人医療費助成条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第15 議案第30号 安芸高田市土地改良事業関係分担金徴収条例について
- 日程第16 議案第31号 安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例について
- 日程第17 議案第32号 安芸高田市市営土地改良事業の経費の  
賦課徴収に関する条例について

- 日程第 1 8 議案第 3 3 号 安芸高田市水防災対策特定河川事業に伴う  
分担金徴収条例について
- 日程第 1 9 議案第 3 4 号 安芸高田市土地開発公社の定款変更について
- 日程第 2 0 議案第 3 5 号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の  
支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 3 6 号 調停を成立させることについて
- 日程第 2 2 施政方針
- 日程第 2 3 議案第 3 7 号 平成 1 6 年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第 2 4 議案第 3 8 号 平成 1 6 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 3 9 号 平成 1 6 年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 4 0 号 平成 1 6 年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 4 1 号 平成 1 6 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 4 2 号 平成 1 6 年度安芸高田市特定環境保全  
公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 4 3 号 平成 1 6 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 4 4 号 平成 1 6 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 4 5 号 平成 1 6 年度安芸高田市コミュニティ・プラント  
整備事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 4 6 号 平成 1 6 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 4 7 号 平成 1 6 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 4 8 号 平成 1 6 年度安芸高田市水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。( 7 0 名 )

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 明 木 一 悦 | 2 番 | 秋 田 雅 朝 |
| 3 番 | 土 居 克 之 | 4 番 | 山 本 優   |

5番	岡山 薫	6番	田中 常洋
7番	前川 正昭	8番	平林 克昌
9番	日野原 穂澄	11番	加藤 英伸
12番	山崎 昭弘	13番	山口 康文
14番	小野 剛世	15番	川角 一郎
16番	竹田 誠莊	17番	井上 尚文
18番	高坂 広一	19番	新出 達夫
20番	塚本 近	21番	赤川 三郎
22番	深井 達雄	23番	三上 夕工子
24番	長岡 公次郎	25番	井上 正樹
26番	宮田 浩之	27番	松野 俊寿
28番	川先 悟郎	30番	平岡 正美
31番	秋広 美輝	32番	川崎 三千春
33番	西川 佚夫	35番	岡原 雪夫
36番	松村 ヌキミ	37番	熊高 昌三
38番	藤井 昌之	39番	浅枝 俊通
40番	青原 敏治	41番	金行 哲昭
42番	杉原 洋	43番	松川 秀巳
44番	大前 直行	45番	入本 和男
46番	泉 正智代	47番	山本 三郎
48番	今野 仁千六	49番	今村 義照

50番	住 広 章	51番	佐々木 博
52番	玉 川 祐 光	53番	西 山 登司教
54番	井 上 正 文	55番	岡 田 正 信
56番	浮 田 洋 吾	57番	山 崎 宅 将
58番	桑 岡 達 夫	59番	望 月 桂
60番	天 清 斐 雄	61番	渡 辺 義 則
62番	猪 掛 信 幸	63番	高 下 二 郎
64番	富 田 義 弘	65番	吉 村 正 登
66番	名 川 律 夫	67番	宮 本 房 宏
68番	松 浦 利 貞	69番	増 田 静 樹
70番	中 間 末 雄	71番	鳴 石 勸
72番	亀 岡 等	73番	崎 岡 典 男

3. 欠席議員は次のとおりである。(3名)

10番	平 川 幸 雄	29番	新 山 勝 義
34番	中 野 光 雄		

4. 会議録署名議員

15番	川 角 一 郎	16番	竹 田 誠 莊
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	児玉 更太郎	助 役	増 元 正 信
収入 役	藤 川 幸 典	参 事	小 野 豊
総務部長	新 川 文 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教育次長	沖 野 清 治	自治振興部長	田 丸 孝 二
市民生活課長	佐々木 亮	税 務 課 長	山 本 数 博
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福 田 美 恵 子	人権推進課長	毛 利 宣 生
産業振興部長	清 水 盤	建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄
消 防 長	村 上 紘	八千代支所長	平 下 和 夫
美土里支所長	立 川 堯 彦	高宮支所長	猪 掛 智 則
甲田支所長	武 添 吉 丸	向原支所長	益 田 博 志
総務課長	高 杉 和 義	財 政 課 長	垣 野 内 壮
教育総務課長	上 川 裕 芳		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(6名)

事務局 長	増 本 義 宣	事務局次長	光 下 正 則
議事調査係長	児 玉 竹 丸	書 記	新 谷 洋 子
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~

午前10時00分 開会

崎岡議長 みなさん、おはようございます。  
ただ今の出席議員は70名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成16年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手許に配布しておりますとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたします。

増本事務局長

議長。

崎岡議長

事務局長。

増本事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より平成15年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書についての報告がありました。

第3点、市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書についての報告がありました。

それぞれの写しをお手許に配付いたしておりますのでご了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

崎岡議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、15番川角一郎君、16番竹田誠荘君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

崎岡議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長佐々木博君の報告を求めます。

佐々木委員長 報告をいたします。平成16年第2回定例会の運営につきまして、去る6月8日に議会運営委員会を開き、次のことが決定されましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手許の会期日程のとおり本日から7月22日までの38日間といたしました。議事の都合により明日6月16日から6月24日まで及び6月30日から7月15日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問1件、同意5件、発議1件、議案24件、計31件でございます。

一般質問の取り扱いについては、各会派とも答弁を含み、かつ休憩を除き3時間の持ち時間といたします。各会派の質問の順序は、1番向原、2番吉田、3番八千代、4番高宮、5番美土里、6番甲田でございます。

次に予算審査についてでございますが、予算案上程の後、一括質疑を受け、その後18名で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を一括付託いたします。改めて予算審査概要の説明を受けた後、各常任委員会で構成する小委員会へ委託し、各常任委員会で所管の予算について審査をいたします。各小委員会での審査結果はそれぞれ概要報告書としてまとめ、予算審査特別委員会へ報告され、一括審査いたします。予算審査特別委員会の審査につきましても、概要報告書としてまとめて、委員長から本会議へ報告され、一括審議いたします。予算審査特別委員会の審査は、7月13日までに終了するよう、運営方よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

崎岡議長 お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は38日間とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

崎岡議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は38日間と決しました。

~~~~~

### 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき

#### 意見を求めることについて

崎岡議長 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 提案理由を説明をいたします前に、一言開会にあたりましてご挨拶を申し上げたいと思います。

本年、3月1日をもちまして発足いたしました安芸高田市も、もう3ヶ月を経過をいたしました。私も市長に就任いたしました1ヶ月を経過したところでございますが、この間、比較的円滑に事務を執行させていただいておりますことは、議員のみなさんをはじめ、市民のみなさんのあたたかいご支援の賜物と心から感謝を申し上げます。とは申しましても、市政執行に対する厳しいご意見もいくつかいただいております。ご指摘をいただいております案件につきましては、職員全員で知恵と力を合わせ、確実に改善いたして参りますが、市民のみなさんにとりまして暮らしやすい、誇りの持てる安芸高田市を一日も早く実現することができるよう、今後も行政に対する忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

さて、本日市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員のみな

さんにはご多忙の中をご出席をいただき、まことにありがとうございます。本定例会へ提案を申し上げます案件は、諮問1件、同意5件、議案24件でございます。諮問案件といたしましては、人権擁護委員の推薦について。同意案件といたしましては、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員並びに固定資産評価員の選任の同意でございます。議案の主なものといたしましては、安芸高田市地域振興基金条例、各事業に係ります分担金徴収条例の制定、医療費関係など条例の一部改正、また、上下水道関係の調停の成立についてなどでございます。とりわけ予算関係につきましても、一般会計をはじめとし、各特別会計に係ります平成16年度の年間予算を計上しております。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今回予算書については、既に議員のみなさんのところに事前にお配りしております。情報公開という立場で、昨日、報道各社の共同記者会見を行いまして、予算書等議員のみなさんにお配りしておりますものを報道各社へもお配りしております。その席で我々としては今まで各町の予算というのは予算が通ってから新聞発表、このような状況であったわけですが、情報の公開という立場からいえば、議員さんにお配りをしたと同時に情報は公開された、こういうように報道各社も解釈をされております。そういうことで昨日もいろいろお話し合いはしたわけですが、報道各社としては、議員さんに資料が渡った時点で情報は公開されたという立場で、本日の新聞、テレビ等へ公開をしていきたい、このようなご意見がございました。そういうことで、我々としては今までの町の立場から言うと、ちょっと早いのではないかと、このようなお話ししたわけですが、それぞれ各社意見も違っておるようでございまして、2、3社はもうこれは情報開示されたんだから、これは明日の新聞へは出すと、こういうようなご意見がございまして、しょっちゅう出入りしてもらっております新聞社の方はご理解をいただいて、今までの町村の予算どおりに扱いたいというようなご意見もあったようなわけですが、やはり、1、2社がどうしても情報公開すると、こういうようなお話でございましたので、それなら各社ともやはり線を揃えざるをえんだろうと、こういうことでご存知いただきますように、今朝の各社の新聞へ今日予算が発表になるということが発表になっておりました。そういうことでございまして、経過はそのような経過をたどって、今までの各町の予算審議の経過の新聞発表等とちょっと今回は違っておるわけですが、それだけに安芸高田市の初めての予算がどのようになるかというのが、マスコミ各社でも大変関心のあったことだろうと思うわけですが、そういうような経過をたどって本日の報道各社の発表になっておるということ、一言申し添えてご理解を賜りたいと、このように思うわけでございます。

以上をもちまして、一言開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。



それでは諮問第1号の要点の説明を申し上げます。議案名、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補として清水素子さん59歳の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。清水さんは平成13年12月に旧向原町の民生児童委員として選任され、現在は本市の民生児童委員としてご活躍をいただいております。以上、人権擁護委員として適任であると確信いたし、候補者として法務大臣へ推薦するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なるご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

崎岡議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

崎岡議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

本件は、清水素子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって本件は、清水素子さんを適任とすることに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第4 同意第4号 安芸高田市監査委員の選任の同意について

崎岡議長 日程第4、同意第4号、安芸高田市監査委員の選任の同意についての件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条除斥の規定により、53番西山登司教君の退場を求めます。

〔西山議員退場〕

崎岡議長 この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案名は安芸高田市監査委員の選任の同意でございます。同意第4号でございます。本件は地方自治法第196条第1項の規定に基づき、安芸高田市監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

近年ますます厳しさを増しております行財政環境や、多様化、複雑化い

たしております市民からの行政要望のなかで、より効率的で効果的な行財政運営の執行をいたしますため、議員の内から選任されます安芸高田市監査委員といたしまして、西山登司教さん74歳を選任するため、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

崎岡議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより同意第4号、安芸高田市監査委員の選任の同意についての件を挙手により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

したがって、同意第4号、安芸高田市監査委員の選任の同意についての件は、同意することに決定をいたしました。

この際、暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時17分 休憩

午前10時19分 再開

~~~~~

日程第5 同意第5号 安芸高田市監査委員の選任の同意について

崎岡議長 再開します。

西山登司教君は、自席にお戻り下さい。

日程第5、同意第5号、安芸高田市監査委員の選任の同意についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 同意第5号、議案名が安芸高田市監査委員の選任の同意でございます。本件は地方自治法第196条第1項の規定に基づき、安芸高田市監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

近年ますます厳しさを増しております行財政環境や、多様化、複雑化いたしております市民からの行政要望のなかで、より効率的で効果的な行財政運営の執行を実現するため、財務管理並びに経営管理に関する豊富な専

門知識や経験を有しておられます上国英登さん69歳を、安芸高田市監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、上国さんは平成8年に高田郡農協を退職後、旧吉田町高田地区消防組合、安芸たかた広域連合において監査委員を務めていただいております。

何とぞご同意をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。  
崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

崎岡議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

反対討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
崎岡議長 これより同意第5号、安芸高田市監査委員の選任の同意についての件を、  
挙手により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。  
したがって、同意第5号、安芸高田市監査委員の選任の同意についての  
件は、同意することに決定いたしました。  
この際、暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

~~~~~

日程第6 同意第6号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の  
選任の同意について

崎岡議長 再開します。  
日程第6、同意第6号、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任  
の同意についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 同意第6号、議案名、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の  
同意についてでございます。本件は地方税法第423条第3項の規定に基づき、  
安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めるもので  
ございます。

広域合併に伴います住民ニーズの多様化、複雑化のなかで、豊富な経験

と知識を有しておられます藤嶋義久さん64歳、谷本正行さん80歳、成芳則さん50歳を、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信いたし、議会の同意を求めるものでございます。藤嶋さんは税理士でございます。谷本さんは司法書士でございます。また、成さんは不動産鑑定士でございます。3名の方は安芸たかた広域連合において固定資産評価審査委員会の委員としてお務めをいただいております。

何とぞご同意をいただきますように、よろしく願いをいたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この件につきましては3人の委員の提案がありましたが、質疑は一括して行ない、討論は省略し、採決は一人ずつ行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

崎岡議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

崎岡議長 これより日程第6、同意第6号、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての件を、挙手により採決いたします。

本件の内、藤嶋義久さんについては、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、藤嶋義久さんについて、これに同意することに決定いたしました。

続いて本件の内、谷本正行さんについては、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、谷本正行さんについて、これに同意することに決定いたしました。

続いて本件の内、成芳則さんについては、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、成芳則さんについて、これに同意することに決定いたしました。

したがって、同意第6号、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての件は、すべてこれに同意することに決定いたしました。

日程第7 同意第7号 安芸高田市公平委員会委員の

選任の同意について

崎岡議長 日程第7、同意第7号、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 同意第7号、議案名、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意の件でございます。本件は地方公務員法第9条第2項に基づき、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意を求めます。

広域合併に伴い、課題が多様化、複雑化しておりますなかで、豊富な経験と知識を有しておられます澤崎卓兒さん77歳、門出浩一さん65歳、泉憲始さん57歳を、安芸高田市公平委員会委員として適任であると確信いたし、議会の同意を求めます。澤崎卓兒さんは社会福祉法人清風会の会長で、旧吉田町の教育委員を務めていただきました。門出浩一さんは、旧八千代町で収入役及び助役を歴任いただいた方でございます。泉憲始さんは退職まで高田郡農協で総務部長の要職を務めていただきました。

何とぞご同意をいただきますように、お願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この件につきましても3人の委員の提案がありましたが、質疑は一括して行ない、討論は省略し、採決は一人ずつ行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

崎岡議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより同意第7号、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意についての件を挙手により採決いたします。

本件の内、澤崎卓兒さんについては、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、澤崎卓兒さんについて、これに同意することに決定しました。

崎岡議長 続いて本件の内、門出浩一さんについては、これに同意することに賛成

の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、門出浩一さんについて、これに同意することに決定しました。

崎岡議長 続いて本件の内、泉憲始さんについては、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、泉憲始さんについて、これに同意することに決定いたしました。

したがって、同意第7号、安芸高田市公平委員会委員の選任の同意についての件は、すべてこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第8 同意第8号 安芸高田市固定資産評価員の

選任の同意について

崎岡議長 日程第8、同意第8号、安芸高田市固定資産評価員の選任の同意についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 同意第8号、議案名、安芸高田市固定資産評価員の選任の同意についてでございます。本件は地方税法第404条第2項の規定に基づき、安芸高田市固定資産評価員の選任の同意を求めるものでございます。

広域合併に伴います住民ニーズの多様化、複雑化のなかで、固定資産を適正に評価し、価格の決定を補助するため豊富な経験と知識を有しておられます、本市助役増元正信さん56歳を安芸高田市固定資産評価員として選任いたしたく、議会の同意を求めます。

何とぞご同意をいただきますように、お願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより同意第8号、安芸高田市固定資産評価員の選任の同意についての件を、挙手により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

したがって、同意第 8 号、安芸高田市固定資産評価員の選任の同意についての件は、同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第 9 発議第 7 号 安芸高田市議会議員定数条例の制定について

崎岡議長 日程第 9、発議第 7 号、安芸高田市議会議員定数条例の制定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

佐々木議員 議長。

崎岡議長 51 番、佐々木博君。

佐々木議員 発議第 7 号、安芸高田市議会議員定数条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

3 月 1 日合併により安芸高田市が誕生いたしました。市民の付託に応え、市議会の円滑な運営を図るため、地方自治法第 9 1 条第 1 項の規定により、安芸高田市議会議員定数 22 と定めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、以後初めてその記述を告示される一般選挙から適用するものであります。

よろしくご審議の上、何とぞ決議賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。お願いします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第 7 号、安芸高田市議会議員定数条例の制定についての件を、挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、発議第 7 号、安芸高田市議会議員定数条例の制定についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 25 号 安芸高田市民放テレビ放送難視聴解消事業

(共同受信施設設置事業) 分担金徴収条例について

崎岡議長 日程第 10、議案第 25 号、安芸高田市民放テレビ放送難視聴解消事業(共同受信施設設置事業) 分担金徴収条例についての件を議題といたしま

す。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第25号、安芸高田市民放テレビ放送難視聴解消事業(共同受信施設設置事業)分担金徴収条例でございます。本案は国、県の補助事業でございます。民放テレビ放送難視聴解消事業を実施いたしますことに伴いまして、地方自治法第224条の規定に基づき、受益者から分担金を徴収するよう条例を制定するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは安芸高田市民放テレビ放送難視聴解消事業(共同受信施設設置事業)分担金徴収条例の要点について、ご説明を申し上げます。この条例は、提案理由の説明にありましたように国、県の補助事業でございます。民放テレビ放送難視聴解消事業の実施に係る受益者の分担金について規定したものであり、分担金の額、賦課期日、徴収方法及び減免について定めたものであります。

事業の骨格でありますけども、お手許に配布しております資料をご覧いただきたいと思っております。事業主体でございますが、これは市町村が事業主体でございます。採択の基準は民放放送が1局も良好に受信できない地域に共同受信施設を設置する場合に、国、県が補助をするものとなっております。補助金及び負担金については、国が3分の1、県が6分の1、市が6分の1を負担し、受益者は残りの3分の1及び1戸あたり3万円を負担することとされています。したがって、受益者が負担する3分の1及び1戸あたり3万円について分担金条例として制定するものであります。

なお、今年度この事業は高宮町の五十貫部地区で実施することを計画しております。

以上で要点の説明を終了いたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。



討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第25号、安芸高田市民放テレビ放送難視聴解消事業(共同受信施設設置事業)分担金徴収条例についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第25号、安芸高田市民放テレビ放送難視聴解消事業(共同受信施設設置事業)分担金徴収条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第26号 安芸高田市地域振興基金条例について

崎岡議長 日程第11、議案第26号、安芸高田市地域振興基金条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第26号、議案名、安芸高田市地域振興基金条例についてでございます。本案は、6町が合併いたし、安芸高田市が発足したことに伴いまして、市民のみなさんの一体感の醸成と協働のまちづくりを推進するために基金を設置し、その運用益を活用するものでございます。その財源といたしましては、合併特例債を充てることにしており、地域振興等に資する事業に充てる場合に限っては、基金の取り崩しができることとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、安芸高田市地域振興基金条例について、要点の説明を申し上げます。

この基金は、いわゆる合併関係市町村に対しまして国が支援策として基金を設置することを求めたものでございます。この条例には積立管理の方法、運用益の使途、さらに処分、それから取り崩し等々を規定したものでございます。基金につきましては、お手許にお配りしております説明資料2ページの基金の概要をもってご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず標準基金規模でございますが、その下に算式を掲げておりますが、その算式によりまして、標準財政基金規模を決定をいたします。この標準基金規模の1.5倍、そして上限は40億円以下ということでございます。本市の場合はこの算式によって計算をし、さらに1.5倍を加えたものが33億円となります。したがって今年度の予算におきまして、この33億円を基金として、いわゆる造成をするという計画にしておるところでございます。この基金の財源でございますけれども、合併特例債が95%充当されます。なお、この合併特例債でございますが、いわゆる市町村建設計画に計上し、そして充当を予定をされております合併特例債とは別枠でこの基金が起債が借りられるということになっております。充当率は95%でございます、償還につきましては元利の70%、これを普通交付税の標準財政需要額に算入するというところでございます。

以上で、本議案の要点の説明を終了いたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第26号、安芸高田市地域振興基金条例についての件を、挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第26号、安芸高田市地域振興基金条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第27号 安芸高田市火葬場条例の一部を

改正する条例について

崎岡議長 日程第12、議案第27号、安芸高田市火葬場条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第27号、議案名が安芸高田市火葬場条例の一部を改正する条例についてでございます。本案は、安芸高田市火葬場蓬莱苑、八千代町にござ

います、に係ります霊柩車使用料を無料といたし、これまで霊柩車使用料として徴収しておりました額を、死体の火葬に係ります使用料として徴収することによって、その使用料額を向原町にございます流雲閣と同額とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当課長から要点の説明を求めます。

佐々木市民生活課長 議長。

崎岡議長 市民生活課長、佐々木亮君。

佐々木市民生活課長 はい、失礼いたします。

要点を説明させていただきます。現在八千代町にあります蓬莱苑にある霊柩車のみ使用料を取るようになっておりましたが、他の施設については霊柩車がございしますが、使用料はもらうようになっておりません。市内で有料の霊柩車と無料の霊柩車のあることを止めまして、同じ内容を設備する向原町の流雲閣と同じ同額にする内容でございます。よろしく願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

崎岡議長 これより、議案第27号、安芸高田市火葬場条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第27号、安芸高田市火葬場条例の一部を改正する条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第28号 安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を  
改正する条例について

崎岡議長 日程第13、議案第28号、安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第28号、議案名が安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例についてでございます。本案は、少子高齢化社会に対応しつつ、乳幼児医療制度を今後とも安定的かつ持続可能な制度といたしますよう、受益と負担の関係の見直しを行ない、就学前までの乳幼児に係ります通院費の助成及び1日500円の一部負担金の導入につきまして、条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 失礼いたします。それでは議案第28号の要点説明をいたします。

お手許に配布しております説明資料、表紙をめくっていただいて4ページを出していただけたらと思います。

まず、本案はこれまで県の制度に準じまして2歳以下の外来と3歳以下の入院に対しまして、医療費の助成を行っております。さらに乳幼児の疾病の早期発見と治療の促進をよりいっそう図るため、市単独の制度といたしまして3歳の外来と就学前までの乳幼児に係る入院の医療費助成も行っております。今回先ほど市長の方から提案理由がありましたように、少子化対策の充実及び乳幼児医療制度を、今後とも安定的で持続可能な制度とするため、受益と負担の関係の見直しを図り、この度改正された県の制度に準じまして、安芸高田市においても通院費助成の就学前までの拡大と、一日500円の一部負担金の導入を行うために、条例を改正するものでございます。

なお、一部負担金を導入するにあたりましては、1ヶ月における上限日数を設けることで、受給者に無理のない範囲で負担をお願いするものでございます。条例のなかは第2条及び第4条関係にいたしましては、対象年齢の規定の整理をさせていただくということでございます。そして第6条、第7条関係は一部負担金の規定の追加でございまして、条例案の方にございます第7条一部負担金のところを追加させていただいております。

なお、施行日は本年10月1日からでございます。これは説明資料の方を見ていただきますと、今説明いたしましたように網掛けがしてあるところが従前現行ではございませんでした。それと3歳の通院のところ、市が2分の2、それから4歳から6歳の入院のところの市が2分の2というのは、市が単独で助成をしておりましたけども、今回県の改正によりまして、準じまして右側でございます改正のようにさせていただきたいということでございます。ちなみに1ヶ月当たりの上限日数ございまして、通院につきましては1ヶ月に4日。それから入院につきましては1ヶ月に14

日ということで、右側の表に書いてございますように、通院4回ということで500円の負担で2千円。それ以上の通院になりますとそれはもう負担は要りませんということでございます。要りませんいうか、公費でみますということでございます。入院につきまして14日の7千円の負担をお願いしたいということでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第28号、安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第28号、安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第29号 安芸高田市老人医療費助成条例の一部を  
改正する条例について

崎岡議長 日程第14、議案第29号、安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第29号、議案名が、安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてでございます。本案は、平成14年度に実施をされました国の医療保険制度改革に対応いたし、老人保険制度の対象年齢が70歳以上から75歳以上に変更されたことに伴いまして、老人医療費公費負担事業を段階的に廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、それでは議案第29号、安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例についての要点説明をいたします。

説明資料で次のページを出していただけたらと思います。

本案はこれまで県の制度に準じまして、住民税非課税世帯の68歳以上70歳未満の高齢者及び65歳以上68歳未満であって、住民税非課税の一人暮らし老人と認定した高齢者に対し、医療費の助成を行っております。今回先ほど市長の方からございましたように、平成14年度の国の医療保険制度改革によりまして、老人保険制度における医療給付の対象年齢が70歳以上から75歳以上に引き上げられたこと、高齢化の進展とともに老人医療費制度創設時と比較して、男女とも平均寿命が10歳近く延びていること及び介護保険制度など、高齢者に対する制度が充実してきたことを踏まえ、この度改正された県の制度に準じて安芸高田市においても、老人医療費公費負担事業の対象年齢を1歳ずつ引上げることで、段階的に廃止をするために条例改正するものでございます。条例の改正条例のなかの附則第3項関係でございますが、今回対象年齢の1歳ずつ引き上げに伴う読み替え規定の追加でございます。それと附則第4項の関係は、老人医療費助成条例の執行規定等追加したものでございます。これも施行日は本年10月1日からでございます。それで説明資料の方を見ていただきますと、趣旨、理由、背景、改正内容等につきましては、今説明のなかで入っていたと思いますが、そちらの表の方見ていただきますと16年、17年18、19、20、21、5ヶ年かけてまして年齢が1歳ずつ上がっていきますので、段階的に対象者がいなくなるという図で示されたものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第29号、安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第29号、安芸高田市老人医療費助成条例の一部を改正す

る条例についての件は、原案の通り可決されました。  
この際、11時20分まで休憩いたしたいと思います。

~~~~~

午前11時 5分 休憩  
午前11時20分 再開

~~~~~

日程第15 議案第30号 安芸高田市土地改良事業関係  
分担金徴収条例について

崎岡議長 再開します。

日程第15、議案第30号、安芸高田市土地改良事業関係分担金徴収条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第30号、安芸高田市土地改良事業関係分担金徴収条例についてでございます。本案は、安芸高田市が行います県単独事業、団体営事業、小規模崩壊地復旧事業、農地災害復旧事業、農業用地施設災害復旧事業などの土地改良関係事業につきまして、地方自治法第224条の規定に基づき、受益者から分担金を徴収し、事業を実施するよう条例を制定するものでございます。

よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 要点説明に入ります前に、大変申し訳ございませんが本議案の差し替えをお願いさせていただきたいと思っております。お手許に黄色い付箋を付けましてお配りをさせていただいたものでございます。大変申し訳ございませんが、差し替えをお願いしたいと思います。

内容につきましては、第5条分担金の減免、第5条の第2項が欠落をしておりましたので、2行を挿入をさせていただきました。申し訳ございません。

それでは議案第30号の安芸高田市土地改良事業関係分担金徴収条例の要点についてご説明を申し上げます。本件は市が行います農林水産土木事業に係ります受益者からの受益者分担金の徴収につきまして、地方自治法第224条に基づきまして定めるものでございます。県の単独事業、団体営事業、市が事業主体で行うものでございます。それから小規模崩壊地復旧事業、いわゆる山を抱えております宅地の裏の山留工等を実施する事業でございます。それから農地、あるいは農業用施設の災害復旧事業等に

係ります土地改良事業の全ての分担金について、この条例によりまして基準を定めて分担金の徴収を行うものでございます。なお、分担金の徴収割合につきましては次ページの方に3条関係ということで付けさせていただいております。県の単独事業、いわゆる単県事業でございますが、これにつきましては事業費の30%になります。団体営事業、市が事業主体で国、県の補助事業を受けて実施するものでございます。ほ場整備でありますとか、灌漑排水事業あるいは溜池等の整備でございます。これにつきましては事業費の20%以内、小規模崩壊地復旧事業につきましては事業費の25%以内、農地災害復旧事業につきましては事業費の10%以内、農業用地施設災害復旧事業については事業費の7%以内というふうに定めさせていただいております。なお、工種ごとの、それらの工種ごとの分担金の割合につきましては、第6条におきまして委任事項に基づき市長が別に定めさせていただくものでございます。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西山議員 議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 53番西山です。今までは旧町時代にこの制度があったと思うんですけども、その時と古いのはここに対照表として出ていませんので、古いのがあればお知らせ願いたいと思います。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 この条例の制定の手法につきましては、若干これまでの6町の内容によりますと手法として変わっておると思われれます。ある町につきましては、それぞれの事業ごとに分担金徴収条例としてその都度制定をされて徴収をしておる方法と、それから今回提案させていただいております、すべての分担金についてを総括して分担金徴収条例として制定をさせていただいて、徴収をしておるという二通りの方法で分担金の徴収事務処理を行っておるものでございます。今回提案させていただいた手法につきましては、後者の方で土地改良事業全て、農林水産につきまして、一括して分担金徴収条例を1本で定めまして、この条例に基づいて分担金を徴収する方法でございます。なお、現在事業実施をしておりますものを、この別表の方に上げさせていただいておりますので、またこの別表以外の事業に着手ということになりますと、一部改正によって事業を別表に追加をしていくということになるかと思いますので、よろしく願いいたします。

西山議員 議長。

崎岡議長 53番、西山登司教君。

西山議員 私がお聞きしたのはですね、これは受益者負担増になるのか、負担減になるのか、これ1点だけなんです。



清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 失礼をいたしました。負担割合につきましては、これまでの間、合併協の方で議論をしてきていただいております。一応別表で以内というような表現でさせていただいております。工種ごとには農道改良あるいは灌漑排水、溜池等の工種によりまして負担割合の設定をさせていただいております。いろいろなこれまでの間、6町の分担金の制定という状況がございます。基本的には負担割合が増とならないような方向で制定をさせていただいております。総体的にはそういうことで分担金の率を設定をさせていただいております。

以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第30号、安芸高田市土地改良事業関係分担金徴収条例についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第30号、安芸高田市土地改良事業関係分担金徴収条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第31号 安芸高田市県営土地改良事業

分担金徴収条例について

崎岡議長 日程第16、議案第31号、安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例についての件を、議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第31号、安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例でございます。本案は、広島県が実施いたします、溜池整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業等につきまして、土地改良法第91条第3項の規定に基づき、分担金を徴収いたし、事業を実施するよう条例を制定するものでございます。

よろしく審議の上、適当なる議決のお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 議案第31号の要点をご説明申し上げます。本件は、広島県が事業主体で実施をしております、いわゆる県営土地改良事業、県営溜池整備事業あるいは、ほ場整備事業等でございますが、に係ります受益者負担金の徴収について、土地改良法第91条第3項の規定により定めるものでございます。なお、負担の割合につきましては国が定めます要項により市の負担割合、受益者負担割合はそれぞれ義務負担として率が定められておりますので、率はこのそれぞれの要項に定まった率で徴収をして参るものでございます。なお、その他徴収基準といたしましては、先ほど議案第31号で議決をいただきました安芸高田市県営土地改良事業関係分担金徴収条例に基づき、徴収するものでございます。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 訂正をさせていただきます。先ほどの議案第30号に基づき、徴収するものでございます。訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

崎岡議長 質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第31号、安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第31号、安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第32号 安芸高田市市営土地改良事業の経費の

賦課徴収に関する条例について

崎岡議長 日程第17、議案第32号、安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課

徴収に関する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第32号、安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例についてでございます。本案は、安芸高田市が実施いたします土地改良事業(ほ場整備)につきまして、土地改良法第96条の4の規定に基づき、賦課金を賦課徴収いたし、事業を実施するよう条例を制定するものでございます。よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 議案第32号につきまして、要点のご説明を申し上げます。本件は市が事業主体で実施をして参ります、いわゆる団体営土地改良事業に係ります受益者からの経費の賦課徴収等についての基準について定めるものでございます。土地改良法第96条の4の規定により定めるものでございます。なお、分担金の率あるいは徴収方法等につきましては、先ほど議案第30号によります安芸高田市土地改良事業関係分担金徴収条例に基づき、徴収するものでございます。どうぞよろしお願いします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第32号、安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第32号、安芸高田市市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第33号 安芸高田市水防災対策特定河川事業

に伴う分担金徴収条例について

崎岡議長 日程第18、議案第33号、安芸高田市水防災対策特定河川事業に伴う分担金徴収条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第33号、安芸高田市水防災対策特定河川事業に伴う分担金徴収条例についてでございます。本件は、国土交通省が本市高宮町川根で実施しております、江の川の水防災対策特定河川事業に伴いまして、市が実施いたします道路等の段差修正を行う盛土工事等に要します費用につきまして、地方自治法の規定に基づき分担金を徴収するものでございます。受益者から徴収いたします分担金の額につきましては、江の川の下流におきまして同一の事業を実施されております、三次市作木の例などを参考にして勘案したものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。議案第33号の要点についてご説明をいたします。本条例は国土交通省が安芸高田市高宮町川根の栃林地区で実施しております、1級河川江の川の水防災対策特定河川事業に伴い、市が実施をいたします道路等の段差修正、これは国の方では計画洪水位までを整備し、その上に係る段差の部分でございますが、これを行うため背後地の宅地の盛土工事を要する費用につきまして、土地所有者にも一定の利益があることから、分担金を徴収したいとするものでございます。第1条でその趣旨を定めております。第3条では受益者から徴収する分担金の額を定めて、下流域において同一の事業をしております例を勘案して、盛土工事に要する経費を盛土工事を行った土地の面積で除し、25%乗じた1平方メートルあたりの額に受益者に引き渡されます面積をかけたもので得た額としております。基本的には25%ということでございます。第4条では分担金の賦課及び徴収の方法、第5条では徴収の猶予について定め、第6条では分担金の免除について定めております。なお、附則で施行期日は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑には入りません。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第33号、安芸高田市水防災対策特定河川事業に伴う分担金徴収条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第33号、安芸高田市水防災対策特定河川事業に伴う分担金徴収条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第34号 安芸高田市土地開発公社の

定款変更について

崎岡議長 日程第19、議案第34号、安芸高田市土地開発公社の定款変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第34号、安芸高田市土地開発公社の定款変更についてでございます。本案は、第1回臨時会におきましてご承認をいただいております、安芸高田市土地開発公社の定款につきまして、その一部を変更するものでございます。ご承知いただいておりますように、安芸高田市土地開発公社につきましては、合併に伴いまして業務の対象範囲が市全域となりますことから、現在の理事の定数を12名以内から16名以内へ変更させていただくよう、議会の議決を求めるとでございます。なお、この定款の変更につきましては、5月26日の安芸高田市土地開発公社理事会におきまして、ご承認をいただいております。

よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。議案第34号の要点説明を行います。本案は先ほど市長の提案理由にもございましたように、第1回臨時会において承認をいただいております安芸高田市土地開発公社の定款につきまして、一部変更をお願いするものでございます。土地開発公社につきましては、これまで旧

向原町と甲田町の資産を引き継いで業務を行っておりましたが、合併に伴い、本土地開発公社につきましても業務の対象範囲が市全体になります。これに対応するため定款第6条を改正し、現在の理事の数の定数を12名以内から16名以内に変更させていただきたく、公有地拡大の推進に関する法律に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、理事及び監事は定款第8条により市長が任命をされることとなっております。また、理事長につきましても、理事の中から同様に市長が任命されることとなっております。施行期日といたしましては、この定款は広島県知事の認可のあった日から施行することとなっております。

以上で要点説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第34号、安芸高田市土地開発公社の定款変更についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第34号、安芸高田市土地開発公社の定款変更についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第35号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の

支給に関する条例の一部を改正する条例について

崎岡議長 日程第20、議案第35号、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第35号、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。本案は、非常勤消防団員の処遇の改善を図ることを目的といたしまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が、本年4月1日付けで改正された

ことから、共済基金から市へ支払われます退職報償金が増額されましたことに伴い、安芸高田市の非常勤消防団員に係ります退職報償金の額を改定いたすものでございます。

よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

村上消防長 議長。

崎岡議長 消防長、村上紘君。

村上消防長 それでは議案35号の要点についての説明を申し上げます。議案35号の2ページの方、お開きいただきたいと思います。本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が、本年4月1日から改正されまして、共済基金から市に支払われます退職報償金が、それぞれ2千円増額されたことに伴いまして、安芸高田市の非常勤消防団員の退職報償金もそれぞれ別表にあります金額、2千円を増額改正いたすものでございます。附則につきましては、公布の日から施行することとするものでありまして、2は適用を16年の4月1日からとするものであります。なお、3につきましては、条例の適用を受けることになりました退職職員が、既に支払った退職報償金の内払いとみなすものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑には入りません。  
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第35号、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第35号、安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件は、原案の通り可決されました。

~~~~~

日程第21 議案第36号 調停を成立させることについて

崎岡議長 日程第21、議案第36号、調停を成立させることについての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第36号、調停を成立させることについてでございます。本案は、旧八千代町の住民から申し立てがありましたことについて、簡易裁判所で和解調停の作業を行って参りましたが、この度、調停条項が定まりましたことから、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡公営企業部長 議長。

崎岡議長 公営企業部長、金岡英雄君。

金岡公営企業部長 失礼をいたします。議案第36号の要点につきまして、ご説明を申し上げます。調停の申立人につきましては氏名、住所につきましては、1に記載しております安芸高田市八千代町勝田化正面1258番地勝乗定三氏でございます。調停に至る経緯につきましては、旧八千代町において、勝乗氏所有の土地の一部に昭和46年当時に施工された町水道管が埋設されているとの申し出がございました。町は里道に埋設していると理解しておりましたが、その後の調査で勝乗氏の土地に埋設していることが判明しました。これに対し、勝乗氏からこれに係る部分の使用料の請求がなされ、その後市と採算協議を重ねて参りましたが合意に至らず、最終的に平成16年2月12日に勝乗氏が可部簡易裁判所に調停の申し立てをされたものでございます。調停につきましては、平成16年2月27日及び3月18日に可部簡易裁判所において、民事調停員3名によって行われましたが、この度その調停事項が定まりましたので、地方自治法の規定により調停の成立をさせることについて議会の議決を求めるものでございます。2の調停の内容といたしましては(1)から(6)までの調停条項からなり、(1)は安芸高田市の支払義務を認めたもので、水道管の占用期間について勝乗氏の陳述により調停員の3人の判断は、20年が妥当であるとのこととございましたので、これに基づき昭和58年4月1日から平成15年3月31日までの20年間の分の占用使用料を支払うこととしたものでございます。使用料につきましては、料金でございますが、旧八千代町役場前の公共用地の借り上げを単価を参考に、場所、形状の違いから、この単価の7割程度が妥当であるとの判断に基づき、これにより1平方メートル当たりの単価を年260円と決め、これに基づき算出したものでございます。なお、占用の面積は50平米で、年間としまして1万3千円となり、これの20年間ということと26万円となっております。(2)は調停後の使



用料、金利の支払期間、方法を明記したもので、本調停成立後2週間以内に勝乗氏に持参または送金することとなっております。(3)は現在埋設してあります水道管についてでございますが、これを移設するまでの賃貸借条件について記したものでございます。賃貸借期間としましては、占用期間が終了した平成15年4月1日から水道管移設工事が完了するまでとの判断から、使用料の算出と同様の単価に基づき計算をしておりますが、使用面積につきましては工事で使用する面積など勘案し、該当の土地全筆232平米で補正しております。したがってまして年間で6万320円でございます。また、これに伴う支払方法、期間等について明記をしております。(4)は埋設されている水道管を本調停成立後1ヶ月以内に移設することを明記しております。(5)は当事者双方は、本調停事項に定める他、何ら債権債務がないことを明記しております。(6)は調停費用は各自が負担することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑にはいりません。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより、議案第36号、調停を成立させることについての件を挙手により採決いたします。

本件は、原案の通り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第36号、調停を成立させることについての件は、原案の通り可決されました。

この際、13時まで休憩をいたします。

ご苦労さんでした。

~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

日程第22 市長施政方針

崎岡議長 再開をいたします。

日程第22、市長施政方針。ここで市長の施政方針について所信表明を受けます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 平成16年度安芸高田市議会6月定例会の開会にあたりまして、本会へ提出させていただきました予算案並びに諸議案の概要を説明するとともに、新生「安芸高田市」を取り巻く諸情勢につきまして、私の所信を申し述べ、議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方に一層のご理解とご支援を賜りたいと思います。

まず第1に本市を取り巻く情勢でございます。

お手許へお配りしておりますので、それに従って話をさせていただきたいと思います。

安芸高田市は、本年3月1日をもって広島県内の14番目の市として、また、平成の合併といたしましては県内で最初の新設合併によります市政施行というかたちで誕生をいたしました。これまで、旧高田郡6町におきましては、介護保険制度の運用開始にあたり県内初めての広域連合を設立いたし、その後、平成の大合併が急速に推進される中で「高田はひとつでやっていこう」という考えのもとに意思統一を図り、合併へ向けての任意協議会、さらに法定協議会を設置し、市民の皆様の深いご理解に支えられ4年間に渡って合併への協議を行って参りました。とりわけ、法定協議会委員の皆様方には、協議事項53項目について多数決での採決を行うことなく、すべて全会一致で決定をいただきましたことに対して、深く感謝を申し上げます。

今回の合併は、地方自治体の生き残りを賭けた戦略であると考えております。非常に厳しい社会、経済環境の中ではございますが、行政の内部組織、機構や外部団体の見直しなどを積極的に推進し、市民の皆さんの幸せを担う安芸高田市を構築していくことが、今後、私を含めた職員全体の使命、責務であると決意を新たにしておるところでございます。

さて、我が国経済は、外需がけん引役となり、民間企業においては輸出の増加に伴います収入の改善や設備投資の増加など、ようやく明るい兆しが見え始めて来ておりますが、また、個人消費につきましても少しずつ持ち直しの動きは見られますものの、経済全体といたしましては、まだまだ不透明な部分が多い状況が続いております。

広島県におきましても、好調な輸出の伸びに支えられて生産は増加基調が続いておりますが、本市におきましては、景気の低迷に伴います地方税の減少とともに、企業の統廃合や撤退などの影響から固定資産税の大幅な減額など、引き続き安定した税収入は見込めない状況が続いているのが状況でございます。また、国の関与を縮小し、地方財政の自主性、自立性の強化を図るという地方分権の理念に沿って進められたはずの三位一体改革は、国庫補助負担金の削減に対応すべき税源移譲が不十分なまま、地方交付税や臨時財政対策債だけが大幅に削減されるなど、今後の財政運営上、極めて厳しい内容となっております。さらに、合併前の旧各町で実施されました公共事業に係ります地方債残高が累積をいたしており、その公債費

が増加傾向にあるなど、楽観を許さない厳しい財政状況が続いております。このように極めて厳しい環境の中にあつて、本市といたしましては、行財政構造改革の基本理念を常に基底として、事務事業における行政の役割分担を含めた検討を行い、より効果的で効率的な行政運営の実現に向けて努力を続けて参ります。

本年度は、まさしく安芸高田市の行財政改革元年でございます。荒海のごとく厳しい社会経済状況の中に漕ぎ出した安芸高田市の将来を、確かな展望あるものにしていくため、安芸高田市行政改革懇話会、これは仮称でございますが、を設置いたし、併せて行政内の推進体制といたしまして安芸高田市行政改革推進本部を設置し、早急の内に安芸高田市行政改革大綱及びその実施計画を策定し、より一層市民の皆様にご信頼をいただける簡素で効率的な行政運営の実現を目指して参ります。

2番目に、当面する重要課題でございます。

本市は、本年3月1日をもって安芸高田市として発足いたしましたが、2年間にわたる合併協議の中で新市建設計画にまとめていただきました事項を着実に実行して参りますことが、新市発足に際し、その任を担わせていただきます我々に課せられた課題でございます。しかしながら、合併特例債などの優遇措置があるとは申しますものの、事業実施につきましても、その裏付けとなるべき一般財源の確保など、財政的な問題もございます。当面は財政状況をにらみながら計画的に事業を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

合併後の初年度であります平成16年度におきましては、新市建設計画に基づき、次の通り各種事業を進めて参りたいと考えております。

まず、ハード事業につきましては、できる限り無駄なものをつくらないことを基本といたしますが、現在本庁舎が狭隘なため、各分庁舎に組織を分散して執務をしております。市民の皆様方に多大なご不便をかけておりますが、このことを解決する市役所第2庁舎の建設を急ぎたいと考えております。また、文化ホール、広域火葬場、また特別養護老人ホームの建設などが当面する案件でございます。

次に、道路交通網の整備でございますが、地域高規格道路東広島高田道路吉田向原間、さらに県道など、各町と市の中心部を、また、各町をつなぐ合併支援道路の位置付けをいただいております路線の整備促進、さらに国道54号可部バイパスの整備促進により、北の中国自動車道、中央の国道54号、南のJR芸備線及び県道広島三次線という大動脈と、動脈同士を繋ぐ快適な交通網の実現を目指します。

一方、ソフト事業といたしましては、ハード事業により整備をいたします交通網を含めた文化福祉の基盤の上に、住民が自ら行政と一緒に汗を流す地域振興会組織、地域自治組織でございますが、をさらに充実いたし、自治組織の代表と行政が、地域課題の解決へ向けて絶えず話し合いができるシステムの構築を最大の課題として取り組みを進めて参ります。

この他、建設計画にございます上下水道をはじめとする継続事業などに

つきましては、その事業実施に多額な経費を必要といたしますことから、常に財政状況を的確に把握いたし、無理のない範囲内で順次計画的に事業を実施し、目的を早期に達成できますように取り組みたいと考えております。なお、厳しい財政状況の中で、総合的、計画的な行政執行が強く求められておりますことから、新市建設計画を基本といたし、5年間程度を期間といたします実施計画を、今年度中に策定することとしております。

平成16年度予算編成の基本方針でございます。

昨今のわが国の経済は、景気の回復へ向けて明るい兆しが見え始めてきたとはいえ、地方においてはまだまだその兆しさえ不透明で、国税収入の減少と三位一体改革の影響から、財政環境の厳しさは改善されぬまま推移いたしております。このような状況の中で、平成16年度予算は、新市建設計画へ掲げております課題事項の早期実現へ向けて、職員一人ひとりが主体的、積極的に知恵を出し合い、適正な財源確保と経費の見直しによって、限りある財源を最大限に有効活用すべく調整をいたしました。具体的には、すべての事務事業を対象といたしまして、民間と行政との役割分担のあり方、事業目的の達成度合いや達成効果、外部委託の可能性などについて検討をいたし、事務事業ごとの優先順位の明確化を行うことにより予算の調整を行ったところでございます。しかしながら、平成16年度の予算につきましては、安芸高田市といたしまして初めての予算編成でございましたことから、とりわけ今年度につきましては、それぞれの事務事業の実施にあたりましては、さらにその内容を継続的に精査いたし、年間を通して合理的、効果的な行財政執行に努めて参りたいと考えております。

本編に移ります。

まず、パートナーシップによるまちづくりでございます。

市民が自ら行政と一緒に汗を流す地域振興会は、現在市内に32の組織が立ち上げられ、この地域自治組織をさらに育成、充実させ、この組織と行政が互いに深く連携いたしながら地域づくりを進めていくことが安芸高田市のまちづくりの基本でございます。常に地域自治組織の代表と行政が地域課題について話し合いを行うことのできるシステムづくりが当面する最大の課題です。この地域自治組織の確立へ向けては、自治振興部内へ地域振興推進員を設置いたし、本庁及び各支所に設置しております地域振興課と連携して、各地域自治組織内の人材育成や組織運営への指導、助言を行うなど、支援に努めて参ります。また、本定例会へ安芸高田市地域振興基金条例を議案として上程させていただいており、併せて地域振興助成金交付要綱及び地域振興助成金交付事務取扱要領を制定し、特色ある地域づくりなど住民活動の活性化を図って参ります。

地域の課題につきましては、誰よりも地域の方々が一番切実に感じておられます。地域自治組織の中で課題をまとめ、それを協議題とし、組織と行政が話し合いながら課題解決への方策を検討していく地域自治組織がうまく機能することが、市民の声を速やかに行政へ反映できる協働のシステムになるものと考えております。

まちづくり委員会、これは仮称でございますが、につきましては、その設置へ向けた準備委員会を早急に開催いたし、早期の条例化に向けて事前準備の取り組みを進めて参ります。また、本市におきましては、本年4月から個人情報保護条例を、また10月からは情報公開条例を施行いたしますが、行政の透明性の確保及び市民の皆様への説明責任の明確化を基本方針といたしまして、ホームページの充実をはじめ、可能な限り多様な手法を利用した、迅速でわかりやすい情報の提供、共有化の推進に努めて参りますとともに、地域懇談会の開催などきめ細かい公聴の充実にも努めて参ります。

次に、快適で賑わいのあるまちづくりの1つ、定住と交流のネットワークづくりでございます。

道路網や交通通信網の整備は、地域の一体的な発展を実現するための基盤として必要不可欠でございます。とりわけ道路網につきましては、合併支援道路といたしまして位置付けております、地域高規格道路東広島高田道路吉田向原区間、県道原田吉田線、また国道54号可部バイパスなどの早期整備へ向けて関係機関との連携、協議を促進し、広域交通ネットワークの充実を図りますとともに、各町と市の中心部を、また各町同士を結ぶ道路につきましても計画的に整備を進め、市内全体を体系的な道路網整備によって地域間交流や連携が円滑に進められるように努めて参ります。

公共交通体系の整備につきましては、JR芸備線及びJR三江線の利用促進とともに、とりわけJR芸備線につきましては、駅周辺のターミナル機能の向上や、通勤快速列車の充実などが求められております。また、効率的なバス運行の観点からバス路線の維持、再編を検討いたします。具体的には、幹線、支線の区分を行い、支線につきましては患者移送バスやスクールバスの活用、また、ジャンボタクシーの活用など、多様な運行手法を検討いたし、生活交通ネットワークの構築を目指して参ります。

情報基盤の整備につきましては、平成16年度からラスト・ワンマイルの整備手法を検討いたし、地域情報化基本計画の策定準備にとりかかります。また、先進地域との情報格差の早期是正を目指し、安芸高田広域ネットワークのより有効活用を図る方策を模索して参ります。行政業務に係ります電算化につきましては、合併時に整備ができなかったシステムについて、その必要度合いなどを精査いたし、今後計画的に構築いたして参ります。

魅力ある拠点づくりの推進でございます。

市の中心となります市庁舎につきましては、現在旧吉田町の庁舎を本庁舎とし、使用しておりますが、執務室の面積が狭隘なことから、建設部、産業振興部及び教育委員会につきましては分庁舎で、また、自治振興部及び総務部の一部は別棟において執務を行っており、市民の皆様にご不便をかけているところでございます。この問題を解消いたします第2庁舎の建設につきましては、既に計画にとりかかっているところですが、より充実した住民サービス提供の観点から、早期に実現を図りたいと考えておりま

す。

文化ホール、総合文化保健福祉施設でございますが、基本計画の策定及び具体的調査に向けて予算を計上いたしております。賑わいの場を再生、創出する商店街の活性化対策といたしまして、商工会補助金とは別枠で、商店街活性化事業及び安芸高田市産業振興機構設立補助金を計上いたしました。また、各支所の改修や統廃合によります学校跡地の活用を計画的に検討いたし、自治組織活動や生涯学習の推進など、地域拠点といたしまして機能を高め、有効利用が図られますよう順次計画的に整備に努めてまいります。

次に3番目の快適な生活環境の創出でございます。

市民の安全な日常生活を確保するため、警察など関係機関との連携を深めますとともに、交通安全運動推進隊や防犯連合会の活動を育成、支援いたし、防犯施設整備への補助制度の実施と併せ、防犯、交通安全対策の充実に努めて参ります。また、早急に安芸高田市防災会議を開催し、安芸高田市地域防災計画を策定して地域防災体制の充実強化を図り、災害に強いまちづくりを進めて参ります。

消防につきましては、旧六町の消防団組織が統合され、安芸高田市消防団として発足いたしましたことから、消防団事務を消防本部内に位置付けいたしました。今後におきましても消防本部と消防団が緊密に連携いたし、総合的な運用が図られるよう、消防体制の充実に努めて参ります。

快適な生活環境づくりを進めるための基盤となります、上水道及び下水道の整備につきましては、水道の未整備地域解消のための上水道拡張工事や簡易水道事業など、また、汚水処理事業といたしまして、特定環境保全公共下水道や農業集落排水事業など、今後とも継続して事業を行って参りますが、事業実施にあたりましては地理的条件など地域の実情を十分に勘案いたし、費用対効果の観点も併せまして、事業メニューの見直しを含めて検討を行い、総合的、計画的な実施を図って参ります。

広域火葬場、葬斎場でございますが、につきましては、市内全体を対象とする広域的施設という位置付けでございますので、まず今年度は基本構想の策定に係る予算を計上いたしております。

4番目に、水とみどりと歴史を生かした個性あるまちづくりの推進でございます。

日常生活の中で豊かな自然や歴史に親しみ、地域の誇りとして身近に触れ合うことのできるよう、自然環境の保全や施設の整備、維持管理に取り組みますとともに、市内に点在しております中世の史跡など、貴重な歴史的資源を生かし、積極的なPR活動によって市内外の人々の活発な活用を促進します。また、自然景観の保全、創造とともに、潤いのある都市景観の創造など、総合的な景観の形成へ取り組みます。

心豊かで創造性に富んだまちづくりの問題でございます。

まず第1に生涯学習社会の形成でございます。

本市における教育の推進につきましては、平成15年3月に策定されま

した、新教育戦略2-1、未来に輝く安芸高田の教育の実現を目指して教育条件の整備に努めて参ります。

学校教育につきましては、日本一のビルには、日本一の基礎がありますように、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、知、徳、体の基礎基本の徹底を重視し、取り組んで参ります。そのため、教育施設、設備の充実を計画的に進めますとともに、教育の活性化を図るため、主体的で特色ある学校づくりに対しまして、積極的な支援をして参りたいと思います。また、就学前教育につきましては、幼稚園、保育所との連携を図り、相互理解を深めながら小学校教育への円滑な接続を図って参ります。言うまでもなく、就学前教育及び学校教育は、その対象が子どもたちでございますので、家庭や地域の協力がなくては成り立たないことから、「協力して育てる」という意味におきまして「協育」をキーワードといたし、地域活動を通して大人と子どもが顔見知りになり、「子どもは邑の宝」となるよう市民総参加の教育の推進を図って参ります。高等学校等へ進学したくても、経済的な理由により就学困難な生徒には奨学金貸付制度の拡充を図って参ります。

生涯学習の推進につきましては、多様化、高度化いたしております市民の学習ニーズに応えるため、魅力ある学習プログラムの開発、子どもや青少年、成人や高齢者を対象とした講座や家庭教育などの学習機会を提供するとともに、地域の特性を生かした生涯学習システムの構築に努め、生涯学習活動を支援して参ります。また、公民館や図書館などの既存施設のネットワーク化の推進により、利便性の高いシステムづくりに努め、一層有効活用を促進して参ります。

国際化への対応につきましては、これまで取り組みを行って参りました国際交流事業の経緯を踏まえ、国際的な場において活躍することのできる人材の育成とともに、相互理解の普及を図って参ります。

情報化につきましては、高度情報化社会へ対応していくため、学校におきましては校内LANや情報機器の整備を計画的に進め、また、生涯学習施設におきましてはIT研修会を開講いたし、技能の修得を支援して参ります。

なお、成人式につきましては、安芸高田市の市民としての自覚と連帯意識を高め、市民こぞって成人を祝うため、本年度から市内1ヶ所において開催いたす予定でございます。

2番目として文化、スポーツ、レクリエーションの振興でございます。

個性豊かな地域文化の創造と市民の皆様の文化活動の振興を図るため、本市の芸術文化活動の拠点となります文化ホール、総合文化保健福祉施設につきましては、平成16年度から基本計画及び調査に係る予算を計上いたしております。とりわけ吉田地区の皆様には、新市発足以来、吉田公民館の利用など、生涯学習の活動にもご不便をかけて参りましたが、この課題につきましても早期に解決できますよう努力いたす所存でございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

本市内には豊かな歴史的文化遺産がございます。その保存活用を図ることや、神楽や田楽などの郷土芸能の保存、継承を支援いたし、歴史と伝統を生かした文化の薫り高いまちづくりを進めて参ります。

スポーツ振興につきましては、市民一人ひとりのライフステージに応じた体力づくり、健康づくりの活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの育成支援をはじめ、サッカー、カヌー、ハンドボールをはじめとする特色あるスポーツへの助成、各種スポーツ大会の開催などを通してスポーツの普及と推進に努めます。現在、吉田町西浦地区への屋内温水プールの建設を進めておりますが、既存スポーツ施設との併用により、市民の健康増進施設といたしまして有効利用を図って参ります。さらに、J1リーグ、サンフレッチェ広島や湧永製薬ハンドボール部など、本市をマザータウンとして活動の本拠地を置いておりますスポーツクラブのますますの活躍へ向け、地域ぐるみで応援活動を推進して参ります。

次に、人と環境にやさしいまちづくりの第1の項、人権が大切にされる地域社会の創造でございます。

すべての市民の基本的な人権が保障される、差別のない、人権が尊重される社会を実現していくことが、まちづくりの基本でございます。本市におきましては、市民部へ設置をいたしております人権推進課が人権啓発事業の中心を担うことといたしますが、人権啓発の実施にあたりましては、すべての市職員があらゆる機会をとおして、市民の一人ひとりがお互いを正しく理解し合い、互いの人権を認め合うことができるよう、あらゆる人権問題の解決へ向けて啓発を推進することといたしております。また、人権会館におきましては、人権相談会の開催など人権擁護活動を実施して参ります。

2番目に、保健、医療、福祉のネットワークづくりでございます。

地域を基礎とした保健、医療、福祉の総合ネットワークによる安心生活づくりを基本目標といたし、日々多様化、高度化いたしております市民の皆様からの要望に対応していくため、高度情報通信を活用した情報ネットワーク化を図り、保健、医療、福祉が連携した地域ケアシステムの構築を図って参ります。医療への要望に対しましては、JA吉田総合病院を中核といたしまして地域医療の充実へ向けて、地域診療所も含めた、かかりつけ医、かかりつけ歯科医システムの構築とともに、医療機関相互の連携システムなどの充実を図って参ります。また、救急医療への対応につきましては、体系的な救急医療体制といたしまして、応急措置、移送体制を充実いたし、迅速な救急医療の確保に努めて参ります。

現在、保健指導や福祉相談などの拠点施設となります総合文化保健福祉施設の整備を計画中であり、将来的にはこの拠点施設と各支所、保健センターなど既存施設のネットワーク化を行い、バランスのとれた保健福祉サービスを提供いたしたいと考えております。また、総合検診や人間ドックの受信を奨励するなど、市民の皆様が生涯をとおして健やかに暮らすことができるよう、総合的な健康づくり施策を推進して参ります。



3番目に社会全体で支える福祉の充実でございます。

市民の相互扶助を基本といたし、安芸高田市社会福祉協議会など関係機関との連携のもとに、地域実態に応じたきめ細やかな地域福祉体制の確立に努めて参ります。

公的福祉サービスにつきましては、介護保険事業計画に基づいて施設等の整備水準の充実を図って参ります。また、在宅生活を支える介護予防事業などの充実を図り、地域生活を支援する体制の整備を進めて参りますとともに、来年4月に統合を予定しておりますシルバー人材センターへの支援を今後も引続いて行い、高齢者の社会参加や生きがい対策を推進して参ります。また、市内に存在しております障害者福祉施設等と連携をいたしながら、障害者の自立と社会参加を実現する生活支援、福祉サービスを推進して参ります。なお、今後公共性の高いあらゆる施設の整備にあたりましては、すべての人が利用しやすい、人にやさしいユニバーサルデザインの考え方を基本といたしますとともに、既存施設につきましてもバリアフリー化に努めてまいりたいと考えております。

4番目に、子どもや女性が生き生きと活動する環境づくりでございます。

男女がその性別にとらわれることなく、人として一人ひとりの個性と能力を發揮できる社会の中で正当に評価され、対等に社会的責任を担うことのできる男女共同参画社会の実現をめざして平成17年度を目標として男女共同参画社会推進計画の策定準備を進めますとともに、共同参画ができる機会の確保や、能力を發揮できる環境づくりに努めて参ります。

少子化対策といたしましては、保護者の就労と子育てを両立していただけるよう、保育時間の延長などの保育サービスの充実を図りますとともに、核家族化などにより子育てについて相談する相手がなく、在宅乳幼児の育児に悩みを持っておられる保護者などの子育て支援、また児童館や放課後児童保育などの施策を実施いたします。また、青少年健全育成計画につきましては、平成18年度を目標に、ただ今策定準備をしているところでございますが、家庭、学校、地域が三位一体となって、地域社会全体で支える総合的な施策展開を図って参りたいと考えております。

5番目に、環境との共生でございます。

環境問題につきましては、行政自らが環境保全に関する取り組みを率先して取り組みますとともに、市民や事業者の環境保全活動への支援などを行って参ります。また、循環型社会の実現を目指して、総体的なゴミ処理体制の整備を図ります。具体的には生ゴミ処理機設置補助事業、資源ゴミ回収奨励金交付事業、ゴミ収集ステーション設置補助事業につきましては、全市内へ拡充することといたしました。家畜の排せつ物につきましても、リサイクル処理施設を整備いたし、堆肥の生産とともに、その利用を推進いたし、循環型農業の実現を目指して参ります。

多彩な生産と交流のまちづくりでございます。

その第1として、農林水産業の再生でございます。

農業は、安芸高田市における基幹産業でございます。一層円滑な農業振興施策の推進を目的といたしまして、本年度から全市域へ地区農業推進班長を設置いたしました。が、「人が輝く、ものが輝く、地域が輝く高田農業」を基本目標といたします。高田郡広域農業振興計画に基づき、農業協同組合など関係機関と連携、協力をいたしながら総合的な農業振興に努めて参ります。具体的には、生産コストの低減や生産力の向上、多面的機能を生かすような生産基盤の整備を進め、地域営農の確立、農地の流動化や農作業受委託、有害鳥獣被害対策を通じた地域ぐるみの農地保全などの取り組みを促進いたしますとともに、農業経営者の育成や新技術の導入などへ支援をいたして参ります。また、産業振興部内に設置いたしました地域営農課におきまして、農業経営の指導、育成、地域営農の担い手の育成や、特産品開発などの農業振興施策をこれまで以上に推進して参りますとともに、現在の農林業振興公社を包括した、農業振興センター設置へ向けて準備をいたして参ります。また、市内で生産されます農産物の販路を拡大いたし、安定的な供給先を確保する観点から、農産物加工処理施設、これ仮称でございますが、の建設へ向けて調査にとりかかります。

林業につきましては、平成17年度の森林総合計画策定へ向けて準備作業をいたしておりますが、高田郡森林組合と連携をいたしながら、計画的、総合的な森林整備事業の推進に取り組みますとともに、林道整備事業などにつきましても、自然環境の保全に配慮した取り組みを進めて参ります。

水産業につきましては、まず市民の皆様との協働によって河川環境の保全に努め、魅力ある河川環境の整備を進めますとともに、漁業協同組合への支援を行い、水産資源の維持増大を図って参ります。

2番目に、商工業の振興でございます。

地域経済の活性化を目指して、商工会への支援を行いますとともに、商工会と連携し中小地場産業の育成を図って参ります。小売業につきましては、商店街の再生を図り、賑わいの場の創出を目的といたしまして、平成16年度におきましては商店街活性化事業及び安芸高田市産業振興機構の設立に係ります予算を計上いたしております。イベント等、各種事業への支援を行いますとともに、人材育成の取り組みなど商店街活性化へ向けて、商業者の主体的取り組みを支援して参りたいと考えております。また、情報基盤や広域交通網の一層の整備に努め、企業誘致を図り、雇用の創出に努めて参りたいと考えております。

交流ネットワークづくりでございます。

市内各地に所在する農業、農村、自然、多彩な歴史遺産などを生かし、また市民農園などの新たな観光交流資源の開発整備や、既存施設の活用促進と併せ、そのネットワーク化を推進いたし、周遊型観光ルートの形成を図り、地域資源を多彩に活用した交流活動を推進いたします。また、これまでの各町の実績を尊重し、国内外の姉妹都市との交流を継続して推進いたし、国際感覚に優れた、国際化にも柔軟に対応できる人材を育成して参ります。

以上のことを政策の柱といたしまして、平成16年度予算案を編成しましたところ、一般会計予算総額は平成15年度の高田郡内総額と比較して7.0%増加し、257億7千400万円となりました。この主な増加要因といたしましては、福祉事務所開設に伴います事業費等の増加によります民生費、地域振興基金の造成に係ります総務費、簡易水道事業や浄化槽整備事業の実施に伴います衛生費、また、借換債の借り入れに伴います公債費の増などがございます。これに対します財源の主なものといたしましては、市税31億3千914万5千円、地方交付税87億6千100万円、国県支出金31億2千775万3千円、市債が72億8千30万円などを充当いたしております。

特別会計予算といたしましては、国民健康保険特別会計が30億1千6万2千円、老人保健特別会計が56億9千391万1千円、介護保険特別会計が28億8千769万4千円、公共下水道事業特別会計が5億2千787万2千円、特定環境保全公共下水道事業特別会計が8億8千800万3千円、農業集落排水事業特別会計が9億5千241万6千円、浄化槽整備事業特別会計が3億4千117万1千円、コミュニティ・プラント整備事業特別会計が1億3千797万2千円、簡易水道事業特別会計18億5千165万8千円、飲料水供給事業特別会計が661万円でございます。

水道事業会計予算といたしましては、第3条予算が2億9千605万3千円、第4条予算3億5千489万1千円でございます。

どうぞ、慎重にご審議をいただき、適切なるご議決をいただきますように、お願いをいたしまして、私の施政方針にさせていただきます。ありがとうございました。

崎岡議長 これをもって所信表明を終わります。

~~~~~

- 日程第23 議案第37号 平成16年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第24 議案第38号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第39号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第26 議案第40号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第41号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業  
特別会計予算
- 日程第28 議案第42号 平成16年度安芸高田市特定環境保全  
公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第43号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業  
特別会計予算
- 日程第30 議案第44号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業  
特別会計予算
- 日程第31 議案第45号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント  
整備事業特別会計予算
- 日程第32 議案第46号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第47号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業

特別会計予算

日程第34 議案第48号 平成16年度安芸高田市水道事業会計予算

崎岡議長 この際、日程第23、議案第37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算から、日程第34、議案第48号、平成16年度安芸高田市水道事業会計予算の件まで、12件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算でございます。

提案理由の説明を申し上げます。本案は、平成16年度安芸高田市一般会計予算を調整いたしましたので、議会へ上程し、議決をお願いする案件でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ257億7千400万円でございます。債務負担行為につきましては5件で、その限度額の合計額を10億4千908万4千円と定めたものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を72億8千30万円と定めております。また、一時借入金につきましては、借入限度額を30億円と定めたものでございます。

以上よろしくご審議の上、適当なる議決をいただきますように、お願い申し上げます。

続きまして、議案第38号の概要説明でございます。

平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算でございます。本案は、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億1千6万2千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案39号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算の概要説明を申し上げます。本案は、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9千391万1千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

続きまして議案の第40号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計の予算でございます。本案は、平成16年度介護保険特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億8千769万4千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものでございます。

続きまして、議案第41号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算の概要説明を申し上げます。本案は平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計に係ります予算について、議会の議決をお願いするもので、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2千787万2千円とするものでございます。地方債の借り入れにつきましては、その限度額を8千910万円と定めるものでございます。

続きまして、議案第42号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計の概要説明を申し上げます。本案は、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計に係ります予算について、議会の議決をお願いするものでございまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8千800万3千円とするものでございます。債務負担行為といたしましては、八千代町における施設の建設工事委託に関する日本下水道事業団との基本協定を平成19年度までの4年間とし、その限度額を7億9千200万円とするものでございます。地方債の借り入れにつきましては、その借入限度額を1億2千400万円とするものでございます。

続きまして、議案第43号でございます。平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の概要説明でございます。本案は、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計に係ります予算について、議会の議決をお願いするもので、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5千241万6千円にするものでございます。債務負担行為といたしまして、向原町の施設改修事業を平成17年度までの2年間とし、その限度額を2億833万円とするものでございます。

次に、議案第44号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算でございます。本案は、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計に係ります予算について、議会の議決をお願いするものでございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4千117万1千円とするものでございます。地方債の借り入れにつきましては、その限度額を6千710万円とするものでございます。

次に、議案第45号、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の概要説明をいたします。本案は、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計に係ります予算について、議会の議決をお願いするものでございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1億3千797万2千円とするものでございます。債務負担行為といたしまして、甲田町の処理施設建設を平成17年度までの2年間とし、その限度額を7千464万円とするものでございます。地方債の借り入れにつきましては、その限度額を3千750万円とするものでございます。

次に、議案46号でございます。

平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算についてでございます。本案も同様に平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計に係ります予算について、議会の議決をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5千165万8千円とするものでございます。地方債につきましては借入限度額を4億3千430万円と定め、一時借入金の借入限度額を15億円と定めるものでございます。

次に、議案第47号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算についてでございます。本案も同様に、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計に係ります予算について、議会の議決をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ661万円

とするものでございます。

続きまして、議案48号、平成16年度安芸高田市水道事業会計予算についてでございます。本案は平成16年度安芸高田市水道事業会計に係ります予算について、議会の議決をお願いするものでございます。予算第3条は、水道事業の経営活動に伴い発生すると予定される収益と、これに対応する費用を計上したものでございます。収益的収入及び支出の予定額を2億9千605万3千円とするものでございます。次に予算第4条は、施設の整備拡充等の建設改良費と建設改良に要する資金の予定額で、資本的収入の予定額を2億5千166万7千円。資本的支出の予定額を3億5千489万1千円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億322万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額404万1千円。過年度分の損益勘定留保資金2千46万1千円、当年度分損益勘定留保金6千921万6千円及び繰越利益剰余金処分額950万6千円で補填するものでございます。

次に予算5条に定める企業債の限度額を6千20万円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をお願いを申し上げまして、概要説明を終わります。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、14時15分まで休憩をいたします。

~~~~~  
午後1時57分 休憩  
午後2時15分 再開  
~~~~~

崎岡議長 再開いたします。  
この際、各担当部長から順次要点説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは議案第37号につきまして、要点のご説明を申し上げます。

平成16年度安芸高田市一般会計予算でございます。お手許の方にグリーン予算書並びに予算に関する説明書、それと先日来一緒にですね、配布をさせていただいております、平成16年度安芸高田市歳入歳出予算資料、この2点ですね、ご説明をさせていただきたいと思っております。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ257億7千400万円と定めるものでございます。2項の歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算によりましてご説明をさせていただきたいと思っております。債務負担行為につきましては、第2表によります債務負担行為。また地方債によりましては、地方債の目的、また限度額、起債の方法、利率、償還の方法は第3表に掲げております。一時借入金につきましては最高額を30億円と定めるものでございます。

それではまず2ページをお開き願いたいと思っております。

第1表の歳入歳出予算概要につきまして、予算につきましてご説明をさせていただきます。

まず1款の市税でございますが、31億3千914万5千円でございます。1項の市民税につきましては10億8千628万5千円、固定資産税17億7千45万円、軽自動車税8千741万円。4項の市町村たばこ税1億6千800万円、5入湯税2千700万円でございます。

2款の地方譲与税でございますが、1項の所得譲与税5千764万4千円、2項の自動車重量譲与税1億9千234万8千円。3項の地方道路譲与税5千869万円でございます。

続きまして、3款の利子割交付金でございます。1項の利子割交付金で2千509万8千円でございます。

4款配当割交付金、1項の配当割交付金につきましては394万7千円でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金、1項の株式等の譲渡所得割交付金につきましては53万8千円でございます。

続きまして、6款地方消費税交付金、1項の地方消費税交付金につきましては3億2千221万7千円でございます。

7款のゴルフ場利用税交付金、1項につきましてゴルフ場利用税交付金5千750万円でございます。

8款自動車取得税交付金、1項の自動車取得税交付金につきましては1億4千485万9千円でございます。

9款の地方特例交付金、1項の地方特例交付金1億1千128万3千円でございます。

10款の地方交付税、1項の地方交付税でございますが87億6千100万円でございます。

11款の1項の交通安全対策特別交付金702万3千円でございます。

12款の分担金及び負担金、1項の分担金5千656万4千円でございます。2項の負担金2億4千495万4千円でございます。

13款の使用料及び手数料でございます。1項の使用料につきましては4億1千700万3千円でございます。2項の手数料につきましては1億5千739万3千円でございます。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金につきましては8億7千886万8千円でございます。2項の国庫補助金3億5千34万9千円。3項の委託金794万円でございます。

続きまして15款県支出金でございます。1項の県負担金1億2千206万8千円。2項の県補助金につきましては16億8千75万1千円。3項の委託金につきましては8千777万7千円でございます。

16款の財産収入でございます。財産運用収入4千158万円。2項の財産売払収入といたしまして2千円。

17款の寄附金、1項の寄附金1千円でございます。

18款繰入金といたしまして、1項の特別会計繰入金といたしまして6

千円。2項の財産区の繰入金といたしまして4万6千円。3の基金繰入金といたしまして9億6千840万1千円でございます。

19款の次の次ページ、4ページをお願いしたいんですが、1項の繰越金3億円でございます。

20款の諸収入でございます。1項の延滞金、加算金及び過料といたしまして50万2千円でございます。2項の市預金利子といたしまして2万1千円、3の貸付金元利収入といたしまして6千744万8千円、4の受託事業収入といたしまして1万4千円、5項の雑入といたしまして2億3千72万円。

21款市債でございます。1項の市債につきましては72億8千30万円を計上いたします。

歳入合計といたしましては257億7千400万円の歳入合計でございます。

続きまして歳出でございます。

1款の議会費でございます。1項の議会費2億8千863万8千円でございます。

2款の総務費で、1項の総務管理費といたしまして57億8千564万4千円でございます。2の徴税費といたしまして1億9千688万5千円、3項の戸籍住民基本台帳費といたしまして2億6千71万円でございます。4項の選挙費といたしまして1億3千54万4千円、5項の統計調査費といたしまして3千767万4千円、6項の監査委員費といたしまして2千671万5千円でございます。

3款の民生費でございます。1項の社会福祉費でございます。社会福祉費で30億5千226万6千円、2項の児童福祉費といたしまして10億6千267万8千円、3項といたしまして生活保護費といたしまして4億6千320万9千円、4項の災害救助費といたしまして7千円。計の民生費45億7千816万円でございます。

4款の衛生費でございます。1項の保健衛生費といたしまして14億899万9千円、2項の清掃費といたしまして6億4千424万4千円。衛生費の款合計といたしまして20億5千324万3千円でございます。

続きまして、5款の労働費、1の労働諸費といたしまして1千800万円でございます。

6款の農林水産業費、1の農業費21億7千921万1千円、2の林業費といたしまして2億9千325万9千円。3項の水産業費といたしまして130万1千円。農林水産業費の計といたしまして24億7千377万1千円でございます。

7款の商工費でございますが、1項の商工費といたしまして1億1千309万7千円を計上いたしております。

8款の土木費でございます。6ページをお開き願いたいと思います。1項の土木管理費といたしまして2億3千203万円でございます。2項の道路橋梁費といたしまして11億7千357万9千円、3項の河川費2千



9 3 2 万円でございます。4 項の都市計画費 7 億 1 千 6 4 5 万 3 千円、5 項の住宅費 6 千 7 5 8 万 3 千円。土木費の計といたしまして 2 2 億 1 千 8 9 6 万 5 千円でございます。

続きまして、9 款の消防費でございます。1 項の消防費といたしまして 6 億 5 千 7 4 9 万 5 千円でございます。

1 0 款の教育費でございます。1 項の教育総務費 2 億 1 千 8 9 2 万 8 千円、2 項の小学校費といたしまして 2 億 7 千 6 9 3 万 6 千円、3 項の中学校費 1 億 5 千 7 6 8 万 1 千円でございます。4 項の幼稚園費 3 千 1 4 8 万 8 千円、5 項の社会教育費といたしまして 4 億 9 千 5 6 9 万 1 千円、6 項の保健体育費といたしまして 9 億 1 千 2 0 7 万円。教育費といたしまして 2 0 億 9 千 2 7 9 万 4 千円でございます。

1 1 款の災害復旧費でございます。1 の農林水産施設災害復旧費といたしまして 2 9 1 万円、2 項の土木施設災害復旧費といたしまして 4 千円。災害復旧費の計といたしまして 2 9 1 万 4 千円でございます。

1 2 款の公債費、1 項の公債費でございますが 4 7 億 1 千 4 1 5 万円。

1 3 の諸支出金、1 の普通財産取得費といたしまして 9 千 4 6 0 万 1 千円。

1 4 款予備費、1 項の予備費といたしまして 3 千万円でございます。

計、歳出合計といたしまして 2 5 7 億 7 千 4 0 0 万円の歳出予算の規模でございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

第 2 表の債務負担行為の限度額でございますが、第 1 次の情報パソコン整備費用といたしまして、今年度から平成 2 0 年度まで限度額 1 千 6 4 6 万 7 千円。第 2 次の電算システムのソフト開発費用といたしまして、今年度から平成 2 1 年度までで 4 千 5 0 5 万 3 千円。特別養護老人ホーム建設事業といたしまして、今年度より 1 7 年度で 9 億 4 千 7 5 万円でございます。教育用情報パソコン整備費用といたしまして、1 6 年度から 2 0 年度までで 6 8 1 万 4 千円の限度額でございます。法定外の公共物譲与申請業務委託費といたしまして、1 6、1 7 年度で 4 千万円の限度額を定めたものでございます。

次ページの 8 ページをお願いいたします。

第 3 表の地方債でございます。市債の借入限度額を総務事業といたしまして 3 1 億 4 千 7 7 0 万円、民生事業といたしまして 2 億 3 0 0 万円、農林水産業といたしまして 4 億 2 千 2 4 0 万円、土木事業といたしまして 6 億 8 千 1 4 0 万円、消防事業といたしまして 2 千 4 1 0 万円、教育事業といたしまして 2 億 2 千 5 0 0 万円、臨時財政対策債といたしまして 1 0 億 7 千 9 9 0 万円、減税補填債といたしまして 5 億 8 千 6 6 0 万円、特別会計の繰出債といたしまして 8 億 6 千 1 9 0 万円、一般会計出資債といたしまして 4 千 8 3 0 万円。計 7 2 億 8 千 3 0 万円の起債の借入限度額を定めたものでございます。

事項 1 0 ページより、歳入歳出予算事項別説明書につきましては、予算

に関する説明書として提示をさせていただいておりますので、ご一読の方  
お願いしたいと思っております。

それでは平成16年度の歳入歳出予算資料に基づきましてですね、細かい  
数字になろうかと思いますが、少しご説明をさせていただきたいと思っ  
ております。

まず1枚はぐっていただいて、1ページでございます。

本会の予算につきましては、3月1日の合併に伴いまして前年度予算の  
対比が1ヶ月分の対比として計上させていただいております。3月分だけ  
の予算としてですね、前年度の数字を上げさせていただいております関係  
で、非常に対比するのがですね、難しいという状況もあるんですが、今回  
資料を作らせていただいておりますのは、各旧6町ですね、予算とどの  
ようになっているかという内容をですね、ここでご説明をさせていただき  
たいと思っております。

まず一般会計でございますが、本予算257億7千400万円ござい  
ます。旧町の予算に比較いたしまして16億9千711万1千円ござい  
ます。その右に、旧6町の15年度の当初予算を計上させていただいてお  
りますが、240億7千688万9千円ということで、非常に12年度か  
らですね、各旧町におかれましては、非常に事業をですね、活発化のなか  
で予算計上され、事業実施されてきております。そういう関係で非常に予  
算規模も大きくなっているのが現状ではなかろうかというように思っ  
ております。一般会計の対15年度と比べさせていただきますと7.0%の  
伸びで、今年度の一般会計予算を計上していただいておりますのでござい  
ます。一般会計と特別会計の関係も繰入、繰出等の関係もございまして、  
併せてちょっとご説明させていただきますが、10の特別会計がございま  
す。10の特別会計が162億9千736万9千円でございます。旧町村  
のですね、各町の15年度の当初予算が156億984万4千円で、対伸  
び率といたしまして4.4%の増になっております。新規にですね、今年  
度より事業実施されておりますコミュニティ・プラント整備特別会計につ  
きましては、新規の今年度16年度からの新予算になっております。この  
関係も大分こうした公共下水道事業等のですね、特別会計に伴います予算  
も、旧町からの継続的な事業そのもの等がですね、多額に入っておるとい  
うこと等でございまして、一般会計と特別会計合わせさせていただきますと、  
420億7千136万9千円。対当初予算15年度の旧町のですね、当初  
予算と比べますと23億8千463万6千円の平均的な6.0%の伸びに  
なろうかと思っております。公営企業につきましては、そこに提示させて  
いただいております6億5千94万4千円で、対旧吉田、旧甲田分の総計  
からいきますと11.7%減の予算計上をみておりますが、これは多少事  
業費等のですね、関係で減になっております。

続きまして2ページをお開き願いたいと思っております。

平成16年度のこうした歳入におきます一般会計の予算をみさせてい  
ただきますと、非常に一般財源に伴います税収等のですね、非常に減額の

なかたちのものが多くみられております。旧町の6町のですね、税等に関しましても今年度は2億4千75万8千円という税額の減をみさせていただいておるところでございます。大体、市税からですね、市債までを見させていただきますのに、大体一般財源に相当するところの部分ですね、非常に減額要因を見とる状況でございます。それと非常にこの収入の見方がですね、対前年度と対しての伸び率というものが非常に不明確な点があるわけですね。各旧町村の状態の歳入でありますので、それを市という位置付けにしますと非常に伸び率等勘案するのに難しいというところがございます。特別交付税等につきましてはですね、国において一括計上するというので県の方がその積算的な事務ということは作業しませんので、我々がデータのものをですね、取り入れるのに非常に苦慮したような状況もあるわけですが、交付税等につきましては当然福祉事務所、また合併に伴います特別交付税、そういうことの順序をですね、勘案させていただいて、今回計上させていただいておるところでございます。それと主たる地方債につきましては増額でございますが、地方債につきましては、今回基金の地域振興基金という基金をですね、創設させていただいた関係で、33億円の予算計上しておりますが、この95%分をですね、この市債の方の合併特例債の方で借り入れを行っております。そういう関係で借り入れ等も多く上がってきておるのが現状だろうと思っております。

次に3ページをお願いします。

この16年度一般会計の目的別にちょっと整理したものでありますので、参考的に見ていただきたいと思います。のところは大体出ておりますけども、プラスで出てるというところにつきましては多少、先ほど言っております33億の計上、総務費に計上しておりますとかですね、その福祉事務所の開設に伴いまして、福祉に関わる事務がそれぞれの款に計上されています。そういう状況のなかで増額の傾向にきております。それと公債費につきましても、対旧6町との比べますとですね、多額的に計上があるわけですが、どちらにしましても旧町の時にですね、継続事業の申請を各町で行っていただいております。道路の新設、また公共下水道、上水道、そういうのをですね、申請をしていただいております。内示はですね、安芸高田市一本できている関係で、非常に継続事業の増額、また特別会計等の繰り出し、そういう繰出金等の関係につきましては公債費等の財源をですね、充当をさせていただいております。特別会計の繰出金の借り入れにつきましても、この47億1千415万円の中には、8億6千190万円という各特別会計に対する繰出金をですね、一般会計が繰り出すものを借り入れておりますという状況のなかでございますので、一応こうした公債費等が増額になっておるのではなからうかと思っております。

続きまして、4ページでございます。

このことは性質別に分類をさせていただいたものでございます。一般会計を性質別に分類をさせていただいております。これは各節のですね、積み上げたものですね。それと皆さん方のお手許の方に円グラフで届いてお

と思うんですが、この性質別をより詳しく性質別に整理したものがこの円グラフになるかと思っております。人件費から人権扶助費、公債費というのが義務的経費でございますので、そういう経費の分類方法、またこれがですね、平成16年度こういう分類をしておりますけども、平成15年度と対比することが非常にできない。まだ15年度の決算はしていません関係で、対比ができませんので、16年度分の状況だけこれで参考的に見ていただきたいと思っております。

5ページからは一般会計と特別会計で性質別に計上させていただいております。報酬から2の給料、非常にこの予算に関わります257億7千400万円の一般会計からですね、10の特別会計までをプラスしたものが、この性質別の内容でございます。

それと6ページにつきましては、一般会計に行われます款の財源内訳を明記をさせていただいております。歳出予算に伴います充当の財源をここに明記をさせていただいております。

続きまして16年度に7ページをお開き願いたいと思っております。この7ページから記述させていただいたものにつきましては、一般会計の目的別の事務事業を抜粋したものでございます。先ほど款項の中で予算説明をさせていただきましたが、基本的には目からの事務事業を大きいものだけを抜粋をさせていただいておりますので、7ページ、8ページ、9ページまでの教育までを参考に見ていただきたいと思っております。大体この事務事業を見ていただきますと、款の中にですね、主たる事業が予算計上してあるということでございます。今回の予算につきましては、事業別予算を基本に予算編成させていただいております関係で、事業費に基づいてこの予算書を作成いたしておりますので、例えば道路でありますと、何々路線というような路線名は掲げておりません。国庫補助事業とか単独事業、そういうようなですね、事業別予算というものの編成をさせていただいておりますので、この資料等に基づいてですね、ご参考にしていただきたいと思っております。

以上で平成16年度の安芸高田市歳入歳出の一般会計に伴います予算の概要を終わります。よろしくお願いたします。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 それでは、議案第38号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の要点の説明、ページ数として105ページをお開き下さい。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億1千6万2千円でございます。それと一時借入金の最高額は7億円と定めさせていただくものでございます。

106ページをお開き下さい。

まず歳入でございますが、1款国民健康保険税8億1千707万9千円でございます。

2款使用料及び手数料1千円。

3 款国庫支出金、1 項 2 項合わせまして 9 億 7 千 5 7 0 万 5 千円でございます。

4 款県支出金 1 千 1 7 6 万 6 千円。

5 款療養給付費等交付金 7 億 3 千 3 7 9 万 8 千円。

6 款連合会支出金 1 千円。

7 款共同事業交付金といたしまして 4 千 7 0 6 万 5 千円。

8 款財産収入 3 0 2 万 8 千円。

9 款繰入金、1 項 2 項合わせまして 4 億 2 千 1 6 0 万 7 千円。

1 0 款繰越金 2 千円。

1 1 款諸収入 3 千円。合計で 3 0 億 1 千 6 万 2 千円でございます。

1 0 8 ページをお開き下さい。

歳出でございますが、1 款総務費、項の方は省略させていただいて 6 千 5 4 9 万 5 千円。

2 款保険給付費 1 8 億 9 千 3 4 1 万 8 千円。

3 款老人保健拠出金 7 億 7 千 3 1 9 万 6 千円。

4 款介護納付金 1 億 4 千 5 4 7 万 3 千円。

5 款共同事業拠出金 4 千 7 0 6 万 5 千円。

6 款保健事業費 2 千 2 万 1 千円。

7 款基金積立金 3 0 2 万 9 千円。

8 款公債費 3 5 0 万円。

9 款諸支出金 2 0 6 万 2 千円。

1 0 款予備費 5 千 6 8 0 万 3 千円。歳出合計 3 0 億 1 千 6 万 2 千円でございます。

1 0 6 ページの方の歳入で 1 1 款諸収入でございますが 1 万円。先ほど 3 千円と言いましたが 1 万円でございます。訂正して下さい。お願いします。

続きまして、老人保健の方へ入りたいと思います。1 3 3 ページをお開き下さい。

議案第 3 9 号の平成 1 6 年度安芸高田市老人保健特別会計予算でございます。本予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 6 億 9 千 3 9 1 万 1 千円でございます。それと一時借入金の借入最高額は 5 億円と定めるものでございます。

1 3 4 ページをお開き下さい。

歳入でございます。1 款の支払基金交付金 3 4 億 2 千 3 2 4 万 9 千円。

2 款の国庫支出金 1 5 億 1 千 1 7 7 万 3 千円。

3 款県支出金 3 億 7 千 7 9 4 万 4 千円。

4 款繰入金 3 億 8 千 9 3 万 8 千円。

5 款繰越金 1 千円。

6 款雑入 6 千円。歳入合計 5 6 億 9 千 3 9 1 万 1 千円でございます。

1 3 5 ページで歳出の方へ参ります。

1 款医療諸費 5 6 億 9 千 9 0 万 8 千円。

2 款公債費 2 0 0 万円。  
3 款諸支出金 3 千円。  
4 款予備費 1 0 0 万円。歳出合計 5 6 億 9 千 3 9 1 万 1 千円でございます。

続いて介護保険の方へ参ります。1 4 3 ページをお開き下さい。

議案第 4 0 号の平成 1 6 年度安芸高田市介護保険特別会計予算でございます。本予算総額歳入歳出それぞれ 2 8 億 8 千 7 6 9 万 4 千円。一時借入金といたしまして、最高額は 1 億円と定めるものでございます。

1 4 4 ページの歳入でございますが、1 款保険料 4 億 6 2 9 万円。

3 款使用料及び手数料 1 千円。

4 款国庫支出金 8 億 4 5 6 万 2 千円。

5 款支払基金交付金 9 億 1 千 2 6 5 万 6 千円。

6 款県支出金 3 億 5 千 6 5 0 万 7 千円。

7 款財産収入 6 万円。

8 款寄附金 1 千円。

9 款繰入金 4 億 2 6 0 万 1 千円。

1 0 款繰越金 5 0 0 万円。

1 1 款諸収入 1 万 6 千円。歳入合計といたしまして 2 8 億 8 千 7 6 9 万 4 千円でございます。

次のページの歳出で 1 款総務費 3 千 3 7 7 万 7 千円。

2 款保険給付費 2 8 億 5 千 2 2 5 万 5 千円。

3 款財政安定化基金拠出金 1 千円。

4 款基金積立金 6 万円。

5 款諸支出金 6 0 万 1 千円。

6 款予備費 1 0 0 万円。歳出合計 2 8 億 8 千 7 6 9 万 4 千円でございます。以上でございます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼をいたします。議案第 4 1 号、平成 1 6 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算について要点をご説明申し上げます。

本事業は吉田町の都市計画区域を対象とした事業でございます。それでは 1 6 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算は 5 億 2 千 7 8 7 万 2 千円でございます。一時借入金の額を 3 億 2 千万円と定めております。

6 2、6 3 ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款 1、1 項分担金及び負担金 1 千 4 5 万 1 千円でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 1 千 9 1 1 万 1 千円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 9 千万円でございます。

4 県支出金、1 県補助金 3 3 0 万円でございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 2 億 9 千 3 9 0 万 9 千円でございます。

7 繰越金 1 千円でございます。

8 款諸収入、2 項雑入 2 千 2 0 0 万円でございます。

9 款市債、1 項市債 8 千 9 1 0 万円でございます。歳入合計 5 億 2 千 7 8 7 万 2 千円でございます。

それから次のページ歳出でございますが、1 総務費、1 項の総務管理費 3 千 7 6 2 万 3 千円でございます。

2 款施設費、1 項施設管理費及び 2 項施設建設費併せましたものがただいま申し上げました 3 億 8 千 3 1 7 万円でございます。

3 款公債費、1 項公債費 1 億 6 0 7 万 8 千円でございます。

4 款諸支出金は 1 千円でございます。

5 款予備費といたしまして 1 0 0 万円計上しております。

1 6 5 ページをお願いいたします。

1 6 5 ページは第 2 表地方債でございます。起債の目的でございますが、公共下水道事業で、限度額を 8 千 9 1 0 万円とさせていただいております。また節等の内容につきましては、先ほど総務部長から説明がございました 5 ページを参照にさせていただきたいと思っております。

続きまして議案第 4 2 号の要点説明、1 7 9 ページをお願いいたします。

平成 1 6 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算で、予算総額を歳入歳出それぞれ 8 億 8 千 8 0 0 万 3 千円とさせていただいております。債務負担行為を第 2 表に掲げております。一時借入金の額といたしましては 3 億円を最高額とさせていただいております。

1 8 0、1 8 1 ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、1 項分担金で 2 千 7 9 0 万 1 千円でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 項手数料併せまして 6 千 6 3 万 6 千円でございます。

3 款国庫支出金の 1 項国庫補助金で 2 億 3 千 8 6 0 万でございます。4 款県支出金、1 項県補助金 4 8 7 万 5 千円でございます。

財産収入 5 款でございますが 2 千円でございます。

6 款繰入金、1 項の他会計繰入金。2 項の基金繰入金併せまして 4 億 1 千 1 7 3 万 7 千円でございます。

7 款繰越金は 1 千円でございます。

8 款諸収入、1 項預金利子、2 項雑入でございますが、併せまして 2 千 2 5 万 1 千円でございます。

9 款市債は 1 億 2 千 4 0 0 万円でございます。

歳出でございますが、総務費、1 款総務費、1 項総務管理費が 5 千 3 7 1 万 1 千円。

2 款施設費の 1 項施設管理費及び 2 項施設管理費併せまして 6 億 3 千 4 5 9 万 6 千円でございます。

3 款公債費といたしまして 1 億 9 千 8 6 9 万 5 千円でございます。

4 款諸支出金は 1 千円でございます。

5款予備費は100万円でございます。併せまして8億8千800万3千円でございます。

182ページをお願いいたします。

182ページの第2表債務負担行為では特定環境保全公共下水道の根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定、これは八千代町でございますが、八千代町の浄化センターに係りますものについて、日本下水道事業団に基本協定を結ぶということで、債務負担行為を興させていただきます。期間が平成16年から平成19年の4年間で、限度額を7億9千200万円とさせていただきます。

次のページの第3表でございますが、地方債で特定環境保全公共下水道事業でございます。限度額を1億2千400万円にさせていただきます。これにつきましても資料の5ページにそれぞれ歳出別の事業を掲げております。なお、この特定環境保全公共下水道事業は八千代町、甲田町、向原町で現在は実施しているところでございます。

次に議案第43号、農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

199ページをお願いいたします。

予算の総額につきましては9億5千241万6千円と定めさせていただきます。債務負担行為は第2表に掲げております。また一時金の借入れにつきましては、最高額を4億円と定めさせていただきます。

200ページ、201ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金で1千830万1千円。

2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料併せまして5千592万3千円でございます。

4款県支出金、1項県補助金3億3千405万円でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入は2千円でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金4億3千673万7千円でございます。

7款繰越金は1千円でございます。

8款諸収入、1項預金利子、2項雑入併せまして190万2千円でございます。

9款市債1億550万でございます。

次のページで、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費が5千564万2千円。

2款施設費、1項施設管理費、2項施設建設費併せまして7億2千153万8千円でございます。

3款公債費は1億7千423万5千円でございます。

4諸支出金は1千円でございます。

5款予備費、1項予備費は100万円でございます。歳入歳出併せて9億5千241万6千円でございます。なお、本事業は吉田町国司、入江地



区、八千代町下土師地区、美土里町生田、横田地区、高宮町原田、船佐中央地区、甲田町浅塚地区、向原町向原地区、万年木地区、坂上地区、長田地区、戸島地区の13処理区において事業を進めているところでございます。細説事項につきましては資料の5ページを参照にさせていただきたいと思っております。

農業集落排水の関係で202ページ、203ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為で農業集落排水資源循環統合補助事業、これは向原地区になりますが、施設が老朽化したものを機能強化とする事業でございます。期間といたしまして16年から17年、2ヶ年で、限度額を2億833万円にさせていただいております。

次の第3の地方債では、農業集落排水事業で限度額を1億550万とさせていただいております。

続きまして219ページをお願いいたします。

安芸高田市浄化槽整備事業特別会計でございますが、予算の総額が3億4千117万1千円でございます。一時借入金の最高額は1億8千万円と定めさせていただいております。

220、221ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金の1項分担金で4千600万1千円でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料併せまして6千455万8千円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金で7千886万8千円でございます。

4款県支出金、1項県補助金1千円でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入1千円でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金で7千993万7千円でございます。

7款繰入金は1千円でございます。

8款諸収入の1項預金利子及び2項雑入併せまして470万4千円でございます。

9款市債は6千710万円でございます。

次のページで歳出でございますが、1款総務費の1項総務管理費が927万5千円。

2款施設費、1項施設管理費及び2項施設建設費併せましたものが3億2千659万5千円でございます。

3款公債費は430万でございます。

4款諸支出金につきましては1千円でございます。

5款予備費は100万円でございます。

併せまして3億4千117万1千円でございます。

222ページをお願いいたします。

地方債でございますが、浄化槽整備事業で限度額を6千710万円とさせていただいております。なお、本事業は吉田町、美土里町、高宮町、甲田町において実施をさせていただいているものでございます。

続きまして、コミュニティ・プラントで239ページをお願いいたします。

議案第45号、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算でございますが、歳出予算の総額を1億3千797万2千円とさせていただきます。債務負担行為は第2表に掲げております。地方債は第3表に掲げております。それから一時借入金の額の最高額を1億2千400万円と定めさせていただきます。

240ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款国庫支出金、1項国庫補助金4千165万円でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金5千882万2千円でございます。

9款市債、1項市債3千750万円でございます。

歳出でございますが、1款総務費の1項総務管理費で3万円。

2款施設費、2項施設建設費で1億3千724万2千円。

3款公債費で60万円。

5款予備費10万円。併せまして1億3千797万2千円でございます。次のページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございますが、廃棄物処理施設整備事業としまして、平成16年度から17年度、2ヶ年で限度額を7千464万円でございます。

第3表の地方債としましてコミュニティ・プラント整備事業3千750万円でございます。なお、この事業は甲田町の吉田口駅付近を整備対象とした区域で、事業実施は本年度からでございます。

それから次の議案第46号へ移らせていただきます。簡易水道事業特別会計でございますが、251ページをお願いいたします。

平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算でございますが、予算の総額を18億5千165万8千円とさせていただきます。地方債につきましては第2表の地方債。一時借入金につきましては限度額を15億円とさせていただきます。

252ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項分担金で1千635万6千円でございます。

2款使用料及び手数料の1項使用料及び2項手数料併せまして1億6千622万7千円でございます。

3款国庫支出金の1項国庫補助金で4億4千761万6千円でございます。

4款県支出金、1項県補助金で1億645万5千円でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入は2千円でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金及び2項基金繰入金併せまして6億4千99万9千円でございます。

7款繰越金につきましては1千円でございます。

8 款諸収入につきましては1 項預金利子及び2 項雑入併せまして3 千9 7 0 万2 千円でございます。

9 款市債は4 億3 千4 3 0 万でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款総務費の1 項総務管理費6 千4 8 6 万1 千円、2 款施設費、1 項施設管理費及び2 項施設管理費併せまして1 6 億3 千1 7 6 万円でございます。

3 款公債費は1 億5 千1 0 3 万6 千円でございます。

4 款諸支出金は1 千円でございます。

5 款予備費は4 0 0 万でございます。併せまして1 8 億5 千1 6 5 万8 千円でございます。

次のページをお願いいたします。

第2 表地方債でございますが、簡易水道事業で、限度額を4 億3 千4 3 0 万に定めさせていただいております。なお、本事業は吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町の1 3 地区において実施をしているものでございます。

以上で簡易水道を終わらせていただきます。

次に飲料水供給事業の方へ移らせていただきます。2 7 3 ページをお願いいたします。

平成1 6 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算につきましては、歳入歳出を6 6 1 万円とさせていただいております。

2 7 4 ページをお願いいたします。

歳入といたしまして1 款分担金及び負担金、1 項分担金は1 千円でございます。

2 款使用料及び手数料の1 項使用料、2 項手数料併せまして1 8 0 万2 千円でございます。

6 款繰入金の1 項他会計繰入金でございますが4 8 0 万5 千円でございます。

7 款繰越金は1 千円でございます。

同じく8 款諸収入も1 千円でございます。

歳出でございますが、次のページをお願いいたします。

1 款総務費の1 項総務管理費9 万1 千円。

2 款施設費、1 項施設管理費が3 0 9 万円でございます。

3 款公債費は3 2 2 万9 千円でございます。

予備費といたしまして5 款は2 0 万円でございます。なお、この事業は高宮町の2 給水区を対象とした事業でございます。

次に公営企業会計の方で、安芸高田市水道事業会計の予算についてご説明させていただきますので、別冊の予算書を見ていただきたいと思います。

2 枚めくっていただきまして、1 ページ、2 ページをお願いいたします。

平成1 6 年度安芸高田市水道事業会計予算でございますが、業務の予定量といたしまして給水戸数、吉田、甲田併せまして5 千6 1 0 戸で、1 日

平均給水量が4千150立米でございます。収支及び支出の3条予算でございますが、2億9千605万3千円でございます。また、4条予算でございますが、2ページの少し中頃の上になりますが、1款の資本的収支で3億5千489万1千円とさせていただいております。企業債といたしましては限度額を6千20万円と決めさせていただいております。

それから10ページをお願いいたします。

10ページには安芸高田市水道事業予定損益計算書を付けさせていただいております。予定額を2億8千201万円とさせていただいております。

それから11ページでは安芸高田市水道事業の予定貸借対照表を付けさせていただいております。資産合計が25億1千472万3千721円でございます。

それから12ページ、最後のページになりますが、負債資産合計が合計で25億1千472万3千721円でございます。

以上でございます。

崎岡議長 これをもって、要点の説明を終わります。  
この際、15時30分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後3時15分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。  
これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木一悦君。

明木議員 今回の財源についてちょっとお尋ねしたいんですけど、高田郡の高田郡内の総計として15年度比較して、7%増加ということで予算が計上されてます。しかしながらですね、この中には合併等による特例債等の基金も入っておられるんですけど、それらのことをですね、もし合併特例債等、今回の特別な予算枠がないと考えた場合には、これマイナス成長のように考えられるんですけど、その辺りはどのように試算をされてるんでしょうか、まず一つお聞きします。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 財源の内容でございますが、提案の概要説明に申させていただきましたように、非常に今回の予算につきましてはですね、皆さんもご承知いただいておりますよに旧町の時代からですね、平成12年度から非常に旧町の町の財政状況というものはですね、決して豊かな状況で予算編成が組まれた状況ではないのではなからうかと思っております。どこの旧町の町におかれてましても2億ないし3億のですね、基金を取り崩されて経常経費の

方へですね、充当されて、全体的には12億から以上はですね、基金を崩されて予算計上されているデータも出ている状況でございます。今回の予算の非常に対比することの説明はですね、非常に難しいわけですね。先ほどのようなように12、13、14、15でですね、基本的には13、14、15が非常に膨大なですね、各町におかれては事業を実施されております。だから基本的に合併したからどうこうという状況の中ではですね、非常に対比するのが難しいんじゃないかなと思ってます。旧町でもし合併しなかったらですね、そういうような基金を導入され、また起債を財源としてですね、予算編成を当面出来ないんじゃないかなと思っております。そういう状況も踏まえさせていただいて非常に6町との対比の伸び率、確かに33億円ですね、基金の地域振興基金の積立を差し引かせていただきますと、旧町の6町の合計の合算といたしましては、非常にマイナスの要因になる予算編成になってくるのではなかろうかと思っております。大体当初予算、前年度の6町の当初予算単位におきましては、6.7%ぐらいの減になるんじゃないかなという状況も考えております。

ちなみに合併特例債のですね、事業を今回の平成16年度で充当させていただいてたものにつきましては、先ほど言っております地域振興基金の造成31億3千500万円が合併特例債で借り入れております。33億円の95%に充当する財源を合併特例債で借り入れております。また、充当事業の合計といたしまして、いろいろこの合併特例債にはですね、新市の建設計画なり、制約がございまして、そうした事業を充当する項目の中に3億1千950万円の特例債の充当をさせていただいております。今回の合併特例債につきましては34億5千450万円を起債充当とさせていただいて予算編成をさせていただいております。

以上でございます。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、確かに今のように説明されるとですね、高田郡の6町をトータルした金額とですね、今回の予算を比較するのは非常に難しいということなんですけど、ただ、この7%アップというのがですね、一人歩きすると住民にとってはですね、確かに財政が豊かになったというふうに感じられる可能性が大だと思えます。しかし実際にはですね、財政というのは厳しくなってる。そこをやはり住民にですね、先ほども市長の方から話がありましたけど、情報公開というのが大事だということで、これからは情報公開していくんだということであればですね、是非その辺も明確に住民に解るように説明をしていただければなと思えます。

それから、先ほど上程されました議案第26号で、議決をしました、例の先ほど言われました地域振興基金の方なんですけど、これに33億ということで計上されてますけど、実際にこの条例はいい条例だと思って私も賛成しました。しかしこの33億っていうのが多い、少ないっていうのがちょっとよくわかんないんですよ。この事業をこれから進めていくとい

うことで、この中には第1条の中にありますけど、事業の経費を投じてやるということなんですけど、どのような事業をお考えなのか、ひとつ教えていただければと思います。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 今回33億のですね、基金を積み立てるように予算化をしておりますけども、実は極めて低金利でございますのでこの2、3年というのは果実はですね、大きく期待出来ないんじゃないかというふうな気がしておりますけども、ある一定の期間過ぎますといかに言っても今日的な低金利の時代だけではないというふうに判断しておりますので、そういった意味ではそれなりの33億という金額でございますので、果実を生んでくるのではなからうかなというふうに思っております。当面は新市の建設の基本的な考え方でありました市民参画、協働のまちづくりということの柱でございます地域振興組織を育成強化するということに、中心的に使って参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 1点お伺いいたします。合併当初の話ではですね、3月1日のこの合併の意義が非常に深いものがあったと思うんですね。というのは、地方交付税の政府が言う減額措置が段階補正とかいろいろあった中で、合併した前年度の地方交付税はこの算定替えで維持できるというように説明を私聞いとるわけですね。と、申しますのは、私どもが資料をいただきましたこの14年度普通会計決算歳入歳出の資料ではですね、地方交付税が6町併せると90億6千894万4千円という点からみますとですね、やっぱり減とるんですね。ただ、去年の15年度予算では、これは増えとりますけど、当初政府が言っていた分とは、政府はいつも嘘をつくのが専門ですからそうなるんだろうとは思いますが、その点は予算組むのに承知して組まれたんですか。

以上です。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 確かに議員の皆様方も承知いただいておりますように、平成16年度の地方財政の見直しというのも新聞紙上等でも状況の中には明確にうたっておりますけども、今日のこうした国の情勢、三位一体という考え方の中でですね、交付税すら全体的には6.5%の減という状況を見ております。国庫補助金の見直しということで、我々こうした地方のですね、財源の中にも全部が交付税に振り替えられる中でですね、全体的には交付税も圧縮するわけですから、地方に交付される時にはその通りが増額になっておるといような状況は決してないと思っております。ただ合併した当初

におきましては、そうしたある程度の特別交付税、また需要額のですね、積算等に基づきます算入の要素はございますけども、国における全体の予算、交付税の予算というものの積算が限られておりますので、どうしても全額のですね、100%の歳入を見越すということは非常に無理なところがあるのではなからうかと思っております。そういう状況の中で今年度の15年度の普通交付税をもとにさせていただきまして、新市に伴います16年度の見込みにつきましては、国が出しております、また県の方がある程度助長した中で、今回の福祉事務所の設置、また合併経過措置、そういうものを基礎とさせていただいてですね、基準財政需要額というものを算出をさせていただくとということでございます。基準財政収入額につきましてもですね、基本的に旧6町の歳入を元にある程度積算をさせていただいて、今回の交付税というものの積算をさせていただいたところでございます。多少当初の説明の中でもご説明をさせていただきましたように、特別交付税の積算というものがですね、県の方の担当部署の方でできないわけですね。総務省の方の直接的な算出をするという状況の中で、堅い数字の状況がですね、我々がいただくところが非常に難しいというところがございますので、多少は危険な数字もあるかと思っておりますけども、ただ財源をですね、可能な限り算出をさせていただいて普通交付税と特別交付税の予算を計上させていただくとことでございますので、よろしく願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

金行議員 議長。41番、金行。

崎岡議長 41番、金行哲昭君。

金行議員 41番、金行でございます。市長に1点お聞きします。合併してまた市長になられて、また初めての16年度の予算でございます。施政方針でもございましたように、この予算にあたって悩まれたというんですか、非常に考えられて予算が組んでであると、私全部は熟知はしてないんですけど、職員一人ひとりの基本的な積極的な知恵を出し合いということを書いてございますが、その予算にあたりまして市長の方から職員にその指示というんですか、方針いうか、何かをその予算にあたって方向を言われたか、言われてないか、そういう思いがありましたら、市長の方から一言聞きたいと思えます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長。児玉更太郎君。

児玉市長 答弁をさせていただきます。市長でございます。申し上げておりますように、合併建設計画が我々はこの合併の段階で積み上げたものがあるわけでございます。したがって基本的にはこの合併建設計画を着実に実行していくということが我々の一番の課題であります。しかし先ほど申し上げましたように、非常に財政的には苦しくなる。合併して交付税は保証するとは言いながら、やはり国全体の交付税が減ってくる中で、合併しても交付税はやはり減り方は少ないが合併した、しかし減るのは減るという状況が

あるわけでございます。これは巧妙な試算をするように全部もう総務省が考えておりますので、それによると試算によりますとやはり減るということ。したがって今回も財調を8億あまり崩してようやくつじつまを合わせたと、こういう状況であるわけでございます。したがって先ほども申し上げましたように、今後は徹底的な役場の市役所の中の機構の見直しをしながら、無駄をどのように省いていくかと、こういうことが大きな課題になるわけでございまして、そういうことを併せて徹底的にやっていきたいと、このように考えておりますし、合併特例債の約200億に相当するものもですね、いろいろ国と交渉しますとですね、本当にこの特例債が我々が望んだような特例債になるかどうかというのは、だんだんこの見通しがですね、悪くなって、良くなるよりか悪くなる方が多いと。そういう中で我々は早く合併をしたんで早くこの合併特例債をどうしても必要なものは充当して事業をしておこうと、こういうことで今回はどうしてもやらなきゃいけない箱物については、ご存知のようにすぐ調査費を組んでいつでも段取りが出来るようなことの段取りを今さしてもらったと、こういうことでございまして、いずれにしても財政は合併しても苦しくなるということは、もう見通しが立っておりますので、そういう点で徹底的な無駄の見直しをするということを職員にも徹底をして、すぐ具体的な委員会を組んでですね、やっていきたいと、このように考えておると。そうしないと本当に住民に対してですね、還元するものがなくなってしまうという問題がございまして、そういう点で今回の予算を組んで参りました。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 はい、69番。市長さん並びに田丸部長さん、新川部長さんにお尋ねをしてみたいと思います。先程来市長さん、施政方針ということ述べられたわけでございます。一般的に申し上げますならば、当該年度の施政方針につきましては3月に述べられるのが基本でございますけれども、地方自治体として最後の生き残りを賭けた6町の合併ということで、新市長に誕生なさって本日が初めての施政方針だというように認識をいたしております。いろいろと創意工夫なさって述べられました施政方針につきまして、本日が最初でございます。これは限られた職員並びに我々議員であるかのように認識をいたしております。

ともあれ50年に一度の平成の大合併ということで、安芸高田市の市民は小さく見ましたならば3万5千、広島市民球場のステージで一杯という程度ではなかろうかと思っとるわけでございます。ということで、市長さんとして親しく市民の皆さん方とお会いをして、きめの細かい行政市政をなさる計画があるのかないか、その点についてお尋ねをしてみたいと思います。

2点目、午前中田丸部長さんが先程来論議を呼んでおります、地域振興基金という一つの新市の柱としての内容等をご説明いただいたわけでございますけれども、時代は大きく動いて参りまして、従来ならば10年ス



パンで動くのが世の動きでございますけど、1年スパンで動く昨今の状況の中で、こうした基金等を十分活用されることは大いに結構だと思っております。しかしながら先ほど新川部長がご説明のように、ここ2、3年6町急激な無理な成長を遂げたというように思っております。15年度の決算もまだ出切っておらない状況の中で、かなりな経常収支の比率が上昇中ではなかろうかと言っておりますし、財調の問題すら、また未整理の問題では、我々議員ではですね、未整理の問題ではなかろうかと。そういう状況の中で、先ほどお手許にいただきました6ページ、7ページを熟読いたしてみますと、非常に考慮に考慮した文言が書いてございます。そこらを整理いたしますと、さらにその内容を継続的に精査していくことが大きな取り組みの一つの柱ではなかろうかと思っております。地域振興部長さんも精一杯のご努力はなされると思えますけれども、それをカバーすると言いますか、財政的にカバーしなされる新川部長さんの6町の合併自治体の中におけるところの財政状況、非常に厳しいものとのすり合わせがうまくいくのか、いかないのか、その点についてお尋ねしてみたいと思います。以上でございます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長。児玉更太郎君。

児玉市長 はい、それでは、住民との対話をどのようにするかというようなご意見もあつたと思いますが、実はまだ就任して45日あまりしか経っておりませんが、まず、住民との対話を大事にしたいということで、この行政囑託員さんの会議は全部、6町、旧6町でやらしていただきました。そういうことで今後一番の柱は32の振興会との対話をどのようにするかということでございますが、なかなか32会場全部回るわけにもいかんと思えますんで、取りあえずは1町1会場ぐらいで、その対話の機会を作りたいと。また住民の皆さんにもやはり厳しい財政状況ではありますが、やはりそれぞれ夢を持ってもらうということが必要だろうと思えますんで、そのように努力をしていきたいと思えます。後はまたそれぞれ担当のところ。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは私の方から地域振興基金に関わるところがございましたので、その点についてご説明を申し上げたいと思えます。

今回33億の基金をですね、造成するわけでございますが、これも実は合併特例債を充当するものでございまして、全額国からいただくものではございません。31億あまりの借金をするわけでありまして、そうしますとその7割につきましては基準財政需要額の方に元利ともいわゆる算入をされるわけでございますけども、基本的には残りの3割の元利については、いわゆる年々償還をするということでございます。そういった意味では議員ご指摘の通り経常的な経費を相当圧迫する要因になるということでは明らかであります。そういった意味ではこの10年間にこの基金は造成

すればいいということがございますので、後々5年先、10年先という手があったのかもわかりませんが、市長が常々申し上げますとおり、この合併特例債もですね、いつどのように変質するかわからないという状況の中では、やはり早い段階でいわゆる基金を造成し、さらに最初の5年間にしましては国、県等の支援等もございますので、そういった環境の中で、やはり基金の造成をするのが得策なんではなかろうかということであつたんだろうというふうに思います。と同時に、合併後10年を経過しますといわゆる交付税の合算の特例がなくなって、急激に交付税が下がってくるということがございます。その時にはどうしても財政的に極めて厳しい状況が想定をされるのは、既に合併協の時代から明らかになっているとおりでございます。そういった意味では、この33億の基金は原則としては果実を運用するということではございますけども、いわゆる地域振興という幅広い事業にも使えるという解釈をいたしますと、その時には極めて財政的には有力な武器になるのではなかろうかというふうにも思われます。そういうこともございますので、早い段階で基金の造成をして、そしてこの10年間始末をさせていただいて、将来のそういった状況に備えるという方法であつたんであろうというふうに、私ども理解をしております。以上でございます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 確かにご指摘いただきますように、平成16年度合併し初めての予算編成をさせていただいたわけですが、確かに非常に厳しい歳入財源の確保がですね、非常に難しいという状況等もございます。ただ、合併当時からですね、いろいろ各町において合意されております財政調整基金の持ち込み、これ5基金といいましたが、この5基金のですね、1割という状況の中で、標準財政規模の1割ということではございましたが、確かに1割はですね、標準財政規模が127億ですから大体12億から13億ぐらいの数字になるわけなんですけど、そういう数字についてはまだ15年度の決算の状況等もございますけども、それは決算に確定をしなければなりませんけど、概ねそういう13億の近い数字をですね、持ち込みをしていただいております。多少、後の4基金をですね、減債等からそういうプラスすればですね、多少の増額の基金が見られるんじゃないかと思っております。前回の先ほど申しましたように、各町の基金がそれだけあつたものですね、2、3年の内にばばーっとなくなつてますね、だからそれは旧町においていろいろ事業をされてですね、皆さん方議員の皆さんが議決をされて、基金を取り崩され、事業を実施をされてまちづくりをされておるわけですから、それはそれでいいわけですけど、1割の基金では非常に今後の市としてのですね、財政は非常に厳しいものがあつたのではなかろうかなと、私は思っております。ただ、そうは言いましても、基金のですね、持ち寄りの基金につきましては、今回8億円の財調基金を取り崩させていただいておりますが、非常に苦しい思いの中で基金を取り崩しを

させていただきます。そういう状況の中で、先ほどの地域振興基金の33億の内、31億1千500万の借り入れにつきましては、交付税が7割補填されるということで、非常にですね、安芸高田市は過疎の地域になります。今後事業を展開するにはですね、やはりある程度交付税が確保され、歳入が財源が確保されるものをですね、有効な起債を利用して事業展開をするのが一番じゃなからうかなと思っております。そういうことを考えて33億の積立金等もさせていただきます、今年度借り入れをさせていただきますけれども、今後の財政運営につきましてはですね、そういう公債比率、起債の負担率、そういうものを状況をですね、十分勘案しながら新市の建設計画をですね、年次的に実施していくことが一番の方法ではなからうかなと思っております。さし当たり今年度の非常に厳しいかたちの中で、査定もですね、委託業務につきましては全体の昨年度の実績、要望額の2割カットをさせていただきます。それと負担金につきましては負担金、補助金につきましても1割カットさせていただきます。このことはですね、この1年かけて前期と後期にかけさせていただきます、職員自らがですね、その各種団体委託料の全部見直しをかけるという考え方に立ちたいと思っております。この提案は皆さんの全面的な協力をいただいております、そのことによって自治組織が確立すればですね、いろんな角度の中でよいまちづくりができるんじゃないかなというように思っております。非常に財源の限られたかたちの中で、補助金なり委託業務、そうした2割カットしておりますが、職員自らですね、補助金、また委託業務につきましても実績報告を目にしてですね、それが明らかなものかどうかということで、補助金の支出をしていくということ。そういうことを平成16年度の前期と後期にやらせていただいて、17年度ではある程度安芸高田市が補助金にしてもですね、ある程度並んでいくという。今現在ではですね、補助金の額がもうバラバラです。そういう状況をですね、この16年度で整理をさせていただくのも我々の一つの経常経費のですね、削減にもなるのではなからうかと思っております。そういう状況で、今回は行政改革の懇話会等も持っていただきまして、まずそういうところから、一からですね、懇話会、また職員も推進本部を設置し、職員自らがそういう対応させていただくということで、スタートさせていただきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

高坂議員 議長、18番。

崎岡議長 18番、高坂広一君。

高坂議員 失礼します。午後に市長さんの方から施政方針の中で三位一体という表現がでました。素晴らしいことと思うんです。三位一体と同時に国民が苦しいけど負担も伴うということもありました。この苦しみを受けるのは圧倒的多数の国民、市民であると思うんです。私はそこで、認識不足なんでちょっとお聞きしたいなと思うのは、今日の国と町の税の配分です。これ

が合併後に現状維持であるのか、あるいは国が税をたくさん取り、町が少なくなるのか。国が少なくて町が多くなるのか。まずこれがどういうふうな仕組みでなるのかなというのを感じるんです。最悪の時になれば国が取って町が少なくなれば、当然市民生活も圧迫されるでしょう。そういうことになれば、私は市民に5年先、いわゆる中長期的な生活設計を立てるとか、そういう予備対策というものを行政の方で皆さんに情報を提供して欲しいなということを感じます。早めにそういうことは取り組んだ方がええんじゃないかと思うんで、ひとつその辺のことを是非お聞きしたいと思います。以上です。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長。児玉更太郎君。

児玉市長 この三位一体の問題はですね、非常に今地方と国との関係で最大の課題になっておる問題でございます。要するに補助金と交付税と税金という、3つの問題をどのようにするかという問題でございます。国は当面3兆円の補助金を減つて、その代わり地方へその代わり税源を分譲するという、これが狙いである。当面の狙いであるわけでございます。しかし我々は、この問題は地方から見るとですね、全く本当にそれがうまい具合に、補助金は減る、減った地方へある国の補助金は3兆円減る。そいじゃが、3兆円だけ本当に地方に税金で戻してくれるかという、これができりゃあええわけですよ。そうすれば補助金の縛りが国の補助金の縛りがないなって、自主財源が3兆円増えるんですから、それで今度は自由に使える金ができると、こういうこと。これが国が、小泉さんがうまいことを言うひとつの三位一体なんです。今年の昨年度の実績をみてみましても、1兆円ほど補助金を減したが、実際に税金で戻したのは4千億円しか戻しとらんというのは、6千億円はとうとう削られっぱなしで地方が損をしたと、こういうのが去年の三位一体の実態であります。そういうことで実は先般も東京日本武道館へ地方6団体がですね、6団体というのは市町村長と市町村議会、それから県知事と県議会、市は別ですが町村と市と県と、この3つのそれぞれ町と議会が6団体いうんですが、地方6団体が日本武道館約7千人集めて、議長さんもおいでになっておりますが、そういうことでこれはもう地方が黙ったんではもう国の言いなりになると、大損するということで大会を開いていただきました。そういうことが一番の課題であります。ですから削るんなら削っただけ地方へ税金を配れと、ところが地方へ税金を配った時に一番いいことをするのは東京都だけなんですよ。こっちは税金を取ろうにも税金のもとがないという問題があるわけなんです。ですから交付税というのはどうしても残してもらわんにゃいけんということをするわけです。ですから三位一体の中で交付税の役割がなお一層大事になってくるということです。このまま税金だけで補填しよう思やあ、東京の一人勝ちになってしまう。ですから税金の取るところのないところは、今までと同じように交付税で全国へえぶりをかけると。そういう方法を引き続いてやってくれと、こういうことを話しておるわけでございます。です

から今後の地方の6団体の最大の課題は、この問題でございます。小泉さんは、3兆円ほど削るが3兆円ほど税金で戻すということを約束はされたようではございますが、しかし実際にこれが守られていくかどうかというのは、我々は全く信用しておりません。ですから守れるように、結局は力関係でいくしかない。選挙で脅すしか方法はないということであろうというように思います。以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

鳴石議員 議長、71番。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 人のしたことをあれこれというのはみやすいですが、私も議員として言わせてもらいます。この安芸高田市、歴史に残る児玉市長の施政方針、ほとんど中に数字がないんです。なぜ数字を入れないかと。霞のような施政方針。今朝の中国新聞見ますと、安芸高田市257億円予算、14年の一般会計旧6町合計の7%増と、これを1分ほど読めば大体16年度の事業計画というのもよくわかるんです。しかし10時開会して一般議案の審議があって、16年度の予算説明に先立っての方針説明、約30分か40分聞きました。具体的に何がどうなるかわからん。先も申しましたようにこの中国新聞を1分、よく考えながら読んで3分です。その方がずっとよくわかるわけなんです。施政方針をなぜこういうふうなまとめ方ができなかったか。市長はあまり議員にみなさんによくわからんような文章を作れと言われたんかどうなんかな。よくわかるような文章を作れと言われたんかどうなんかな。この点どうなんですか。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長。児玉更太郎君。

児玉市長 私は施政方針というのは大体こういうものが施政方針だろうと、このように考えてやらせていただいたわけございまして、施政方針に従ってそれぞれ部課長がですね、具体的な数字の説明をさせていただきましたんで、施政方針にあんまり具体的な細かい数字を書くことは、基本的には施政方針というのは大まかな方向を示すものであって、後は具体論はそれぞれの委員会でもたご審議をいただくと、このように考えてございまして、予算書の説明を先ほどかなり詳しく各部長がいたしましたんで、そういうことでさしていただいたんで、いろいろご意見があると思いますが、ただ今のご意見については十分受け止めさせていただいて、それで今度は委員会の中で具体的な、ひとつ説明をしていきたいと思っております。広報等についてもさらに具体的な数字は今度は広報のなかでは上げて、市民に十分PRしていきたいというように考えておりますので、いろいろお考えはあると思いますが、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

鳴石議員 はい、議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 児玉市長は、施政方針とはこういうもんであると思われるかと考えておられるということですが、この国の方針でも総理大臣の県市各施政方針とい

うものは、数字の一切入ってない方針というのは私は見たことがないです。それは今まで高宮では7期町長をやられた中で、こういうものでずっと通ってきたかと思うんですが、今度は6町が合併をしたんですから、従来そういうかたちがあるうとも、やはりこの6町安芸高田市、人輝く安芸高田、この字ばっかし輝いとるんじゃないしに、内容が輝くような方針を出してもらいたいと思います。以上です。

それから、福祉部長さんですか、この予算書を朗読されるのに、0のところを「ころころ」と言われるんですが、あまり耳障りのいい読み方ではないのではないかと。144ページの繰入金、4億ころ260万ころ1千円、こういう読み方をされておりますが、4億260万1千円の方が聞きやすいと思うんですよ。私の言うのが間違いなんか、どうなんか。やはり市長もこういうことに気付いて、より解りやすいこの数字ですから、努力をするように注意をしてもらいたいと思います。以上です。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長。児玉更太郎君。

児玉市長 貴重なご意見を十分承って、今後注意をいたします。ありがとうございました。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 お諮りします。

本案12件については、18名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案12件については、18名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

崎岡議長 お諮りします。

ただ今設置されました予算審査特別委員会の委員については、安芸高田市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、11番加藤英伸君、16番竹田誠荘君、19番新出達夫君、37番熊高昌三君、38番藤井昌之君、43番松川秀巳君、46番泉正智代君、49番今村義照君、52番玉川祐光君、54番井上正文君、56番浮田洋吾君、57番山崎宅将君、58番桑岡達夫君、60番天清斐雄君、61番渡辺義則君、66番名川律夫君、68番松浦利貞君、71番鳴石勸君、以上18名を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました18名の諸君を、予算審査特別委員に選任することに決しました。

崎岡議長 お諮りします。

議事の都合により、6月16日から6月24日まで9日間を休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、6月16日から6月24日まで9日間を休会とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さんでございました。

~~~~~

午後4時19分 散会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員



## 1. 議事日程

(平成16年第2回安芸高田市議会6月定例会第11日目)

平成16年6月25日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。(70名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	土居克之	4番	山本優
5番	岡山薫	6番	田中常洋
7番	前川正昭	8番	平林克昌
9番	日野原穂澄	11番	加藤英伸
12番	山崎昭弘	13番	山口康文
14番	小野剛世	15番	川角一郎
16番	竹田誠莊	17番	井上尚文
18番	高坂広一	19番	新出達夫
20番	塚本近	21番	赤川三郎
22番	深井達雄	23番	三上夕工子
24番	長岡公次郎	25番	井上正樹
26番	宮田浩之	27番	松野俊寿
28番	川先悟郎	30番	平岡正美

3 1 番	秋 宏 美 輝	3 2 番	川 崎 三 千 春
3 3 番	西 川 佚 夫	3 5 番	岡 原 雪 夫
3 6 番	松 村 ヌキミ	3 7 番	熊 高 昌 三
3 8 番	藤 井 昌 之	3 9 番	浅 枝 俊 通
4 0 番	青 原 敏 治	4 1 番	金 行 哲 昭
4 2 番	杉 原 洋	4 3 番	松 川 秀 巳
4 4 番	大 前 直 行	4 5 番	入 本 和 男
4 6 番	泉 正智代	4 7 番	山 本 三 郎
4 8 番	今 野 仁千六	4 9 番	今 村 義 照
5 0 番	住 広 章	5 1 番	佐々木 博
5 2 番	玉 川 祐 光	5 3 番	西 山 登司教
5 4 番	井 上 正 文	5 5 番	岡 田 正 信
5 6 番	浮 田 洋 吾	5 7 番	山 崎 宅 将
5 8 番	桑 岡 達 夫	5 9 番	望 月 桂
6 0 番	天 清 斐 雄	6 1 番	渡 辺 義 則
6 2 番	猪 掛 信 幸	6 3 番	高 下 二 郎
6 4 番	富 田 義 弘	6 5 番	吉 村 正 登
6 6 番	名 川 律 夫	6 7 番	宮 本 房 宏
6 8 番	松 浦 利 貞	6 9 番	増 田 静 樹
7 0 番	中 間 末 雄	7 1 番	鳴 石 勸
7 2 番	亀 岡 等	7 3 番	崎 岡 典 男

3. 欠席議員は次のとおりである。(3名)

10番	平川幸雄	29番	新山勝義
34番	中野光雄		

4. 会議録署名議員

17番	井上尚文	18番	高坂広一
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊
総務部長	新川文雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	自治振興部長	田丸孝二
市民生活課長	佐々木亮	税務課長	山本数博
福祉保健部長 兼福祉事務所長	福田美恵子	人権推進課長	毛利宣生
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
消防長	村上紘	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志
総務課長	高杉和義	財政課長	垣野内壮
教育総務課長	上川裕芳		

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 ( 6 名 )

事務局 長	増 本 義 宣	事務局 次 長	光 下 正 則
議事調査係 長	児 玉 竹 丸	書 記	新 谷 洋 子
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~

#### 午前10時00分 開会

崎岡議長 みなさん、おはようございます。  
ただ今の出席議員は70名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手許に配布したとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、17番井上尚文君、18番高坂広一君を指名いたします。

崎岡議長 次の日程に入るに先立ち、6月15日に開催された予算審査特別委員会における正副委員長の互選の結果の報告をいただいておりますので、ここでその報告をいたします。  
本定例会において設置されました予算審査特別委員会の委員長には、68番松浦利貞君、副委員長には49番今村義照君が選任されました。  
以上、報告をいたします。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

崎岡議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問における各会派の持ち時間は3時間と決定していただいておりますので、3時間経過した時点で、質問もしくは答弁を打ち切りますので、予めご承知いただき下さい。  
それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
会派の順序は、お手許に配布したとおりです。  
まず、向原会派からです。

崎岡議長 47番、山本三郎君。

山本議員 はい。通告書に基づきまして、47番山本が一般質問を行います。  
この度の定例会におきまして、先輩議員をさておいて、トップバッターということで、いささか緊張もいたしておりますが、執行部の方並びに議員の方、聞き苦しい点がありましたら、ご理解のほど、なにとぞお願いいたします。質問に入らせていただきます。

件名は、新生安芸高田市の行財政基盤の強化についてでございます。答弁は市長に求めます。

先の6月15日の市長の施政方針並びに予算説明で、先輩議員の方から行財政について質問され、市長及び担当課より大筋についてはそれぞれの回答をいただいております。そういう中でこの行財政基盤について質問をするのもいささかと思えますけど、中身を具体的にお知らせ願うつもりで質問いたします。

日本経済の低迷の中、国において地方交付税の見直しなど、地方自治体にとってはさらに厳しい財政状況が予想される現状で、安芸高田市の行財

政を考えた時、自主財源の確保、効率的な事業運営による経費の節減など行財政運営の効率化、健全化に努め、限られた財源を有効に活用し、事業計画を最大限引き出し、住民の多様な要請ニーズに応えていくことが肝要と考えられます。

児玉市長は、市長就任の記者会見でも述べられている中で、財政の問題を取り上げられております。また、施政方針では、本年度は行財政改革元年であるとも言われておられます。その中で、新庁舎、市庁舎、職員を含めて内部の機構の見直し、また外部団体の見直し、一つひとつ無駄なところから合理化していく必要があると述べられています。そこで、安芸高田市の初代の市長として、まず最初に何をどのように手がけ、行政改革に取り組まれ、財政基盤強化を考えておられるのか、所見をお伺いします。

また、仮称安芸高田市行政改革懇話会を設置されているとのことですが、どのような人選で、どんな方法で取り組まれるのか、重ねてお尋ねをするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の山本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、安芸高田市の行政改革の取り組みと、行財政基盤の強化についてのお尋ねでございますが、皆さんには既にご存知をいただいておりますように、長引く不況からここ数年来、自主財源の柱でございます税収は、大きく落ち込み、さらに地方交付税や国、県補助金の削減など、地方自治体を取り巻く財政環境は極めて厳しい状況でございます。特に三位一体の国の政策が2年目に入っておるわけでございますが、ご存知のように補助金、交付税、税と、こういう三つの問題があるわけでございます。補助金を減らして地方に税を振り向けて、地方が主体性を持って予算が執行できるようにという、そういうことでございます。また、さらに交付税を減して税を地方へやると、こういう問題。しかし補助金、交付税だけ減って税が来ないというのが実態ということでございます。しかも取る税の元がない地方というのは、東京都が一人勝ちするのではないかと、こういうような懸念が全国的にあるわけなんです。そういうような非常に厳しい状況にあるわけでございます。そういうことで、ここ数年来自主財源の柱であります税収が非常に落ち込んできておりますし、交付税もご存知のと通りの落ち込み、さらに補助金も削減されると、こういうことでございます。こういうような状況の中で、高田郡6町は生き残りを賭けた戦略として、安芸高田市を発足をさせましたが、合併によって財政状況は好転するものではなく、依然として厳しい状況が続くと、こういう状況でございます。これはご存知のように国の財政が行き詰まって来ているということに一番の起因をしておるわけでございます。そういう中で行政方針の中でも述べさせていただきましたが、今年度本市における行政改革元年と考えております。行政改革をしながら本当に無駄を省いて市民のための施策ができるよう

に、ということを考えておるわけでございます。安芸高田市の行政運営の道筋を明確にし、効果的、効率的な行政システムを確立をするために、住民参画型の行政改革懇話会、これは仮称でございますが、と、懇話会の方針を受け、行政内部で行政改革を推進する行政改革本部を早急に設置をして、この問題に取り組んで参りたいと思います。

とりわけ行政改革懇話会につきましては、広く公正な意見を聴取する観点から、市民代表はもとより、市政について優れた見識、また専門的知識を有しておられます方々に、委員としてご参加をいただきたいと、このように考えておるところでございます。

山本議員 議長。

崎岡議長 47番、山本三郎君。

山本議員 ただ今、市長の答弁で大筋の具体的な内容は少し理解をしております。もう少し、中身について質問をさせていただきます。今市長が申されましたように、今どこの地方自治体も財政の悪化で従来以上の行財政の効率化が求められています。限られた財源の中で、行政サービスを高めるには無駄を排除し、効率を高める以外に方策はないということで、どこの地方自治体も取り組みをしております。みなさんご承知のように、東京都の石原知事が誕生された時に、東京都の財政を再建するとして、今、市長が申されますようにそういう行政改革をするための1つのプランとして財政再建推進プランというものを計画され、4年間で6千300億の財源不足を埋めるということ、東京都知事は施策を打って出られ、それが今、東京都には厳しい東京都の都民は受けとるわけでございます。その中身として、福祉、教育関連などの経常費の1割、そして公共事業の3割削減、そして内部努力として職員の定数の見直し、そして庁内の管理事務を3割、外郭団体への支出を3割削減というような、いろいろな手を、東京都の石原知事はされる。それに福祉における手数料の値上げなど、都民にとっては負担の多い財政再建を打って出られます。

私は、安芸高田市がこれから先の財政状況を考えて、そして舵取りをする段階で、東京都のように財政の圧迫をするようなことになると、重大な責任があり、そして今、新しく初代の児玉市長のスタートとしては、この財政基盤を築き上げておく責任感が問われておると思います。先ほど申し上げましたように、安芸高田市の6町を併せた財政力指数が、0.284という数値を14年度の決算の時に示されておりますし、そして自主財源が24.4%という数値で、これは安芸高田市の先行きの不安を感じる数値だろうと思います。そこで、現在各自治体で俄然注目されて実施しておられるのが行政評価という、行政評価の導入と申しますか、そういうシステムを研究され、それを取り入れ、活かされた施設建設事業費の無駄のない効率の良い施設を作り、また、市民、町民から納得される行政の取り組みであるということで、非常に評価の高い行政評価をしていく自治体が生まれつつあります。このことにより、財政基盤の強化につながっていくと確信を私も感じておるものであります。そこで、安芸高田市として行政評

価のシステムを取り入れ、効率の良い施設建設で成果が得られることにより、財源の無駄がなく、市民に納得のできる行政のあり方が考えられますが、市長の市長としての見解を伺います。

次に、財政基盤強化について、義務的経費と投資的経費の節減についてお尋ねいたします。

まず義務的経費としては、人件費が主たるものでありますが、適正なる人件費であるのであろうかということで、何点かお尋ねするわけですが、義務的経費は本年の予算ではこの14年度の6町の時代と比較いたしまして、7%ぐらいの増であるのではなかろうかと、私の計算といたしますか、資料によって見ました中でそのように見受けるわけですが、経費節減について、次のことを市長にお尋ねいたします。全般的な人件費の中で、非常勤の報酬そして委託料、これらについては事業内容も異なりますが、健全財政の長期的展望をもって考えた時に、市民の目から不適切なものは積極的に是正する必要があります。その中で私は隣保館運営費についてお尋ねするわけですが、5カ所の施設で8千918万2千円という16年度の予算計上の中で、一般財源が5千760万あまりと、これは自主財源でありまして、その内人件費が4千244万あまり計上されておりますが、この事務内容を検討され、経費の節減をされ、財政の健全化に努めるべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。また、義務的経費の中で、扶助費については厚生常任委員会等でいろいろ質問をさせていただきたいのですが、これは扶助費も大きな金額となっておりますが、これは質問を今回はいたしませんので、ご了承願いたい。そしてこれは義務的経費とはちょっと筋が違うんですが、補助費についてお伺いいたします。外郭団体助成費として神楽門前湯治村、そして土師ダムのサイクリングターミナル、そして北の関宿安芸高田、道の駅ですね、対して1億7千700万あまり、約1億8千あまりの助成費、これは第3セクター方針で経営されているものと私は思うわけですが、この助成はいつの時期までそういう助成を考えておられるのか。また、このものの経営責任はどのように明確となっておりますのか、お尋ねするものであります。向原町にはこういう第3セクターの設立がありませんので、経緯が私にはわかりませんが、そこらへんにつきましても市長の見解をお伺いいたします。

次に投資的経費についてでございますが、先に申しましたように、行政評価システム、これは執行部の方はよくご承知と思います。それぞれの行政分野で目標や問題を設定し、それぞれをどのように達成できるかという観点で、個別の事業を企画し事業を実施した後、企画通りに実行できたか、事業の目標や課題などがどのようにクリアできたかというような評価だと思っておりますが、私はこれをなぜ申しますかと言いますと、今、安芸高田市が合併により建設計画、施設の建設計画で、庁舎、特別老人ホーム、文化ホール、広域火葬場、いろいろ建設計画がされておりますが、これらを私は無駄のない、効率の高い投資的計画の高い施設建設をもって



いくなれば、再度チェックも必要じゃなかろうかと。そうすることによって市民に納得ができる施設ではなかろうかと私は思います。これは私が向原町でございますので、特に向原町の老人ホームの建設、これは建設用地が限られた面積であります。そして福祉センターかがやきとの利便性ということでそこへ建設計画がされておるわけでありましたが、合併を前に、急いで国、県の認可を得るために特別委員会等で協議したものの、その後国、県の指導で施設内容も少し変わりつつあるのではないかとお聞きしておるわけでございますが、その後の国、県の指導がどのようにこの特別老人ホームに対して指導ができているのか、その点もわかればお答え願いたいと思います。そして、この施設に対する運営主体が経営するにあたって、ランニングコストの成り立つための協議など、官と民の立場の明確さについて協議をされる必要があるかと思っておりますが、そのお考えはどうか、お尋ねいたします。先ほどの行政改革懇話会につきましては、市長が幅広い人材で懇話会を設立するというので、お返事をいただきましたが、まさにそういう姿勢とともに、無理に市民でないとしても、いろいろこういう長けた人材を、また、市長のブレインでもある人でも集めてしっかりと懇話会で安芸高田市の将来を考えてもらうことが必要であろうと思っております。

以上、たくさんの答弁を求めましたが、ご回答ができるものをお願いいたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 行政改革の懇話会の問題でございますが、このメンバーについてはまだ決まっておりませんので、先ほど議員ご指摘のように出来るだけそういう点についての専門的な、あるいは経験のある方も含めて、効率の上がるような委員会にしていきたいと、このように考えておるわけでございます。そのような中で先ほどご指摘の行政評価システムをどのようにしていくか、こういうことも併せて協議をしていきたいと、このように考えておるわけでございます。義務的な経費が非常に率が上がってきております。そういう点が今後の改革の大きな焦点になってくると思っております。義務的な経費で、できるだけ経常経費を切り下げないと投資的な経費にもその予算が回らないとこういうことでございますので、そういう点についても、今後懇話会等で十分具体論を煮つめていきたいと、このように考えておるわけでございます。非常勤の特別職等の問題につきましても、そういう行政改革の中で待遇をどのようにするか、こういうようなご意見も一緒に聞いていきたいと、このように考えております。

隣保館の問題につきましては、ご存知のように人権会館ということで条例改正しております。したがってここは社会教育の拠点として今後最大の人権の問題を中心にした拠点にしていくと、こういうことで考えておるわけございまして、これは有効に組織を施設を活用して社会教育の一環を担ってもらい、こういうような考え方で、今、取り組みをしておるところ

でございます。

3セクに対する補助金のご指摘がございました。これも今後それぞれ3セクというのは、地域興しという大きな目標の中でそれを設立し、運営をしてきたと。それが本来の地域興しなるならば、少々の補助金というのは私はやるべきであろうと、このように考えておりますので、本来の地域興しに合致するように内容の検討をですね、していくと、こういうことが一番大事なことでであろうと。行政がやる中には多少一般財源をつぎ込んででもやらにゃあいけんものもあるわけでございます。ただ、損になるか、得になるかという基準だけで判断できない点もあるわけでございます。しかし、そうは言うてもいくらでも金をつぎ込んでいいというものではないわけで、そこらをそれぞれの合併前の町でもやってこられたはずでございます。そういうものを改めて新市になって検討を加えていくということが、大事なことでであろうと、このように考えておるわけでございます。したがって、そういうことの節約をしながら、できるだけ投資的な経費に有効に予算なりを使えるようにと、このように考えておまして、先ほどご指摘のように当然合併建設計画の中で、やるべき問題があるわけでありませう。

先ほどご指摘の第2庁舎、文化ホール、広域火葬場、現在もう予算化しております向原町の特別養護老人ホーム、そういうようなものは、早く手を着けて見通しを立てると、こういうことが大事なことでであろうと思えます。しかし、ご指摘のように非常に厳しい状況の中でありませうので、本当に効率のいい施設、しかも安くあがる施設、そういうことを念頭に置きながら検討していく。この問題はまたたくさんの議員さんが後ほどいろいろご質疑がございませうので、またお話をしたいとこのように考えております。

向原の今現在計画をしています特別養護老人ホーム、既に予算化しております。しかしご存知のように厚生労働省の基準がですね、今後つくる特別養護老人ホームについては、個室を中心にやると、個室でないといかんと、こういうような規制が出てきております。したがって、個室をつくるということになりますと、非常にコストが高くつくということです。したがって今度はホテルコストを今度は入る人から取る。高い物ができれば今度は高く入所される人が金を払わんにゃいけん、こういう問題が起こってきておまして、結局はそういう問題が、今後入ってくる人に負担がかかる。こういうことがございませうので、今、県ともう少し、もう既に補助金も決定しておるわけでございますが、将来入ってくる人のために、もう少しどこか安くする方法はないかということも、今、係で県と詰めておるところであるわけでありませう。

そういうことを今やっておりますので、どこまでそれが詰められるかわからないわけでございますが、行政的に県、国と協議して、許される範囲内のできるだけ、まだ入札までには時間がございませうので、もう一遍見直しをするということが必要であろうということで、今話を詰めておるところでございますが、かがやきと併設をするというのは、これは合併協議の中

で既に決まっております。結局今かがやきで向原町が社協と向原町職員の派遣をしてあそこでショートステイサービス等を非常に積極的にやってもらっておるわけですが、これを今度併設をする特老と一体的に運営していただく、そうするとコストが随分安くつく。しかも効率がいい。こういうことで今、それに併設をするということで既に決定はしておるところでございます。

山本議員 議長。

崎岡議長 47番、山本三郎君。

山本議員 はい。詳しく市長の答弁をしていただいたわけですが、いずれにいたしましても行政懇話会たるものの中身でいろいろ全てを網羅し、そして経費の節減を図っていかんということであろうと思います。効率のよい、無駄のない行政執行され、合併前より住民サービスが低下するようではよろしくありませんし、また、不均衡があってもならないと思いますので、今後の市長の行政指導を強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

崎岡議長 続いて、71番、鳴石勸君。

鳴石議員 71番、日本共産党の鳴石でございます。通告順6件について順次発言をいたします。

まず最初に、施政方針について。施政方針全体に具体的数字を入れるべきではないかと。この前の総括質疑の時に発言をしましたが、一般質問はこういうもんだと、こういう発言でした。この方針の2ページの固定資産税が大幅な減額とありますが、見込みはどのくらいになっておるのか。

3ページの地方債残額が累積いたしておりとありますが、旧町のそれぞれの額の合計について答弁を求めます。

4ページの合併協議の中で新市建設計画にまとめた旧町の事業計画、それぞれの事業、またこの計画実行に合併特例債、一般財源等の予定額について、どのように考えておられるのか。

市役所第2庁舎、総額と予定財源。文化ホール、広域火葬場、特別養護老人ホーム等の予定額と財政内訳についてお答えを願いたい。

2番目に旧町の特別職採用について。新市発足にあたって旧町の特別職を採用されております。この理由に、行政経験豊かな職員を採用することによって、住民が安心をするんだというように新聞報道されましたが、このことについて、私は違う見方をするんです。新聞には4人とありましたが、今日この若い高学歴の人たちが就職難でなかなか就職することができない。むしろこの4人の特別職には大変ご苦労さんでしたと。で、特別職になった時には職員のみなさんから羨望の的で「出世したのう」という見方をされて職員よりも高い給料を得られておるわけです。これをまた、採用して高額の給与、部長級ということですが、またこれが辞める時には、また退職金を出さなきゃいかん。こういうことをしないで若い人を採用したならば、10人、明日の安芸高田市に役立つ職員が生まれてくるのではないかと、このように私は考えたわけでありまして。それから新聞発

表をされて、議会に相談をかけられておりますが、それを議会が「それはいいんで」とは言えんわけです。「ええことをしたのう」家族が赤飯を炊いて喜ばんにゃいけんような状態で、「そりゃ、いけんど」ということは言えんわけですから。これになるには、特別職になるには地方自治法の122条の議会の承認を得てなっとるわけですから、そういう発表をするまでに54、5で辞めるといふんでは年金も貰われなし、なんとかええ考えはなかろうかと、こういう相談もあってしかるべきではないかと。私は、このことは、先のことを考えたマッチポンプじゃないかと。

3番目に安芸高田市広報のナンバー3表紙、皆さんここで示すまでもないと思いますが、初代市長誕生の写真。2ページにも同じような花束を受け取っておられる。また5ページにも大きな等身大の写真。これは、児玉市長におもねる市の幹部達が考えたことなんか。だったとしても児玉市長は「そういうことをするな」と、「恥ずかしいで、わしゃあ」と、そういうことはなぜ言えんかったんか。非常に学識の高い、行政経験の豊かな児玉市長にとっては、納得がいかないのです。

次に人権推進対策について。児玉市長の人権対策は部落解放同盟の運動方針が施策に強く出されているように見られます。国は2002年3月末で「地域改善財特法(時限法)」、一般対策への円滑な移行のための最終法として14年の3月31日に失効いたしました。現在の児玉市長の政策は、地区住民の自立を阻害をするもので、国の施策一般対策として行うべきものを、依然として旧町の持っていた条例を安芸高田市の条例として執行されるようになっておる。先月もこれらをコピーをもらって、私は驚いたんです。国の政治、動向は広島県の町長会の会長、全国の副会長までされて、一番よく知っておられる人が指導的立場にある人が執行しても依然そういうことをやっとする。私は考えられない。向原に住んでいる地区住民と、甲田、吉田、高宮、美土里どこがどう違うんですか。向原では執行と同時に条例改正等もやっとするわけなんですよ。全くこういう施策を活かして政治的な利用をされようとしておるんじゃないか。

三次市では法の執行、新聞でも出ました。同和対策をしない。先もありましたが解放同盟の要求で建設をされた解放会館は今ではまちづくり会館として三次市民が誰でも使えるようになっておる。解放同盟の関係の者は一人もいない、事務所に。これらを聞いて市長はどのように考えておられるのか。また、この解放会館、人権会館の名称を変更をするべきではないか。市長の考えを伺います。

5番目に住宅新築資金補助事業、この融資返済について、かなりな各町は旧町であると言われておりましたが、この額は旧町のそれぞれの町で何件あったか。金額総額でなんぼ、いくらの額になるのか。また、回収はどのように考えておられるのかということであります。

6番目に公共工事入札について。国や自治体の公共工事、資材購入などで、談合や違法行為が新聞やテレビで報道されております。ほとんど毎日のように。入札制度を改革し、談合を防止しをする考えがあるか。先日も

暴力団の恐喝事件で逮捕ということが出ております。このきっかけは解体業者へ談合をしとるげなじゃあないかということを経済にも書いてありましたが、そういうことからつけ込んでくるわけです。この1ヵ月か2ヵ月前ですか、街宣車がかなりワイワイ言っておりましたが、これらの団体がつけ入る隙のない行政執行が求められるのではないかと。

以上6件について答弁を求めます。

崎岡議長　ここで11時5分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前10時50分 休憩

午前11時 5分 再開

~~~~~

崎岡議長　再開いたします。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長　鳴石議員の質問にお答えをいたします。

施政方針についてでございますが、まず固定資産税の減額につきましては、予算の見積額は16年度の課税資料がある程度整った段階の数字を参考に17億7千万円の予算といたしました。前年度の予算と比較いたしますと1億3千200万円弱の減額になっております。このことを踏まえ固定資産税が大幅な減額とさせていただいたものでございます。なお、これらの原因を調べてみますと、まず企業の撤退、倒産、設備投資の抑制、そういうものが償却資産の減額の大きな原因になっておるものでございます。

次に地方債の残高については、旧6町及び消防組合他2件の一部事務組合から引き継いだ地方債の平成15年度末残高は、一般会計に属するものが357億190万円になっております。簡易水道事業他、5件の特別会計分が124億980万円で、この特別会計と一般会計をたしますと481億1千170万円の起債の残高と、こういうことになるわけでございます。

それから次の主な施設の建設計画についてでございます。これはまた委員会でもお尋ねをいただければと思っておったんですが、そういうご質問でございますのでお答えをしていきたいと思っておりますが、第2庁舎の建設費を14億7千万円。これは財源といたしましては特例債を11億9千万円。主な財源としております。それから文化ホールにつきましては35億の計画をしておりまして、特例債が主な財源でありまして30億5千400万円を特例債で充てると、こういうことでございます。また、火葬場につきましては18億を見込んでおりまして、これも特例債を主な財源として15億2千万円特例債を充てると、こういう計画になっております。これは特例債が充てられる事業ということで、比較的財源的にはこの際早く特例債を充てる事業ということでやっていきたいと、このように前から申し上げておるとおりでございますが、特別養護老人ホームにつきましては、建設費が予算で11億8千800万円で、その財源内訳は国と県の補助金が

2億1千700万円。特例債が4億6千万円とその他起債で、これはできるだけ有利な起債ということを考えておりますけど、今のところは介護サービス施設整備事業債という事業債があるわけですが、この事業債を4億6千万あまり使っていくというのが大体主な財源でございます。

以上は新市建設計画の作成に伴い財政計画を立てます上で見込みました建設事業費でございますので、実施にあたりましては経済的かつ建設後のランニングコストなども含めて慎重に検討し、できるだけ安く上がるように今後検討して参りたいと、このように考えておるところでございます。

それから特別職の採用でございますが、新市発足時における特別職の職員の採用に関しましては、合併時における事務執行に大きな困難が予想されましたことから、豊富な行政経験を發揮していただき、円滑な事務執行を目指したものでございましたが、これからの対応策により想定したほどのこれらの対応策によりまして、想定したほどの混乱を回避できましたことから、行政的な効果は、私は新人を採用した以上に、非常に経験豊富な人にやってもらったということから、軌道へ乗るということについては、非常に効果があったと、このように考えております。今後におきましても当面いたします課題や懸案事項を解決し、事務事業を安定的に軌道に乗せるよう能力を發揮していただきたいと、このように考えております。なお、人件費についてお尋ねをいただきましたが、行政効果という観点から、また、費用対効果という観点からも正しい選択であったと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、市の広報についてでございます。広報誌は言うまでもなく市民への情報を伝える有効な手段の一つでございますが、その編集に当たっては担当部局において発行月毎に基本的な方針を定め、取材なり行って発行しております。写真の取り扱いにつきましても同様でございますが、特に私の意とするものではございませんので、ひとつそこらのご理解を賜りたいと、このように思います。

次に、人権対策についてでございます。高田郡の6町合併協議会におきまして決定をいたしておりますとおり、同和対策、同和教育につきましては、一般事業への移行を行います。新市におきましては6町のこれまでの成果と国、県の方針を踏まえ、広く人権対策に関する基本指針を作成するとともに、行政機構に総合的な人権対策に関する窓口を設け、総合的、計画的に推進して参ります。また、旧町において単独事業として実施しておりました同和対策諸制度は、6町合併までに制度の見直しを行ない、新市において就労就業等、一部移行措置を講じ、他の事業は一般事業に移行、または廃止をいたすということで、すでにこのことは法定協議会でもご了解を得て実施をしておるところでございます。人権会館の名称につきましては、安芸高田市人権会館及び管理条例として、3月1日付けで市長職務執行者によって専決処分され、3月9日の新しい市の臨時会において専決処分した事件として上程し、承認をされているものでございます。

次に、住宅改修貸付事業につきましては、住宅新築資金等貸付金償還金

の滞納額でございますが、平成15年度末におきましてかなりの滞納額があるわけでございます。ご指摘のとおりでございます。滞納の回収につきましては、それぞれの債務者に応じた支払方法を講じるなど、法的措置も含めた様々な方法を検討し、より効果的で計画的な債権回収に努めて参りたいと考えております。

次に、公共工事の入札でございます。新市において総務部財政課内に管理係を設置しております。管理係におきましては公共工事などの入札、契約並びに工事の検査に関する事、入札参加資格に関する事、入札の適正化に関する事などの業務を担当させております。新市における入札、契約に関する制度につきましては、公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律、いわゆる入札契約適正化法の基本原則にあります、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を実現するため、各種基準の整備を行っておるところでございます。ご指摘にあります談合防止につきましては、談合情報を得た場合の対応を適切に行うためのマニュアルや、談合の事実が確認された場合の指名除外基準の策定を行っており、本市におきましても公共工事からの不良、不適格業者の排除を図って参りたいと考えております。以上でございます

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 1番目の施政方針について財源の数字を方針の中に入れるべきではないかと、こういうことは改めて質問をするまでもなく、ただ今言われたようなことは、方針の中で述べるべきではないか。ここに三次市や他の町の、向原町の施政方針を持っておりますが、大体方針を聞けば前年度よりか厳しい厳しいと言うが、数字が示され、パーセントを示されますからどういう財政かということがわかるわけなんです、よそ並の、なぜやっぱり数字を入れる方針を出さなかったのか。文章ばかりですと、ちょうど今憲法の改悪論議がどんどん出ておりますが、文章だけではどのような解釈でもできるんです。その人、その人によって。数字がごまかすことができないわけなんです。先日来の新聞報道見ますと、会社の経営の売上等も水増しをして健全な会社かのようなやっておる。逮捕されたとかというようなことも出ておりますが。数字を示すべきではないかと。

それから漏らしたんですが、14ページの生徒には奨学金貸付制度の拡充を図るとありますが、具体的にはどのように考えておられるのか。

それから2番目の特別職の採用については、行政経験が豊かだから非常に効果があった、これはあなたたちが決めておるわけですが、これを否定をすることはできんと思うんです。何も議会の承認を受けて特別職になった人を、再び再度採用したんでは、「新市になったら今度わしがやはり選ばれるんじゃないだろうか」と、こういう幹部職員の希望はもう潰れてしまうわけなんです。横からサッとそういう席に座られたんでは「わしも一生懸命今までやってきたのにお」と、希望がなくなるわけなんです。それはそれなりの経験者は、知識はあるかもしれませんが、あれを人輝く安芸

高田市と言うんならば、新しい人を抜擢をしてそれなりの目指す安芸高田市発展のために努力をしてもらおうと、こういうふうに私は考えるべきではないかと思うわけです。しかし、自治体の最高責任者である長が「こうだ」と言えばどうにもならんわけなんで。市の広報もこれは幹部が考えてよくやってくれたんだ。悪いとは言われんかもしれませんが、多くの市民ですが、この前の広報見てどう思うか。「まあいやらしいね」と、こういう声を聞くんですよ。なんで市長の写真をここまで、これまでか、これまでかというほど広報へ載せなければならぬんか。こういう声を聞くんです。「ああ、なかなか立派な恰幅のええ人よのお」という声を聞いたことがない。独りよがりの自画自賛をしちゃあいけませんよ。もっと市民の立場に立って、広報はどうあるべきか、考える必要があるんじゃないか。

4番目の人権推進対策、それなりに6町の町長さんが集まって、協議の中で協議を重ねてやったと言われますが、郡の町長会の会長でもある児玉町長が同和の問題に対して提案をされたら「そりゃあいけませんよ」という、言われるような雰囲気じゃないでしょ、今日。先も言いましたように、三次の吉岡市長は法が切れると同和対策は一切やらないと、また先も述べましたように、会館の名称も変えて誰もが安心して使われる。解放会館、人権会館では、解放同盟の人たちに遠慮しながら恐る恐る、「まあ行って使わせてもらやあええんじゃろうが、まあやめとこう」こういうことになると思うんです。昨日の新聞に庄原市が名称を議員提案で変えた、このように出ておりました。依然として人権会館、解放会館の名を付けて同盟幹部がそこを根城に解放運動をすると、こういうことは一刻も早く改めていくべきではないか。これが賢明な児玉市長の行政姿勢、変えていくべきと私は考えます。いつまでも同和だ同和だ、差別があるんだ差別があるんだと、条例を予算を言っていけば、「はいはい、そうですかそうですか」と。大体私は暗算ちょっとしかできませんけど、向原の今までの予算から見ると5町、1億5千万。世の金が、たくさん人権、同和という名を人権に変えて予算がそこにつき込まれるんじゃないかと。厳しい厳しいと言いながら、そういう団体の言いなりになって金を持っていくと、そりゃあ同盟の幹部の方には嬉しいかもしれませんが、そういう同和予算に依存をしていく体質を変えない限りは差別はなくなるならない。先も言ったように向原町と他の5町、全然変わらないんです。何が必要なんか。今までは同盟の圧力によって人権会館、解放会館等を建設をされたかしりませんが、即刻名称を変えてこの会館の中に同盟の幹部は一人もいない、一般の職員が常駐をして誰でも使えるような施設にするべきである、このように私は考えます。それから幹部の方が会館の館長、また推進委員、こういうことに選ばれているように見られますが、いくら給与を払うんか。また、ボーナス等も手当が付くのかどうなんか。

次に住宅資金については、厳しく回収に努めていきますとありますが、私は旧町の金額はそれぞれ何件でいくらになるかと、総合計でいくらになるか、こういう質問をしたわけです。児玉市長のコンピューター頭脳をし



ておられるわけですから、この計算、職員がしているのか、これを示されたい。

次に公共工事について、極力談合を排除をしていくということをおっしゃりますが、ただ言葉で排除をするんだ、厳しい罰則をするんだと言われるが、私はここの新聞に読売、中国等の切り抜きを持っております。大体この談合を防止をするのであるならば、どうかたちでやっていくんか、厳しくやるんだ、通報があったらやるんだ、取り調べるんだと言われるますが、これじゃ遅いんですよ。みんな業者口が堅いですから。多くの自治体では指名入札を一般応募型の入札にしていくと、このように中国新聞の報道、読売新聞の報道にも載せております。入札落札率が95%前後でいってあったものが、一般競争入札に切り替えて、落札率が70%にまでなると、こういうことも表にして表してあります。全然今の答弁では談合防止をして適正な価格で落札、立派な完成を見るという考えは示されていないと思うんですよ。大体政治家というのは、こういう日本の政治家は土建業者に支えられている、こういうことに言われております。そういうことではなくて、やはり透明な入札制度にして、先程来から厳しい厳しい、交付税は予想もしない減額になっておるんだと言われている中で、この談合防止し、適正な価格で落札をされる、こういう入札制度に改革していくならば、1億のものが70%になりますと7千万。95%ということになりますと9千500万。もう2千500万からすぐ差が出てくるわけですよ。そういう厳しい中だからこそこの改革をしていく、こういう気持ちになることはできないのか。再質問をいたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 施政方針の中に数字を入っとらんという問題でございます。施政方針というのは基本的な問題をお話をしてご理解を賜るとというのが我々今までやってきたことでございますので、前回のご質問ではそのようにお答えをいたしました。しかし数字がないとわからないということで、前回も後ほど私の施政方針の後に総務部長が数字を挙げた説明を補足で説明をさせていただきましたんで、そういう点については数字が全くなかったということにはならないと、我々は考えておるわけでございますが、今ご指摘のことについては、数字を入れた方がいいかどうかという問題については、できるだけ理解がしやすいような施政方針というサイドから考えますと、鳴石議員さんの説もですね、今後検討させていただきたいと、このように考えておりますので、次回のひとつ答弁に、答弁といたしますか説明にご期待を賜りたいというように思います。

それから特別職の問題につきましては、先ほど申し上げましたようにこれは合併時でそれぞれ協議をしながら、特別職を全員採用したというわけではないわけで、ごく年齢的にも若い特別職にひとつ限られたみなさんにお手伝いをしていただくと、こういうことで職員に採用したということでございます。特に合併をして非常に各6町がそれぞれまったく寄せ集まっ

たということで、対等の合併であったということで、やはりかなり経験のある職員が力を発揮してくれたというように、私は軌道へ乗せるためにですね、評価をしておるところでございます。

それから広報の問題については、議員ご指摘のとおりのことを考えていただいた市民もおられる、いろいろな考え方がございますので、だとすれば私の不徳の致すところで、今後そういうことのないように私としても目配りをせんにゃいけんというように考えておりますが、私にはまったくそういう意図はなかったということでございますので。編集する者も3万5千の市民の皆さんに、市長は誰かいうのもわからんようなこっちゃいけんけん、ちょっと一遍だけそういうことをした方がええんじゃないかという、私は前向きの善意の判断でやってくれたと、このように考えるわけですが、そういうご指摘があるとすれば謙虚にご指摘を受けていきたいと、このように考えております。

それから人権会館の問題については既に条例で全部人権会館に統一をしたということでございます。さらにその名前を変えたがええかどうかというご指摘であろうというように思うわけですが、この問題については、今後やはりやっていく中でさらにいい名前があれば、それは当然我々も考慮していくべきであろうと思えますし、人権会館そのものは人権という最大の我々の課題を解決するところであると同時に、私は社会教育のこれは場であるというように考えておりますし、私が前に町長をしておりました高宮町では、もう既に10数年前にその解放会館でなしに、人権という名前を使った方が適正だと。人権会館というのは隣保館の予算と公民館の予算を併設して作ったと、こういうこともあるわけございまして、今後は広く社会教育の場として使っていくというのが、私は基本であろうと、このように考えておるわけございまして、この施策についても国の新しい法に基づいた一般施策をやると。一般施策に移行すると、このことで法定協で既に決定していただきまして、奨学金等も一般の施策に移行しておるわけでございます。そういうことでそういう趣旨に添って我々は今後この対応をしていきたいと、このように考えておるわけでございます。

住宅資金の問題につきましては、合併前の問題が非常に多いわけで、今に、本年度起こったというよりか、そういうことであるわけでございますが、この問題も我々は法的措置も取りながら回収に努めていきたいと思えます。件数にしますと197件でございます。総額にしますと3億3千686万円に滞納額はなるわけでございます。そういうことございまして、この回収については我々は努力をしていくという覚悟であるわけでございます。

それから業者の談合防止ということ、これはまあ今の社会では当然これはやらにゃあいけん問題でございます。現在総務部の財政課の中に管理係というものを設けまして、これは県から職員の派遣を受けて県で今やっておりますような入札方法を、今、検討させております。したがって今まで

の指名入札もですが、公募型の入札をどのように取り入れていくかと、こういうことも、今、具体的に検討しておるわけございまして、おそらくそういう方向に向いていくというのが今後の公募型という方向にですね、いくというのが大体方向ではなからうかということで、今、具体的な検討をしておるところでございます。以上でございます。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 さすが、児玉市長。改めるべきは改めると認められる。しかし、合併協議会で決めたことだからという論法は、何が何でも合併せんにゃいけん、法が切れちゃあ特例債がもらえんようになると、こういう感じであるべきこともしないで、もうほとんどのことが3年先送り。こういうことからこの高田郡6町は対立も摩擦もなく全国でも希に見る合併優等生。さすが児玉更太郎氏ということになっておりますが、問題になるものはみな先送りしとるんですから、しかし合併したんだからということではなくて、合併して気が付いたらあまり間違いは早く正していく、直していくようにしないと、今大きな問題になっております三菱自動車のように大ごとになってくるわけです。こういうことの二の舞にならないような、本当に人輝く安芸高田、これにふさわしい行政執行をしていかなければならないと思う。また、多くの議員の皆さんも些細なことであっても、どんなことでも気のついたことは執行部に持っていく、再検討する、こういうことが必要なんじゃないかと。会館のことにつきましては、出来る限り早く再検討をされるように、また入札の問題も市民や街宣車が入るようなことのないような、公正な入札を、透明な入札をしていく。このことは信頼となり、また財政も潤うことになるわけありますから、このことを十分考えられまして今後の市政にあたっていただきますように、発言をして終わらせていただきます。

崎岡議長 以上で向原会派の一般質問を終了いたします。

この際、13時まで休憩します。

~~~~~

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

続いて、吉田会派の一般質問に入ります。

67番、宮本房宏君。

宮本議員 吉田会派の宮本でございます。先刻通告いたしておりました数点について、順次質問をいたします。

答弁については特に明快な答弁をお願いいたします。

まず第1点として行政の情報を即時に映像と音声によってリアルに住民に知らせる、住民サイドからも必要に応じて音声と映像によって自分の意志を伝達できる、これが現在では最先端の双方向通信であると思います。現在の安芸高田市の情報伝達の方法には、郡農協による有線放送が、吉田、

高宮、甲田、美土里の4地区に有線放送。そして八千代、向原は防災無線という伝達方式の全然違ったものが行われているというのが現状でございます。特にこれらの施設は早いもので昭和34年、旧各町村の農協によって設置されたものであり、既に40数年が経過いたしておるわけでございます。それが昭和47年に郡農協の合併により、誕生し、引継ぎ、現在に至っております。このような状態であり、その施設は数回の改良は加えられたものの、現在ではその部品調達さえもままならないのが現状ではないかと思われま。市長の言われるラストワンマイルの整備手法とありますが、現在商工業者の多くの要望で吉田や甲田の一部で高速通信ADSLがNTTによって施設されていますが、技術上の問題等で全市にそれを網羅することができません。このようなことが現状であり、そのことが急がれる急務であると思ひます。安芸広域ネットワークつまりメーブルネットワークは施設をされましたけれど、実際に家庭に入ってくるまでは、まだ幾多の光ケーブルの施設も必要でありますし、この光ケーブルこそが現在の究極の伝送路であると確信をします。防災緊急通報はもとより、市役所の医療機関、消防、警察をも加えた情報と地域のお知らせ情報の生活に密着した情報をサーバーで元管理をし、地域住民からはインターネット経由による双方向の通信交換が可能となるなど、環境を整えることがその終局的な目的であり、特に防災、緊急通報等は当然自治体によってなされるべきであり、現在の農協がこのような一端を担っていることが、果たして正常なのかどうかということでございます。

例えば一人暮らしの老人の管理、水道の検針等にもこのようなことが適用され、行政改革の一環にもなると思ひます。このようなことからできるだけ早く、画像による市長の挨拶等、議会中継等が行えるようなこのような施設を一日も早くされるべきであると思ひます。このことに関して安芸たかた広域連合において、平成13年2月に一部入札仕様書等も出来上がっておりますが、それから3年以上経った今日、そのことについて手が付けられていないということは、合併を目前に控えたとはいえ、行政の怠慢ではないかと、こういう指摘をされても仕方がないんではないかと思ひます。市長の見解をお伺いします。

次に、現状の救急体制でございますが、現在安芸高田消防本部には3台の救急車と14名の救急救命士がいらっしゃいます。このことから考えまして、高田消防30年の歩みで見えますと、消防業務32年が経過しています。私もその間、組合議員の一員として関わって参りました。歩みを読んでみますと消防署は54号線の交通事故の救急を消防団から引き継いで、5町の救急をスタートさせたと記されていますとあります。その後すべての消防業務が実施されて今日に至っていますが、その間旧向原町が加入することにより現在の安芸高田市管内となっております。

さて、スタートする時には拠点の建物をどこに置くか、大変議論があったようにも記されていますが、その理由は消防車、救急車が災害場所に行くまでの時間の関係だったとも聞いています。結果的にはいろいろな理由

の中でも54号線を中心であったと、交通事故も一番多いことなどの理由で今の場所に決定したとも聞いております。このように今の場所に消防署がある大きな理由は、54号線の交通事故に対応することが大きなウェイトを占めていたと考えられます。ただ、現在の消防の仕事は、発足した時とは違い多くの仕事があります。とりわけ救急の仕事は交通事故だけでなく、あらゆる範囲になっています。これも30年の歩みで見ますと、スタートの時には交通事故が68%でした。現在では交通事故は13%に低下をいたしておりますが、変わって、スタートの時には16%であった急病が現在52%と大きく伸びております。この救急車を必要とする状況は、スタート時の分布が54号線から安芸高田市全域になってきたと考えられます。そうしますと、新市としてスタートした今、新市建設計画にも保健医療福祉ネットワークづくり、地域医療体制の整備の中にもうたってありますし、また市長の施政方針の中にもありましたように、輸送体制の充実の向上を図る必要がございます。これからまだまだ増えていくであろうと考えられる救急事故に対応する消防体制は、検討し直す時期が来ているのではなかろうかと思えます。なぜなら現在の消防署は安芸高田市の真ん中にあるわけではなく、バラつきがあります。具体的には市民にバランスの良い消防サービスを考えますと、消防署からの時間のかかる地域に新たに担当する施設の新設を検討すべきであると考えますが、市長のご意見をお聞きしたいと思えます。

次に、行政改革についてお尋ねをいたします。市行政懇話会の設置、安芸高田市行政改革推進本部の設置とありますが、前者は市民を中心としたものであるのか、また、後者については行政内での組織と考えて間違いのないと思えますが、旧吉田町においては同様のことを平成7年5月1日に設置し、平成8年懇話会に諮問をし、平成9年に懇話会の会長により町長に対して提言をされ、爾来5年間でそれを実施されてきた経緯がございます。この中で特に補助金、人員等の問題については思い切った軽減がなされたと記憶をいたしております。一日も早く設置をし、行革の実行を促進されることを望みます。懇話会の構成内容については、具体的にその構成を伺いたいと思えます。

次に高齢者、弱者対策についてお尋ねをいたします。市長はバス路線の効率的な観点から、バス路線の維持、再編を見直すと言われておりますが、安芸高田市の高齢化率は30%代に達し、一人暮らしあるいはお年寄りのみの家庭が多く見られます。これら等の人たちが病院の通院あるいは買い物、あるいは公共施設への用事等々、生活の中で数多くの外出を余儀なくされた時、路線バスや回数にも制限がございますし、時間にも制限がございます。したがって不自由をかこっているのが現状ではないでしょうか。現在、美土里町における円バスの運行も一つの方法ですが、辺地、僻地への対応を真剣に早急に取り組まなくてはならないと思えます。利用者から感謝されるような施策を早急に実施すべきであると思えますが、市長の見解をお尋ねします。

次に、芸備線の利用促進についてお尋ねをいたします。昨年11月をもって可部線が廃止されたのは記憶に新たなことですが、三段峡可部間が開通したのは1969年、つまり昭和46年のことでありました。国鉄からJRに変わり民間会社としてJRはその経営方針として赤字路線の廃線への方針を打ち出し、その実行を厳格に行って参りました。廃線の決定にあたった自治体は、住民をあげて反対を起こしてきましたが、時既に遅くその大半が廃止を余儀なくされて参っております。中には施設を譲り受け、3セクによる運営を行う自治体もありますが、あまり芳しくないのが実状ではないでしょうか。可部線も例に漏れず3年間のあらゆる努力をしたようですが、JRの方針を変更することなくついに廃線されたのであります。このことは他岸の石することなく、陰陽の要衝である芸備線の利用促進を図らなくてはならないと思います。そのためには、まず広島市や三次市と協力をしなければならないと思います。そのことは広島県も承知いたしており、JR芸備線周辺地域振興計画調査を平成10年に行っております。芸備線の輸送力強化には不可欠であるが、改良事業に伴うだけの利用者の増加も必要であり、芸備線の利用促進を側面から支援して、併せて沿線地域の振興政策を検討し、調査したとあります。広島都市圏の拡大と、広島備北広域交流塾の強化、定住人口の増加、方策あるいは地価の比較的安価な志和口以降の駅周辺の整備、とりわけ駐車場の整備、駅に達するアクセス道路の整備が急務であると位置付けております。さらに駅周辺にゆとりのある1戸建て住宅、100坪ぐらいとしてありますが、宅地分の造成等々を提言を出されております。幸い安芸高田市の芸備線の表玄関と言える向原駅においては、向原町時代向原駅周辺整備計画が立案されていると聞きます。向原駅の平成12年の利用状況は、約1日570名程度ということになっております。少なくとも現代の状況から倍増を目指すようなことがなければ、先ほど申しました乗員の減少ということから、廃線とまではいなくてもやっぱり便数の減線等々、不自由をかこつことになるのではないかと思いますし、また吉田町からも数多くの自家用車による通勤者がおられるかと思えますけども、1時間で行く時もある、2時間近くかかる時もある。労力を費やしなから行くよりは、向原まで行って駐車場に車を置いてわずか40分で広島へ出るということが現実のものとなれば、乗車される方も多くなるのではないかと思いますし、ある程度目的は前に進んでいくのではないかと思います。このようなことで、向原駅口に計画されている約1千800平米の駐車場の整備が急務であると、私は思うわけでありまして、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、市長並びに教育長にお尋ねをいたします。市長は日本一のビルには日本一の基礎が必要であり、確かな学力、豊かな心、健やかな身体等が知、徳、体の基礎基本とされてありますが、さらに教育施設設備の充実というふうにつたっておられます。現在、学校空調のことについて調査をさせてもらいましたが、現在必ず付けているというところは職員室、校長室、保健室等々がありますけれど、そこらにも施設をされていないという学校

が、中学校では6校中2校、小学校では13校中の4校が施設をされてないようでございます。まず、市になったのですから、まず基本的にその横一列の施設をする必要があると思います。今後、各校とも特に夏期には40度近くなる室温があるということも聞いております。こういう実態を調べながら、出来るだけ早く近い将来に全教室への設置をすべきであると思っております。

次に、さらに吉田小学校の運動場についてお尋ねをいたします。文部科学省の運動設置基準は吉小でいえば241名から720名の間に入ります。この基準に当てはめると、この基準として3倍弱の範囲の大ざっぱな基準そのものが3倍弱の範囲の大ざっぱなものではありませんけれど、これらからも吉小の運動場の広さを考えてみますと、5千250平米が最低限必要となりますが、吉小の広さは基準の80%に満たない4千100平米でしかありません。少なくともあと1千100平米は必要であると思っております。このような狭い運動場では、体位の向上は望むべきものではありません。私は過去数年間、当時の吉田町の執行部に対して質問を繰り返して参りましたが、残念ながら改善をされておられません。時の流れとは申せ、郡下に誇っていた郡山グラウンドに現校舎を建設した原因はあると思っておりますが、当時としては校舎の新設要望がすべてに優先されたんだと思っておりますが、校舎建設以来40数年を経過した今日、何らかの対策を立てる必要に迫られていると思っております。現在地を固執するのか、あるいは他の方法があるかを含めながら、是非このことは近い将来にもって行って計画をされ、改善をされるように望むものであります。

最後の質問になりますが、青少年健全育成についてお伺いをいたします。市長が言われるように、この問題は家庭や地域の協力がなくしては成果が上がらないと思っております。先般、佐世保で起きた同級生殺害事件でもみられるように、事件の凶悪化、低年齢化が進んでおりますし、殺害した後も平然と死体を眺めていた事実、また学校側も何ら変わった状況、態度は見れなかったと言いますが、後になって同級生周辺からは、いろいろなその兆候が語られています。教師と生徒の信頼関係、家庭にあっては親子の対話、世間にあっては子どもは地域、ひいては国の宝であるという心構えが理想でありましょう。現実には全く逆な方向へと進んでいます。人の命の尊さ、自分自身を大切にすると同時に、他人への思いやりを気遣う教育、このような教育が長く日本の教育界を含めて、世間の間で欠落していた結果が今日の悲劇を、それも我々大人が想像だにしない方法での事件が後を絶たないのではなからうかと思っております。そのような時に県教育委員をはじめとした各機関が、独自に青少年対策に対していろいろな団体を通じて構成をしている事実がございます。各県あるいは市の部署では、各々の政策を末端へ下ろすわけですが、末端の市町村では会議の主催者こそ違え、出席者はほとんど同一グループであるというふうなことが見られます。このようなことを考えた時、やはり本当の意味での住民への浸透をするということは、やはり市長をトップとしたそのような団体を集積し、一つの団体に

において強力に推進していくことが急務であると思います。先ほど申しました青少年育成に関する限り、何団体ぐらいあるのか。それは各課単位にまたがっているのかどうか、お知らせを願いたいと思います。新しい安芸高田市は、市長が中核となって横断的にある団体を一極集中して内容のある団体が充職でなく、本当にそのことに体を張ってあたられる人材の登用が必要であり、そのことを市民団体へ啓蒙する流れを作るべきであると思いますが、市長並びに教育長の見解を求めます。なお、答弁によっては自席より再答弁をいたしますが、できるだけ明快な答弁をしていただきたいことをお願いいたしておきます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の宮本議員のご質問でございます。まず、双方向通信施設の設置を早急に実施すべきとのご質問でございます。ご指摘のように現在4町については高田郡農協、農業協同組合の有線放送を活用して行政からのお知らせ等を行っておりますが、この有線放送も老朽化が著しく、近い将来消防団の緊急出動や、市民の災害避難等についても支障がありかねない状況になっておるのが現状でございます。また、高度情報化時代の中でADSLも不十分な本市は、情報過疎に陥ることになりますし、平成21年度に全面開始される予定になっておりますテレビのデジタル化を考える時、議員ご指摘の通り、市民の一体感を促し、安芸高田市発展のインフラとして光ケーブルの布設は検討する課題であると考えております。なお、向原、八千代につきましては防災無線がございますが、これもかなり年数が経っております。そういうような状況になっておるわけございまして、いずれにしても今後この問題は真剣に考えていく必要があると、このように考えておるところでございます。

それから救急救命の状況でございます。組合消防の時には私も副管理者をしておりましたのでその経緯につきましては理解しております。この案件は新市の建設計画には入っておりませんが、人命に直接関わることでございまして、消防力の基準におきましても、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するのが消防行政であり、全国的に一定水準の水準が維持される必要があるとされております。このことから市民生活に直結した案件と理解しております。ご質問の第1点目でございますが、現実に最長60分かかる地域もございまして、段階的に改善していかなければならないと考えておりますが、まず第1段階としては30分以内に到着する対策が必要かというように考えております。

ご質問の第2点目でございます。救急車の現場到着までの時間を少しでも短縮することは、早急に取り組まなければならない問題と認識をしておりますが、安芸高田市の面積を考えますと、これを理想的な体制にいたすためには拠点施設の増設が必要と考えられます。しかし、議員のみなさんにもご承知をいただいておりますように、今日の厳しい財政状況の中で、総合的、計画的な行政執行が求められておりますことから、これまで組合



消防の時代に検討されましたこと等を参考にいたしながら、さらに近隣及び類似団体の状況等を調査研究をしていながら、安芸高田市としてどのように対応すればよいかを検討して参りたいと考えております。このことは、消防組合時代からいろいろな観点から検討されてきた経過があるわけですが、最終的には財政の問題で行き詰まって、現在まで来ておると、こういう実態がございますので、今後真剣にこの問題と取り組みをしていきたいと、このように考えております。

次に、行政改革についてのご質問でございます。先ほどの山本議員さんのご質問に対してもお答えをいたしました。安芸高田市の行政運営の道筋を明らかにし、無駄を削り、効果的、効率的な行政システムを構築するため、広く多方面から人材を求めて本市の行政改革の方向を決定をしていただくための行政改革懇話会、これは仮称でございますが、これをまた、その方向に従いまして、実際の行政改革を推進いたします行政内組織でございます、行政改革推進本部を早急に設置するように考えておるところでございます。推進本部につきましては、実際の運用組織でございます関係から、行政職員で組織をすることといたしますが、懇話会につきましては方針等のご決定を委ねます組織でございますので、広く多方面からのご意見をいただくよう、行政以外の市政に対して豊富な知識と経験を持っておられます方々を慎重に人選し、委嘱させていただきたいというように考えております。

次に、高齢者に対する通院や買い物等に対する交通手段の確保の問題でございます。近年、少子高齢化が進展し、一人暮らし高齢者や夫婦とも高齢者所帯が年々増加して参りました。そうした所帯の高齢者が通院や買い物など日常生活を送るうえで欠かすことのできない生活路線バスをはじめとする交通手段の確保につきましては、極めて重要な課題であるとともに、早急に解決しなければならない問題であると認識をしております。生活路線バスもなく、高齢者が通院、買い物等に大変ご不自由しておられることについては、十分承知をしております。一方で現在生活路線バスの確保のために、年間9千500万円負担をしておる現実を考える時、生活路線バスをはじめとする交通手段の確保については、多用な手段の導入も含めて総合的に考える必要があると考えております。合併前の旧町におきましては、自主運行バス、スクールバス、僻地患者輸送バス、社協による移送バスなどの生活交通サービスが行われるとともに、ジャンボタクシーの利用やタクシー助成制度等の施行もされており、こうした制度を参考にしながらそれぞれの地域に合った手法を検討し、生活交通サービス格差の解消を図っていきたくと考えておるところでございます。こうした観点から、本年度予算におきまして抜本的かつ総合的な生活交通手段の確保の調査費を計上いたしましておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、JR芸備線の利用促進についてでございます。芸備線は近年乗客の減少が続き、減便や駅の無人化が相次ぐなど、将来の輸送サービスの低下が懸念されており、従来より沿線の市町村により芸備線対策協議会を組

織し、広島県及びＪＲ西日本とともに連携をしてその利用促進に努めてきたところでございます。その結果、近年通勤快速等の導入に繋がり、その利便性も向上しつつあります。安芸高田市としても市南部の重要な動脈であり、利便性の確保と輸送力の向上を図ることは、当該地域の発展にとっても極めて重要であると考えております。昨年度は中国運輸局広島県旧甲田町、旧向原町及びＪＲ西日本と協働してパークアンドライド社会実験を実施し、芸備線の増客対策などの活性化法策の検討を行っておりますが、新市におきましても今後その検討事項を踏まえ、パークアンドライド駐車場、駐輪場の整備や通勤快速等の増便による利便性の向上等の課題の解決に努めるとともに、関係機関や沿線市町村、ＪＲ西日本と十分連携を図り、芸備線の活性化に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、教育環境の整備についてでございますが、この問題については後ほど教育長の方から答弁をしていきたいというように考えております。

それからもう１点、青少年の健全育成についてのご質問でございますが、議員のご指摘のように先の長崎県佐世保市の小学校において、６年生の女子児童が同級生に殺害されたという事件が発生いたしましたことは、まことに痛ましく、大変胸の痛む思いでございます。今回この事件が全国に与えた衝撃は大変大きいものがございました。このような痛ましい事件を２度と起こさないようにするにはどうしたらよいのか、また、青少年の非行の低年齢化など様々な問題を投げかけている現状をどのように捉えていくか、大変重要な問題でございます。行政サイドと市長部局と教育委員会部局と一緒にこの問題は連携を取りながら考えていくと、必要があるかというように思います。この問題についても、後ほど教育長から説明をしていきたいと、このように考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 教育環境の整備についての質問がございました。学校の空調設備につきましては、旧町時代から職員室、校長室、保健室、パソコン室、スクールカウンセラーの部屋などについて順次整備をして参ったところでございます。しかしながら職員室は５校、校長室が２校、保健室は１１校、パソコン室は３校が未整備でございます。スクールカウンセリングの部屋につきましては、中学校だけに設けられているものでございますが、その内１校のみ空調設備ができておりません。教育委員会といたしましては、これらまだ整備をされていない学校の職員室、校長室、保健室、パソコン室、スクールカウンセリングの部屋などをまず整備していきたいと考えております。各教室につきましては、ほとんど整備されていないのが現状でございます。全国的にも飛行機の騒音、高速道路におきます騒音、自動車の出す排気ガスなどによって授業に支障のあるところ以外では、各教室の空調が整備されているのは少ないと聞いております。

財政事情の許す限り、教育環境の整備は必要と思っておりますので、計画的整

備について今後協議を進めて参ります。

次に吉田小学校の運動場の整備についてでございます。吉田小学校運動場面積につきましては、旧吉田町時代に地籍調査などで計測された正確なものはございませんが、大体4千200平方メートル程度の面積があると思っております。運動場の設置基準は、児童、生徒1人当たりの面積基準はございませんので、小学校の場合1人以上240人以下の学校規模の場合は、2千400平方メートル。241人以上720人以下の場合2千400平方メートルに、児童数から240人を引いて10平方メートルを掛けたものを加えた面積が基準とされております。ちなみに吉田小学校運動場の場合は、この数式に当てはめて計算をいたしますと4千50平方メートルとなり、先ほど4千200平方メートルと吉田小学校のものを報告させてもらいましたが、かろうじて基準をクリアしているところでございます。吉田小学校の運動場につきましては、先ほど設置基準をクリアしていると申し上げましたが、児童数に比して狭隘であることは事実であります。

いずれにいたしましても、少子化傾向にある中、これからの児童数を勘案しながら将来展望に立って検討していきたいと考えております。

次に青少年の健全育成についてであります。国の青少年育成施策を見ますと、保健、福祉、教育、労働、非行対策などの幅広い分野にわたる施策となっております。教育委員会といたしましても市民部との連携を取りながら、青少年の総合的な施策が必要であると考えています。

ちなみに青少年育成団体の団体数がどの程度かということについてのご質問がございました。これまでの各町の実態がそれぞれ違います。ある町の実態を見てもみますと36団体で青少年健全育成の会議が開かれておりますし、ある町におきますと22団体でそれが構成されとるとこのような状況がございます。教育委員会といたしましても、先ほど申し上げましたように事務局をどこが持てばよいのかというのは、市の組織にも関係がございますので、内部でよく研究していくべきであろうと思います。この提案の趣旨もよく理解できますので、市民がわかりやすく機能的に青少年の育成を進めていくための方策を、教育委員会の仕事内容も勘案して研究して参りたいと思います。

宮本議員 議長。

崎岡議長 67番、宮本房宏君。

宮本議員 1、2点ほど再質問をさせていただきます。現在教育長がご答弁なされました、クリアしているんだ、運動場がクリアしているんだということ。数字の上からしたら確かにクリアしておりますけれど、40数年来本当に狭い中で運動場らしい運動場、特に陸上とかなんとかいうものは全くできません。サッカーもできません。野球もできません。こういう現状を考える時には、やはり早急に計画立案し、2年3年でどうこうしろということは申しませんが、やはり基本的な体育の向上、先ほど申しました知、徳、体といううたい文句にありますように、その体が非常に大きなウェイトを占めるというように私は思います。特に小学校1年生から6年生まで、

十分運動できるようなものを近い将来計画をしていただくというふうな、プランを早急に立っていただきたいと、こういうふうに思います。他については一応、今日明日にどうこうということではございませんけれど、どれ一つとっても、地に置いとくわけにはいかない問題でございますけれど、市長の答弁で大体了解いたしました。今の運動場、その他学校の校舎の再構築とかいうふうなことを除いて、他は了承しました。できれば教育長の方から今の運動場あるいはそれに関わるものの構想を、今すぐにとは申しませんが、早急に検討するというお答えをいただければ、了解をいたします。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 再質問をいただきました。強い要望があるということもよくわかりました。先ほども答弁させてもらっておりますけれども、少子化傾向のある中、将来的な展望も踏まえまして、今後どのようにするかということについては検討させてもらいたいと、このように思います。

崎岡議長 この際、14時まで休憩をいたします。

~~~~~

午後1時48分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

続いて、25番、井上正樹君。

井上(樹)議員 私も、先に通告しております3つの項目について市長の所信並びに考え方をお伺いしたいと思います。

まず第1点でございますが、今朝ほどからいろいろ話題に上っております仮称文化ホールの建設計画についてお伺いをいたします。

市長は、市長立候補の公約の中でも施政方針の中でも一貫してこの合併で新しい安芸高田市が発足する以前に、法定協で53項目の項目全部にわたって、満場一致で決めていただいていると。新市の都市計画も同じでございます。そういうことを一つひとつ重要なものから随時実施していくということが唯一の公約であり、全く私もそのとおりだと確信をしておりますので、そういう観点からこの文化ホール、特に吉田町が使っております第2庁舎を、現在皆さんがお座りになっておりますこの公民館を取り壊して、ここに第2庁舎をつくるということが、決定をみております。したがって、この公民館を利用されておられる多くの町民が、新しい文化ホールができるまでの間、非常なる犠牲を負っていただかなくてはならないという大きな問題がございます。その件につきまして私地元の吉田会派として市長の考えをお伺いするわけでございます。

ご承知いただいておりますように、文化ホールの建設の第1候補地としては、現在の庁舎の道の向かい側であります土地が第1候補だということが決定をみているわけでございます。このこれからその土地の取得を、そ

れからいろいろこの吉田町の地区については問題になりますけど、建設開発計画をいたしますと史跡調査等の幾多の困難な問題が残っております。そういう問題をクリアをして文化ホールができあがるまでの期間、この現在の公民館を使ってる町民というのは、その代替えの土地で非常に皆さんにご迷惑をかけるという、非常に問題があるかと思えます。そういうことで、その中で文化ホールをどのように考え、どのようにこれから計画していただくのかをお伺いするわけでございます。先ほど言いましたように、この公民館の利用者の数と申しますと、平成14年度で使用団体が延べ年間1922団体。3万7千293名の方がご利用になっております。また、この下にございます図書館、図書館といっても非常に寂しい図書館でございますが、これの利用者も4千38名でございます。併せますと4万1千331人の方が1年間この公民館を使用されているわけです。こういう実状を踏まえて、私どもとしてはできるだけ文化ホールを早く建設をしていただいて、その4万何某のこれだけの公共施設を利用する施設というのは安芸高田市の公共施設の中でも、私は上位に入るのではないかなと、このように思っております。是非とも市長の前向きな答弁をお願いしたいわけでございます。施政方針演説の中でもそれに触れておられます。できるだけ生涯学習の皆さんに迷惑のかからないように早急に解決したいということも、施政方針で述べていただいておりますので、その辺のことを考えながらこの文化ホールの建設について、できれば第2庁舎より早くつくってくれと言いたいところではございますが、せめて同時進行になるような計画ができないかと。これは私の希望も含めてお伺いをするわけでございます。いわゆるこういう建設計画を進めるにあたりましては、今の行政の中で行政改革の今朝ほどの中でも述べられておりますが、こういう事業計画についてもいつだれがやるかということ、しっかり市民に知らせて、それに沿ってやるというのは行政改革の大きな進め方じゃないかと、このように思いますので、その辺を踏まえた市長のできるだけ具体的な答弁をいただきたいと思えます。

次に、この旧6町の市民の交流の場を計画的に実施し、まちづくりに活かしていただきたいということでございます。3月1日安芸高田市が発足をいたしました。市長も決まり、三役も決まり、そしていろいろ問題はあろうかと思えますが、まずは順調な船出ができたんじゃないかと思っております。そういう中であって、これからの長い安芸高田市のまちづくりを進めていくためには、旧6町のみなさんの人の交流が、私は非常に大切じゃないかなという気がしております。その昔、私も中学校、高校と、ソフトテニスをやっておりました。そういう時の他町の選手のみなさんの交流は、現在も続いております。そして今日実は来て気が付いたんでございますが、ここに本日70名の我々同僚議員が集まって、こういう席で本会議をしてるわけなんです、年に1回高田郡内の議員研修というのがございまして、その後グランドゴルフ大会をやって、懇親会をやって、こうして皆さんの顔を見ておきますと、6町の違う議会が集まったんでなく、違和

感がなくこうして一堂に会して議論ができるという雰囲気、私は非常に良かったんじゃないかなと思っております

そういうことも踏まえまして、小学校、中学校、高校、そして女性会、老人会含めた全ての階層において、6町の町民の皆さんが交流できる場を計画的に実施していただくということが、これからのまちづくりに非常に大切なことじゃないかなと、このように思っているわけでございます。6町のバリアを一日も早くなくして、みんなで考えられる安芸高田市、みんなで作る安芸高田市でありたいと、このように思うわけでございます。その中であって、今年の一心祭り、旧吉田町が実施していたわけですが、ご承知いただきますように全市からこれの実行のスタッフを募集をかけております。こういうかたちの中からも一つひとつが人の交流の場が広がってくるんじゃないかなということでございます。そういうことを考えてみますのに、今後とも行政としてもそういう交流の場をできるだけ多く計画をし、実施をしていただいて、市民の一人ひとりがお互いに理解し合い、人権を認めることができ、みんなで考える安芸高田市でありたいと、このように考えるわけでございますが、市長はどのようにお考えになり、これをどのように実施されるか、お伺いをいたしたいと思えます。

3つ目の項目でございますが、観光開発についてお伺いをいたします。ご承知のように安芸高田市、隣に100万都市広島市と隣接をしているところでございます。施政方針の中でもありますように、我が町、我が市の特産でございます農作物を、100万都市にいかにか流していくかということも非常に大切なことだろうと思えますが、私は市の町の発展には他町、他市からどれだけの人が我が安芸高田市を訪れていただけるか、これも一つの大きな要素じゃないかなと思っております。施政方針演説の中で、市長も市民農園の開拓をはじめとして、そういうことの中から周遊型観光ルートの開発をするということも発表していただいております。私どもは地元に住んでおりますから、なかなか我が市の良さは気が付きません。春の土師ダムの桜の並木、そしてこの前私ども吉田町も視察をさせていただきましたけども、甲立高原、このあたりの素晴らしい景観、また美土里町においても神楽門前湯治村、高宮町においても湯の森と、そういうかたちで非常に観光資源にも恵まれております。この吉田町においても中世の歴史の史跡がたくさんございます。平成9年毛利元就放映の時は、年間80万人のみなさんが吉田町を訪れております。吉田町の中も、中でもその後の観光開発についていろいろ考えられてきたわけでございますが、私ども地元におりまして、どうしてもこの素晴らしい安芸高田市の自然、史跡、そういうものが、どうも疎かにされてるんじゃないかなという気がしてなりません。今こそ一つになって素晴らしいこの安芸高田市の観光開発に向けて、新しい展開をする必要があるんじゃないかと思えます。そのためにも現在観光課が、産業振興部の方でできておりますが、行政だけの力では到底この総合的な観光開発は難しいと私は考えます。いわゆる市民のパワーをお借りして、その中から観光協会というのを設立し、総合的に長期

にわたった我が市の観光開発について、今後進めていく必要があるかと思ひます。この件につきましても市長の考え方、今後の進め方について、お答えを求めたいと思ひます。

以上、3件につきましても市長にお伺いを申し上げます。できるだけ具体的な回答をお待ちしております。ありがとうございました。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 井上議員さんの方からのお尋ねでございます。文化ホールの、これは総合文化保健福祉施設ということで計画をしておるわけでございますが、この施設については新市の建設計画の中で重要なハード事業の一つになっておるわけでございます。この施設は安芸高田市のタウンセンターを構成する主要施設でございますので、基本的には市役所に隣接させ、その他公共施設、商業施設等と一体として構成することが望ましいというように考えておるわけでございます。いずれにいたしましても多大な用地の取得につきましては、地権者のみなさんのご同意をいただかなくては到底できるものではございません。その用地に合わせ、合併前の吉田町の基本的な考えをベースに保健福祉機能を付加した基本計画を策定することとしております。さらに土地収用法に基づく事業認定申請、また遺跡の発掘調査等につきましても状況によっては必要になると、こういうことが想定をされます。また第2庁舎の建設につきましては吉田町公民館を除去し、建設することとしておりますが、公民館機能を担保する必要性がございますので代替え施設の確保等につきましては、万全の対策をして参りたいと考えております。なお、代替え施設で長期間にわたってご迷惑をかけることにはなりませんので、総合文化保健福祉施設が早期に、しかも確実に実現できる見通しを確保することが必要になるわけでございます。そのため総合文化福祉施設の用地取得の可能性につきましては、土地評価及び周辺の賃賃価格の状況等の調査を含め、既に合併の協議の段階で予算を組んで調査に入っております。大体その結果がほぼ出てきております。私も係からその結果のまだ詳しいことは聞いておりませんが、不動産鑑定によりますと約7億用地取得費がかかるという数字も出ております。それからかなり広い土地が、1ヘクタール以上の土地が要りますので、どうしても調整池を設けてその排水をどこに引っ張っていくかという問題がございます。それに約7千600万ぐらいかかるだろうと、こういうような数字も出てきておるわけでございます。さらに遺跡の発掘をせんにゃいけんという問題がございます。これは最高かけた場合は2年かかるという、2年で約2億4千万発掘費がかかると、こういうような、これは状況を今から状況を見極める必要があるわけでございます。これは最高でございますが、そのような業者による結果が出ておるわけでございます。仮に借地をするにしてもですね、ご存知のように最近莫大な借地料の実績が出てきたと、こういうことで大変この問題についてはどのようにしていくかというのを慎重に審議をしていく必要があるだろうと。しかも新しい土地を求めて、借地にしても、

取得するにしても、必ず発掘という問題はでてくると。しかも長い年月をかけにやいけんと。しかも、それに調査費をかけんにやいけんという問題が出てくる予想がほぼ出てきた。こういうことでございます。しかし、地元の意向としてはとにかく庁舎周辺に文化ホール等を集中させるという基本線が出ておるわけでございます、そういうことになると、どのようにしていくかという問題があるわけでございます。この現在の公民館は、第2庁舎で崩して、今の吉田の現在使っておる市役所の庁舎へ続けると、こういうところになっておるわけでございますが、その時に総合的にやはりもう一遍、地元の強いご希望があるこの周辺に文化ホールもつくるという大前提に立てば、新しい土地を求めて、求めるといいましても駐車場はどうしても借らなきゃいけんという問題があるわけでございます。したがって、そういうものも含めながら早く、安くできると、こういう方法を模索をしないといけんのじゃないかと、こういうことでございまして、状況によっては市役所と第2庁舎と文化ホールとを総合的に一緒にやるということも、やはり一つの方法として考えざるを得んのじゃないだろうかと、こういうような気持ちもしておるわけございまして、そこらを今後十分、地元の皆さんの意向も聞きながら、早く理想的なものができると、こういうことを考えていく必要があるかと、このように思いますので、ただ今、とにかく早くやるものはやってもらいたいというご意向がございましたが、我々もそのことには変わりないわけございまして、皆さんとご協議をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、市民の6町の交流の場を計画的に実施するというご質問でございます。安芸高田市のまちづくりには旧6町のそれぞれの歴史や文化といった地域の特色や誇りある個性を市民一人ひとりが理解し、尊重するとともに、さらにそれを活かしていくことが必要と考えます。また一方でこうした営みを通じて安芸高田市は一体であるという思いを持つことが、市全体の発展を図る上で大変重要になってくるわけでございます。そのためには、それぞれの地域で開催されております、お祭りやイベントなどの相互参加の推進や、公民館活動をはじめとする社会教育、社会体育、文化活動への相互の参加を通じて市民の一体感の醸成を図ることが、大変重要になってくると思います。また、計画しております総合文化保健福祉施設の建設がなされますと、市民のコミュニティが一層進むものというように考えています。特に合併をいたしまして先般も八千代町へ行かせていただきますと、八千代町でカヌーの教室をやっておられるようでございますが、今までは八千代だけの子どもたちが中心になっておったようでございますが、最近になって合併してから市内全域から子どもが集まるようになったと、それはやはりひとつの合併の効果ではなからうかと、このように思いますし、また、去る6月の19日のこの間の土曜日に、甲田町でハンドボールの中学校の生徒を中心とした大会がございました。これはもう、今回第8回になるわけでございます。甲田町さんが国体を契機に中国、四国から中学校のハンドボールチーム男女、男子が8チーム、女子が8チーム、遠いところ



ろは四国の方からも来ておりましたが、その大会がございました。それぞれ民泊をしてチーム毎に地域の振興会がお世話をし、民泊をされておりました。非常に素晴らしい試みをしておられるわけですが、このハンドボールについても、特に湧永製薬は大変力を入れておられまして、これをひとつ、今度は市になったんだから高田郡全域へ広めていきたいというような、社長さんのお話もあったようでございますが、非常にいい試みであると思いますし、やはり今後高田は一つだということで、そういうご指摘のようなものを広げていきたいと、このように思いますし、それぞれの機関がそういう努力をしていきたいと、このように考えております。

それから3点目の観光開発、観光協会の設立にということでございます。これは本市の入込客が平成9年度が最高でございまして、これが平成9年が186万人、これは毛利元就がNHKで放映された年ではないかというように思います。近年では135万人前後になっておるわけですが、市内に散在する歴史文化遺産や自然環境、交流体験施設、イベントなど多くの観光交流に繋がる資源がございまして、これらの史跡名所施設の観光産業の育成、さらには都市との交流イベントの充実などを図りながら、流入人口の増加に努めて参りたいと思います。また、旧3町、美土里町、甲田町、向原町にございまして観光協会につきましても、組織統合されるよう環境整備を支援していきたいと考えております。そして、市の商工観光課との連携により、ネットワーク化や周辺地域との連携を推進し、魅力ある周遊型観光ルートの形成を図って参りたいと思いますが、ご指摘のように100万都市に隣接をしておるといふ、そういう有利な点を活かしながら、向原町あたりでも市民農園の既に計画が軌道へ乗って実績を上げておられると、こういうようなこともございまして、観光とか体験農業とかいろいろな面にわたって入込客を増やしていく努力をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

井上(樹)議員 議長。

崎岡議長 25番、井上正樹君。

井上(樹)議員 ただ今の市長の答弁で、文化ホールの早期実現というの、そういう問題があるかと思っ、実は質問をさせていただいたわけですが、いろいろ今年500万円の調査費をつけていただいているいろいろ検討をいただいております。具体的に今市長の考えの中で、若干計画変更というかたちのことも踏まえたかたちで、今後も早期に着工するように頑張っていたきたいということですが、できればこの第2庁舎の問題も、今のようなことであれば私は第2庁舎の工期について、いつからスタートされるんか、そうして今の文化ホールの問題という質問も実はどうなんかなと考えるおったわけですが、今の市長の答弁によりますと、合同の施設ということも踏まえてという回答があったんじゃないかと思うんですが、その辺りできれば早急にそういうことも踏まえたもので議論して、早期にそういう決定をみた方がいいんじゃないかなという気がしますが、大体市長はどのあたりにそういう結論を出してお進めになりたいのか、今難しいとは思

ますが、大体の予想、お考えをお伺いしたいと思います。それと今の旧6町の市民の交流の場でございますが、いろいろなことが考えられると思います。特に小中学校についてでございますが、これはスポーツ、文化等で、例えばスポーツ大会、いろんな種目がございますけども、市長杯とか、そういうかたちのものを例えば計画して、今年度どのような計画がなされているのか、あればお答えをいただきたいと思いますが、よろしく願いたします。以上です。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今申し上げましたように、文化ホール、それから第2庁舎の問題は、できれば平行してやりたいという皆さんの合併協議会の中でのご意向もあったわけでございますし、それから第1候補、第2候補という文化ホールには方法もあったわけですが、吉田町の方の意見はこの中心へ庁舎と文化ホールを一緒に位置付けてもらいたいと、こういうようなご希望が大多数であったというように思うわけでございます。そういうことで調査費を付けて、その土地鑑定とか発掘の見積をしたわけですが、先ほど申し上げましたような方向が出ておりますんで、これを具体的に今後詰めてこんにゃいけん問題もあるわけでございます。しかし大体私の意向、考え、個人の今の考えでは9月議会までには方向を出してもらってですね、それでひとつどういう方向でいくかということを決めていただきたいと、このように思います。したがって、もたもたしてどっちもええことにならんようになって、時間がかかるということではいけませんので、やはりやるんなら早くものをつくった方がええというように考えますので、どうせやらんにゃあいけんものは、早くやると、こういうことでございますので9月の議会までには皆さんとご協議をして、方向付けをしながら段取りを組まさせていただければと、このように考えておるところでございます。

それから2点目の具体的にということのご指摘ですが、それではその問題については教育長の方からお話をさせていただきます。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 新市が誕生してそれぞれの住民のコミュニティが図れるような各種大会、文化行事等を催したらどうだろうかというご意見でございました。安芸高田市が誕生いたしまして、実は安芸高田市誕生記念剣道錬成大会というのが、この5月だったと思いますけれども、開かれました。それぞれの地域にはスポーツ少年団がありますけれども、安芸高田市が誕生したということのを記念をして剣道の錬成大会が開かれたということで、参加者も「ああ、新しい市のメンバーとして我々はこの剣道の大会に臨むんだ」ということで、参加した子どももさることながら、企画をされました役員の皆様方は大変意欲的でございますして、来年度は教育長、安芸高田市市長杯というのを計画したらどうだろうかという提案までいただいたところであります。

次に、まだ予算は可決していただいているわけではないわけでありまして、実は成人式をこれまでは1月になされたり、あるいは夏のお盆に実施されておるといような経過がございます。しかしながら安芸高田市が誕生したということで8月の15日に、安芸高田の農協ホールを利用させていただきまして、そこで市内一斉の成人式をやりたいと、このような計画をしております。この成人式が新聞テレビもよくご承知かと思っておりますが、やったけれども成人の方のマナー等々が問題になつていようなことでもございまして、各町のですね、成人になられる方の代表者にご意見を聞かせていただきまして、そのアンケートもとる中で、その人たちのニーズに合うような成人式もやりたいというように思っております。その時のメイン講師にタレントでセイン・カミュという人がおられるそうでありますけれども、その方を東京から来ていただいて、トークショーというようにすることも、今のところ計画をしております。

それからもう一つ申し上げますと、来年になるだろうと思っておりますが、まだ計画段階でございますけど、2月に保護者小学生、中学生と一緒にですね、ソフトバレー大会というのを市内でやったらどうだろうかというように計画も持っております。まだ新しく市が誕生いたしまして、教育委員会組織としてもですね、十分な基盤ができてないということもありますけれども、先ほどご要望がありましたこと、あるいは早く新市としての気持ちが一つになるような取り組みも、教育委員会としても考えていかなければならないという意味で、取り組みをしているということをご紹介させていただきたいと思っております。

崎岡議長 続いて、12番、山崎昭弘君。

山崎議員 12番、山崎昭弘でございます。通告しておりました4点ばかりについて、お尋ねいたします。なお、今までご質問の中とかぶったかたちの質問もございまして、了解いただきたいと思っております。

人輝く安芸高田、住民と行政が協働のまちづくりを目指して、その中でも住民が健やかな生活が送れるよう、地域を基礎とした保健医療福祉の総合的なネットワークによる安心な生活づくり、これを基本に目標に据えて取り組まれる施政方針を拝聴いたしました。そこで第1点、救急医療、救急搬送についてお尋ねします。

市長には市民の命、安心して安全な生活できる体制の確保、救急医療体制づくり及び救急搬送の地域格差の是正に努めることが、市長に課せられた最重要課題であると思っております。平成14年における救急業務の出場件数は1千196件、平成15年度が1千334件となっております。管轄管内の面積は537.71キロ平方メートルと広大で、その8割が山であります。山間を縫って道路があり救急車の出動要請から現場到着までの時間が、高宮町の川根地区では50分ぐらい。冬場に路面が凍結しておると1時間半ぐらいかかるというようにも聞いたりしております。地域格差の是正には、交通環境の整備、即ち地域高規格道路東広島高田道路の向原吉田、原田吉田線、一般国道の54号線可部バイパスの整備促進、さらにはタウ

ンセンターと地域拠点間を結ぶ、地域拠点相互間を結ぶ国道、県道の整備、これらを促進し、20分でタウンセンターの方へ行くような道路網の形成あるいは交通の利便性等が建設計画の中でもうたわれております。

救急医療についても、高度の医療と医師並びに医療スタッフなどの充実が必要なわけでございます。そのためには、もし吉田総合病院がなければ安芸高田市が市民病院を建設しなければならないわけです。そういったことも考え、応分の救急医療あるいは救命措置に対する費用関係についての援助が必要であろうというふうに考えます。要は、市民が安心安全な生活が営めるようにしなければならないわけでございます。財源問題はあるものの、最重要課題である生命に関わる問題、これについては救急搬送について、是非考えていただきたいと思えます。それにはもう一つは、分署若しくは出張所、こういったものが需要ではないだろうか。それを置くことによって地域格差の解消ができるのではないだろうか。ちなみに、出張所、この備北地区消防広域行政組合の庄原消防署やなんかの西城出張所、人員は何人かと言いますと11人で行われております。大体これが最低限の人数だろうと。ですから安芸高田の消防のところに別に出張所を作ったとすれば、最低でも11人の人が要ると。当然それには設備関係等と他の費用も要りますけども、ここらが要するに財政の節約をして本当に要るところにですね、お金を出していくと、これが必要であろうと思っております。それで、兵庫県篠山市市立の今田中学校、ここが面白い研究をしておりました。住んでいる地域がどこでも命はどこでも同じように守られなきゃいけないじゃないかというような発想で、総合的学習の時間に実践研究を行っております。その中で救急搬送所要時間の地域による格差に着目して研究し、市内のすべての地域で救急車の到着時間を10分以内にするためには、消防署の分署、これをどこに置いたらいいだろうかというようなことを検証したりしております。あるいはヘリコプターは一般道路に降りて病院へ運ぶことができるかというようなことも調べたりしています。いうふうに、そこの内外教育という雑誌に発表されておりました。こういった中学生の考え方、住んでいる地域がどこでも生命は同じように守られるべきと、こういう考えについてどう考えるか。これはまさに安芸高田においては分署、もしくは出張所の設置の考え、こういう考えはないのかどうかということでございます。また、救急医療体制について市長の所見をお伺いいたします。

2番目、地域づくりと自主防災組織。安芸高田市防災会議を開催して、安芸高田市地域防災計画を策定して地域防災体制の充実強化を図り、災害に強いまちづくりを進められるというふうに、施政方針で言われておりますが、中国新聞の2004年3月11日の新聞では、広島県では新年度15市町村を自主防災組織の重点指導をするとの報道がありましたが、安芸高田市も吉田、八千代、美土里、高宮の地区が未組織だったために、この準ずる扱いとされた報道がありました。自主防災組織は、消防署、消防団などの公的な防災機関では対応できない大地震や水害などに備えた、近隣

住民の互助組織。自治会や小学校単位ぐらいのが連携して、避難情報の伝達や初期消火、負傷者の救出、炊き出しなどにあたるもので、阪神淡路大震災、そういったところではその必要性が再認識されております。

安芸高田市においても、いざといった時の自主防災組織の必要性は言うまでもないと考えます。市長は地域振興会組織の充実を施政方針の中でも取り上げられております。まさに地域づくりと自主防災組織について、住民に対してどのように指導されるか、お考えをお伺いしたいと思います。また、消防長の所見もお伺いいたします。

3番目に、情報伝達施設設備、消防施設整備についてお伺いします。市長はパートナーシップによるまちづくりを表明されております。市民が自ら行政と一緒に汗を流す地域振興会、地域自治組織の確立を言われ、その人材育成や組織運営への指導、助言の支援に努められるとのことですが、問題は市民に対しての情報公開が速やかにされなければなりません。これは、男女共同参画社会の面からも情報公開の必要性は問われていると思います。情報伝達施設設備整備の問題、ケーブルテレビ導入が行われたら、おそらくとも月1回は市長は市民にケーブルテレビを通して直接市民に問いかけたり、あるいは行政報告をするなど、開かれた市政を発展させることができると考えます。また、議会につきましても、今日のような一般質問につきましても、さながら議場におるようなかたちで家庭でですね、傍聴できるということが必要であろうというふうに考えます。先輩の宮本議員さんも言われましたけれども、JAたかたの有線放送とか、あるいは防災無線の関係等々言われておまして、問題は、統合して新市においてですね、情報伝達施設設備整備の総合的な検討、あるいは設備をすることが必要であろうと思います。また、これは緊急的な問題もからみますので、消防施設整備も併せて、調整されていく必要があると思いますが、そういったところで、やはりいつも知りたいのは今の現状はこうだというのはわかるわけですが、現在の進捗状況についてそれぞれお伺いしたいと思います。できればこれからの取り組みが年次計画等でですね、市民に明らかにされることを望んでおります。ここについて、市長の所見をお伺いします。

4番目に、魅力ある拠点作りと宿泊施設問題。

第2庁舎、市民ホール、総合文化保健福祉施設などの建設に向けて、計画なり調査される予算が計上されております。また、賑わいの場の再生、創出する商店街の活性化対策として、商工会補助金とは別枠で商店街活性化事業及び安芸高田市産業振興機構設立補助金を計上されています。

私は、商店街活性化事業は、商店街活性化でなく再開発する取り組みでなくては、その場限りの対策となると思います。そこらあたりも、どういうふうにご考慮されるのか、ちょっと心配をしております。

しかし、私は安芸高田市が好きです。しかし、安芸高田市においては三次あるいは千代田町のようなホテルなり、宿泊施設がありません。市としてのホテル等の宿泊施設がないことは、市としてのステータス、あるいは

尊厳を問われる思いがいたします。

実態をみますと結婚式、披露宴、こういったものができるようなホテルは皆無で、宿泊者は勿論のこと、安芸高田市の大きな団体が会合又は研修、こういったことをするには三次市、あるいは千代田町、広島市のホテルなどに行ったりしており、ビジネス、観光面においても、三次市、千代田町の後塵をきしていると言わざるをえません。P F I、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律というのがございますが、それらを活用して大人から子供までが利用できる生涯学習研修宿泊施設を検討してはどうかと思っております。例えば、吉田町には少年自然の家がございますが、これも老朽化しております。そろそろ立て替えの時期でございます。こういったことも一緒に考えて、県、市と協議してですね、取り組めないものかどうかというふうに思っております。

また、安芸高田市産業振興機構設立は、どのような構想を元に、中心的役割はどこが担い、どの様な展開を予想されているのか、商店街活性化事業、宿泊施設と併せて市長の所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。ご静聴ありがとうございました。

崎岡議長 この際、15時5分まで休憩いたします。

~~~~~

午後2時50分 休憩

午後3時 5分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 山崎議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、救急医療、救急搬送のご質問でございますが、新生安芸高田市におきまして、救急医療、救急搬送に関して地域格差があってはならないという考えは、まったく我々も私たちも議員さんと同じ思いでございます。この事は人命に直接係わる事でございますし、市民の生活に直結した課題であると認識しております。しかしながら、このご質問につきましては、先ほどの宮本議員さんのご質問の内容と重複するわけでございますが、消防署始まって以来のこの懸案でございました。一番のネックはやはりかなりの経費がかかると、こういう問題が一番のネックになって、必要なことはわかるわけでございますが、そこらが解決ができなかったという問題があるわけでございます。そういうことで、消防組合の議会でもそのことは既に論議をされて、ほぼ結論はやはり必要だと、こういう結論もいただいて、議会の方でおるようでございます。したがって、今、安芸高田市の中で、どの地域は何分かかるとい調査だけは、消防署の方で既にしております。後ほどそのことは消防長の方から説明をしていきたいというように考えております。

次に、地域づくりと自主防災組織についてのご意見でございます。

本市の地域防災会議は、安芸高田市防災会議条例に基づいて、今月17

日に第1回の防災会議を開催いたしました。委員の皆様へ委嘱状を交付したところでございます。したがってその会議で安芸高田市地域防災計画なるものを採択をしていただいております。

自主防災組織に関しましては、この地域防災計画の中で自主防災組織の必要性と育成及び指導等について規定をいたしております。今後も引き続き、この会議での議論を通し、より具体で実効ある計画の実現に努めて参りますが、とりわけ自主防災組織につきましては、住民主導の組織となりますよう、その推進を消防本部、防災担当課及び自治振興課が連携し、検討して参りたいと思います。

地域振興会の取り組む地域づくりの中で、住民が自らの安全を自らが守るという自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけますとともに、災害に、自らの身を守るための行動ができるよう、自主防災思想の普及に努めて参ります。また、災害時に被害の防止や軽減を図るためには、自主防災組織は、今できております地域振興会などを基本とし、編成することも必要であろうかと思っております。このことは、特に広島県の場合は、先年大雨のために山崩れ等が起こって、20数人の死者が出た。特に新興住宅地の山崩れ、それから広島へかけての大災害が起こった経験があるわけです。それをもとにこの防災計画がもういっぺん見直されておるわけですが、先般広島県の砂防の防災大会が開かれまして、特に先進的な動きをしておられます沼田町の事例が発表になりました。あそこはあの災害の時にかなり災害が出た地域でございますが、ここはやはり沼田町いいましても今人口2万ぐらいになると言われますが、あその地域振興会のような自治組織の中に、防災部を設けておるようでございます。その中で、振興会の中で、もちろんお祭りやら文化活動もやる、体育活動もやる、そういう中でその一部分として防災部というのを設けておるようでございます。そういうことでそういうのを参考にしながら新しくできました安芸高田市の地域防災計画の中で、それを練っていきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、情報伝達施設の設備でございます。情報伝達施設の整備につきましては、先ほど宮本議員さんへの答弁で申し上げましたとおりでございます。今、この情報伝達の施設が日進月歩の状況でございます。したがって、どういう方式を選ぶかというのがですね、非常に難しい状況で、一步誤れば莫大な投資をしたが、またこれがすぐ無駄になったと、こういうことがありますので、そこを慎重に今調査をしながら今後とも手戻りのない、無駄のない、長続きができるような、そういう情報伝達の方式を選んでいきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、魅力ある拠点づくりと宿泊施設についてのご質問でございます。

本市におきます宿泊施設の整備状況のなかで、本格的なホテルや旅館は不十分な状況でございます。これまでの滞在型の来訪者などの減少は、道路交通網の整備による時間距離の短縮など、車社会の普及が大きな影響で

あるというように考えます。

本市には、個性的な体験交流施設等が数カ所整備されております。これの施設間の連携を密にし、効率的な活用をさらに普及、推進し、併せて各施設の活性化へつなげていきたいというように考えております。

なお、P F Iの活用については今後検討して参りたいと考えております。大きな会議とかパーティーがないということでもあるわけですが、このことは今から考えていきます総合文化施設の中で、そういうものは整備をしていけば解決ができるんじゃないかと、このように考えております。

次に、安芸高田市産業振興機構につきましては、別に産業振興ビジョン策定事業の取り組みを行います。このビジョン策定事業を中心に、工業部門の振興策を主に検討、協議する組織づくりを行うため、国の補助事業を活用して、今年度商工会が事業主体で産官学の連携により実施するものでございます。これらの事業には、広島大学の地域連携センターの参加をいたし取り組む予定にしております。後ほど担当部長の方から、そのことも説明をしていきたいと考えております。以上でございます。

村上消防長 議長。

崎岡議長 消防長、村上紘君。

村上消防長 それでは、消防長の村上でございます。先ほど市長のご答弁の中で、現状の消防の実態の説明をするように指示がございましたので、組合消防の時に議員の皆様方にお示しをしました地図をもちましてご説明をさせていただきます。少し地図が小さございますので、言葉で若干補足をしながらご説明をさせていただきます。この地図は平成11年、12年、13年の3年間の救急出動の実態を時間かかった場所をポイントで押さえまして実線でつないだ地図でございます。積雪が非常に多かった時の出動の時間につきましては、急に時間的に飛びますので、その辺のところは少し削除をさせてもらっておりますから、あまり積雪が多くなかった時の年間の、3年間の出動状況の実態だにご理解をいただければありがたいというように思います。消防本部を拠点にしまして、そこからの時間を拾っておりますが、ピンクのところは時間的に出動から現場に到着するまでの時間、10分間かかった範囲でございます。それから茶色の部分が11分から20分の必要な時間を要した範囲でございます。ブルーのところ、八千代町の一部、向原町、それから高宮、美土里町の部分が21分から30分の時間を要した地域になります。グリーン、それから少し山吹色、紫と、こういうふうに分けしておりますが、この地域がグリーンの地域が31分から40分の時間を要した地域。山吹色のところが41分から50分。そして紫が60分以上の地域というふうに分けをさせていただきました。30分までのところは美土里町、高宮町、こういうところが30分と、まずひとつの範囲でございます。場所的には川根の一部、それから役場がございます佐々部付近、船木、そういうところが高宮では30分かかる場所に入って参ります。美土里町の方に行きますと、北の一部、それか



ら生田、青、桑田、そういうところが大体20分から30分の地域に入ってくる。八千代町にいきますと平原向山地区の方が30分近くかかります。それと向原地区の方は山の部分が非常に多いんですけども、有留とか保垣の方が30分ぐらいかかります。こういう見方でございます。30分以上のかかる地域は、三江線の川付近の信木、この辺のところは1つあります。それから川根地区、それと美土里町の青、それから生桑の一部、それからあとは智教寺方面、こういう方面が50分から60分かかると。これが3年間出動しましたポイントを押さえた地図になります。若干新しい道路整備などが進行してきますと、この時間も短縮されてくる部分はございますが、平成11年から13年の3年間の出動の実態ということでご説明をさせていただきました。

それで出動の救急の分は以上にいたしまして、あと、同じく山崎議員さんから地域づくりの自主防災組織で消防長の所見をとというご質問がございましたので、併せて答弁をさせていただきます。

自主防災組織の所管は、基本的には総務部に所管をいたしておりますが、消防は住民の生命、財産を守るという立場に立ちますと、大いに関連性のある部署に所属しておりますので、所管を越えたかたちの中で総務部と一体となりまして自主防災組織の育成を進めて参りたいと、このように思っております。ただ、管内が広うございますし、自主組織の育成のなかで自主防災組織をいっきに全域に育成していくというのは非常に無理がございますので、これから防災会議等の中でも協議しながら、総務部と連携を取りながら地域的なものを絞りつつ、自主防災組織の育成を全域に広げて参りたいと、このように思っております。なお、消防といたしましては、自主防災組織が設置されました以降、技術的、また知識的なものを市民の皆さん方にご指導していくことが、我々の大きな役割になってくるのではないかと。その場合にはまた消防団との連携等も保ちながら、住民の技術と知識の育成を図って参りたいと、このように思っております。以上であります。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 それでは、安芸高田市産業機構設立についての補足の説明を申し上げます。先ほど概要には市長が申しあげましたように、16年度で安芸高田市産業振興ビジョン策定事業という事業に取り組みます。これは商工会が事業主体で、6町の商工会で実施をするものでございます。幹事町は甲田町の商工会となっております。このビジョン策定事業を中心として産業振興機構の立ち上げの準備をする事業でございます。これも国の事業でございます。6町で取り組みをしますが、この事業につきましては吉田町の商工会が幹事町としてお世話をさせていただくことになっております。さらに地域産業人材育成指導事業という事業にも取りかかるようにもしております。これも国の補助事業でございます。6町で行いますが、これも吉田町商工会が幹事町としてお世話をさせていただくことになっております。

それともう1つ、地域ネット情報活性化事業を6町で取り組んでいただきますが、これも吉田町の商工会が幹事町としてお世話をしていただきます。以上、4つの事業をセットにしまして6町の商工会で広域的な事業として取り組んでいただくわけですが、これに先ほど申し上げましたように、広大の方のご支援をいただきまして今年度事業として国の補助事業を活用しながら活性化の方向を探っていくということでございます。こういった4つの事業が産業振興につながる事業効果の期待をしておるところでございます。それからこの4つの事業を安芸高田市産業振興協議会というところで、商工会が事業主体でございますので、それぞれのご担当の幹事町において商工会が行っていただくことになっております。この協議会におきましては、それぞれ各町商工会、あるいは市の担当であります商工観光課も当然加わりまして、協議会の方の組織をつくっていくように、現在準備をしておるところでございます。以上でございます。

山崎議員 議長。

崎岡議長 12番、山崎昭弘君。

山崎議員 それでは1点ばかり、今の産業振興機構についてですね、ご質問いたします。この産業振興機構というのは他町いいですか、他県、他市といいですか、そういったとこをみますと、財団法人でつくられるところが多いわけですが、こういった組織はどのようにされるのか。というのは今の事業は4つだというのはわかりましたが、問題は財団法人としてやられるのかやられないのか。それからさらには場所はどこなんでしょうかと。それは甲田町の商工会とか、あるいは吉田の商工会、どこに拠点をきちっと据えてですね、安芸高田市の産業振興機構としていくのか。というのは、なぜそれを聞くかといいますと、大体財団法人をつくられました後、その中身の事業には今回は4つぐらい知りませんが、設備資金の貸付事業だとか入ってきたり、あるいはベンチャーの支援事業が入ってきたりとか、等々、よその機構をみてみますと結構予算がですね、国からこういう事業をやるからどうかということで入ってくるわけでございます。そこらあたりがどのようになっているかどうか、そういう絡みもございまして、ちょうど拠点となる魅力ある宿泊施設の問題も、また産業関係の絡みで一緒に考えられるのかなと思って、お聞きしたようなことでございます。よろしく願いいたします。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 説明不足であったかと思いますが、この産業振興機構の立ち上げ事業でございますが、事業の内容としましては、先ほども市長の方で申し上げましたが、主に工業関係の振興を目的として広域合併後の地域における行政と経済団体による産業振興組織立ち上げの具体的事業の検討を行うものでございます。その実現可能な調査等の研究を行って、別事業であります振興ビジョンと併せることによって、具体的な行動計画等の産業振興に繋がる施策を検討、協議する組織でございまして、組織としましたらあくま

でも任意組織でございます。ですからこの事業によりまして産業振興に関わる検討する組織づくりをする事業でございます。よろしくお願いいたします。

山崎議員 議長。

崎岡議長 12番、山崎昭弘君。

山崎議員 それではちょっと理解に苦しむところが、私は頭が悪いのかあれですけども、問題はこの産業振興機構をつくるためのまず第1段階。将来的には財団法人として安芸高田市にとって今の商工会等指導するような役割を担う機構にもっていかれるのかどうか。そこらあたりについてお聞きいたします。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 いわゆる産業振興に関わります一定の施策なり方向性を、この機構によりまして策定をしていただきましてから、一応その機構そのものの目的が達成するということでございますので、一応目的達成がなりますと、一応組織的には消滅ということになると思います。

崎岡議長 続いて、8番、平林克昌君。

平林議員 8番、平林でございます。吉田会派最後でございますが、執行体制について1点だけ児玉市長にお伺いしたいと思います。間口の広い質問で大変申し訳ありませんが、1点だけお伺いします。

安芸高田市が3月1日スタートしましたが、数多くの課題を抱えています。市民の中も、合併したけれど何が良くなったのかと、こういう意見が出ているのが現状でございます。児玉市長は、当初の構想で1期4年間は、総務担当、業務担当の助役二人制で「2、3年で過去10年間くらいの仕事を消化しなければならない」というお考えだと私は理解しています。当然、スタートが大切な事は百も承知の上でお考えだったと思います。もちろん、最大の努力はされる事と思います。私も増元助役さんとお話しましたが、人格的にも立派なお方で、大いに期待できるものと確信しておりますが、やむなく二人制を一人制になったと、事情はお聞きしておりますが、果たして当初の構想を一人の助役で市制を2、3年で軌道に乗せられるものかどうか、あるいは3年、4年、5年かかるのではないか、その点を市長にお伺いしたいと思います。以上でございます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の平林議員さんのご質問にお答えいたします。

執行体制についてというご質問でございますが、このことにつきましては、4月に開催された第2回の臨時会におきましてもご質問をいただいたところでございますが、安芸高田市は中国地方では初めての合併特例による3万5千人の市になったわけでございます。この合併は、6町が一緒になって、まったく新しい市をつくり上げるという、最近では前例のない対等合併であったわけでございます。市政を円滑に軌道に乗せるためには、

ご質問をいただきましたように、ここ2、3年間は正念場と考えておりますし、特に国の財政が非常に厳しさを増してきておって、先の見通しが立たないという状況でございます。このまま行きますと約200億の特例債が使ってもええということになっておりますが、この200億の特例債さえも、途中でどうも雲行きがおかしくなるんじゃないかと、こういうこともございまして、どうしてもやらにゃあいけん仕事というのは、早く処理をして軌道へ乗せると、こういうことがあるわけでございます。

当初、1期4年間だけでも助役二人制というのは、この間もお願いをいたしまして、しかし、先行事例や類似団体の例、また究極の行政改革という意味合いを持って広域合併におきまして、市民の皆さんののご理解を得ることが困難であると、こういう状況の中で議会でもお話をいたしましたように、助役一人制ということを決断をさせていただいたと、こういうことでございますので、私としては現在の体制で最善を尽くして処理をしていきたいと、いけると、このように考えて、今やっておりますのでございます。特に議会の皆さん、大変ご協力を賜っておりますので、その点では私は、安芸高田市は順調なスタートを切っておりますと、このように考えておるわけでございますので、今まで以上に、何としまいかには計画を立てても議会の皆さんのご賛同が得られなければ、これは事業にならないということでございますので、ひとつ議会の皆さんの一層のご協力を賜るようお願いし、また我々も議会にできるだけご相談を申し上げていきたいと、このように考えるわけございまして、当初二人制ということが適当でないということであったわけございましたので、その点についていっそう2人分を議会のご協力によってやっていきたいと、このように考えておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

平林議員 議長。

崎岡議長 8番、平林克昌君。

平林議員 大変立派な答弁、ありがとうございます。私も期待していたとおりの答弁でございます。もちろん児玉市長以下、優秀な執行部の方、それと当然でございますが、議会が協力、これは当たり前でございます。初日の施政方針をお聞きいたしまして、非常に16年度、これも大変なスタートだと思っておりますが、やはり先程来でております第2庁舎、あるいは文化ホール、広域火葬場の建設等ですね、当面の問題が非常に重要視されてますし、市民も非常に期待していると思っております。先ほども市長さんがおっしゃってましたけども、我々過去の話でいけば、より良いものを、より安くという表現はちょっと悪いんですが、やはりこういう建物もですね、建設にあたりましてはいい業者でいい品物で、しかもより安く、これは当然ですが、税金の無駄遣いにはなりません。しかも慎重かつ迅速にやっていただくということをお願いしたわけなんですけど、私が先ほど言いたかったのは、助役さんが2名から1名になったからとやかく言うんではなくて、市長さんが2名の時の構想、二本立てでいった今の総務業務ですね、両担当、それが2、3年で先ほども協力をお願いします言われたんですが、実際に2、3

年でやはりこの体制で絶対できるという確信がいただきたかったわけなんです。努力、最善の努力、これはどなたもおっしゃる答弁だと思いますから、そこらをですね、明確に。そうしないと我々も市民から突け拳げを食ったりですね、「今の議会は何をしとるんや」と「やあ、待って下さい。6月の定例会が済んだら動き出しますから」というような答弁はしてるんですよ。うまく逃げてるんです。ですからそこらをですね、明確にもう一度よろしくお願いします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 当初の二人制というのは、議会といろいろご協力した結果一人にせざるを得なかったということがあるわけでございますので、これは議会の皆さんもご理解を賜りたいというように思います。したがって私が一番今気にかかっとるのは、よその市の状況をみますと非常に議会と執行部とがですね、ぎくしゃくすると。広島市の例が一番いい例でございます。結局は何もできんようになると、こういうことでございます。したがって、やはり市民のためには議会も執行部も本当に手をつなぎ、協力し、もちろん論議、議論はせにゃいけないのですが、しながら本当にいい方向を早く結論を出して一緒に事業を成し遂げるということが一番大事なことであろうと。今申し上げましたように、もうすぐ手を着けにゃいけない問題がですね、特にハードな問題がたくさんあるわけでございます。そういうことでひとつその点は、私は地方議会は主義主張というのもあるんですが、やっぱり一番の目的というのは住民のためにどれをしたがええかと、それは主義主張ではないと思います。住民の幸せという大前提に立っては。そういうことでひとつ、我々も虚心坦懐にご相談を申し上げたいと思いますんで、ひとつ議会の皆さんの一層のご協力を賜りたいと思います。ありがとうございました。

崎岡議長 以上で吉田会派の一般質問を終了いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で本日は散会いたします。

次回は、28日午前10時に再開いたします。

大変ご苦労さんでした。

~~~~~

午後3時42分 散会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

## 1. 議事日程

(平成16年第2回安芸高田市議会6月定例会第14日目)

平成16年6月28日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。(70名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	土居克之	4番	山本優
5番	岡山薫	6番	田中常洋
7番	前川正昭	8番	平林克昌
9番	日野原穂澄	11番	加藤英伸
12番	山崎昭弘	13番	山口康文
14番	小野剛世	15番	川角一郎
16番	竹田誠莊	17番	井上尚文
18番	高坂広一	19番	新出達夫
20番	塚本近	21番	赤川三郎
22番	深井達雄	23番	三上夕工子
24番	長岡公次郎	25番	井上正樹
26番	宮田浩之	27番	松野俊寿
28番	川先悟郎	30番	平岡正美

3 1 番	秋 広 美 輝	3 2 番	川 崎 三千春
3 3 番	西 川 佚 夫	3 5 番	岡 原 雪 夫
3 6 番	松 村 ヌキミ	3 7 番	熊 高 昌 三
3 8 番	藤 井 昌 之	3 9 番	浅 枝 俊 通
4 0 番	青 原 敏 治	4 1 番	金 行 哲 昭
4 2 番	杉 原 洋	4 3 番	松 川 秀 巳
4 4 番	大 前 直 行	4 5 番	入 本 和 男
4 6 番	泉 正智代	4 7 番	山 本 三 郎
4 8 番	今 野 仁千六	4 9 番	今 村 義 照
5 0 番	住 広 章	5 1 番	佐々木 博
5 2 番	玉 川 祐 光	5 3 番	西 山 登司教
5 4 番	井 上 正 文	5 5 番	岡 田 正 信
5 6 番	浮 田 洋 吾	5 7 番	山 崎 宅 将
5 8 番	桑 岡 達 夫	5 9 番	望 月 桂
6 0 番	天 清 斐 雄	6 1 番	渡 辺 義 則
6 2 番	猪 掛 信 幸	6 3 番	高 下 二 郎
6 4 番	富 田 義 弘	6 5 番	吉 村 正 登
6 6 番	名 川 律 夫	6 7 番	宮 本 房 宏
6 8 番	松 浦 利 貞	6 9 番	増 田 静 樹
7 0 番	中 間 末 雄	7 1 番	鳴 石 勸
7 2 番	亀 岡 等	7 3 番	崎 岡 典 男



3. 欠席議員は次のとおりである。(3名)

10番	平川幸雄	29番	新山勝義
34番	中野光雄		

4. 会議録署名議員

19番	新出達夫	20番	塚本近
-----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊
総務部長	新川文雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	自治振興部長	田丸孝二
市民生活課長	佐々木亮	税務課長	山本数博
福祉保健部長 兼福祉事務所長	福田美恵子	人権推進課長	毛利宣生
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
消防長	村上紘	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志
総務課長	高杉和義	財政課長	垣野内壮
教育総務課長	上川裕芳		

6．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（6名）

事務局 長	増 本 義 宣	事務局 次長	光 下 正 則
議事調査係長	児 玉 竹 丸	書 記	新 谷 洋 子
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~  
午前10時00分 開会

崎岡議長 みなさん、おはようございます。  
ただ今の出席議員は70名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手許に配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、昨日美土里町において発生いたしました熊による被害について執行部から報告があります。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 おはようございます。ただ今議長さんからご報告がありましたように、昨日市内で熊が出没して、けが人が出ております。これはかなり広域に報道されましたので、ご存知と思いますが、ただちに消防の方と警察で対応していただきまして、すぐ関係部署で適切な措置はしております。とりあえず担当の産業振興部とそれから教育委員会の方で、その後の状況について対応を報告させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

村上消防長 おはようございます。消防署の村上でございます。昨日、美土里町の方で熊の被害に遭ったという119番が入りまして、救急車が出動いたしております。吉田病院の方に収容いたしておりますけども、患者の重軽傷具合におきましてはですね、プライバシーに係わる部分がありますので、部所等のけがの状況については、発表を少し差し控えさせていただきますけども、我々消防の統計上でおきますと、重症ということになっております。

重症といいますと、3週間以上の入院を要するけがだということで、大体頭部、首の周り、背中、手のまわり、こういうところをひっかき傷と、かまれた傷ということで、救急車の方で収容いたしました。状況報告をさせていただきます。

清水産業振興部長 それから産業振興部の方で報告をさせていただきます。昨日消防署の方から連絡を受けまして、美土里、高宮管内に、まず有線放送で住民の皆さんに注意の有線放送をさせていただきました。それから直ちに広島県の方に、芸北地域事務所の方に、管轄になります。熊の被害の状況を報告して、捕獲依頼を電話でとりまして、電話にて捕獲許可を当面いただきました。

それから、それを受けまして、美土里、高宮の有害鳥獣捕獲班に出動を依頼をしております。正式に捕獲許可につきましては、午後2時に県の方から許可をいただいております。

それから捕獲班につきましては、昨日の19時、夜の7時まで現地の方、搜索を吉田警察署と合同で搜索をしていただきましたが、発見に至っておりません。そして、今朝6時半に集合をいただきまして、吉田警察署と共にですね、搜索と警戒に当たっていただいております。

また、この捕獲許可につきましては、来週の7月の4日の日曜日までの期間を定めていただいておりますので、この間につきましては、捕獲班に

よりも捕獲の活動に努めて参りたいと思っております。以上でございます。

佐藤教育長 おはようございます。教育委員会でございます。先ほどの件につきまして、ご報告をさせていただきます。熊の出没につきましては、相手が理性が働かないこと、また行動範囲も広いことから、これまでも児童、生徒の安全確保の視点から、熊出没の情報が入る度に保護者の協力を得ながら集団登校等で安全に学校に来るような指導をしておるところでございます。

また、美土里町、高宮町につきましては、入学時に全員に鈴を配るなど、日頃から安全対策を配慮しておるところでございます。今回の件の対策につきましては、市内全体に有線放送、あるいはその他の放送で周知をしていただくことを徹底いたしました。

また学校は有線放送がない家庭もございますので、連絡網によりまして、美土里町はもとより隣接の高宮町、吉田町、甲田町、また八千代町において、集団登校により学校に安全に来れるような指導をしたところでございます。向原につきましては、多少地域的には離れておりますけれども、学校に登校する場合には、十分注意して登校するようという指導をいたしました。

警察また地域の方々のご協力をいただきまして、学校におきましては、また多くの学校で要所、要所に職員が立ちまして、児童、生徒の安全な登校ができるような指導をしたところでございます。現在のところ安全に登校しておるということ聞き、関係者の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。以上でございます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、19番新出達夫君、20番塚本近君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

崎岡議長 日程第2、前回に引き続き、一般質問を行います。

本日は、八千代会派の一般質問からはじめます。

崎岡議長 17番、井上尚文君。

井上議員 はい。前もって通告の件につき、本日のトップをさせていただきます。八千代会派の井上でございます。お伺い申し上げます。限られた時間でございますので、要点のみ簡潔に申し上げますので、市長さんの的確なる答弁をお願い申し上げます。平成16年の所信表明並びに施政方針については、力強い取り組みに期待するものであります。是非とも実行に移していただきたい。また、合併初年度の予算編成に当たりましては、財政事情の厳しい中、献身的に予算編成に当たられました行政当局に対しまして、敬意を表するものであります。

まず最初に行政組織機能についてお尋ねいたしますが、早合併後、3ヵ月を経過いたしました。本所、また支所機能の役割分担が順調に遂行されているのでしょうか。あえて抽象的表現で申し上げますが、当面はいろいろな点で戸惑いもあろうかと思われませんが、もしも基本的に問題点があるとするならば、市民サービスの低下に直結することになります。弊害の早期解消が必要かと思われ。所信で表明されていますが、行政の内部機構の見直しなど、積極的に行政システムの改革に努めていただきたい。

次に少子化対策についてお尋ねいたします。人口問題は一朝にして解決できるものではありませんが、本国会でも論点のところでありましたが、時代の流れとして済まされる課題ではなく、深刻に受け止める必要があると考えられます。少子化問題にも少し触れられておりますが、安芸高田市の将来展望は、人口構成に起因するところが多望にあると考えられます。今日の本市の人口の推移動向によれば、毎年減少の傾向が継続されております。少子化と高齢化が同時に進行しております。本市に限らず人口動態はますます深刻化し、地域社会構成の不安要因ともなっております。既に本市内におきまして、僻地では無児地区が点在し、高齢化者地域が進行し、先行き不安を感じております。次世代を担う子ども達をどう育てるか、早い段階から原因究明と対応策が必要不可欠であります。人輝く安芸高田市にふさわしい日本一住みよいまちづくりを、多角的見地から施策を講じられたい。

次に、若者定住と雇用対策についてお伺いいたします。重点施策として公共交通体系の整備、上下水道の整備等、いずれも生活環境に係わる基盤整備として急務であります。私は現在、本市内の就労実態の把握をしておりますが、果たして市内の勤労者が何人の方が地元で就労されているのでしょうか。職場の選択は自由ではありますが、これから成人していかれる若者達が進んで地場産業で就労従事できる環境づくり、商工業の振興による商店街の活性化、企業誘致等積極的な取り組み、若者達が地域を愛し、ゆとりある生活が営まれるような施策を精力的に同時進行していただきたい。前回の少子化問題にも関連するものであります。

最後になりましたが、きめ細やかな行き届いた施政をお願い申し上げます。私の質問とさせていただきます。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 井上議員のご質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず、行政組織機構についてのご質問でございますが、本庁、支所の役割分担につきましては、本年3月の新市発足以来、それぞれの事務事業を行っていただいております。今のところ市民の皆さんからあまり大きな不満という点では、合併の混乱ということはありません。心配したほどなかったのではなからうかと思っておりますが、やはりそれぞれの支所で今までどおり住民の皆さんが来られた時に、当面の対応は不便のないようにしていただいております。もちろん

吉田につきましては、この本庁で対応させてもらっておりますし、吉田町以外の町では、それぞれの支所で市民の皆さんの日常の業務の対応はさせてもらっていると、こういうことでございます。まあしかし、根本的な行政組織機構の見直しにつきましては、合併から一定の期間を経過したことにより、徐々に円滑な運営ができておるものとは思いますが、そういう中で性急な組織変更によって事務の混乱をきたさないように、住民サービスが低下を招くことがないように、いろいろな課題がやはり出てきておるのは、出てきております。したがって、そういう点については平成16年度の事務執行を通して、見直しをするべきところは見直しをしていくと、このように考えておりますが、当面ここ3、4、5の間では、いろいろのやはり6つが寄って、その事業を始めたということがございますんで、細かい点については、いろいろな問題も出ておりますんで、その都度話し合いをしながら整理をしてきておると、こういうことでございますが、基本的には行政改革等の見直しの段階で、もう一度見直しをかけていくということが必要であろうと、このように考えております。

それから次に少子化の対策についてのご質問でございますが、近年少子化、女性の社会進出、核家族化など、社会情勢が変容する中で、子ども達を取り巻く教育環境も急激に変化をしており、社会の子育て支援、少子化対策が強く求められておるのは、議員ご指摘のとおりでございます。また、働く保護者の支援策といたしましては、延長保育、あるいは広域保育、児童館、放課後児童クラブなど保育環境を充実いたしますと共に、子育て支援センター等の開設により、子育て支援情報の提供や子育て相談等を実施いたし、関係部署、関係団体と連携を図りながら少子化対策に取り組んで参りたいというように考えております。

次の若者定住と雇用対策についてでございます。市内の商工業を中心とした就労の状況につきまして、平成12年の国勢調査によりますと、事業所数が1千700で、就業者数が1万8千600人、そのうちの66%の1万2千300人が市内の在住者で占めております。従業員数等では、やや回復基調がみられるものの、販売額、製造出荷額では依然として減少傾向が継続している状況で、長引く経済不況の影響によって雇用や生産力が低下しております。

道路交通網の整備は、市外への通勤環境の整備として、また上下水道、住宅整備は住環境の整備として、これまでの計画を、引き続き効果的に進めて参りたいと考えております。そして、市内への新たな企業立地や新規の工業団地の造成は、まだ進みにくい状況にあり、情報通信基盤の整備等を生かし、企業誘致に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

また、商店街の活性化と魅力づくりを進めていくため、商業者の主体的な取り組みを促進しながら、各種事業への助成など、支援の充実を図って参ります。さらに地域における新たな産業づくりを進めていくため、農畜産物などを生かした六次産業化、農業の企業化などに向けた取り組みも進

めて、雇用の促進に努めて参りたいと考えております。

それから、学校給食の問題については、読み違ひましてどうも申し訳ございません。以上でございます。

崎岡議長 17番、井上尚文君。

井上議員 ただ今の答弁で大方の考えが理解できました。関連質問を少し踏み込んで、2、3点お尋ねいたします。私事でございますが、以前行政に携わっていた関係上、行政の仕組み、縦割りについて、良きも悪きも承知いたしております。非常にやりにくい立場でございますが、一言苦言を申し上げます。

ただ今政府は、地方分権また三位一体改革と小さな政府を目指しておりますが、その中には一つには地方の自主性、自主意識の高揚、またこれまでの縦割り行政の弊害を少しでも是正する意味も含まれていると理解しております。今回の合併によって、新しく行政もスタートいたしました。果たして順調に推移しておるかといえるでしょうか。甚だ残念であります。そうとは思えないのが現実であります。私は、本所と支所の縦割りが生じているのではないかと大変に危惧しております。市長さんは、マスコミ等に支所機能の充実を提唱されております。まさに目の前の重要な課題を、何としても行政機構を軌道に乗せることが先決ではないでしょうか。

職員間の交流、そして本所、支所の連携、コミュニケーション、何事も最初が肝要であります。悪い例を作らないように。私が察するところ、本所と支所の職員間で不協和音が感じられます。このような事態は即、住民にはね返って参ります。大変にお忙しい身でしようが、できれば各支所の実態を把握され、一刻も早く問題の解決に努力されることをお願い申し上げます。

次に、合併後の市民の意向調査をされる予定なのか、意向をお伺いいたします。

次に、これから福祉社会の構築には、ますます費用が加算して参ります。国の進める三位一体改革も先行き見通しが暗く、このような状況の中で自主財源をどのように確保されるのか、行政改革による財政の不足は限界があります。新しく生み出す対策が必要と思われれます。前回で申しましたように、私は企業誘致は波及効果が大きく、一石二鳥以上の成果が期待できるものと考えております。もちろん地元産業の育成、活性化も重要な課題であります。雇用の促進、若者の定住、商店街の活性化、少子化対策等にもつながるものと思われれます。市民3万5千人の3分の2の人は、市の中心部以外の5町が補っている状況であります。特に配慮すべきと思われれます。本当の意味での合併、有効性はこれからの市政にかかっております。ドーナツ現象にならないように、過疎地域に歯止めをかける施策、市内どこでも一様に安心して子育てができる育児施設、働ける環境づくりこそ本当に日本一住みよい人輝く安芸高田市と思われれます。よろしく申し上げます。以上で、私の質問を終わります。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長　ただ今の合併後、それぞれご指摘の点は、支所、本所間の問題がありやあせんだらうかということではなかろうかと、このように承っております。まだ3ヵ月余りでございますので、具体的な問題も1、2、我々も聞いておりますが、やはりできるだけ早い機会にですね、やっぱり一つひとつ直せる問題は直していくと。やはりこれは支所がやる問題か、これは本所がやる問題かというような問題、それからこれは何課がやるんか、どこの係がやるんかという、そういう問題もまだ合併段階では、そこまで具体的に突っ込んでおらなかった点もあるやに聞いておりますので、そこらをつ一つひとつ問題が出た段階にですね、整理をしていきたいというように考えておりますが、総合的にはもうちょっと時間が経った段階でですね、機構の改革も含めて総合的に考えていく必要があると思います。

個々の問題については、出た時点で支所と協議をしていきたいと、このように考えております。それぞれ支所長さんも大変ご辛苦をいただいて、努力しておるわけですが、そういう点で今まで全部、町長、助役、収入役が対応しとったものですね、支所長へある程度責任がかかってくるということもあると思いますんで、そういう点について権限をどこまで持つかというようなことも、もうちょっと精査をしていく必要があるかとこのように考えております。それぞれの支所長とも忌憚のない意見の交換をしながら、直していくべきところは、直していきたいと、このように考えておりますので、もし具体的にここに問題があるという点がございましたら、ひとつそれぞれの議員さんの方からご指摘をいただいてですね、直せるところはできるだけ早く直していきたいと、このように考えております。

それから、市民の意向調査の問題でございますが、アンケート調査のようなものをやるか、私は具体的にそれぞれ住民と膝を突き合わせた意見の交換をやっていきたいと、このように考えておりますし、できれば地域振興会単位にですね、早速すぐ旧町単位では、行政囑託員会議をすぐ開きまして、こっちの意見の交換をさしていただいたということでございますが、できるだけ近い機会に、32の地域振興会で町づくり委員会を作りたいと、このように考えておりますので、その振興会の代表の皆さんに意見を聞かしていただきたいと、このように考えております。

それから、非常に自主財源が厳しい状況になっております。そういう中で三位一体ということで、補助金と交付税を減らして、その代わり税金を今度は地方へまわすと、こういう三位一体の問題でございますが、しかし、実際には税金を取る元がないと、こういうことでございまして、交付税をできるだけ減らさないようにという、これは日本全国どこでも同じ地方の声になっておるわけですが、そういうことを我々は上げて、今運動をしておるわけですが、したがって、ひどい無茶は恐らく起こらないと思いますが、しかし交付税が減るということは、覚悟しておく必要があると。そういうことで、自主財源を得るための企業誘致と、こういうことでございますが、なかなか今、新しい企業を誘致するとこういうこ



とも非常に難しい状況でございます。企業誘致を努力しながら、この安芸高田市というのは、非常に広島市へも近い距離にございますし、あるいは三次、あるいは東広島市、こういう雇用の機会に割合に多い地域に接しておると、こういうことでございますので、道路交通網の整備を早くしながら通勤時間の短縮と。まあこういうことをここに住んどって、非常に広域な通勤ができるような、そういうような施策もやっていく必要があると。とりあえずは、国道54号の問題、それから東広島高田道路の地域高規格の道路の問題、そこらが、それから芸備線の問題、そういう問題が課題として我々として努力をする必要があると、このように考えておりますし、また、住んでもらうためには快適な暮らしのできる条件整備というのが必要でございますので、上水、下水の整備、また住宅環境の整備、そういうものを急いでいく必要があると、このように考えておまして、これは上水、下水の問題については、もう建設計画に出ておりますので、順次建設計画に従ってやっていくということになるかと思えます。

以上、そういうことで努力をして参りたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

崎岡議長 続いて6番、田中常洋君。

田中議員 はい。6番、田中でございます。一般質問の通告に基づき、私は学校給食の完全実施について、児玉市長に質問いたします。先日6月15日の本定例会において市長の施政方針を賜りました。その中で教育の推進については、昨年平成15年3月に策定した「新教育戦略21、未来に輝く安芸高田の教育」、この実現に向けて教育条件の整備に努力するとあり、その中で、「日本一のビルには日本一の基礎が必要であり、日本一の学校にするには日本一の基礎学力が必要」と明言されています。市長の目標の高さに心を揺さぶられ、胸が熱くなったところでございます。また「子どもは邑の宝」と位置づけ、むらの活字をあえて「おおざと」を使用されています。これは古代より子々孫々と受け継がれた郷土、これからも永遠に続くであろうふるさと、そこに生まれ育つ子どもは宝であるという市長の思いが伺われます。我々大人は、この宝を光輝くよう努力しなければと思うところでございます。

さて、これから推進していく「新教育戦略21」と、「安芸高田さわやかプラン」に3つの指針があり、その1つに「確かな学力を備えた健康で心豊かな人材の育成」、具体的に「健康と体力」とあります。健康と体力に深い結びつきに食生活があります。特に成長期の中学生には、非常に重要なことです。そこで学校給食の現状を見ると、吉田中学校、美土里中学校、高宮中学校、甲田中学校の生徒、計673人が昼食は弁当です。向原中学校の生徒126人は補食給食となっております。昔から弁当はよく愛情弁当といわれていますが、給食には到底太刀打ちできないと思えます。給食では、一食平均15品目の食材が使われています。極めつけは、野菜の使用量の多さと、汁物の提供です。午前中の授業が終わり、給食係が配膳し、男子、女子5～6人がグループで向き合い、「いただきます」で一

齊に食べ始める。これは一つの食の道徳教育であります。昔から「食い力に勝る力は無い」、「腹が減っては戦は出来ぬ」と言われています。しっかり食べて午後の授業に集中し、その後クラブ活動で大いに汗をかく、これが光輝く理想の中学生と確信します。それには、八千代中学校を除く5校の完全給食実施が必要不可欠と思われまます。市長の見解を伺います。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 先ほどは失礼しました。ただ、田中議員さんからご質問のございました学校給食の問題でございます。後ほど詳しくは教育長の方から答弁をさしていただきたいというように思いますが、学校給食につきまして、議員さんご指摘をいただいておりますとおり、子どもたちが生涯にわたって健康に生活していけるようにするためには、まず食の充実ということが一番大事なことであろうかと思えます。特に、最近は外食やレトルト食品が多く出回っており、バランスよく栄養を摂るとということが非常に難しい状況になっておるわけでございます。また全員で食事をするという意味におきましても、活きた食育の場となります給食は、大変、大切な食に関する指導の場であるということをご理解しておるわけでございます。そういうような状況でございますが、なかなか今、全校にそういうものができておらないと、こういう実態があるわけでございます。以下、状況につきましては、教育長の方からまた具体的に答弁をさしていただきたいというように思っています。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 先ほど市長の方から、学校給食についての回答についての説明がございました。教育長といたしましては、ご指摘いただきましたように、中学校におきましては、八千代中学校以外は完全給食を実施してないという状況でございます。他の学校は、牛乳または補食としての給食を実施しとるわけございまして、実施をしていない理由といたしまして、保護者や生徒の中には多種多様な意見がございます。それが完全に集約できなかったことが大きな要因の一つであったと理解をしておるところであります。学校給食と、我が子の弁当を作って子どもを学校に送り出す時の親子の関係など、総合的に考えまして、全校実施につきましては研究して参りたいと、このように思っております。以上でございます。

崎岡議長 6番、田中常洋君。

田中議員 6番、田中でございます。市長と教育長の給食に取り組む姿勢は、やや理解できたかというところでございますが、ところで市長、教育長、今、中国新聞の朝刊にですね、シリーズで福山市立大学の鈴木雅子教授が食事が子どもを変えるとというタイトルで掲載されております。お読みでしょうか。この鈴木教授は、その食事ではキレる子どもになるという著書も出版されております。その内容の一部に問題行動と食事の内容というところで、給食の大切さを訴えておられます。最近の犯罪を犯した子ども達に、普段はまじめで普通の子なのになぜあんな事件を起こしたか、到底思えませんとよく言われておりますが、それには子どもの食事が深い深い関係がある

ように思えます。

また給食は楽しくなくてははいけません。時には、もう一度あの給食が食べたいというリクエスト給食とか、時には賑やかに全校生徒でのバイキング給食とか、選択給食等があります。選択給食では、自分達が献立を考え、自分達の町の田や畑に、今何が収穫できるか。これが使えるだろうか、あれが使えるだろうかと考えるわけです。畑の方でかぼちゃがごろごろしていれば、よし、スープはかぼちゃスープでいこうというふうに地産地消の意識も考え方も自然に身についてきます。こうしたことは、非常に大切なことだと思えます。そうした中、八千代中学校の生徒も他の5校の生徒も同じ安芸高田の市民です。一日も早く平等の給食が摂れるよう切望いたします。そこで、先ほどの答弁で市長も大切は言っておられます。教育長もまだ集約がその辺ができていないということですが、必要性は認めておられるようでございますので、具体的にいつ頃から計画的にこの件について、実施の方向に進むかというところをご答弁お願いいたします。教育長お願いいたします。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 それでは、ここの席からお答えをさしてもらいたいと思います。田中議員の方からご指摘、あるいはお話がございましたシリーズの福山市立大学の鈴木先生につきましてはですね、これまでも食の大切さということと、子どもの生徒指導、子ども達がキレるということについての話がありました。我々もそのご意見については、拝聴したことが度々ございます。この件に関しまして、ちょっと一言申し上げたいと思いますのは、実は広島県の教育委員会で、基礎基本定着状況調査というものを実施してあるわけでありまして、その時に、昼食等基礎基本定着状況調査がどのような成果についての関係があるかということ調べておりますと、日頃から言われておることではございますが、快眠快食の大切さということとはよく言われておりますけども、やはりですね、基礎基本定着状況調査で、朝、毎日朝食を食べている子どもの方の学習の定着率が高いというような結果が一つは出ておるわけでありまして、それから体力運動能力調査もですね、実は実施しておりまして、これもですね、やっぱり体力運動能力がいい子どもについては、やっぱり一日の中でも運動時間が多いという結果が出ております。それから幼児教育の実態調査もしておりますけれども、それによりまして、基礎的生活習慣の定着ということが、幼児の人と関わる力へも関係しておると。我慢できる力というの、基本的な生活習慣が身に付いた子どもの方がいいんだという結果も出ておるわけでございます。まあ紹介いたしましたのは、あるその一部の例でございますが、食ということがとれるというのは、朝、食事がとれるといいまして、やはり食事をとれるだけの余裕のある生活といいまして、基本的な生活のリズムができておることだろうと、このように思っております。鈴木先生はですね、バランスのよい食事ということも併せて話をしておられますので、そのとおりだろうと思えます。給食ということにつきましては、中身は先ほど話ござい

ましたように、バランスの良い食事の献立をして、子ども達に提供して  
おるわけでございます、そういう点でも成果はあると私は思っております。

ただ、ほいじゃあすべての中学校にいつどのように完全給食を実施する  
かということにつきましては、先ほどもお話をさしてもらいましたように、  
施設の問題もさることながら、保護者や皆さん方のお考え方も多種多様で  
ございまして、中学校ぐらいになった時にずっと給食がいいのか、それと  
も親の愛情弁当がいいのか、これは議論のですね、いろいろあるところだ  
ろうと思います。そういうことを踏まえまして、検討をさしてもらいたい  
というようにお答えをさしてもらいたいと思います。以上でございます。

崎岡議長　ここで11時5分まで休憩いたします。

~~~~~

午前10時50分　休憩

午前11時　5分　再開

~~~~~

崎岡議長　再開いたします。

続いて4番、山本優君。

山本(優)議員　はい、議長。八千代会派の4番、山本です。限られた時間でござい  
ますので、端的に質問させていただきますので、よろしく願いいたします。  
市長に施政方針の内容について、4点ばかりほど質問いたします。

市政移行後、約4ヵ月が経過いたしました。市長の言われるように、話  
し合いによる対等合併が行われたわけでございますが、ここにきて様々な  
課題がでてきたように思われます。その中でも支所機能、本庁機能、また  
本庁内における支所的役割、業務分担について、種々の課題が出てきたよ  
うに思われます。本庁の内部機構の改革については、同じ会派の前の井上議  
員がされておりますので、私の質問には答弁は結構でございます。視点  
を変えて言いますと、支所、本庁、職員について適在適所、その能力にあっ  
た配置、数がなされているように思えません。皆さんが能力を、自分の持  
つ能力が十分に発揮されているように見受けられないと思います。能力を  
充分に出していただくことが行政の住民サービスの向上につながるもの  
と考えます。今後の適在適数、適在配置について課題になると思いますが、  
市長の考えをお伺いいたします。

また合併により、元庁舎、各庁舎がありますが、これらの多くが遊休施  
設というか、空いたままになっております。維持するだけでも大変な財政  
負担となっているはずだと思いますが、これらの有効な活用方法、または  
整理についてどのように考えておられるか、考え方を伺いいたします。

また、農林水産業の再生の中で、農業は市の基幹産業であると市長は述  
べられております。日本の戦後の産業は、主として工業を中心に発展して  
参りました。その間、バブル期から現在に至るまで、農業に関しては重要  
視されることなく、各種政策は述べられておりますけれども、事業として、  
基幹産業としての指導がなかったように私は思います。現在、ほ場整備を  
しながら放置されているような田畑が多数見受けられるところでござい

ます。市長が言われる基幹産業とするなら、農業を事業として捉え、収入を上げ、雇用をつくり、農業所得で生活できるようにすることがこの山間に位置する市としての今後の農業事業に関する課題だろうと思います。振興政策の推進とか、地域が輝くとか、人が輝くとか、きれいな表現がしてございますけども、農業従事者が経済的に自立できなければ、意味のないことだと思えます。今後の農業振興政策は、どのようなことを考えて計画されておられるのか、お伺いいたします。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の山本議員さんのご質問でございます。まだ先ほど申し上げましたように合併してから3ヵ月ちょっとぐらいしか経っておりません。したがって、機構、組織、人員の配置について見直しをするべきところが、やはり出てくるものと思えますし、我々実際事業をやってみて、そのような感じを受けております。

ご存知のように、6町がまったく対等合併で合併をしたということでございますので、特に人員の配置についても、それぞれの町から本庁に来ていただいた職員、また支所で残った職員と、こういうことでやっておりますので、中には経験したことのない仕事をぶっつけ本番でやらざるを得んと、こういうような状況も出てきておるわけでございます。先ほどもおっしゃったように、能力はどのように発揮するかとこういうことにつきましても、今までやってきたことを基にしながら、7月、8月にかけて多少の人事の異動ということも、実態に合わせて考えてくる必要があるのではなかろうかと、このように考えておるわけでございます。

それから、それぞれの支所の空きスペースの問題についてでございます。支所の人員もそれぞれの本庁、支所に分けましたんで、ご存知のとおりかなり支所の事務所もスペースができたところもあるわけでございます。したがって、このスペースをどのように利用するかということについては、今からそれぞれまた、支所長あるいは地域の皆さんとも協議をしていく必要があると、このように思いますが、それぞれ団体があるわけございまして、団体からもそういう申し入れを受けたところもあるやに聞いております。そういうことで、総合的に今後考えながら行政と連携が取れるような、そういう団体との協議も続けていく必要があるかと、このように思いますが、まず具体的には既に合併する段階で、支所に例えば、社会福祉協議会が入るとか、こういうような事例はあるわけでございます。既に入るところもあるわけでございますが、そういうことをそれぞれの地域の実態に合わせて、有効に支所が使えるように、支所がやはりそれぞれの地域の拠点になるように、こういうことで今後検討して参りたいと、このように考えております。

それから、農業の振興についてでございます。近年の日本における農業を取り巻く状況は、米の生産調整の進行、米をはじめとする農畜産物は、輸入品の増大や産地間競争の激化によって価格の低迷など、農業経営にとりましては誠に厳しい状況が続いております。新市におきましても、基本

方針は、平成15年に人が輝く、これ農業者が輝く、ものが輝く、これものというのは農畜産物のことですが、輝く、地域が輝く、高田農業をキャッチフレーズに、広域農業振興計画を策定いたしました。この計画の基本目標は、「経営感覚に優れた農業経営者の育成」、「生産・流通情報の発信による高田農畜産物のブランド化」、「地域資源を活用した豊かで活力に満ちた農村生活の実現」を目指しております。この計画は、新市の建設計画と整合性を持ちながら、安芸高田市の農業振興の方向性を示したものでございます。計画実現には、市民の皆様はもちろん、安芸高田市の農業に関わる幅広い関係機関、団体の皆様のご意見を賜りながら、取り組んでいきたいというように考えております。

特に今後は、実際に競争力に耐える、価格競争に耐える農業、農産物ということになりますと、農業の法人化とか、あるいは営農集団の育成、こういうことが重要になってくるわけでございます。しかし、実態はなかなかそういうものが進んでいかないという実態で、いわゆる中国、四国の実態というのは、どうしてもその中小の農家が中心ということでありまして、こういうものがやはりある程度兼業農家が地域を支えておると、こういう問題もございしますが、国際競争力に耐える農業ということになりますと、これではいわゆる自給農業ということになるわけでありまして、これでは本当に競争力に耐える農業になりませんので、今後はやはり大型農家の育成ということが大きな課題でありますし、現にもう既に高田郡でもそのような流れができておるということでございますので、こういうものをまず今後振興していきたいと、このように考えております。

崎岡議長 4番、山本優君。

山本(優)議員 はい。市長の的確なる答弁ありがとうございます。職員のことについてちょっともう少し突っ込んでみたいと思いますが、隣の三次市に比べてですね、はるかにですね、合併して間がないので、そのまま6町の職員がおるということでございますので、三次市と比べたらはるかに職員が多いわけでございます。その中でも今は一時的な状態かもしれませんが、非常勤特別職と臨時採用の職員が約220数名おられます。これは、児童館とか給食センターとかその他いろいろ必要なところにおられるわけですが、今後の課題として、こういう人達と職員の定数といいますか、定数は520名と決まっとったように思いますけども、その辺をどのように今後考えていかれるのか、先ほどの答弁の中にありましたけども、有能な職員を有効に使うような方法を考えていただきたいと思いますが、合併した基本的な意味が財政改革も含まれております。その中で人材がこれだけたくさんあるということは、一種の削減ということも考えなくてはならないと思います。

住民に市民に痛みを望むなら、行政団体もしっかりと痛みをもって改革に望んでいただきたい。自然減で10年後には2割、3割減りますよというような悠長なことをいっとったのでは、これまでに財政は破綻するのではないかと思います。現に広島市などは破綻寸前の状態になっておると聞いております。そういうところで、市長の考え方を聞かせていただきたい

と思います。

それから、農業振興についてでございますが、人が輝く、農業が輝く、産物がいいもの、ブランド品を作って、これを出して所得を得るというような説明でございましたが、英語にございます5W1H、これがこういう農業の生産方法についても言えるのではないかと思います。みんなが大きな営農集団を作って米だけを作っても、財政的には楽にはならないと思います。何をいつどのようにして、どのような方法で高い時に売るか、出すか、出荷するか、そういう市場性をしっかりと捉えて、市場原理を捉えて、農業の振興政策に反映させるべきではないかと。過去の農業指導に対しては、市場原理がほとんど含まれていなかったように思います。郡内でもアスパラを作れと言うたら、みんなで町内全部がアスパラを作る。ネギを作れと言うたらネギばかり作る。それも一番安い6月、5月、あっちこっちから全部が出てくるような時に、そういうものを作る。作る指導は上手かもしれませんが、そこに市場を考えた指導が必要ではないかと思いますので、そういう指導方法にこれから考えられていかれるかどうか、その点、2点についてお伺いいたします。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 職員の数の問題のご指摘を受けたわけでございます。また後ほど多少詳しくは、総務部長からちょっとお答えをしていきたいと思いますが、今、合併をした6町の職員がそのまま職員になっておりますし、先ほどのように臨時あるいは非常勤特別職、こういうものもかなりの人数がおるわけでございます。非常勤特別職については、それぞれ必要なところを任命しておるわけでございますが、臨時職の問題につきましても、あるいは非常勤特別職と臨時とセットになったところもあるわけでございまして、そういうような問題については、早急に行政改革の中でどのようにしていくかというのを、今総務でも本年度中に具体的なそういう検討を始めていくと、こういうことでございますし、将来とも市役所の職員の減ということは、必ず類似団体の例からみても、やってこなきゃあならない問題がございます。そういうことで、職員の採用につきましても、昨年ほとんど、どの町も採用しておりません。本年も採用はゼロということで、平成16年度でございますが、ゼロでやっていくということで、来年度の新規採用は試験もしないということやっていきたいと。それでもなお、やはり人員が類似団体に比べますと過剰になっております。こういうことでございます。そうはいいいながら、長年そのまったく新規採用をせんということになると、年齢の階層がですね、非常にアンバランスになってくるという問題もございますので、そこらは今後どのようにそのしていくかと、こういうことを考えていかんにかあいいけんというように思いますが、当面はそのような考え方でおります。

それから、農業の問題についてでございます。まったく今までは作ることが農業政策であると、このように我々もやってきたわけでございます。しかし、やはり作るものと売るというのは、車の両輪でございましてです

ね、やっぱり売る方へ力を注ぐということが大事なことであります。特に地産地消というような最近の本当に顔の見える農産物、作った人の顔の見える農産物を消費したいとこういうような流れもございまして、合併前に広域連合でつくりました、可愛にありますが地産地消の拠点は、我々は成功であったとこのように思いますが、しかしこれもおそらく3億は本年いくんではなかろうかと、売り上げがですね、いうように思いますが、そういうような流れを、今後作っていくということも必要であろうと思っておりますし、どうしても販売ということになりますと、農業共同組合と手を組まんとどうしても上手くいかない、ということがありますので、現在、農協と市が一緒の部屋の中で農業振興に取り組めるような、今農業振興センターという名前で、それぞれ農協また市役所の関係者がそのセンターで、また普及員も一緒にしてですね、総合的な施策のできるようなそういうことも今、具体的に計画を進めておるところでございます。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。ご指摘いただきます職員の配置につきましては、3月1日に合併をさせていただきます、新しい試みの中でスタートさせていただくわけでございますが、やはり本所、支所、役割分担をですね、やはりある程度明確にしないといけないというように思っています。本庁内の業務分担、この平成16年度を通ささせていただいてですね、やはり所掌事務の精査、また見直しとこのことがですね、必要ではなかろうかと思っております。基本的に事務量に見合った人員配置を考えていきたいというように考えております。

また、今年度施策の中でも市長の方から出していただいておりますように、行財政改革の大綱に基づきまして、事務事業の見直し、また財政改革、また組織、職員数、給与等、そういうルール、こうした行政に関わるですね、行財政改革を取り組みをしたいと考えております。そういう大綱をもとに、実施項目また実施計画、そういうことを明らかにしながらですね、定員の管理の適正化というものは、考えていく必要があるのではなかろうかと思っております。ただ、今回の臨時職員、非常勤職員につきましては、旧6町、いろいろ臨時職員さんにもですね、非常勤さんにもボーナス等も支給されてた町もいろいろあります。そういうことで、今回非常勤嘱託で保母さん等は雇用されてたわけですが、全員の方を全部臨時職員にさせていただいております。ただ、非常勤のところにつきましては、市の職員がいないところについてはですね、管理監督ということもありますんで、場所によっては非常勤職員の配置を考えさせていただいております。

当然、来年度の採用については、臨時職員については、1年以上の雇用ということができませんので、何らかのそうした行革大綱の中に基づきまず雇用体系をですね、明らかにさせていただきたいと思っております。このことも行財政改革の一環の中で、臨時職員ですね、適正な配置を考えさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

基本的な旧町で今までやってたこと、そのままですね、今年度実施する



ということは、行財政改革になりませんので、やはりある程度細かい分野までもですね、精査をさしていただいて、何らかの見直しを図っていかないとですね、ある程度人数の精査にもならないのではなかろうかと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

崎岡議長 4番、山本優君。

山本(優)議員 最後に2点ほど質問させていただきます。市長の説明では、今年は採用ゼロ、来年も予定なしというような説明でしたが、私が先ほど言いましたのは、そういう自然減でやってたのでは行財政改革にはすぐならないのではないかという意味で言いましたので、これを早期にそういうところを計画される。今、総務部長も早期にやると言われましたけども、採用方法だけでなく、他にも考えることがあるかどうか、ひとつ説明いただきたいと思います。それと、農協と市と一緒にあって農業振興センターを設立してやられるということでございました。そういう中で、指導者の選択でございしますが、農協、市と関係者が有能な人がたくさんおられると思いますけども、市場原理のよくわかった人の中に入れて振興センターを計画されるのか、今まで通り、農協の職員と市の職員だけでやられるのか、その辺を2点ほど説明お願ひいたします。その2点で最後の質問にさせていただきます。

それと、最後にどっかの国の首相ではございませんが、無責任な発言、指導ではなく、住民の視野に立っての市民生活が安定、向上が実現できるように現実に即した行政運営計画をしていただくようお願いして、質問を終わります。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 人減らしはどうしてもやらんにゃあいけん問題でございしますが、正規の職員についてはですね、やはり身分が保障されておるとこういうことでもございしますので、順次やはり希望退職等があれば、募っていくという方法もあるわけですが、あんまり無理なことはできないというように私も考えております。ただ、今私が望みをかけておるのは、分権の関係でですね、権限がかなり県から市へおりてくる可能性はあるわけでありまして。ここ1、2年でですね。そうすると、それに対応するためのこれは分権ですから、金も一緒におりてくるということ、権限と金と一緒におりてくる。権限だけおりてきたんでは、これはもういけませんので、必ず金をつけて権限をおろしてくれるということでございまして、それがあれば多少の人がいると、こういう問題が出てくる可能性はあると思います。

現在、ご存知のように、先般もご報告申し上げましたように、県が農林事務所を現在吉田にある農林事務所の合理化をします。それと、吉田にある建設局の吉田支局を合理化すると、こういう問題もございまして、まあそれが本当にできる、もしするならば、かなりの権限がこちらに来ないとそれは住民に不利になると、こういう問題もございまして。それともう一つは、今、県から、あるいは県の関連団体から職員の派遣をいただいておりますので、これはやはり一様の一定の使命が終われば、また

元に帰っていただくとういうことになろうかと思ひます。そういう点での合理化は、かなりのものできるんじやなからうか、このように考へておひります。

振興センターの具体論については、部長の方から答弁をさせます。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 仮称農業振興センターのことについて、お答へを申し上げます。センターの構想につきましては、議員仰せのように、これからは市場原理に基づいた農畜産物の振興ということが、非常に重要になって参ります。国の方におきまして、米につきましては、売れる米づくりということをお既に打ち出しておりますので、市長が申し上げましたように、作る、売るを一体とした指導体制の部署を作っていくたいというふうにお考へておひらして、もちろん技術普及部門も機能の中におきまして、販路の開拓の部分についても、当然そのセンターの中に役割の一つとして備へていくたいというふうにお考へておひります。

この人材的なものにつきましては、また農協さん、あるいは関係団体等のいろいろと協議、お知恵をいただきまして、流通部門に対応できる人材の配置も当然考へていくたいというふうにお現在検討を進めておるところでございます。以上でございます。

崎岡議長 続いて68番、松浦利貞君。

松浦議員 はい、議長。68番。八千代会派の松浦でございます。

私は、去る15日の予算発表、そしてまた新しい市長の施政方針、その中につきまして、1問質問をさせていただきたいというふうにお思ひます。その中に、新市の建設計画というのがございます。私は、この一般質問の中でも市長が答弁をなさっている中に、財政が大変厳しいという言葉が、再三再四出てきておひります。その中にありまして、私はこの新市の建設計画そのものをお見直すことができるのか、できないのか、その点につきまして、質問をさせていただきたいと思ひます。

この3月の合併によりまして、安芸高田市が新しく発足いたしました。市長の施政方針の重要課題として、合併協議会の中で約束、検討をなされてきました第2庁舎、あるいは文化ホール、広域火葬場、そしてまた特別養護老人ホーム等々、そういう新しい市の建設計画が盛り込まれておひります。確かに、合併協議会の中で論議されたことではありますが、それは合併という大きなテーマの中でどこまで論議をされたか。建設ということのみが先行し、その財源をどこに求めるかと。これからはその論議がなされることと思ひますが、新市の新しい予算をお見ますと、もう既に70億からの市債を発行しなければならないような、新しい予算が起案されておひります。行政執行運営をしなければならない状況の中で、私はこの新市計画についてひとつ考へ直すことが必要ではないかということでございます。市長はこの新市建設計画をお見直す勇気と、お考へがあるかどうかをお私はお尋ねさせていただきたいと思ひます。

なぜこの様なことを申し上げますかといひますと、合併前の各町の庁舎

の他施設の建設等が未だに活用されず、遊休状態になっている様に思われてなりません。特に火葬場については、4か所の既設の火葬場があります。新しい市の中に盛り込まれております火葬場建設についても、私は今まである既設の火葬場は、地域住民にとっては、近くて便利な施設ではないかと。そういったのを一箇所にまとめてやろうという考えのようでございますが、そういったようなところについて、やはり配慮なされているのかどうかということ。また、その火葬場についても、修理をしたり、いろいろなことをすれば、私は活用が可能ではないかというふうに思っておりますのでございます。

また、合併の先進地、あるいはそういうところに行きまして、特に我々も篠山、あるいは篠山市の方に研修、研究に行きました。その中で、合併当時に約束された大きな箱物、そういうものを建てたばかりに、財政を圧迫し、またその活用が本当に有効活用されているかどうかということについて、やはり懸念があるといったようなことも聞き及んでおります。そういう中で、これらのことを考え、これから計画立案審議される重要な課題について、私は一考されるお考えがあるや否やをお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の松浦議員さんのご質問でございます。新市の建設計画の見直しについてというご質問でございます。しかし、新市の建設計画につきましては、合併協定項目の一つでございますし、六町の合併協議の中で取りまとめたものであり、極めて重く受け止め、また、それを着実に実行に結び付けていくということが、安芸高田市の初代市長としての私に課せられた責任であるというふうに認識をしております。

議員ご指摘の通り、財源については政府の三位一体の改革に伴う補助金と地方交付税の減少、また景気の低迷に伴う市の税収の減少等により、安芸高田市を取り巻く財政環境は、非常に厳しいものがございます。一方で、建設計画を着実に実行するには、膨大な一般財源が必要となるわけでありまして、そのためには、行財政改革をはじめとして、山積みしております数多くの課題を早急に着手し、解決していかねばならないと考えております。

建設計画の実施にあたっては、本来ならば概ね向こう10年間を目標とする長期総合計画を策定し、個々の事業については、基本計画、実施計画の策定段階において、緊急性、有効性、妥当性、必要性、費用対効果等々十分な精査を行うべきですが、厳しい財政状況の中で、時間的余裕がありませんので、建設計画をベースに5年間程度の実施計画の策定と財政推計を実施し、既存の個別計画並びに個々の事業の優先順位についても精査をしていきたいと考えております。

なお、火葬場につきましては、ご承知のとおり、安芸たかた広域連合時代に連合長より連合議会に調査付託がなされ、その答申も受けて、新市に引き継いでおりますので、尊重していかねばならない問題であろうか

というように考えます。特に、高齢化が進展し、集落で葬儀が行うことが非常に困難になっている深刻な状況や、炉の規格や老朽化の問題もありますので、そうしたことも踏まえ、本年度において具体的な方向も考えていきたいとこのように考えておるところでございます。

特に、合併先進地の兵庫県の篠山市が建設計画で莫大な箱物を造ったために、合併の先進地であるとともに、合併で行き詰まった先進地と、このような話が最近あるわけでございます。そのことは、合併協議を進める中で、既に分かっておりましたので、この篠山の轍は踏まないというところで、最小限の施設に絞り込んでおるところということもあるわけでございます。そういうことで、もちろん今から具体的な話を進める中で、この建設計画にあります予定の予算を絞り込む方法はないかと、こういうことは我々としても知恵を出していく必要があるかと、このように考えております。

松浦議員 議長。

崎岡議長 68番、松浦利貞君。

松浦議員 なかなか懇切丁寧な回答をいただいたわけですが、大変このことについては難しいのではないかと、合併協の中での約束されたことだというふうに思いますが、私はなぜそういうようなことを申し上げるかといいますと、やはりこの新しい新年度予算、これからのいろいろな財政というものをみた時にですね、早い話がこの間も市長は合併の時から持って寄った負債といいますか、町債といいますか、市債、その残高が481億円ということも申されました。これは当然返済していかなくちゃあいいけないお金、そして新しい新市計画の中にある建設予算というのが、第2庁舎、文化ホール、あるいは火葬場、特老、こういったものを含めると78億かかるということも、明示されております。その中であって、安芸高田市の予算は257億7千400万という予算が提案されとる中で、もう既に市債を70億から発行しなくちゃあいいけない、この70億を足せば、累積債務というのは553億円。莫大なそういうものを抱えながらの、なおかつそういう施設を造ることが、果たしていいかどうか。例えば文化ホール、例えば今、申されましたように、約束だということもあろうかと思いますが、やはり千人規模のこの文化ホールにしても35億という莫大な予算を計上しておられる。それと年に1回か2回しか集まらないような集会で、そのような大きな箱物が果たして必要かどうか、あるいはそういったようなことを踏まえてですね、私は先ほどの市長の回答の中で、よく検討してこうだということがございましたので、これ以上この回答を求めるところ云々ということはないと思いますが、ひとつ見直しということでございますので、止めたらどうかということじゃあございませんので、そこら辺を拡大に解釈しながら、財政の健全化、あるいはそういったようなことを進めていただければというふうに思っております。以上、再質問をさせていただきますので、よろしくご回答お願いしたいと思います。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 お答えをいたします。まだ合併してから4ヵ月も経っておらん時にですね、この問題をその論議することそのものですね、ちょっと私は僭越のような気がするんですが、せっかくのご質問でございますし、また充分事情をよくご存知の前議長さんのご質問でございますので、あえてご心配をいただいておりますことについては、本当に我々も真摯に受け止めていきたいと、このように考えております。特に起債がどんどん増えてくるということについてはですね、非常に我々も心配をしております、合併建設計画にある予算をそのまま使うという気持ちは我々もございません。例えば先日的一般質問でもございましたように、今のところ文化ホールと第2庁舎を別々に造るという構想で、それぞれに予算を組んでおるわけで、これを合併施設にすればですね、随分予算は減ってくるということも一つの先ほどの松浦議員さんのご質問にお答えできるんじゃないだろうかと、このように考えておまして、そこらは今後充分そのご意見を賜りながら、できるだけこの合併特例債、200億近いものはありますが、必ずこれは起債でございますので、後払っていかんじゃあいけないと、こういうことが出てきますんで、充分今後、後年度に負担のかからないようにひとつ考えていきたいと、このように考えております。

崎岡議長 この際13時00分まで休憩をいたします。

~~~~~  
午前11時52分 休憩  
午後 1時00分 再開  
~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

続いて56番、浮田洋吾君。

浮田議員 議長。56番、八千代会派の浮田でございます。私はただ今より6月定例会の初日行われた、児玉市長の平成16年度の施政方針演説を踏まえて、市長に対し3項目、教育長に対し1項目、計4項目にわたり、一般質問をいたします。

まず初めに、児玉市長の施政方針の中での当面する重要課題について、児玉市長に質問をいたします。高田はひとつでやっていこうという意志統一のもとに、安芸高田市は、本年3月1日をもって県内第14番目の市として、また、平成合併では県内で最初の新設合併として誕生いたしました。現在、合併後4ヵ月足らずを経過しておりますが、いくつかの問題点が指摘されております。

市長は、施政方針演説の中で、当面する重要課題について、本庁舎が狭隘なため、各分庁舎に組織を分散して執務をいたしてあり、市民の皆様方に多大なご不便をかけていることから、市役所第2庁舎の建設を急ぎたい。また、特別養護老人ホームの建設などが当面する案件でございますと申されております。そこで、市長にお伺いいたしますが、第1点目として、市役所第2庁舎建設計画にあたっては、当然市長は本庁、支所の将来のあり方を展望された上で言明されているものと私は考えますが、これについて

市長の基本的見解を伺います。

1つといたしまして、特別養護老人ホームについてであります。これまで民活での対応を検討されたことはないのか伺いたと思います。

1つといたしまして、地域経済の低迷への対応、地域の一体的な発展への対応について、市長の見解を伺いたと思います。

1つといたしまして、可部バイパスの早期実現について児玉市長に質問をいたします。市長は平成16年施政方針演説の中で、快適で賑わいのあるまちづくりと題して、次のように述べておられます。道路網や公共交通体系の整備は、地域の一体的な発展を実現するための基盤として必要不可欠なものであります。とりわけ、道路網につきましては、合併支援道路と位置付けをいただいております地域高規格道路「東広島高田道路吉田向原間」「県道原田吉田線」「国道54号可部バイパス」などの早期整備へ向けて、関係機関との連携、協議を促進して、努力して参りたいと申されております。可部バイパスなどの早期実現については、安芸高田市にとりましても、とりわけ八千代町にとりましても、生活道であり、町活性化の生命線でもあります関係で、長年にわたる八千代市民の切実なる願いであります。今回の合併を一つの契機として、可部バイパスが1日も早く実現するよう、我々地元住民は云うに及ばず、ここは市民全員が英知を結集して最大限の努力を傾注すべきと思います。これについて、市長の積極的な答弁を求めたいと思います。

1つといたしまして、就学前教育の充実と今後の幼保対応について教育長に質問をいたします。教育長もとくとご存じのことと存じますが、長崎県の佐世保市小六の女兒が同級生に、しかも校内でカッターナイフで切られ死亡するという何とも言いようのない衝動的な事故が起きてしまっております。一緒にニュースを見ていた子ども達も「えっうっそー。どうしてこんな事件が起きたんだろう。いじめられたりしていたのかな。学校へ行くのが怖くなってしまった」と言っておるのが現状でございます。

今後、犯行の動機や、なぜ殺人までの行為に及んでしまったのか明らかになってくると思うのであります。安芸高田市教育委員会としても、こうした事件が起きる背景や防止策を早急に立てる必要があるように私は思います。教育委員会としては、安芸高田「かがやき」プランの中で、今後の対応を協議されると思いますが、今後こうした事件が発生しないよう保護者のニーズ等を十二分に踏まえる中で、幼稚園はもちろんのこと、保育所においてもさらなる就学前教育の充実を図っていくことが必要であると存じます。また、地域によって幼稚園、保育所の隔たりがないように、市内全体のバランスを考慮し、幼稚園と保育所の統廃合をも検討し、また、今後の民間委託も視野に入れながら、適正配置を計画的に行う必要があるようにも思います。これについて、教育長の基本的見解を伺いたと思います。

最後に健康寿命延長施策につきまして、児玉市長に答弁を求めます。我が国の平均寿命は、平成14年で男性78.4才、女性85.3才であり

ます。病気や機能低下によって、寝たきりや痴呆にならず、健康で自立に暮らすことのできる健康寿命は、男性72.3才、女性77.7才で、まさに、世界最高の健康長寿大国といえる状況が実現しております。

今回の6月定例会で提示されております特別会計の中の国民健康保険、老人保健、介護保険の3つの総額は、何と115億9千166万7千円で軽々と100億円を突破しておるのが現状であります。このことからして、平均寿命がいくら延びても、健康寿命がそれを上回るペースで延びてこない、高齢者の暮らしの中身は向上せず、介護や医療の社会負担だけが順調に延びて、将来的に予算編成が難しくなることも予想されます。そこで、本市としても生涯にわたり元気で活動的に生活できる、明るく活力ある高齢社会を築くことを目指し、健康寿命延長施策について真剣に考慮すべき時期に直面していると私は思うのであります。これについて市長の見解を伺います。以上でございます。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 浮田議員さんのご質問にお答えをいたします。当面する重要課題についてのご質問でございますが、まず、市役所第2庁舎の建設につきましては、施政方針でも申し上げましたように、現在の本庁舎が狭隘なため、吉田町内にある遊休建物等を一時借用し、分庁舎において一部の事務を行っておりますことから、市民の皆様にご不便をかけております。住民サービスの観点から考えますと、行政組織はできるだけ1カ所に集中して、複数の用件もそこで処理できることが必要であろうかと考えます。3月の新市発足以来、本庁と支所の役割分担につきましては、実際の執務の中で検討を続けておりますが、このことにつきましては、平成16年度の事務執行を通し、市民の皆様にとってよりよい関係の構築へ向けて努力して参りたいと思います。

次に、特別養護老人ホームの建設、運営方式につきましては、いわゆる公設民営で整備をいたしており、建設は安芸高田市における公設で、運営は社会福祉法人ちとせ会による民営の予定をしております。合併協議におきまして、民間活力の導入について検討した結果、6町の施設福祉における格差是正を行い、地域の均衡発展を図る観点から、新市で基盤整備を行う公設民営方式を決定いたしております。

次に、可部バイパスの早期実現という質問でございます。道路網や公共交通体系の整備につきましては、施政方針の「定住と交流のネットワークづくり」で述べさせていただいておりますように、地域の一体的な発展を実現するための基盤として必要不可欠なものでございます。本市の中央部を横断する国道54号は、広島市と三次市を結ぶ大動脈であり、重要な生活路線でございます。また、今回の合併によりその重要性は一層増してきておりますことから、地域高規格道路東広島高田道路などとともに、合併重要路線として建設計画に掲げているところでございます。国道54号は、可部中心部の渋滞がひどく、バイパス整備の遅れは本市の行政運営にも大きく影響を与えるものと考えております。この解消のため、国土交通省に

おかれては、これまで精力的に可部バイパスの整備を実施していただき、具体的な整備状況並びに今後の計画など、国土交通省三次河川国道工事事務所と協議をいたしましたところ、現在、新太田川橋付近のバイパス起点から県道南原峡線までの区間が完了しております。供用開始されており、また、広島市の市道山倉線までの区間につきましては、平成18年度工事完了がほぼ見通しがたっており、これ以北の上根バイパス接続までの区間につきましては、平成15年度から用地買収に取りかかっているところでございます。

昨今の社会経済情勢では、国の道路財源の確保も大変厳しいものがございますが、引続き早期整備に向け最大限の努力をいたす所存でございます。本市といたしましては、国道54号改築促進期成同盟会などを通し、今後一層関係機関へ要望活動を強化して参り、また市独自としても独自の動きも併せて行う予定にしております。一日も早い完成に向けて努力いたす所存でございますので、議員の皆様方には格別のご協力並びにご支援を賜りますように、よろしく願いをいたします。

また、地域経済及び地域の一体的な発展への対応につきましては、新市に蓄積された多様な資源や豊かな環境を活かし、特色ある産業の活性化や広島都市圏をはじめとする地域内外の活発な交流を図り、将来に向けて持続的、かつ安定的に発展することができるよう、多様な生産と交流のまちづくりを推進してまいります。この質問はなかったような気がしますので、答弁は省略させていただきます。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 長崎の事件を踏まえた今後の対応策並びに就学前教育についてのお尋ねだったと思います。そのことについてご答弁させていただきます。先の長崎県佐世保市における小学校において、小学校6年生の女子児童が同級生に殺害されるという事件が発生いたしましたことは、誠に痛ましく、大変胸が痛む思いがしております。

教育委員会といたしましては、今回の事件を踏まえ、6月10日の小中学校校長会で何点かの指導をしております。1つは道徳の授業はもとより、学校の教育活動全体を通じて、人の命を奪ったり、傷つけたりすることは、絶対に許されない行為であることなど、命を大切にする指導を行うこと。2点目は、児童生徒の「心」のサインを見逃さず、問題行動の前兆を把握して、早期に対応すること。3点目は、教職員間で、気になる児童生徒の情報を共有できる体制を確立し、全職員が同じ指導方針を踏まえて対応すること。次に学校が抱え込むことなく、家庭、地域、関係機関との連携を進めること。などの指導をしたところでございます。今後とも安心、安全な学校づくりに向けて、各学校での取り組みの検証する期間を定め、一過性の取り組みに終わらないよう指導して参りたいと考えております。

次に就学前教育についてでございますが、現在、安芸高田市には公立幼稚園が吉田に1園、私立幼稚園が八千代に1園、合計2園があります。



保育所は、公立が10か所、私立4か所で、合計しますと16の就学前教育、保育の施設がございます。幼稚園と保育所の適正配置につきましては、まずは市内の各施設における教育、保育の実態を把握し、その充実に努めるとともに、保護者のニーズを把握する中で、教育委員会と福祉保健部が連携をして、将来展望を持って最善の方策を研究する必要があると考えております。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 最後にご質問の健康寿命の延長施策についてでございます。ご指摘をいただいておりますように、平均寿命は生活環境の改善や医学の進歩によりまして、世界有数の水準に達しております。しかしながら、急速な高齢化とともに生活習慣病や要介護者が増加し、これに伴いまして、老人保健医療費、介護保険給付費等が増加し、市町村財政に深刻な影響を与えておるところでございます。すべての市民が、健やかで心豊かに生活できる活力のある安芸高田市とするためには、従来にも増して健康を増進し、発病を予防する一次予防に重点を置いた施策を強力に推進しながら、一方で生きがいづくりや介護予防、生活支援事業を充実させ、壮年期死亡の減少、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間、健康寿命の延長を図ることがきわめて重要になって参ります。本市といたしましては、総合検診や人間ドックの奨励によって、疾病の早期発見を支援いたしますとともに、食生活の改善や各種健康教室等で生活習慣病予防啓発を行い、また老人クラブやシルバー人材センターの活動支援を通じた生きがいづくりや、在宅福祉事業を充実し、痴呆や寝たきりにならず、健康で質の高い生活をいつまでも過ごしていただきますように取り組みをいたしていきたいというように考えております。

崎岡議長 56番、浮田洋吾君。

浮田議員 ただ今は市長並びに教育長より答弁をいただいたわけですが、その中でいくらか私に納得できない点がありますので、再質問をさせていただきたいと思っております。まず第1点目の質問の中で、市長に対して答弁を求めます。先ほどの市長の答弁の中で、今朝ほど同僚の松浦議員の答弁にありましたように、第2庁舎建設については当面合併時の約束であるので、一応やるということでしたが、ただ私もですね、合併時にいろいろ法定協の中とか、町長議長会の中で議論に携わっておりますので、非常に言いがましいようにも思いますが、ただ機構改革の問題と若干関連するのではないかというふうに思っておりますので、今第2庁舎の建設の件でございますが、これはその時の議論の中でですね、いろいろありましたように、吉田の支所を別に建てるのか、あるいは本庁舎の中に置くのかというような議論がかなりあったように思います。その中で、吉田の支所を本庁内に置くと、吉田の市民がですね、要するに本庁との交渉であるので、得をするという言葉は別にしましてですね、混同があるんじゃないかと。やっぱり吸収合併じゃないんで、対等合併なので、やはり吉田も他の5町と同じように、吉田支所を造るべきじゃないかという議論もあったように思いま

すが、最終的には吉田の本庁内に置くというように議論が統一されてきたように思います。ただその中でですね、自治振興課につきましては吉田に置くけども、やはり案内所といいますか、ここが吉田の自治振興課ですよという案内板を設置して、町民の皆さんがわかるようにするべきじゃないかなというように思いますが、本来ならば自治振興というのは窓口でございますので、庁舎の入り口の案内のところにですね、これが自治振興課の窓口ですとって作って、そこへ課を置くのが私は一番市民に密着した在り方だろうと思いますが、今は自治振興課がどこにあるんやら、全然案内板一つありませんし、知っとるものはありゃあ裏の二階の別庁舎だというようなことがあると思いますが、そこらの問題も含めてですね、市長がいつも言っているように、支所を充実させて地域の活性化、地域の統一化を図るというマスコミあたりでも一応発表されておりますが、そういうことからすれば、ちょっと今すぐとは言いませんがですね、将来の懸案事項として、対等合併でもあるし、吉田は吉田の支所を置くべきではないかというふうな私は思いがいたします。だから、吉田の支所を建設して現在の庁舎を新庁舎にしても、充分活用できるんじゃないかというような思いがせんでもありませんが、そこらの問題についてですね、市長はどのようにお考えなのか、ちょっとそこらの答弁をお願いをいたしたいと思います。

次に、可部バイパスの問題についてでございますが、先ほど可部バイパスの重要性、そして国土交通省について、積極的に交渉していくという中でですね、平成18年度山倉線まで開通するというところでございましたが、この平成18年度の山倉線の開通についてはですね、人によればここまで開通すると、ある程度バイパスは、やれ混むとか何とかいわんでも、わりとスムーズにいくんではないかという関係者もいらっしゃいます。それは、ついてみるとわかりませんが、ただそういう進捗状況の中でですね、ちょっと私が調査した部分を調べますとですね、ちょっと若干違うんですが、広島土地開発公社に行きますと、今、山、専隆寺というのが三入にあります。こっちから行くと、お寺がですね、専隆寺のどこまで90%ぐらい土地の買収が済んでおりまして、専隆寺から可部バイパスの下りるバイパスのつなぎまでは、もういわゆる図面もできておるといふふうにお聞きをしております。ただ私が重要なことは、なぜこれを言ったかと言いますとですね、平成10年頃に国土交通省、あるいは関係機関はですね、年間30億円ぐらいかけて20年ぐらい可部バイパスはかかるよと。そのためには年間30億円を是非とも国土交通省なり国会議員の先生にお願いして、まず30億を確保すべきというような話がありましたが、なかなか30億が突破することができませんでした。しかし、平成12年頃からですね、国会議員の先生方のご尽力があったと思うんですが、平成12年40億、平成13年40億、平成14年42億、平成15年40億と、我々が思ったほどより以上にですね、この予算がついて参りまして、だから、言いましたように、山倉線まで用地の買収はできたよと。大林も今、要点

だけは土地の買収をしとるよということでございます。ただ、私が一番危惧するのはですね、今年も40億の予算をつけてやろうとって国土交通省は言うたようにお聞きしておりますが、広島市がですね、一般財源がなかったために、こんな40億はどうにもならないということで、広島市の関係で今年の予算が16億8千万に大幅に減額されたんじゃないかというように私の調査ではこのように聞いております。なるほど、大林地区は広島市の辺地でございます、国会陳情に行きました時もですね、元総理の宮沢さんが10年ぐらい前の話ですが、「浮田さん、可部バイパス、バイパスと言っても大林は広島市にとっては辺地ですよ」と、「だから中心街ではないんで、なかなか辺地ですから思うようにいきませんよ」というて言われたことがあります、まったく考えてみると、大林は広島市の辺地でございます、やはり広島市もなかなか中心部に比べて、熱の入れようが少ないんじゃないかと。だから、市長にお願いをしておきますが、広島市長が国道54号線可部バイパス期成同盟の会長で、恐らく市長は今、副になられたんじゃないかというふうに思いますが、なるほど国土交通省との交渉も大切ですが、広島市と交渉してですね、やっぱり財源確保について広島市に協力を得るのも、当然必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

今、広島市はご存知のように執行部と議会がぎくしゃくしておりまして、なかなか私がお願いするようにスムーズにいくかどうか知りませんが、そこらの問題を踏まえて交渉していただきたいと。だから、広島土地開発公社の方も予算が大幅に減ったんで、大林地区の重点施策について、平成16年度の予算がまだ決定してないと何ぼになるかわからないというような非常に危惧した状況になっておりますので、そこらを充分踏まえて、市長には可部バイパスの早期実現につきまして、さらなる努力をお願いしたいというふうに思います。

次に就学前教育の充実につきまして、先ほど教育長の方から答弁をいただいたわけでございますが、なるほど先ほど保育所並びに幼稚園の数について、説明をしていただきましたが、私が言いたいのは、1点はですね、幼稚園が要するに吉田、八千代以外はありません。平成18年度から幼稚園と保育所の統合といいますか、やはり文部省なり厚生省の方では、一応建物を一応建ててみて、一応そこで合同できるかどうか調査研究をしなければあならないなというような段階にはあるそうでございますが、なかなかそこまでいかんのんじゃないか。やっぱり基本的にいうたら、保育所は0歳から3歳、そして幼稚園は要するに4歳から6歳というのが原則でございますので、私はやはり就学前教育を充実させていくためには、幼稚園も当然、安芸高田市にとって必要ではあるまいか、いうふうな思いがいたしますが、その点について教育長はどのようにお考えなのかというのが1点と。

もう1つは、小泉内閣の三位一体の改革ではございませんが、将来的にはですね、公立にある保育所並びに幼稚園をですね、民間委託というよう

な方向にせざるを得んのではないかというような思いが私してなりません。広島県内の本年度4月現在の調査をしていますとですね、保育所が625ある中で、公立が422、私立が223、そして幼稚園は、これは3月13日の調査ですが、公立が110で、私立が203と。公立の倍ぐらいに私立がなっとる現状を踏まえた場合に、安芸高田市として現状のままでいいのかなという思いがいたしております。それで、幼稚園並びに保育所の公立の指導者数といいますか、正規職員、臨時職員、調理職員の合計はですね、全部で128人になっておるんじゃないかというふうに思います。この費用を将来的に市で賄っていけるんいかどうかということ考えた場合に、将来的にはやはり民間委託という方法も何年か先に長い目で見て、計画的に考慮すべきことが必要んじゃないかというふうに思いますが、その点について教育長はどのようなお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

最後に児玉市長に対してまして、健康寿命の延長施策につきまして、先ほどはかなり積極的な答弁をいただいたように思いますが、考えてみれば結論的にはですね、自分の体は自分で守る、要するに健康の先取りをするというのが基本の原則だろうと思うんですが、ただやはりいろいろ一次予防の中で健康増進をしていくとか、いろいろおっしゃいましたが、やはり一つにはですね、計画的な例えば健康寿命を10年間で2年なら2年延ばすとかいう具体的な方向性を持ってですね、その目標達成のためには、例えば具体的に女性のガンの緊急対策とか、介護予防戦略とか、働き盛りの健康安心プランとか、健康寿命を延ばす科学技術の振興とかですね、ある具体的な項目をもって目標達成のために努力する方策を、できれば立案計画して実行していただきたいというふうに思います。

ただもう1点、これちょっと余談になるかしりませんが、男子対女子の関係ですが、当然、平均寿命も健康寿命も女子が長くなっておりますので、当然、女子が長生きをするわけでございますが、私が調べてみますとですね、4月30日現在の安芸高田市の全人口は3万4千221人、その中の男性が1万6千454人、女子が1万7千767人で、ほぼ48%、男子が48%、女子が52%、ほぼ半々ですが、これを65歳以上に比べてみますとですね、男子は40.4%、女子が59.6%と、四分六で要するに女性が多くなっておる。これが第二いわゆる後期高齢者75歳以上になりますと、まだひどくなりまして、男性は36.4%、女性は63.6%というように、女性の方がかなり長生きをしておる現状をふまえたら、やはり私、男性でこういうことを言うたら失礼でございますが、女子は女子で努力していただく中で、特に男性向けですね、やはり健康の先取りというか、そうした方策をするのも一つの手じゃないかなというふうに思います。以上で、再質問についての答弁をお願いしたいと思います。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 まず1点目の事務所の問題でございますが、合併協議をする段階でご承知のように、吉田に支所を設けるか設けないかという問題は随分論議があ

った問題でございます。しかし、結論的には吉田支所は設けずに、本庁で吉田の事務はやるとこういう結論になったわけでありまして。しかし、吉田支所に関係をする事務といえますか、戸籍とかそういうような日常の事務以外に総合的な吉田に関する事務につきましては、自治振興課を作って、吉田担当の課を作っていくと、そこで吉田の窓口にすると、こういうことで合併協定の中でご承知のように、決まったわけでございます。

しかし、この自治振興課は、自治振興部の中に入っておりますんで、現在の事務所は別館の2階に入っておりますと、こういうことでございます。この吉田担当の自治振興課というのは、まず吉田の地域振興組織を立ち上げるための具体的なお世話をするというのがまず第一の仕事であるわけでありまして、その他に、どこの課にも属しないような共通の吉田の問題については、ここを窓口にするということになっておられるわけでありまして、この自治振興部の中にある吉田担当の振興課を窓口にもってくるかどうかという問題については、いろいろ論議がある問題だろうと思っておりますんで、今後検討させていただきたいとこのように考えておるところでございます。

それから、可部バイパスについての問題でございますが、ご承知のように、広島市が大規模プロジェクトの見直しをするということで、学識経験者を中心にして見直しの委員会を作りました。その時に、まだ合併前ではございましたが、その委員会の委員長をしておられます広島の地井という教授がこれ委員長をしておられるんですが、これともお会いしまして、特に可部バイパスについては大変広島市も重要ですが、高田市にとっても合併する高田市にとっても重要な課題なんで、ひとつ特別の配慮を願いたいという話はいたしました。その時の話に、可部バイパスについては重要なプロジェクトということで位置付けはしてあるということですが、その後、学者の委員会というのが、予算を削られてたち切れになりましたんで、今後はどうなるかわかりませんが、その時の話はそういうことではございました。したがって、問題はやはり広島市がどのように裏財源を確保するかということが一番大きな問題で、いくら安芸高田市がいうても、高田市がその裏財源を持つわけにはいきませんので、そういうことで我々としては充分広島市と連携をしながらやっていくと。特に、市議のレベル、県議のレベルでもそういう期成同盟会の組織を立ち上げておられますんで、そこらと充分連携を取りながらやっていきたいと、このように考えておりますが、建設省を担当しております三次の建設省と、つい一週間ばかり前にも話をしたんですが、建設省そのものはもう是非ともやらんやあいけん。問題は、やっぱり予算ということがありますので、建設省と特別に今、話をしながら、共同で戦略を練っていくということの段取りをしておりますんで、これはやはり期成同盟会もですが、安芸高田市独自としても、建設省と共通の戦略を練っていくということが必要であろうというように思っています。ご指摘のように、山倉からこちらに向けてはかなり用地買収はしておりますが、トンネルを抜けて急に下りになっておりますところは、あ

れはその急な下りをとって結んでいくという計画があるようでありますが、そういうことで、そうすると、途中から高いところへ上がるようになるという問題があるようでございますので、何か今のバスのターミナルがあこへ下りたところにあります、あの辺でいっぺん上がれるようにするという、まずはそこまでを先にやると、こういうような話もこの間建設省と話をする中で聞いておりますので、何としましても山からこっちへ早くつくようにということを安芸高田市の大きな課題としてやっていきたいとこのように考えております。

それから幼保の問題については、教育長の方から答弁をさしていきたいと思えます。

健康寿命の問題についても、先ほどご指摘の通り、その具体的な目標をどのように掲げるかというのは、今後福祉事務所と、福祉保健部、これは一緒になっておるんですが、これを中心にして、また関係の部とも協議しながらやっていきたいと、このように思います。数字的な年齢の問題について、随分詳しく調査をしてもらっておりますので、私の方から言うことはないと思いますが、男女の年齢差を縮めるというのは、私はちょっと無理なことじゃないかと。もう昔からだいたい女性は5歳ぐらい長生きをするということになっておりますので、安芸高田市だけがこれを縮めるというのは、なかなか難しい問題であろうと思えますが、努力はしていかにゃあいけんというように思います。以上でございます。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 2点、質問があったと思えます。1つは、幼稚園も必要と思うがどうだということと、公設民営についての将来的な展望について、教育長の考え方を示せということでございますけれども、まず第1点の幼稚園ということについてご説明をさしてもらいたいと思えます。

うまでもなく、幼児期におきます教育は、その後の人間形成の基盤が培われる時期であると思えます。その育ちの基盤は、愛情に支えられた家庭が第一だろうと思えます。また、幼稚園、保育所といった時期にですね、就学前の教育、あるいは保育ということをどのように受けるかということによりまして、子ども達の人生も大きく変わってくるだろうと思えます。また、家庭や地域社会の教育機能が低下をしておるという現在、これら幼稚園や保育所における就学前の教育の果たす役割がきわめて重要な時代となっておりますということについても、理解をしております。お尋ねの幼稚園につきましてですが、幼稚園も当然必要だろうと思えます。その存続にあたりましては、やはり保護者のニーズも考慮しなければ、その幼稚園そのものが存続できないというような状況にもなると、私は考えております。そこで、これまでも幼稚園と保育所を一体となった施設ができないだろうかということについてはですね、もう長年論議をされたことなんですが、縦割り行政の弊害といいますが、そういうこともありまして、なかなか進んできておりません。

しかし、そのままではいけないということもありまして、公立と私立の

交流自体がですね、この安芸高田市、元の旧町においても少なかつたわけでありまして、6月この21日に市内の保育所連盟所長会が開かれまして、幼児の保育に関する現状や課題について情報交換をしたり、幼稚園と保育所、公立と私立の相互理解を図り、連携を図る動きも出ております。福祉保健部との連携のもとで、11月には市内の幼稚園、保育所連絡協議会準備委員会を発足させまして、このことを通しまして、来年4月からは、就学前教育の充実をさらに進めて参りたいとこのように考えておるところであります。

次に公設民営をとということでございますけれども、先ほど議員ご指摘のように、幼稚園と保育所の両機能を備えた施設の認可ということは、これまでも前々から出されておりました、18年度を目途に幼稚園と保育所の双方の機能を備えた総合施設というものを造るような方向での検討が現在進められております。私は、このことです、できれば、地域の人ニーズにあった教育あるいは保育が可能になるのではないだろうかというように思っております。現在、公設民営の保育所がですね、県内に5施設ございます。例えてみますと、府中市に1つ、それから尾道市に2つ、庄原に1つ、広島市に1つということでございますが、府中市と尾道市は、法人で経営されておるようでございます。それから、庄原市につきましては、株式会社でやられとるという方式で、広島市につきましてはですね、社会福祉財団の方で民営化ということで、取り組んでおられるということでございます。

本市といたしましては、先ほど申し上げました国やあるいはそれに含まれます県の動きもあるわけでございますが、その動向を踏まえまして、繰り返すようでございますが、福祉保健部と連携して、保護者のニーズを考慮しながら、公設民営のメリット、デメリットも考慮して、将来展望にたった保育所、幼稚園の在り方について、研究をして参りたいとこのように考えておるところでございます。以上でございます。

崎岡議長 以上で八千代会派の一般質問を終了します。

この際14時5分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後1時51分 休憩

午後2時 5分 再開

~~~~~

崎岡議長 それでは、再開いたします。

続いて、高宮会派の一般質問に入ります。

37番、熊高昌三君。

熊高議員 議長。37番、熊高です。それでは、いよいよ高宮会派の一般質問の時間をいただきましたけども、八千代のように2時間23分という長い時間はできませんが、一つ市長の出身母体であります高宮会派でありますので、市長を褒めながら、質問をしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

高宮会派は、11人おりますけども、いろいろ協議をしまして、3名が代表質問というような形でさしていただくことになりました。先頭をきって私の方が総論的な形でまず質問をさしていただき、続きまして、長岡議員、そして渡辺両議員が各論について、質問するというような形にさしていただきたいというふうに思います。

先日の15日、定例会初日に16年度の当初予算が提示をされましたけども、いろいろ財政厳しい折というふうな総論的な質疑もありました。そういった中で257億7千400万円という一般会計の予算が提示をされて、私も国会の予算並みに数字に名前をつけてみようかなというふうに見て考えておりましたが、厳しい話しばっかしでありますのでなかなかいいアイデアは出ませんで、どう考えてもにらんでいてもなくなる予算とかいうふうななかなかいい言葉が出てきませんでした。そういったところから、これは厳しい後ろ向きな議論ばっかしをしておってもどうかなというふうな気持ちもしまして、児玉市長、高宮町長時代から、夢とか希望とか創造という言葉がお好きなようで、ほ場整備等の記念碑にたくさん書いておられます。そういった観点から、是非とも児玉市長がこういった厳しい折の中にあっても、こういった夢を市民に提示をされるのか、そういった意味あいでも聞いてみたいというふうなことで、質問をさせていただきます。夢を語るには、やはり市民が早く気持ちが一体化するということが非常に大事だろうというふうに思っております。

我々73名の議員がこうやって11月まで在任特例をいただいておりますけども、ある意味当初は、設置選挙というようなことも含めていろいろ議論されましたが、私もどちらがいいかなというふうなことも自分自身も悩んでおりましたが、ここ数ヶ月経って見た中で、結果的には73名の議員がこうやって一堂に会して、それぞれ議員の連携というのがありましたけども、こうやって一堂に会して、いろんな形で交流をするということは、非常に将来にわたって意義のあることではないかなというふうな気がしております。やはりそれぞれの考え方、各町の考え方、議員の考え方、そういったものをこうやって協議をする中で、いろんなやはり人脈なり、それぞれの状況というのが理解できるということで、将来的にはそういった人脈が、ある意味新市の大きな原動力になるというふうな思いがしております。そういった意味で、この在任特例というのは、本当に有意義に使うべきことだなあというふうに私自身は感じております。

新市の早期の一体感を図るためというふうなことで、質問をさせていただいておりますが、主には2点ほどしております。先ほど言いましたように、新市の市長、市民に夢を語ることによって、その同じ目的意識をもった中で、一体感をつくっていくというふうなこともあろうと思います。幸い安芸高田市には、夢を語るにふさわしい大きな財産がたくさんあります。吉田のサンフレッチェであり、甲田の湧永のハンドボール、あるいは八千代の土師ダムのカヌー場、あるいは私の町のリージャスクレストというゴルフ場、これは全国でも有数なランキングに入るようなゴルフ場というふう



なことになっております。そういった資産があるということは、やはり若い方々に非常な夢を与えることがあるのではないかなというふうな思いがします。そういったものをしっかり活用しての夢を語るができるのではないかなというふうな思いがしております。そして、夢を語るにはやはり、安心をして生活できる、そういった環境づくりというのも必要不可欠であろうというふうに思います。当然のことながら、高齢化社会の中でいかに安心して暮らす社会づくりをしていくかというのが、大きな市政の役割であろうというふうに思います。今回の合併にあたっての大きなポイントになっておりますのが、住民自治組織、地域振興会の活動の活性化というふうなことで、児玉市長も大きくそのことに観点を置いての市政をスタートされております。そういった意味から、やはりその福祉を支えるのは、地域自治の住民組織ではないかなというふうな気がしております。ボランティア、そういったものも限度があるというふうに思います。そういった中で、そのボランティアという形だけで済ますことなく、いろんな形で支え合うという形も必要だと思いますけども、一つにはやはりそれぞれ高齢者の皆さんが生きがいをもって生きるということが、一番大事ではないかなというふうな気がしております。地域サロンとかそういった形の中で、集まって話をしたり、お茶を飲んだり、そういったこともされておりますし、そういったことも非常に大事だというふうに思いますが、毎日寄ってお茶を飲んで話をすることになりません。むしろ、生産の活動の場を皆さんに提供し、農業であれば農業、あるいはその農業であがってきた生産物を加工していくというようなそういったことも含めて、生産活動の中で生きがいを見い出してもらおう。やはりその地域になくはならない人なんだというそういった意識をもっていただくことが、その福祉の大きな役割でもないかなというふうな気がしております。そういったものを行政がどんなふうに支援をしていけるか、そういったことも1点お聞きをしてみたいと思います。

2点目にあげております構造改革特区制度、これについては14年度から始まっておりますが、既に全国からその特区制度に募集をされ、その応募された件数というのは1千695件ぐらいになっておるというふうに聞いております。そして、その中で354件ぐらいが計画認定をされたというふうなことも資料を見ますと、書いてありました。私がこの特区制度をどうして出したかといいますと、やはりこの特区制度のような特徴のあるものを出していくということは、市民の皆さんに一つの方向性を明らかにするには、非常にいいやり方ではないかなというふうな思いがしております。そういった意味で、この特区制度を特に農業を基幹産業としておる安芸高田市でありますので、その特区制度を使うということが、いいのではないのかというふうな思いがしてます。特に広島を控えた地域でありますので、Uターン、Iターン、そういった方々もたくさん現在もいます。そういった方々に農業に関わっていただくということになれば、そういった農地法に関わる農地の取得、そういったものがやはり制約をされると

ということもあります。当然、大型農家、あるいは営農集団等、しっかり育成するということも大事であることは間違いありませんが、やはり農業にいろんな形で関わっていただくということも必要じゃないかというふうに思っておりますので、そういった意味でこの農地が取得できるような特区、これは全国ににも既にかなりやってあるようですが、さらには農業法人のみならず、一般法人も農業に参画できるようなそういった規制緩和と申しますか、そういったものも必要じゃないかというふうな気がしております。そういったことを含めて、この特区制度を使っていけばどうかというふうな思いがしております。あるいはもう1点、掲げてあります教育関係の特区制度、これも全国でもかなり提案をされておりますし、実際に実行されております。近隣では、三次がそういった特区制度を使っての取り組みもされとります。これは、20人学級に対する特区というような形でやっておられるようですが、そういった形で安芸高田市であれば、これまでも地域学習とかそういったものを非常に推進をされてきておりますので、そういったものがしやすいような形での特区制度、特色ある教育ができるようなそういった特区制度というのも活用していただければ、随分面白い特色のある町ができるんじゃないかというふうな思いがしております。

こういったいくつかの提案といった形にもなろうと思っておりますが、そういったものを上手く活用していただいて、早く市民が一体化するようなそういった町づくりをしていただけたらどうかというふうなことで、市長の所見をお伺いをしたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 熊高議員さんのご質問でございます。全ての市民が健やかで、心豊かな暮らしができる地域とするためには、保健、医療、福祉の連携による施策の充実と共に、市民自らが地域に支えられ、包まれて生活しているという安心感を持つことが重要なものと考えます。このためには、地域振興会を中心とした地域福祉活動を支援し、地域みんなで助け合い、支えあう住民活動を地域に定着させて行くとともに、こうした地域の活動から生まれた市民の知恵や要望を全市的な施策として、作り上げていくシステムが必要になってくると思います。

このことがまちづくり委員会として、表現されると考えていますし、これが市民参画であり、いわゆる協同のまちづくりの原点になるかというように思います。特に、住民と行政の共同の町づくりというのを、ソフトの面の大きな柱としてやってきておるわけでございます。そういう意味から、夢とは何かと、市民が本当に夢を持つのは何かという非常に大きなテーマであるわけでございまして、それはハードでもあり、ソフトでもある。教育でもあり、福祉でもあると、そういうすべての面に関わりを持つことであろうと思っております。

しかし、基本的には合併して夢を追わんにゃあいけんということがあ

わけでございますが、財政的には非常に厳しい状況であるわけでありまして、今、全国で合併が行われておりますが、結局は財政の面から生き残りを賭けた合併と、こういうのが偽らざる皆さんの本音であろうと、このように思うわけでありまして。

いつも私は、市民の皆さんの会議に出る時に言うわけでございますが、いずれここ10年もすれば、ハードの面はほぼ整うだろうと。道路の面、施設の面、そういう面では、箱物にしても整うだろうと。特に必要な箱物については、最小限に留めて、財政的な負担が後年度にかからんようにということを考えていかにやあいけんのんですが、やっぱり必要なものは、やっぱりやらんにやあいけんということでありまして、先ほど来、言っておりますような当面は、もう今、向原でやっております特老を中心に計画しております第2庁舎、文化ホール、それから広域の火葬場等、そういうものは当然やる。しかし、これもできるだけ費用のかからないことの工夫がいる。先ほど来、ご意見のあるようにですね、後年度に負担のかからんような方法でやるということが必要であろうと。道路の面につきましても、合併支援道路とかいろいろあるわけでございますが、やらんにやあいけんものは、やっていけばほぼ10年の間には大体やるべきことはできるんじゃないだろうかと。しかし、何ぼそういうハードができ、箱物が充実しても、そこで人間が住んでいくには、決して満足ではないということです。それを活かしたやはり生きがい活動というのが大事なんで、そこがソフトであろうとこのように思うわけでありまして。簡単に言えば、いくら金が貯まって家がよくなっても、その住んでおる人間がいつもいつも家の中で喧嘩をするようなことでは、それは何のことやらわからんということなんで、やっぱり地域づくりもやっぱり同じことなんで、いくら道路がよくなって箱物が出来ても、そこに住んだる皆さんがいつもいつもいさかいをしたり、いがみ合うたり、喧嘩しよったんではいけんということなんで、そういうことを最終的にやっぱり町づくり、それがやっぱり夢の追求であろうと、このように思うわけでありまして、それが地域振興会を中心にした住民と行政の協同の町づくり、それぞれの地域の課題は、議員さんを通して入ってくるものもあります。しかし、今度11月からは22人の議員さんになれば、なかなか末端まで目が届かんようになると、そうすると本当に末端の状況を知っておるのは、地域振興会の皆さんであると、そういう人達が地域の課題を直接行政と話し合いができるようなそういうシステムを早くつくり上げることが大事なことであります。

過去、日本は戦後50年、高度成長の中で、まっしぐらにハードばかりやってきたと。そのツケが今、教育の問題とかいろいろな社会問題として出てきたと、このように思うわけでありまして、そこらを我々今からの合併した町づくりの中で、正していく必要があるとこのように考えます。それを追求することが、我々は夢であるというように考えておるわけでございます。ひとつそこらをご理解を賜りたいと、このように思うわけでございます。

それから、構造改革特区というのが国でいわれておりますが、やはり先ほどのご意見は、そういうことに関連するものでございまして、規制改革の突破口としての社会実験と検証手段で、知恵と工夫と競争による活性化であります。ご質問の農地法によります下限面積の緩和でございまして、本市の農業経営の面からは、農地の集積を行い、経営感覚に優れた農業者や組織経営体の育成を推進しており、小規模分散は支障となることも考えられます。しかし、田舎指向によるＩターンや退職帰農者などの受入環境の整備からすれば、特定の地域設定のもと、特区への取り組みも可能と考えております。

農業生産法人以外の法人の農地取得の規制緩和についてでございますが、耕作目的での農地の取得をしようとする法人は、法人の形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件が定められております。これらの要件が整えば、農地の取得が可能となりますが、農地法に関わらない農業生産活動が可能なケースがございます。具体的に例を挙げてみますと、養鶏とか、養豚、草地等を所有しない酪農業などでございます。いわゆる農地に関係のないそういう養豚、養鶏、酪農などでございます。このように農地を所有せずに、農業振興に関わることができる分野もあり、今後においては、人的支援や作業受委託などの分野などについて研究も必要と考えております。

この農地の取得という問題については、いわゆる農地法という枠がございますので、いずれこの農地法もだんだん規制が緩和されると、こういう方向にあるわけでありまして。基本的には50アール以上の耕作をする人でないと、耕作地は取得できんということでありまして、高田郡内にも40アールというのと、30アールのがあるはずですが、ちょっとそこは後ほど部長の方から説明をしたいと思います。郡内でも農業委員会で決めた規制があるわけでございます。

ですから、その規制の緩和というのは、できるんではなからうかと現在の法の下でも、できるんじゃないかと、このように考えておりまして、10アールでも都市から来て農業をしたいという人が、農地を取得する方法があるかどうかということでございます。それはちょっと後ほど部長から補足説明をしたいとこのように考えておるところでございます。それから教育の問題については、教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 教育に関わる内容につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。安芸高田市の教育委員会が担当しております学校教育の分野は、幼稚園から小学校、中学校まででございます。教育の対象はあくまでも子どもでございます。そういう意味から言いますと、家庭や地域の協力なくしては教育効果を高めることは非常に困難であると、私は思っております。安芸高田市の教育を進めるにあたりましては、「子どもは邑の宝」として、家庭や地域の協力を得て、育てていくという意味合いで、かがやきプランの

中で、主要には「協育」、協力して育てるということをキーワードにして市民総参加による教育の推進を図って参りたいと考えておるところでございます。地域振興会の行事に地域の子どもの参加しやすい状況をつくっていただいたり、地域の人に学校に来ていただき、ゲストティーチャーとして授業をしていただくなど、子どもが地域の人を信頼し、子どもも地域の人に知ってもらい、お互いに気持のよい挨拶や会話が交わされる社会の実現を目指しておるところでございます。学校においては、地域や振興会との連携を図るために、地域担当者を決めるなど、学校の行事や地域の行事に相互に参加し、地域と一体となって教育の推進を図ることに力を入れて参りたいと考えております。

教育特区についても話がございましたけれども、教育特区の申請ということについても、考えられないわけではございません。特色ある学校づくりを一層進めるという意味において、教育特区を導入するというのもありますが、三次市の場合には20人以下の学級を構成して授業をするという意味で、市費で雇用した教員が学級担任をもつということは、制度的にできないということがございますので、教育特区の申請をして、そしてその中で市費で雇用した教員でも学級担任ができて、例えば38人の1クラス38人のクラスでございましたら、19人、19人で学級担任が2つに分けて授業をするということができるようになされたわけでありまして、

安芸高田市の現実の場合を考えてみますと、ほとんどの場合は20人ぐらいの学級になつるのが現実でございます。改めて教育特区の申請をして、そのような措置を講じるということまでは、私は必要ないんじゃないか。それよりも、少人数指導ということでの加配措置があるのをいかに有効に活用するかということについて研究をし、それを公開し、中身を極めるといことがより必要であると、このように考えております。また、これは特区について申請はしなくてもいいわけでありまして、通学区域の自由化を通しながら、それぞれの学校の特色を出していくことが、今求められとる改革から学校の自立へという方向だろうと私は思っております。したがって、通学区域の自由化ということは、地域の人もある程度のご理解を得ないと進められないわけでありまして、教育委員会としては、そういう方法を通したり、あるいは特色ある学校づくりに対する教育委員会としての財政的な支援もする中で、より一層安芸高田の教育、昔から高田教員といわれて有名でありましたけれども、それをもういっぺん復活するような教育を推進してみたいという希望も持っておるところであります。以上でございます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 構造改革特区に係ります農地法の下限面積についての現況の状況について、補足の回答を申し上げます。現在、市内におきます農地法に係ります下限面積の状況でございますが、先ほど市長が答弁申し上げましたように、基本的には50アール、5反という数字が一定の基準になっておりま

す。中でも吉田町におきます旧吉田が30アール、3反、八千代町におきます一部が、40アールということになっておりまして、あとの町につきましては50アールが下限面積でございます。以上でございます。

熊高議員 議長。

崎岡議長 37番、熊高昌三君。

熊高議員 議長。1点まだ答弁がないものがありますけども、振興会と地域福祉ということですが、ここらもう少し今後一番大きな問題であろうと思いますので、その辺の答弁をいただきたいということですが、他の答弁に対しては、特に市長の夢を語るというふうな部分では、最初は答弁書を読まれたんで、あれあれ、さすがは高宮とは今度は違うんかなと思っておりましたが、口頭で充分適切な答弁をいただきました。特に非常にわかり易いお言葉だったと思いますけども、適切な箱物を造り、その中で仲良くするんが一番のいい夢をみれるんだというふうなことから、これ以上の夢はないかなというふうな思いで聞かせていただきました。

農地の特区については、いろいろ状況があると思いますが、全国いろんな例で今、模索をしておる状況だと思えますので、本当にいい事例とか、あるいはこれから市民の皆さんといろいろご協議をしていく中で、いろんな意見が出ようというふうに思います。そこらを柔軟に受け止めていけるものが、この特区じゃないかなというふうな気がしておりますので、そこらを受け止めていただいて、今後の一つの方向の中で充分議論ができるような、そういった意味合いで受け止めていただければ充分だというふうに思います。

教育関係の特区については、私の質問の仕方も悪かったんでしょう。三次市のように20人学級云々ということではありませんで、書いてありますように、多様な教育の実現というふうな意味合いでどうかなというふうなことでお聞きしたんですが、特に他の事例を見ますと、英語教育とかです、これらをいわゆる学習指導要領にない教育過程の編成というようなかたちの中で、多様なその社会のニーズに応えるような教育をしていくというようなことであろうというふうに思いますが、ここらをこれもこれから市民の皆さんといろいろ協議をする中でですね、そういった要望に応えられるようなものが必要な時に、これは特区を使った方がいいなというようなことがあればですね、充分そこらを活用していただきたいというふうな思いで申しあげましたんで、ここらも教育長さん、今後にそういった意味で活かしていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 今度できる振興会と福祉の問題のご質問でございますが、一昨日土曜日に呉市の公民館で、広島県内から130人ぐらい、地域づくりの研究会がありまして、私も安芸高田市の状況やら地域振興会の在り方について話をしてくれということで、1時間ちょっと話をさしてもらったんですが、やはり県は、特にそういうものに力を入れまして、ここ3年ぐらい毎年集中

的にそういう計画的な研修会をやってきておるわけですが、総務省も合併の中で、地域自治組織が大事だということ、法律でそのようなものを作っていくというような施策を出してきておられて、やはりこの住民と行政の協同の町づくりというのは、もう時代の流れになってきておるということで、先ほど申し上げましたように、高度成長の中でハード主体の動きをしてきた。それがもう金もなくなって行き詰まりをきたしてきておると。これ以上のそのハードの整備も、もうぼつぼつ天にきておるんじゃないかと、こういう時代の流れの中で、このようなその住民と行政の協同の町づくりという流れが出てきておるわけで、これはやはり、ヨーロッパの地方自治の流れと一致するものでありまして、今の合併というのは、アメリカ型の経済効率一辺倒の流れがあるわけですが、日本の今の合併。しかしそれはそれとして、我々末端から文句を言ってもとても流れが変わる次代の流れじゃないわけですが、しかし、そういう時代の流れにあって、本当に実のある地方を作っていくためには、もう我々が努力するしかない、ということで地域振興会というものを合併協議会の中で、中心に据えていったということであるわけでありまして、地域振興会というのは、やはり最初は昔からあるお祭りとか、体育行事とか、そういうものから入ってくるのがだいたい決まりであります。しかし、最近の先進的な例を見ますと、もうここはそういうものをやりながら、お祭りとか、運動会をやりながら、産業振興をやるとか、福祉をこの振興会でやると、こういう福祉の担い手にまでこの振興会組織がなっておるということですが、それが先ほど指摘の振興会と福祉ということではないかと思いますが、既に吉田町では、サテライトということでそれぞれ末端のところ、美土里町では高美園と組んで生桑で試行的に振興会と高美園が手を結んで、いわゆる出前サービスと、これは吉田でやっておられるサテライトと同じことなんです、出前サービスの福祉をやると、これは高宮町でも高美園と振興会が組んで、川根地域で試行的に今やっておると。今後はそういうような方向に振興会の活動もさらに福祉まで足を突っ込んでいくということが、福祉のあり方ではないだろうか、このように考えておるわけですが、ということで、振興会と福祉という問題について、ちょっとお話を回答をさせていただきます。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 先ほどの答えでまだ充分でなかったと思いますが、教育特区についてはですね、考えないというのでは決してございません。いいものはどんどん取り入れていきたいと思っております。

安芸高田市の現状を申し上げますと、総合的な学習の時間を通して、小学校の段階で英語科の授業ではございませんけれども、英語に親しむということの授業は展開をされておられて、AETが各町、これまにもありますけれども、そういう方の語学を活用しながら、耳から入って、そして、英語に慣れるということの教育がかなり進んでおるだろうと私は思っ

ております。教育特区で申し上げますとですね、実を言いますと、もう国語の時間も、数学の時間も、英語の時間もすべて英語でやるというような教育特区もあるわけですが、いろいろ工夫のやり方がありますし、それから教育課程の弾力化と言いましても、まったく自由にさしていただくということは、文部科学省の方でもオーケーをしないわけでありまして、ただ英語の時間を、例えば週3時間だったのを何時間か増やすということはできるだろうとは思いますが、それも限度があるだろうと。私は、そのことにこだわるとるわけではございませんけれども、今の総合的な学習の時間を使ってやっておるということについては、前向きに学校は検討してもらっておるというように受け止めております。こういうことをやりたいと、もう少しですね、いろいろ課題が出て参りましたら、教育特区の申請についても文部科学省の方に果敢に挑戦をしていって、認可をもらうような中で、本市の教育の活性化を図るという気持ちは充分でございますので、またいろいろご意見等ございましたら、お聞かせいただきたいと思います。以上でございます。

崎岡議長 37番、熊高昌三君。

熊高議員 これは答弁はいりませんが、特区について私も最近勉強したばかりですが、これは産業振興部、あるいは教育委員会に限らず、紐を解いてみますと、産業振興分野、地域活性化分野、農山村漁村活性化分野とか、教育用法分野、医療福祉労働分野とかエネルギー安全分野、国土物流国際交流分野、あらゆる分野にわたって特区というのはあるようです。今後、そういった市民の多様なニーズに応えるためにも、それぞれの担当の方は、そういったものもしっかり頭に入れてもらった上で、対応できるようなそういった取り組みをしていただきたいと思いますということで、私の質問を終わります。

崎岡議長 この際15時まで休憩をいたします。

~~~~~  
午後2時46分 休憩  
午後3時00分 再開  
~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

続いて、24番、長岡公次郎君。

長岡議員 高宮会派の長岡でございます。通告をしております点について、お伺いをいたしますが、先輩議員、皆様方から随分私の質問に、中身に答弁がございましたので、そこらにつきましては私も充分理解をさせていただきましたので、全部が全部質問はいたしません。

それでは、市長さんの方にお伺いをいたしますが、新市における地域特性を活かした産業振興の方策についてということで、お伺いをしておりますが、要は市民がやはり合併前から大きな夢を持ち、新しい市になると、どっかが変わるんだと、どっかがようなるんだという期待をすごくもっておられるのが、当然であろうというように思います。そういう中で、やは



り随分出ております基幹産業は、農業であるということの中で、質問もご答弁もございますが、やはり絶対数といえますか、面積、そこらを勘案しますと、農業がやはり一番その割合を占めておりますし、所得でいいますと、随分工業等については開きがございますけれども、農業を土地ということで考えますと、いろんな意味で多面的な機能、また国土保全というようなことも、いろいろ被せられてきておるのが現状でございます。そういう中で、いろいろ各町でその特性を活かしたといえますか、農業従事者の要望に応える施策を展開をしてこられました。そういうものが新しい市になって、どのように市として引継ぎ、また農業振興を図っていくかと。またさらに新市の建設計画でみますと、3つのゾーンに色分けがされた地域特性を活かした農業振興を図り、地域の賑わいであるとか、輝きであるとか、それぞれ光のある施策を展開しながら条件整備を進めて、それぞれの地域が輝く方向にもっていくということがうたわれております。

皆さん方が先ほど来も出ておりますように、やはりかすみを食べて生きていくわけにはいきませんので、そういう点で考えますと、そこらは行政の支援は、また情報あるいは技術、そういうものが関係機関との連携を強めて、そこらをもっていくんだというご答弁も聞かせていただきましたが、やはりそこらの喜びが当然裏付けとして必要になってくるというように思います。市長の施政方針の中で、そこらが十二分にうたってもありますし、新しい施策として高田郡の広域農業振興をベースにした将来的な農業振興のあり方というもののスタートを元年として、施策を打ち出されておりますことは大変喜ばしいことであろうと思います。市長は我々高宮の時代でいろいろ聞かしていただいておりますが、すごく先に見えるといえますか、将来展望に立った、また県や国パイプも大きい識見のある素晴らしい方ですので、施政方針に掲げられたことは、必ずやそれが実現すると確信をしておりますし、また新市の市民の期待通りの形が整うであろうというようにも私は期待をするものであります。当然なるとも思いますが、いろいろ財政の問題等々につきましても、市長からそこらは大変厳しい状況にあるとご説明も随分聞かされております。しかしながら、やはりそういうものをベースに農業振興を図っていくんだということがうたわれとる以上は、やはり皆さんの期待に応えられるような、ひとつ施策の展開をいただきたいというように思いますが、そこらについてお聞きをいたしたいと思います。

また3番目に掲げております農業振興センターの設置の活動を期待すると書いてありますが、そういうものが先ほど来、部長からも説明もございましたが、やはり市場に打って出る、また販売、営業を含めた技術指導から含めて、そのセンターでそれをやっていくんだと大変素晴らしい計画であろうと、早期のうちに設置をされ、運営できるようなことを期待をいたしたいというように思いますが、そこらにつきましても、中身も部長から聞かせて、市長からも聞いておりますが、再度もう少し中身についてお聞きをしたいと思っております。

2番目に掲げております農産物の加工処理施設(仮称)の建設についてということで伺っておりますが、この件につきましては、さらにその延長といいますか、地産地消の精神といいますか、やはりそこらがそういうような形でセットで動くということにつきましては、大変喜ばしいことでもあります。ここらの運営、あるいは構成といいますか、そういうものの中身がどうなるんだろうかなというようなどころもでございます。ひとつそこらの中身をまだ具体的にになっておるかどうかということは、わかりませんが、新市が発足してまだ3ヶ月といわれる中の施政方針の中の計画でございますので、今後これがどのように具体的に検討され、実現できるかということをお大変期待もしますし、そこらの計画的な考え方をお伺いをさせていただきたいというように思います。やはりそういう物の生産というものが、今からは一次産品がそのまま市場に流れるということにつきましては、大変厳しい状況がございます。輸入の問題、競争の問題、いろんなことが出て参りますので、いかに付加価値を付け、いかに商品化をして出すかということがそのプロセスには大変厳しいものが出てくると思います。しかしながら、それをクリアをしていかないとですね、楽しみもないし、やはり所得も得られないと。そういう意味では、チャレンジといいますか、やはりそれをやらないと農業は今からは厳しくなるばかりであろうというように思います。そういうもので、やはり生産者の期待に応えるべく、指導も厳しく、品質管理あらゆるものが出てくると思いますけれども、そのセンターの機能というものを充実したものを作っていただきながら、よろしくお願いをしたいと。行政の最大限のバックアップといいますか、知恵もいただくようお願いをしておきたいと。思います。

2番目に財政運営計画について、随分この財政の運営のことにつきましては、質問をまたご答弁もでございます。聞かしてもいただきました。三位一体改革の中で大変なあおりがあるんだということの中で、合併ありき、すべてそこらから出ておるといことも聞かせていただきまして、当初この2月の29日まで単個でそれぞれやっておったのが、3月1日にいきなり1つのものになって、前後すべてを処理をして、新しいこの新市の予算を組まれたことに対しまして、大変敬意を表したいというようにも思います。中身を見ますと、大変厳しい。言われる通りの内容でございます。

しかしながら、そういう中で市長は厳しい時代は、皆んなの知恵を出してやればできるんだよというのが常に出ておる言葉でございます。こういう時にどれだけ知恵を職員または市民、皆んなで協同で乗り切れるかということも大変ある意味では面白いことになろうというようにも思います。そういう財源を独自で求めるということにつきましては、到底税金の新しいものを作るわけにもいきませんので、無理だろうと行政改革と。職員の中での行政改革、あるいは懇話会、すべてそういう英知を結集しての作業の精査、検証等々も出ております。そういう中で生まれてくるのが、財源であろうと思いますが、そういうものをしっかりとやっていただきながら、ひとつ頑張っていたいただきたいということをお願いをしておきます。

1点、滞納の問題につきまして、この件につきましては国民一人ひとり平等で、やっぱり税金を納めるということにつきましては、義務でございます、やはりこの前の質問ございました。先輩議員から。住宅新築資金の貸付金の問題は出ておりますが、税収、住民税、固定資産税等々のあるいは手数料、分担金、負担金、いろいろの問題がそこにある。14年度の決算上では、私持っておりますけれども、それ以降の数字がわかる範囲であれば出していただきながら、どうか皆さん一人ひとりが苦しい時代ですから、ひとつこの問題については、市民一人ひとりが責任をもって過去そういうものはやはりこの問題はこういう形です。今は電算機でございますので、督促がすぐ参ります。督促の中に素晴らしいことが書いてあるわけです。延滞金、いろいろ書いてございますが、やはりそこらのことを照らしてみますと、真面目に皆さん一生懸命払い、当然の義務としてやってこられた大部分でありますので、そこらをわかっていただきながら、一人ひとり説明をされてその行動に移っていただきたいというのが私のお願いでございます。そこらについての今年度予算の歳入見させていただきますと、延滞金の50万、あるいは滞納金の歳入等々が3千800何万計上してございますけれども、それは今からの当然、当初の予算でございますから結果はわからんわけでございますが、ひとつ予算の3千800万でなしにですね、大変な数字があると思いますので、そこらも発表いただきながら取り組みについての今後の計画といいますが、そこらをお示しをいただきたいというように思います。以上で私の質問を終わります。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の長岡議員さんのご質問にお答えをしていきたいと思っております。まず、新市の農業振興についてでございますが、基本的にこれまで6町で取り組んできました特色ある農業施策は、それぞれ尊重しながら新市へ引き継いできたわけでございます。ご承知の通り、平成15年に「人、農業者が輝く、もの、農畜産物が輝く、地域が輝く、高田農業」をキャッチフレーズにいたしました広域農業振興計画を策定いたしました。この基本になる目標には、「経営感覚に優れた農業経営者を育てる」、それから「生産、流通情報の発信による高田農畜産物のブランド化」、もう一つは、「地域資源を活用した豊かで活力に満ちた農村生活の実現」を目指しております。本計画は、新市の建設計画と整合性を持ちながら、安芸高田市の農業振興の方向性を示したものでございます。計画実現には市民の皆様はもちろん、安芸高田市の農業に関わる幅広い関係の皆様のご意見を伺いながら、取り組んでいきたいとこのように考えておるところでございます。

それから農産物の加工処理施設でございます。農産物の販路確保は、これからの農業振興に大きな影響を与えるもので、契約栽培のように供給先の確保をすることに努めることが課題になっております。このため、農業構造改善事業により、農産物加工処理施設整備事業の調査を、今しておるところでございます。

先ほど来、いろいろの議員の皆さんから農産物を生産するだけでは、こ

の第一義の目標で、次はこれをどのように高く売っていくかと、こういうことが今後大事じゃないんじゃないだろうか、このようなご意見を賜っております。そういう意味で市内の農産物の加工処理をして、さらに付加価値を付けて農産物を売っていくと、こういうことが今後大事な事業であります。合併の建設計画の中には、広島市に農産物の直売所を設けるという計画もあるわけですが、まだこの問題は具体的に動いておりません。現在ご指摘のように、国の5割の補助事業の制度が何とか方向付けができたろうかと、こういうことで、今模索をしておるところでございます。この問題につきましては、農産物にさらに加工を加えて売っていくと、こういう施設でございます。これが出来ればかなり新しい方向性ができるのではなかろうかと。米だけでも3万袋ぐらいが年間必要ではなかろうかと、こういうような話もしております。まだ具体論が出ておりません。しかもこれは農協と一緒にやらないと本当の効果が出てこんとということでもありますので、まだまだ産地を育成する新しい産地を作らんじゃあいけない問題もあるわけでございます。ここらは今、農業協同組合と話を詰めておるところでございます。ここらが大体方向性がもし見えるようでしたら、改めて議員の皆さんにもまたご協議をさせていただきたいと、このように考えております。是非とも成功をさしていきたいと、このように考えております。

農業振興センターの設置につきましては、先ほどもご説明を申し上げましたように、この高田郡の広域農業振興計画の計画の中にも、この農業振興センターの計画を盛り込んでおったわけでございます。それぞれ今までバラバラに振興策をやっておりました、そういうものを一つにして、行政と農協と普及と一緒にところで方向性を出していこうというセンターでございます。平成17年度を目標に、現在協議を進めておるところでございます。

それから、商業活性化事業及び産業振興機構でございますが、これはなかったわけですね。

次に財政の問題でございます。財政の問題につきましては、現在地方財政は、長引く日本経済の低迷、少子高齢化、住民ニーズの多様化、また国による三位一体の改革などの影響から、私たちがかつて直面したことの無い、非常に危機的な財政の状況になっております。地方にとりまして、主要な一般財源でありました交付税は、三位一体という名の基にどんどん減ってきておるといのが実態でございます。さらにこれの補填を税でやっっていこうという、そういう三位一体の構想であるわけですが、なかなか税を取るといっても財源がないと、こういう問題があるわけでございます。これからも地方の財源不足や課税力の格差を解消するため、どうしても地方交付税制度を堅持されたいと、こういう運動を今も続けておるところでございます。そういう意味で我々は、この財政運営については気分を引き締めて、どのような状況が起こるかということを見極めながら、財政運営をしていく必要があるとこのように考えております。

それから次に収入未済額の取り組みでございますが、新市における債権の確保につきましては、公平、公正を保ちますためにも、従来にも増してその役割が重要であると考えております。つきましては、各々の担当部署での徴収の取り組み強化はもちろんのこと、それに加え市全体での取り組みといたしますよう、関係部、課、支所が連携し、効率的、効果的な取り組みを目指して債権確保に向けた対策本部を設置するように指示をしておるところでございます。このことにつきましては、早急に実施を図って参りたいと思います。

全体としての財政健全化対策でございますが、現在の安芸高田市の財政基盤は、決して磐石ではないということでございます。これは先ほど来、申し上げました通りでございます。類似規模の市と比較しても、財政基盤は脆弱であると言わざるをえない状況となっております。このようなことから財政健全化の取り組みは、焦眉の急を要しており、限られた財源の中で、より効率的、効果的な財政運営を推進するため、行政改革の推進と併せ、早急に財政健全化へ向けての取り組みをしていきたいというように考えております。よろしくお願ひします。

崎岡議長 24番、長岡公次郎君。

長岡議員 はい。ご答弁ありがとうございました。1点、歳入未済額について、数値がわかればと思うんですが、どうでしょうか。お願ひします。

崎岡議長 税務課長、山本数博君。

山本税務課長 税について、歳入未済額について解答させていただきます。15年度末をもちまして、一般税の方で1億7千660万円あります。国保税ですが1億4千190万円ばかりあります。以上です。

崎岡議長 24番、長岡公次郎君。

長岡議員 はい。ありがとうございました。住宅の貸付金と合わせると、やはり6億ぐらいになるわけでございます。ひとつその点をですね、今、プロジェクトを組まれて積極的に取り組むという市長さんからのご答弁でございますので、ひとつそのことを市民の皆さんにですね、強く訴えてひとつ頑張っていたきたいというように思います。以上、終わります。

崎岡議長 続いて、61番、渡辺義則君。

渡辺議員 はい、議長。高宮会派の渡辺でございます。平成16年度の市長施政方針の取り組みについて、3点ばかりお伺いしてみたいと思います。

まず第1点は、これまで同僚議員、質問がございましたので、私の方からはごく簡単で、これまでの質問、答弁で要領を得ておりますので、簡単に申し上げたいと思いますが、主要には農業振興センターの設置についての取り組みであります。これまでの議員の質問で基本的な事項は理解をいたしました。が、本市の主要施策である農林業も守り、育成、振興するために、センターの設置は重要な要となる組織であると考えますが、目的達成のために、是非とも早急に設置をされるようお願いを申し上げます。ちなみに具体的に設置の時期とか、あるいは設置される場所とか、母体の内容については、先般例より説明を受けておりますので、割愛をいたしま

すが、もう少し具体的な方向をお示しをいただきたいと思います。

第2点目に、定住と交流のネットワークづくりについて、市長のお考えを質してみたいと思います。施政方針の中で市長は、道路網や公共交通体系の整備は、地域の一体的な発展を実現するための基盤として必要不可欠なものであると示されております。合併支援道路等を主要な交通体系が基本であることはもちろんでございますし、合併建設計画を着実に実行することが行政であり、また我々在任特例で認められた議員の責務でもあると認識をしております。今回の合併がトラブルもなく、スムーズに合併できた影には3万5千人住民の皆さんが、近年の我が国の財政状況と旧各町の財政の厳しさを強く感じ、早く合併して財政改革の推進と、安定した夢のある市政への期待があったことと思います。

さて、そうした新市誕生を迎えるにあたって、住民の皆さんから寄せられたご意見の中で多かったのが、合併して末端が寂れないようにという一抹の不安があったことも忘れてはならない重要な課題であろうと思います。地域住民の福祉の向上、安全な日常生活の確保、若者定住の対策として、新市建設計画に上がっていない末端地域におけるその地域内の動脈ともいえる市道、いわゆる地域の幹線的な道路について、せめて1.5メートル車線とか、あるいは待避所の設置、カーブの切り取り等、地域に合った改良が求められておる地域もあると思います。先日の消防長の説明資料を参考に申し上げますと、市の中心部まで時間距離を短縮するためには、地域の道路整備が急がれるとも感じました。その地域にとって、道は命であり、心のやすらぎでもあると思いますが、是非ひとつ合併して良かったと、多くの市民が感じるような施策を望むところでありますが、この点について市長のお考えを伺います。

第3点目は、パートナーシップによるまちづくりについて、市内の公共施設について、いろいろ合併したために、あるいはそれ以前からも同様でございますが、遊休施設はないのか。時代の変化により高景気時代に建設した施設で現在利用されていない施設と、あるいは利用効率の低いもの等々、今全国的に問題になっておりますが、本市においてそのミニマムのようなものは、類するものがあるのではなからうかと思っておりますが、今後その調査の必要性があると思っておりますが、その点についてお伺いしてみたいと思います。

また、同様に第3セクターの施設についても今後調査検討し、必要な施設であるか、あるいはその運営方法について指導、検討する必要はないか、お伺いしてみたいと思います。以上3点についてご質問を申し上げて私の質問を終わります。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 渡辺議員さんのご質問でございますが、農業振興についてのお尋ねでございます。先ほど来、申し上げておりますように、今までは行政、あるいは農業協同組合と、関係の農業団体がそれぞれ連携を取ってはおりましたが、なかなか一つ屋根の下に入っておらないという問題もございまして、

今後は、そういう関係機関を一つ屋根の下に入れて、農業振興センターというのをつくっていくと、こういう計画でございまして、この具体論については、時期等もございまして、担当部長の方から説明をしていきたいとこのように考えております。

それから、定住と交流のネットワークづくりということでご指摘をいただいております。合併に伴い、市の中心部から遠くなった地域が寂れないための対策として、末端地域の要改良市道についての改良計画を急ぐことが必要であるということでございまして、ご指摘の通り、その地域の方々にとりましては、道路網の整備は生活基盤の基本となるもので、安全で安心して暮らしていくための最小限の条件であろうと思っております。今回の道路関係予算におきましても、継続事業や緊急課題の道路など、旧町からの要望に基づき、建設計画に関わるものにつきましては、極力、予算計上をさせていただいておりますが、これらの事業実施にあたりましても、最小の費用で最大の効果を上げるよう、特に指示をいたしておるところでございます。ご質問をいただきました末端地域の市道改良につきましても、末端地域が合併により、取り残されることのないよう、地域の実情を踏まえ、現地調査等を行い、出来るだけ地域住民の方々のご要望に応えていきたいというように考えております。

また、快適な生活環境の創出につきましては、その基本となります上下水道の整備は、本市の最優先課題の一つでございます。これまで各町でそれぞれ取り組みがなされて参りましたが、事業の実施にあたりましては、これまでの状況を踏まえ、地理的条件など地域の実情を充分勘案して、事業メニューの見直しなども視野に入れ、より効率的、効果的な手法を検討することも必要と考えております。

いずれにいたしましても、安芸高田市民の皆様が一日も早く快適な生活環境を享受いただけるように最善の努力をしていく覚悟でございますが、道路問題につきましては、建設計画にあります総事業費は、上水、下水、ほ場整備、あるいは道路等も含めると約600億をちょっと出るぐらいなものが出ておるわけで、これを新しくやるものでないわけで、当然合併から引き継いだ継続事業もあるわけでございます。特に上水、下水の今後やる事業量というのは、莫大な量が出てくるわけでございますが、そういうものと併せて、末端の道路の整備というのも、今、国、県が言っております1.5車線というような考え方も出ておまして、これは事業量を抑えていくと、しかも早く効率のいいものにしていこうと、こういう考えもございまして、そういうような考え方も入れながら、ご指摘のような対象的なものも考えていくということが必要だろうと、このように考えております。

次に、パートナーシップによるまちづくりでございます。ご案内のとおり、現在施設について、5町の旧役場につきましては、現在それぞれ支所として機能しておりますが、かなりのそれぞれ各町が持っておられた施設についても、遊休の部分もあるのではなかろうかと、このように考えます

し、またその他に統廃合後の学校施設などもございますが、今後こうした施設をどのように活用していくかということは、自治振興組織を中心にしてそれぞれの地域住民の皆様のお知恵を借りながら、行政改革と併せて検討して参りたいと、このように考えております。

また、第3セクターの健全化計画につきましても、今後行政組織の見直しの中で、積極的に見直しをしていく必要があると、このように考えております。財政厳しい中で、いろいろな面について、効率のいい行政をやるということが今後の課題でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 農業振興センターの設置の時期と場所のご質問でございますが、この農業振興センターの設置につきましては17年度、来年度の年度当初を目途に現在準備を進めておるところでございます。場所につきましては、先ほども市長が答弁を申し上げておりますように、センターの機構としましては、農協の職員も含めて、あるいは県の普及技術部門の職員の出向も念頭におきながらというような機能を持たせた構想でございます。当然、事務所の場所ということも大きなポイントになると思ひますので、これについても慎重に内容とあわせて今後検討を進めて参りたいというふうに考えております。

崎岡議長 61番、渡辺義則君。

渡辺議員 はい、ありがとうございます。質問の1番については、理解をいたしました。第2点目のいわゆる生活基盤の整備ということにつきましては、市長さんもこれまで町長さんであった当時からご存知の通りでございますが、合併をいたしますと、やはり中心からよくしていくのは、これは当然でございますし、そこが基本的に予算を通していくのは、私どもも認めておるところでございますが、ややもすると、いつも寂しい思いをされるのが地方の方々であろうというふうな思いがいたしますし、強く要望も出しておるところでございますので、いつの時かということできなしに、早急に現地の調査等も支所をあたられてされて、年次計画等も立てて改良をしていただくようお願いをしておきます。

なお、ここで申し上げるのは市道でございますが、同じように末端の県道についても、やはりその地域にあつては生活基幹道路でありながら、県の方においては、末端道路ということでなかなか手の行き届いてない、既に買収をしてあつても工事も着工できないと、予算が足りないということで着工できていない部分もかなりあるようでございます。そういった部分については、行政当局で強く県に要望をしていただくように、重ねてお願いをいたしたいと思ひます。以上で私の質問を終わります。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 市道、県道につきましても、それぞれ建設計画の中に載せておるわけでございますが、この建設計画を基本にやっていくということが原則である



うと思いますが、先ほどご指摘のように、いわゆるその他県道というのがあります。我々は三等県道と呼んでおるんですが、ここになかなか予算がまわらないという悩みがあるわけでございますが、これも本当に末端の住民の皆さんにはこれが生命線でありますので、我々も努力をしていきたいと、このように考えております。

崎岡議長 以上で高宮会派の一般質問を終了します。  
以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。  
以上で、本日は散会いたします。  
次回は、29日午前10時に再開いたします。  
本日は、大変ご苦労さんでございました。

~~~~~

午後3時47分 散会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

1. 議事日程

(平成16年第2回安芸高田市議会6月定例会第15日目)

平成16年6月29日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(69名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	土居克之	4番	山本優
5番	岡山薫	6番	田中常洋
7番	前川正昭	8番	平林克昌
9番	日野原穂澄	11番	加藤英伸
12番	山崎昭弘	13番	山口康文
14番	小野剛世	15番	川角一郎
16番	竹田誠莊	17番	井上尚文
18番	高坂広一	19番	新出達夫
20番	塚本近	21番	赤川三郎
22番	深井達雄	23番	三上夕工子
24番	長岡公次郎	25番	井上正樹
26番	宮田浩之	27番	松野俊寿
28番	川先悟郎	30番	平岡正美

3 1 番	秋 広 美 輝	3 2 番	川 崎 三千春
3 3 番	西 川 佚 夫	3 5 番	岡 原 雪 夫
3 6 番	松 村 ヌキミ	3 7 番	熊 高 昌 三
3 8 番	藤 井 昌 之	3 9 番	浅 枝 俊 通
4 0 番	青 原 敏 治	4 1 番	金 行 哲 昭
4 2 番	杉 原 洋	4 3 番	松 川 秀 巳
4 4 番	大 前 直 行	4 5 番	入 本 和 男
4 6 番	泉 正智代	4 7 番	山 本 三 郎
4 8 番	今 野 仁千六	4 9 番	今 村 義 照
5 0 番	住 広 章	5 1 番	佐々木 博
5 2 番	玉 川 祐 光	5 3 番	西 山 登司教
5 4 番	井 上 正 文	5 5 番	岡 田 正 信
5 6 番	浮 田 洋 吾	5 7 番	山 崎 宅 将
5 8 番	桑 岡 達 夫	5 9 番	望 月 桂
6 0 番	天 清 斐 雄	6 1 番	渡 辺 義 則
6 2 番	猪 掛 信 幸	6 3 番	高 下 二 郎
6 4 番	富 田 義 弘	6 5 番	吉 村 正 登
6 6 番	名 川 律 夫	6 7 番	宮 本 房 宏
6 8 番	松 浦 利 貞	6 9 番	増 田 静 樹
7 1 番	鳴 石 勸	7 2 番	亀 岡 等
7 3 番	崎 岡 典 男		

3. 欠席議員は次のとおりである。(4名)

10番	平川幸雄	29番	新山勝義
34番	中野光雄	70番	中間末雄

4. 会議録署名議員

21番	赤川三郎	22番	深井達雄
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊
総務部長	新川文雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	自治振興部長	田丸孝二
市民生活課長	佐々木亮	税務課長	山本数博
福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子	人権推進課長	毛利宣生
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
消防長	村上紘	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志
総務課長	高杉和義	財政課長	垣野内壮
教育総務課長	上川裕芳		

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 ( 6 名 )

事務局 長	増 本 義 宣	事務局 次 長	光 下 正 則
議事調査係 長	児 玉 竹 丸	書 記	新 谷 洋 子
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~  
午前10時00分 開会

崎岡議長 みなさん、おはようございます。  
ただ今の出席議員は69名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手許に配布したとおりであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、2  
1番赤川三郎君、22番深井達雄君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

崎岡議長 日程第2、前日に引き続き、一般質問を行います。  
本日は、美土里会派の一般質問から始めます。  
46番、泉正智代君。

泉議員 みなさんおはようございます。美土里会派の泉でございます。一般質問  
3日目ということで大変にお疲れであろうと思いますので、手短かにやりたい  
と思います。どうかよろしく願いをいたします。

私事でございますが、40年あまり前、私がまだ青年で高校生だった頃  
に市長はちょうど高校の講師でありました。ちょうどその頃、日本農業基  
本法が制定されまして、その時説明の中で市長は、「曲がり角にきた農業、  
農村」という言葉を言われたことを今でもはっきりと覚えております。以  
来、農業関係を取り巻く情勢は大変厳しいものがございまして、曲がり角  
から平坦な道、また真っ直ぐな道へ出ることなく、現在は出口の見えない  
トンネルの中におるような気がいたしております。そんな状況の中で、農  
業関係について2点ほどお伺いをいたします。

まず最初に、食育基本法と教育についてでございますが、食料自給率4  
0%の日本農業の現状のなかで、米国の牛海綿状脳症(BSE)や鳥インフ  
ルエンザの多発、鯉ヘルペス、輸入野菜の残留農薬の問題等々、食料の大  
部分を国外に頼ることの危険性が大きな社会問題となっております。

食料は防衛、エネルギーと並ぶ国の安全保障の根幹であり、国民が安心  
できるよう、自給率の向上が問われています。今、国会で小泉総理の施政  
方針の演説の中に、心身の健康に重要な食生活の重要性を教える食育を推  
進し、子どもの健全育成に努めるとあり、これを受けまして食育基本法が  
提出され、7月実施の予定でありましたが、年金国会と言われるように、  
審議できずに秋の臨時国会で成立の予定のようではありますが、食育を日本  
の発展のための教育の基礎とし、都道府県、市町村にも基本計画の策定に  
努めるよう求めると、その中にあります。このことについて、国、県から  
指示指導があったのかどうか。併せて、このことについて市長はどのよう  
な見解をお持ちか所見をお伺いしたいと思います。

次に、私も元サラリーマンでございましたが、晴耕雨読を夢見まして自立農家を目指したわけでございますが、未だに自立できずに悪戦苦闘いたしております。そこで、担い手の育成ということについてお尋ねをしたいと思います。

さて、21世紀は地球環境と飢餓に配慮したぬくもりのある経済、社会の構築が課題であると言われておりますが、市場開放に見られるように、効率優先の政策が続き、競争原理をあおる規制緩和がさらに進んでいます。このような政策のなかで深刻な高齢化、後継者不足に悩む農業、農村をどう再建するのか、大きな問題であります。このことは、先日来よりいろいろ議論をされておりますが、市長の施政方針の中に担い手の育成とありますが、具体的にどのような方策を考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、分駐所の設置についてでございますが、この件につきましては初日に消防署を抱えている地元吉田町の2名の議員より質問がありました。周辺住民の一人として感謝申し上げたいと思っております。

市長の答弁に期待をしておったわけですが、人にやさしく心の温かい人格の持ち主であられる市長の答弁内容に、納得出来かねますので、あえて質問をさせていただきます。

何年も前のことですが、革命集団によるハイジャック事件がありました。当時総理大臣でありました福田赳夫氏が「人の命は地球よりも重い」と言ってお人命救助のために犯人達の要求を飲まれた経緯がございました。この言葉は今でも名言として語り継がれております。

このたびの合併にあたり周辺地域の住民にとりまして、過疎に一層拍車がかかりはしないかといった大きな不安があります。いろいろなことが今までより低下するのではなく、合併して何か一つでも良くなったと言えるものが欲しい。これが、周辺地区住民の本音であり、分駐所設置の要望は町民に合併に関しての説明会を開かれた時に多くの住民から出た意見であります。周辺地を抱える他町においても、同様な意見があったかと思われれます。

さて、現在消防署より遠く、夏期においても3、40分以上到着に要する地域が何カ所あります。このことについては、先日消防長より説明がございましたが、特に美土里町北部は冬期には多量の積雪があり、到着にその倍以上の時間を要するわけです。1分1秒を争う緊急事態の時、30分以上かかるということは、とても救急の用を果たしているとはとても考えられない訳です。この件について北地区の振興会から管理者、消防長消防議長宛に要望書が提出されております。消防議会においても、昨年来より議論がなされました。どこに住んでいても公平公正なサービスを市民に提供する義務が行政にはあり、分駐所の設置は必要であるという結論に達し、管理者よりこの件について町長会に報告がなされたと思えます。

市民の生命、財産、生活を守ることこそ行政の最大の使命であると考えます。人輝く安芸高田市実現のために、分駐所の設置について市長はどの



ようにお考えか、所見をお伺いいたします。以上3点、よろしく願いいたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 泉議員さんのご質問でございます。食育基本法教育についてと、こういうお尋ねでございます。「食」は、議員仰せのとおり生涯にわたって健全な心と体を養い豊かな生活を送る基礎であると考えております。近年はライフスタイルの変化によりまして、食生活の方も簡単、速さを優先したファーストフードの進出により大きく様変わりをして参りました。このような状況の中で、小泉総理大臣は本年の施政方針の中で、心身の健康に重要な食生活の大切さを教える「食育」を推進し、子どもの体力向上に努めますと食育の必要性を述べております。本市においても、さらに健康で豊かな食生活の普及に努めて参りたいと考えております。本年度の事業といたしましては、食育実践地域活動支援事業という事業があるわけですが、この事業に取り組む計画をしております。地域住民、学校、農業者が一体になって、食育推進ボランティアによる「食育教育」「ふるさと給食」「食育研修会」などの実施を計画をしております。

ひとり一人が健康で幸せな生活を送るための基になります食生活の普及推進に、あらゆる機会を得て取り組んで参りたいと思います。

もしか、ご要望がありましたら、また担当の方から詳しいご説明をしていきたいというように考えております。

それから次に、担い手の育成ということでございます。近年の日本における農業を取り巻く状況は、米の生産調整の進行、米をはじめとする農畜産物は、輸入品の増大や産地間競争の激化により、価格の低迷など農業経営にとりまして誠に厳しい状況が続いております。高田郡における平成2年から12年までの10年間の農村農業の変化を農家数等の数字で見ますと、農家数で約1千戸の減少をきたしております。経営面積にいたしますと580ヘクタールが減少しておると、こういうことで、就業人口の高齢化率は男性で7ポイント、女性で21ポイント上昇しております中で、水稻の3ヘクタール以上を経営する農家は13戸から36戸と増加しております。これは12年まででございますので、現在ではこの3ヘクタール以上の農家が71戸ということになっております。また、地域営農集団や農業生産法人組織などの設立が進められておるところでございます。高田郡の農業というのは典型的な中山間地域の状況でございます。担い手の減少、従業者の高齢化、耕作放棄地の増加が進んでおるのが実態でございます。このような中で、農業が継続して発展していくためには、他産業並みの所得や労働時間を実現できる経営体の育成が必要になってくるわけでございます。認定農業者や経営発展を目指す農業経営者の育成確保、新規営農集団の育成、さらには集团的経営体の育成を図って参りたいと考えます。具体的には、各経営体の組織づくり、経営発展のための支援、関係機関との連携による技術支援などに取り組んでいく考えでおります。

続きまして、消防分駐所の設置でございます。先日も申し上げましたように、新生安芸高田市において、救急医療、救急搬送に関し、地域格差があってはならないとする考えは議員と同じ思いでございます。この事は人命に直接係わる事でございますし、市民の生活に直結した課題であると深く認識しております。先日も吉田会派の宮本議員さんをはじめ、関係の皆さんからご質問をいただいたとおりでございます。人の命は地球より重いということは我々も十分存じておるつもりでございますし、この分駐所の問題というのは、過去20年来、消防署が発足して以来の課題でございます。だれも分駐所が必要なということは、おわかりをいただいております。先般の消防議会でも一定の方向を出していただいております。これは、前消防管理者から町長会へも報告があったところでございます。しかし実際に分駐所を設置するということになりますと、常時10人近い消防職員を新たに常駐をさせるという問題がございます。施設投資というのは一遍で済むわけでございますが、かなりの費用を伴うという問題がネックになって、なかなか現在までこの問題が実現できないというのが実態でございます。また後ほども同様のご質問が出ると思います。十分ご意見を賜りまして、皆さんのご意見もお聞かせをいただきたいと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

泉 議 員 議長。

崎 岡 議 長 46番、泉正智代君。

泉 議 員 はい、46番、泉です。最初の食育に関する件に関しては大変深いご理解をいただいております。昨日、教育長の答弁にありました、学校給食の関係云々の中であつたわけですが、今子どもたちがですね、体力や視力、そして肥満、高血圧、糖尿病、いわゆる成人病が子どもたちの中にも起きておると、これはひとつ食の関係であるということが大変言われております。特にですね、根気がない、キレル、これはですね、ある学者の説ですが、食品添加物の中ですね、子どもたちの脳の発達を阻害するものがあるんだということを解いておられる学者もおられます。先ほど市長からございましたように、やっぱり食の安全ということは今一度見直すべきではないかという時期に来ておるような気がいたします。このことをですね、さらに引き続き進めていただいて、将来ある子どもたちの健全育成のために、この事業をぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

2番目の担い手の件でございますが、具体的に申しましたのは、こういうことを思っておるんだというのが聞きたかつたわけですが、どこですね、農業地帯においても担い手の育成というのが大きなテーマでございます。これといったことがなかなか見つからないので、どこの自治体でもですね、苦慮されておるのが現状でございます。そんな中でですね、農業をやってみたいという都会の若い方が増えておるといふ現実がございます。これは2002年度の資料でございますが、新規就農支援センター農業会議等へですね、問い合わせがあった件数が1万4千200件。その5年前より2倍に増えとるそうです。そうした中で実現に至ったのは約2%、

300名程度だそうですが、その実現しなかった理由というのをよくみてみますと、まず農地の確保が難しい。それから農機具やハウス等建設といった資金が足りない、技術がない、家がない。それから農村の慣習に馴染めない。逆をいいますとですね、これらをクリアすれば農業をしたいという若者はたくさんいるというわけです。ですからこの度安芸高田市において農業振興センターですか、設立をされますので、これらを核にしてですね、担い手が育つような方策はあると思うんですよね。そこらをひとつ意欲的に取り組んでいただけたらと思います。

それから最後の分駐所の件ですが、どうしても重要性はわかるんだけど経費の問題、私なりに思うのはですね、施設は支所の施設があります。それから人でございますが、先程来より議論されておりますように職員の数が多い、この多い職員の中にですね、私は若い有能な職員がおられると思うんです。その方を消防職員として教育されたら十分新規採用しなくてもですね、間に合う話だと思うんです。また、消防署の現場だけでなく事務的なこともあるわけですから、当然今おられる市の職員の中で優秀な方はばかりでありますので、そこらをひとつ市長のお考えがありますればね、できる話だろうと思います。そのことを強く願うわけでございます。以上、2回目の質問を終わります。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 新規就農者の問題でございますが、このことにつきましては、新しく安芸高田市としても真剣に取り組んでいく必要があると思います。特に農業会議等が、今、具体的に町村と連携を取りながら、施策をする方法があるわけございまして、そこらと十分連携を取りながら新規就農者ということも考えて参りたいと思いますが、ご存知のように農地法の問題で、農地をどのように取得するかという問題もありますし、資金、技術、そこらも都会の若者が夢を抱いて来たが、やはり夢と現実が違うという、そういう挫折を味わった例もたくさんあるわけでありまして、そこらは慎重にやっついていかにやいけんというように思いますし、取りあえずはやはり今おられる農業者が本当に意欲のある人を支援するという、そういう各町でそれぞれ具体的な施策を今までも持っておられましたが、そこらをもう少し充実をして、大規模農家を育成するという具体的な施策をやっていくと。ちょっと私、今思い浮かべませんが、具体策というのは後ほどまた1、2あると思いますんで、担当部長の方から話をしていきたいと思いますが、そのようなことで、やっぱり私は現在おられる農業者をまず育成していくというのが、これ一番手っ取り早いんじゃないだろうかと。もちろん市外から新規就農者を入れるという方法もありますが、なかなかこれは手間がかかるということがあるわけございまして、そういうことも併せてもう一つの方法としては考えられるように思います。

それから消防の関係でございますが、具体的にそいじゃあ金のかからん方法、資金のできるだけ要らない方法は、どういう方法があるかという、

先ほどご提案がありましたような、いろいろな方法があると思います。あるいは現在の人員の中でやっていく方法がないかという方法もあると思います。施設の面については最低の施設が、救急車等の施設は必要と思いますが、建物等は聞いてみますと利用できる建物があるということは聞かせていただいておりますので、今後この問題をどのようにしていくかというのが、今回の議会でも後ほどもいろいろご意見があるようでございます。たくさんの議員の皆さんから問題を提起をいただいておりますので、検討させていただきたいと、このように考えております。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 それでは担い手の育成の施策の具体的な例をとということでございます。基本的には市長が答弁を申し上げましたように、これまで6町でそれぞれ特色ある農業振興施策を展開をしてきております。これを尊重しながら新市に引き継ぐということでございます。それぞれ6町で取り組んでこられました特色ある施策の中で、引き続き新市の方で継承していこうということで、担い手の方の育成の一つの単市制度としまして施設整備、規模拡大に伴います施設整備のための経費の支援でありますとか、あるいは地域営農集団によります規模拡大によります施設整備に対する支援でありますとか、そういったところの制度を今予算の方にも計上させていただいております。また、これまでも当然ご支援をさせてきていただいておりますが、基本計画の中にも挙げておりますように、経営感覚に優れた農業経営者の育成ということを挙げております。こういった面におきましても経営管理の面の研修会の開催等の企画も計画も進めて参りたいというように思っています。また、新聞等で既にご承知いただいておりますが、米の生産販路拡大につきましては、それぞれ各町で契約栽培というような方向で取り組んでいただいておりますが、将来的には売れ先が確実にあるという農産物の生産が必要になってこようと思います。そういった意味で生協等との契約によります米の生産にも取り組んで、今年から参りたいということで、計画を進めております。それと、省力低コスト化ということで現在、今年度から水稻の粗植栽培の研究にも取りかかっております。これはそれぞれ旧町毎に展示圃設置をさせていただきまして、県の農業改良普及センター、地域事務所、JAたかたの協力を得まして、現在、今年度粗植栽培の研究に取りかかっておりますのでございます。以上でございます。

泉議員 議長。

崎岡議長 46番、泉正智代君。

泉議員 はい、46番です。最後の消防署の件が引っかかっていけないのですが。実は火葬場の建設が予定されておりますね、これは死んだ後のことですよ。何よりもまず命を助ける、これを優先すべきじゃないかというのが、私の考えでございます。甲田会派において後ほど質問があるようでございますので、その中で前向きな答弁があることを期待して終わります。

崎岡議長 続いて19番、新出達夫君。

新出議員 通告に基づきまして、美土里町の新出です。一般質問したいと思います。  
安芸高田市が発足しまして3ヶ月あまりが過ぎたわけなんです、市内小中学校の児童生徒2千600人あまりの「邑の宝」が元気に勉強をしております。子どもたちにとっては、学校が統合しようが、安芸高田市が合併しようが、教育は止まることのないものでありまして、今おかれとる子どもたちが元気で教育を受けられる状況を、私たちがつくらなければならないと思います。子どもたちが元気で健やかに成長するために、次のことについて、市長並びに教育長に質問いたします。

1番目に、耐震診断の対策についてですが、阪神、淡路大震災や芸予地震によりまして、国から耐震診断の指示がなされ、各学校とも実施されたと思います。その経過なり、及び結果、またその後の対応につきまして、今後どう進むのか。子どもたちの安全を考えますときに、一日でも早く取りかかる必要があると思いますが、どう考えでしょうか。

2番目に、特色のある学校づくりについて、どう支援するのかということですが、合併前の各町では、それぞれ特色のある学校を目指して学校が努力をされておりましたが、具体的にはどのようなかたちになるのでしょうか。地域の人々が学校に興味を持つ、関心を持つ、そして学校にきていただけるような学校づくりをどのように考えられているのか、お考えを伺います。

それから第3番目に、市民会議との連携なんです、青少年の健全育成というものは、安芸高田市民全市民の願いであります。青少年の取り巻く環境というのは年々悪化をしております。保護者はもとより、全市民を巻き込んでの解決の方向に努力しなければ、解決は難しいものと考えます。旧6町で結成されておりました青少年育成町民会議も、この議会が終わった時点ぐらいで安芸高田市民会議としての再結成を目指しておられます。青少年育成に取り組む状況は、この市民会議とどう連携取って、青少年の健全育成に取り組まれるのか伺うものです。以上の事について質問します。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 新出議員さんのご質問でございます。学校の耐震診断のご質問ございまして、これはまだ安芸高田市内では、やった学校もやらない学校もあるわけございまして、この状況につきましては教育長の方から後ほど答弁をさせていただきます。

それから、特色ある学校づくりについてということですが、最近、地域との連携を深めた学校等、いろいろのものが模索をされております。このことについても、詳しくは教育長の方から答弁をしていきたいというように考えております。

青少年の健全育成の市民会議とどのように連携をとっていかかと、こういう問題でございます。少年犯罪の凶悪化、低年齢化、いじめや不登校の

児童、生徒、引きこもりの子どもたちの増加は、大変今問題になって、特に最近長崎における小学校の痛ましい事件は大変心を痛めておる問題でございます。これらの問題の解決のために、地域の子どもは地域で守り育てるという理念の元に、青少年の総合的な施策を盛り込んだ安芸高田市青少年健全育成計画の策定を教育委員会とともに連携の上、計画を今、市民部の方で作成をしておる計画をしておるところでございます。この計画の策定にあたっては、安芸高田市誕生と同時に発足した青少年育成安芸高田市市民会議等の連携を図り、先ほどおっしゃった会議でございますが、プラン策定を進めて参りたいと、このように考えております。親子や異年齢層の交流活動の推進、青少年を取り巻く有害環境への対応など、本市における本年度の青少年育成事業の取り組みについても、これからの活動が円滑に推進できるように市民会議との連携を深めて参りたいと思っております。具体的な問題につきましては、それぞれ市民部の担当課長、また福祉保健部長からこの問題については説明をしていきたいと、このように考えておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 学校の耐震診断と今後の対策について、先ほどのご質問にお答えをいたします。

まず、学校の耐震診断とその対策についてでございますが、現在市内にあります校舎のうち、昭和10年に建てられた木造校舎の郷野小学校が一番古く、その他の学校は鉄筋コンクリート造りでございます。耐震診断の対象校は、鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造りで、昭和56年施行の新耐震基準に則って、建築されたものでございます。小学校で診断が残っております校舎は3校、体育館は5館でございます。中学校で診断が残っておりますのは校舎が3校、体育館が3館でございます。

これら診断が残っております施設につきましては、今年度を含め2カ年間で、1次診断を終了したいと考えております。

次に、特色ある学校づくりへどのような支援をするかという質問でございますが、議員ご指摘の通り、合併前にはそれぞれの町において、保護者、地域のご協力を得て、地域に根ざした特色のある学校づくりが進められてきました。これは、地域の人々が学校に関心をもっていただき、支援をしていただいたお陰であると感謝しておるところでございます。

このたび、小学校が13校、中学校6校の合わせて19校が同じ安芸高田市内の学校として再出発をしたわけでございますが、それぞれの地域における、これまでの伝統や校風を大切にしていけることは重要なことであると考えております。新市となって各小中学校はそれぞれの校風や伝統を保ちながら、切磋琢磨することが重要であると考えております。勉学やスポーツや文化面などにおいて、それぞれが創意と工夫を凝らしながら教育改革を進めていくことが大切であります。

安芸高田かがやきプランに示しておりますように、信頼される学校づく

りを目指して「行ってみたい」「聞いてみたい」「この学校に行かせて良かった」と思えるような、創造的な取り組みに対しまして内容面、あるいは財政面について、教育委員会としても支援をして参りたいと考えておるところでございます。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。さきほどの市民会議との連携はという質問の関係で、具体的に青少年健全育成等も踏まえての取り組みでございますが、福祉保険部といたしまして、今年、毎年これはあるんですけども、社会を明るくする運動推進大会、これは全国的に運動を展開されるわけですが、この運動は毎年7月、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動でございます。これを、次の世代を担う少年の健全な育成を図り、立ち直りを支えるためには私たち一人ひとりが非行や犯罪の防止について考えてみましようということで、これは安芸高田市と、それから保護士会等で大会をするわけですが、先般各種議会の方、それから警察、商工会とか各種団体等に呼びかけまして、そういうかたちでの犯罪をなくそうという運動を、大会をするようにしております。これは7月25日に中央公民館で実施するようにはしておりますが、やはり犯罪をなくす、みんなで、地域の子どもを支えて犯罪をなくしていこうという気運をですね、この大会の日のみならず、安芸高田市では本当に犯罪をなくそうという気持ちでみんなで取り組みをする必要があると思います。ということで今回計画をしておりますので、そこらも皆さんの参加もいただきながら、みんなで取り組みをしていくことが必要だと考えております。

毛利人権推進課長 議長。

崎岡議長 人権推進課長、毛利宣生君。

毛利人権推進課長 本市と青少年育成と市民会議との連携の件でございますけれども、安芸高田市の市民会議の事務局は市民部の人権推進課に置かれております。この部分も含めてですね、お答えしたいと思います。本市が青少年育成に関わっての事業につきましては、青少年育成の啓発の講演会並びにシンポジウム等計画しております。そこらの開催につきましても市民議会との連携を図りですね、協力、支援をいただくようなかたちでの実施に務めていきたいと思っております。また、今後におきましては自治振興部の方で進めておられます地域振興会の育成、あるいはまた、まちづくり、地域づくりの件につきましても、青少年が健全でですね、活動できるような環境の醸成や、また地域において世代を超えたですね、交流活動が進まれるような子どもたちの社会性がですね、育まれるような事業展開等についてですね、本市と市民会議が連携の下にですね、中心的な青少年育成の発信ができるようなですね、そういうような役割を担っていただければというような、そういう思いを持っております。

新出議員 議長。

崎岡議長 19番、新出達夫君。

新出議員 はい。再質問させていただきます。実は今の1番目の耐震診断の件なんですけど、これはまだ診断が済んでない部分と診断が済んでいる部分というようなかたちで残ってますよね。診断が済んでいる学校については今後どのようなかたちで、例えば修繕とかいう方向性はどうでしょうか。それから診断が済んでないのも今後2年間で一次診断ということではありますが、私もちょうど芸予地震の時に海田町の方でちょうど他な用事をしておりまして、芸予地震の真っ直中におりました。ビルの1階におりまして本当怖い思いをしたわけなんです。道路へ出てみますと道路の防犯灯ですか、蛍光灯みたいなやつがありますよね、あれが左右に振れとるような状況で、私がそこから自宅まで帰るのに夜中になったというような経験もありますので、そのことを考えますと子どもたちが平素学校の中で生活を、勉強をしておりますから、そういう本当に今までは広島県ではそんなに地震とは縁がないんだというような思いがありましたけど、今回のような芸予地震があれば、絶対間違いなしにあるんだというふうな思いを改めて認識させられたようなことです。ですからできるだけその診断をした時点で、改善なり、改良、修繕、補強というようなことを是非早急に進めていただきたいというのがあります。その辺のところの予定といいますか、考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

次に、それぞれ特色ある学校、それぞれ合併前から学校では目指しておられたと思うんです。私は時々いろんな学校に行かせていただきまして、いろんな話を聞くわけなんですけど、ある学校ではプラスバンドがとにかく12月頃に大会があるから、それに対して参加するためにはみんなが一生懸命全校でやっとする。それがその学校の伝統になっとなると。だけど考えてみたら、指導者の方が変わられたり、えてしてこういうものは指導の先生が熱心でおられればおられるほど、その先生が転勤されたらたんに、どういんですかね、しぼんでくる状況があるんです。でも考えてみましたら市内にも例えば美土里町には消防音楽隊というようなのがありまして、そこらにいろいろやっておられる指導者的になれる方もいらっしゃるんじゃないかと私は思うわけなんです。その方が例えば先生以外にそういう方を講師として招かれるような状況ができれば、もっとそれが続いていく。そしてその方が地域にずっとおられるからずっと続けて指導をしていただけるというようなことも考えられるんじゃないかと思えます。そういう面でかなり経費的な面でいろいろ学校の方も苦労されとるように気がします。私の地元の美土里町では、神楽が盛んなところですから、今年、去年から県民会議の方の支援をいただきまして、3年間のトライアル21ということで美土里中学校では神楽を中心に今までずっと何十年という伝統があるんですけど、今年は特にそういうような支援をいただきまして年間200万という莫大な支援をいただいとるんですが、半分は市の方がやっていただくんですけど、そういうようなかたちで、そういうようなことも併せて取り組んで、そういうようないろんな事業も取り組んでやってはいるん



ですが、それでもなかなか神楽にしても田楽にしましても、道具そのものが大変高価なもの、貴重なもの、古くからあるものですから、なかなか子どもたちが使いにくい状況もあると思うんです。そういうようなところも含めて特色ある学校づくりに対してもっとその辺のところのそういう面での支援はできないものかというようなところをお願いしたいと思います。

それから3番目の青少年育成の健全市民会議が今度、今まで6町で結成されとったのが、まだ再結成は今から総会があってするんですが、現在は仮に安芸高田市民会議として結成をしとるわけなんです、このことについて私も今現在美土里町の方の支部でお世話をさせていただいております。それでその中で一番感じますのが、やっぱり青少年を育成するためには、市民会議だけが役割を担っているということではなくて、全市民が会員である、市民会議の会員である、そういう考えを持っていただきたいことと、安芸高田市なり、山県郡の市民会議の特徴は、広島県でもちょっと例がないんですが、会長とかそういうような世話をされる方がね、一般からの方が多いいんです。他の郡とか県とか私たちも何度も研修に行っておりますが、たいていのところはそういう市民会議、町民会議というのは市長なり、助役なりが本部長であり、先頭に立ってやっておられる部分が多いわけですね。

高田郡の場合といたしますか、安芸高田市なり、山県郡では各いろんな団体の代表で会長、会を結成されとるような状況があります。ということはかなり資金的な面でも、どういうんですかね、難しい面があります。

その一つとして今度は、資金的な面があるわけなんです、もう1点は安芸高田市内にも限りませんが、有害図書の撤去に対しても市民会議の方は全力を尽くしておるわけでございます。それでも地元のPTAとか市民、町民の方に署名をいただいて、いろいろ撤去の要望をしとるわけなんです、なかなか市民会議だけではなかなか難しい面がありますんで、そのへんのところも一緒に、有害図書の販売機やらが撤去できるような状況はできないものか、その辺のところをお願いします。

崎岡議長 この際、11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 質問にございました、耐震診断が終了した後の今後の市内の学校の施設整備についてのお答えをさせていただきたいと思います。まず基本的にいずれの学校においても子どもたちが安全に学校に来て勉強ができる。そして恵まれた環境の中で学習ができるということについては、教育委員会としても取り組んでいかなければならない大事な内容だろうと思いますし、そ

れから急に雨漏りがしだしたということになりますと、その都度整備をしていかなければならないということは、当然あると思っております。そこで全ての学校について、まず実態がどのようになってくるかということで、芸予地震のこともございますので、まずは耐震診断結果をみて、そしてその中で重要度の高いものから全体計画を立てながら、施設の整備を進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、学校の先生の中で、得意でない先生がおった場合にその部とか、あるいは内容は十分達成できないのではないかと。地域の人にそういう人がおられたならばその人を活用して教育を進めることはできるんじゃないかというご意見がございました。NHKで「ようこそ先輩」というのがございます。その出身の卒業生が社会に出ておって、それが素晴らしい力量を持っておるので学校へ帰ってきて授業を進めるという魅力的な事業展開を見ることがございますけれども、今ですね、安芸高田市の市内の中でも、そういうようなことで地域の人で学校の先生が持っていない技能を持っておられると。そしてそれが教育内容と一致する場合には、ゲストティーチャーとしてお招きをして授業をしてもらうという方法を講じておまして、例えば自分の学校で音楽がどうもプラスバンドの指導ができないんだというようなことがあれば、地域の人においでいただいて授業をその先生にお願いをしてやってもらうという方法も十分できるだろうと思えますし、総合的な学習の時間で神楽の伝承をやりたい、あるいは花田植の伝承をやりたいということになりますと、教員の免許がなくてもその地域の人をお招きして、その神楽の伝承を学校教育の中に位置付けてやるということもできるようにしております。そういうことについて学校が知恵をめぐらして、考えて、是非ともこういうことをやって、こういう結果を生みたいから教育委員会としての支援をしてもらいたいということがあったときに、教育委員会が支援をするというのが、これが特色ある学校づくりを支援をするという意味でございます。そういう意味で安芸高田の学校がですね、新聞でもテレビでも注目されて、いい方向での注目されてるような学校づくりを我々としてもできるだけ進めていきたいと、このように思っております。以上でございます。

毛利人権推進課長 議長。

崎岡議長 人権推進課長、毛利宣生君。

毛利人権推進課長 はい。有害図書撤去、あるいは自動販売機の撤廃でございますけれども、これにつきましては広島県の健全育成条例においてかなりの規制が行われております。しかし実態といたしましては、いったん自動販売機等を設置いたしますと、なかなか有害図書である判断というのが非常に難しいということでございます。いつも中身をですね入れ替えるという部分がございます。しかし土地の所有者が市内の住民の方であればですね、やはり市民活動を通じてですね、撤去したというような事例もこの市内においてもございます。今後においてもですね、県民会議からそうしたですね、自動販売機を設置させない、あるいはまたそうした方策等ですね、パンフ

レット等をですね、青少年関係団体、あるいは学校、公民館等、施設等にですね、配布しておりますけれども、市民活動に繋がりますようにですね、今後本市もですね、安芸高田市の市民会議と連携をしながらですね、市民の方へ啓発を行ってですね、そうした悪書いいますか、有害図書がですね、置かれないような、置いても撤去できるような体制にですね、事業を進めていきたいと思っております。

新出議員 議長。

崎岡議長 19番、新出達夫君。

新出議員 最後に2点ほどちょっと確認の意味で質問したいと思います。先ほど耐震診断のことでありましたが、各小学校の耐震診断の結果があれば、今度資料として提出をしていただきたいと思います。例えば、診断の結果こうであったというのが各学校の結果があれば、ちょっと資料として提出をして下さい。

それから先ほどの有害図書のとか、自動販売機の件なんですけど、市内にもかなりあると思います。それで私の美土里町でも1カ所あれが設置されて、すぐに対策を取ったわけなんですけど、これが所有者が地元の人でない、それからその所有者が何年か契約で今の設置をする人に契約で貸しとるわけです。ですから署名を持って行ってもなかなか引き受けてくれないような状況もありまして、なかなかその撤去がスムーズにいかないという現実があるわけなんです。私が美土里町から吉田町に来る間にでも1カ所ありますし、54号線沿いにはかなりあると思います。それから向原の方でも1カ所あったのが撤去されたと思ったら、また別の場所にあるということで、なかなかいたちごとというようなことでありますし、条例が強化されてはありますけど、なかなか出来ない状況があります。その辺のところも市民会議だけでなく、協力をしていただいでやっていただくようお願いしたいと思います。

崎岡議長 答弁はいいですか。

新出議員 いいです。

崎岡議長 続いて72番、亀岡等君。

亀岡議員 議長、72番。美土里会派の亀岡等でございます。通告の5件につきまして、市長に質問いたします。

要点のみで、極めて簡潔に行いたいと思います。まず最初は福祉の政策に関係してお伺いをいたします。厚生労働省老健局は、去る5月14日開催の介護保険部会におきまして、介護保険による要支援、要介護1の軽介護者を在宅サービスから除外し、通所介護などの従来から行われてきたサービスを利用できなくする、そうした見直し案を出してきておられるわけでございます。これが実際に実施されるとなりますと、当事者にとりましては深刻な事態になることが予想されるわけでございます。また、三位一体の改革で、福祉施設の整備に係る補助金の削減によりまして、施設整備の新規事業が今年度から大幅に圧縮をされ、今後の新規需要については、困難となるばかりか、関係する補助金廃止になる傾向にあり、公的福祉の

前途も極めて不安が大きいわけでございます。そのような状況下にありまして、現在高宮町の川根と美土里町生田において実施をされている小規模多機能の施設事業がありますが、この事業につきましては今のところ国においてもこれを進めていく方向にあります。できればですね、少しでも多くこの事業を広めていく必要があると考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次は、特例債の充当の見通しについてでございますが、学校の統廃合による廃校跡の利用計画の事業につきましては、特例債の充当が合併を推進してくる中で示されており、その上限額も併せて約束をされておるわけでございます。そのようなわけで、現在関係する地域におきましては、それを踏まえての計画の策定が検討をされているところでございますが、地方財政に対する国の対策はその時点よりも厳しい方向に変化してきておりまして、特例債そのものの先行きにも不安を感じる最近の情勢であります。そうした状況のもとで、特例債を含む財政問題については、この二日間の質問のなかで、建設計画等の予定の予算の絞り込み、あるいは計画している予算を全部使う考えはないなどの市長の答弁もございました。そのように、国をはじめ、先行き不透明、不確実な財政状況のなかでありまして、この廃校跡地に対する財源措置について、当初の方針どおり実行していくことに変わりはないのか、わかりきった質問ではありますが、お伺いをいたすところでございます。

次は、行政改革についてでございます。これにつきましては、機構、人件費、職員定数の件をはじめ、主要な改革の構想についてと通告をいたしておりますが、この2日間の質問の中で大体のところ答弁が出ているようではございます。申し上げるまでもなく、行政改革につきましては、合併を推進してくる中で、合併すれば無駄を省いて改革が出来ると。合併の基軸として主張されてきた経緯もありまして、今日市民の皆さんの中では、それに対する期待が寄せられている問題であります。また、当然今日の行財政の現状からも避けて通れない重要な課題であります。いろいろ答弁もございましたが、用意をさせていただいておりますので、この際、改めて市長の行政改革への構想についてをお伺いします。

次は、中山間地等直接支払い制度について行います。今日農業を取り巻く厳しい状況の中で、5年目を迎えているこの制度は、関係する地域の農業にとりましては、農用地の荒廃防止をはじめ、獣害の防除や機械装備、共同施設の設置等の農家の切実な対策事業。さらにはそれに伴う共同作業を通じての連帯意識の高揚と、幅広く役立っており、中山間地農業に大きな支援となっております。しかし、ご承知のように政府は平成17年度よりこの制度を廃止する方針を打ち出しておりまして、今全国各地から政府に対して、この制度を続けるように強く要望が出されているところでございます。市長におかれましては、この制度の継続と充実強化について、最善の努力をされたいと考えます。市長のこれに対する所見を伺います。

最後の質問であります。少し今の時点で、所信の表明をされた段階でここまで踏み込むのはいかがかと考えたわけでございますが、住民の地域自治組織活動に対する行政の姿勢についてということで、お伺いをするものであります。市長の施政方針では、住民と行政の協働による地域自治組織によるまちづくりを強調される中、組織の育成、充実をしていくと述べておられますが、それは現在、総務省が進めている制度にのせて実施していくことなのか、それとも市が独自の制度を設けて対応していかれるのか。またその方針では地域自治組織がうまく機能することが地域課題の解決を速やかに行政に反映できる、協働のシステムになるとされておりますが、そうなりますとこれからの地域振興はその地域の活動に、遺憾にいかんにかかっているということになると受け止めざるをえないと思うのであります。

住民の組織活動には、盛んなところもあれば低調なところも出てくると思うのであります。その地域の意欲や力量によって、地域振興対策が左右されることになれば、当然他の地域との格差が生じて参ります。とりわけそこに行政が協働というかたちで関与する場合は、特に問題ではないかと思うのであります。これからのシステムづくり、全てがこれからということでございますけれども、そのうえで十分考慮が必要と考えますが、いかがでありますでしょうか。新市が発足した今日、市民から求められていることは、行政の対応が市内全域に平準化して対策されることではないでしょうか。それが不可欠の条件であると考えます。これから本市におけるまちづくり、地域づくりについては、合併に関係して寄せられているどこの地域も住みよい地域にして欲しいとの全市民共通の願い、期待に対して、どのように行政の責任を果たしていくのか、そのことを大切に、そこを起点にして取り組んでいかなければならないことと考えるわけでございます。こうしたことについて市の行政がこれからどのように対応していくのか、今市民のみなさんがもっとも注目されていることと考えます。市長の地域自治組織のあり方、その活動に対する考えについて所見を伺います。以上、5件について質問いたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 亀岡議員さんのまず第1点の福祉の問題でございます。ご指摘をいただいておりますように、現在平成18年度の介護保険制度の見直しに向けて、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において論議がなされております。ご指摘の見直し案につきましても、部会の委員の意見として議論の土俵に上っておると聞いております。一方、サービスの環境整備が進まない状況において、要介護度の低い人を介護保険制度から外すということは時期尚早であるとの意見も出ており、今後の議論を待たなければならない状況になっておると思います。

いずれにいたしましても、介護保険制度の改正を的確に掴み、介護予防、地域支え合い事業から介護サービスへ連続して提供できるよう、取り組み

たいと考えております。

次に、小規模、多機能な施設事業についてでございますが、高齢者の自立した生活を支援するには、従来の大規模介護保険施設では在宅での暮らしと落差が大きく、大集団での生活を余儀なくされるなど、見直すべき時期に来ているといわれております。「小規模」「多機能」「地域密着」この三つのキーワードが今後の高齢者福祉の基本になってくるものと思えます。小規模な介護の拠点を地域に設け、基幹施設から出張する、いわゆる出前サービスでございます。これはサテライトサービスとも言われておるわけでございますが、こういう地域分散型の介護は、住み慣れた地域で顔なじみの人間関係の中で高齢者を支えることができ、これからの高齢者福祉施設の一つの方向であろうと、このように考えております。

ご指摘のように、本市におきましても、特別養護老人ホームを拠点にして、それぞれ地域に出向いていく、いわゆる出前サービスが、もう既に実際行われております。それぞれ美土里町、高宮町でもそのような、ご指摘の通りが、もう既に軌道へ乗っております。吉田町においてもサテライトというかたちで行われておるようでございますし、まだ具体的には掴んでおりませんが、今朝聞きますと八千代、甲田でもそのようなものがもう試みられていると、こういうことでございますので、議員ご指摘のように今後はこのようなものを充実をさせていく必要があると、このように考えておりました、我々も積極的にこれを支援していきたいと、このように考えております。

それから、特例債の充当と、こういうことでございます。

廃校跡の利用計画につきましては、新市建設計画の中で地域自治組織の支援という観点からも事業として合併特例債を使って充実をしていくという計画があるわけでございます。皆様方には既にご承知いただいておりますように、合併特例法の期限が迫り、今後は全国的に市町村の合併も一気に促進される状況となっておりますから、現行の合併に伴います優遇措置や合併特例債の取り扱いにつきましても、国が約束をしたものがそのまま最後まで約束できるかどうかということも、我々は大変危惧をしておるということでございまして、どうせ特例債を使ってやるものは、できるだけ早くやっていきたいと、このように考えております。今回の一般質問でもご指摘をいただいておりますように、市役所の支所として使用しております旧役場の庁舎などの公共施設に遊休面積がございますことから、不用な施設建設は極力こういうものを利用できんかどうかと、こういうことも検討して参りたいと、このように考えております。今回の一般質問のなかでもご指摘をたびたびいただいておりますように、計画をしております特例債をそのまま使うということになしに、できるだけこの特例債を有効に使っていくと。しかも計画した施設についてはもう一度再検討しながら、本当に役に立つような、効率のいい施設ができるように、そういう検討を加えていく必要があると思えます。それぞれの合併前の町から出された計画にはずいぶん、かなり、どういたしますか、大きなもの、十分な施設も

盛り込んだものがあるようでございますので、そこらは趣旨はとしてこれはやっていきたいと思いますが、実際やる段階ではできるだけ経費が安上がり、しかも効率のいいものができるようにと、こういうことを今検討しておるところでございます。

次に、財政の問題でございます。この財政の問題につきましては、今までいろいろ検討を、答弁をして参りましたが、住民参画型の行政改革懇話会を早急に立ち上げて、財政の問題について検討して参りたいと、このように考えておるところでございます。

それから中山間地域の直接支払い制度の問題でございます。これは、ご指摘のとおり、大変地域にとっては有効な制度であります。5年間の事業期間で今年度が最終年度となっております。本市における制度への取り組み状況は、157集落協定と6つの個別協定が現在結ばれて、この中山間地域直接支払制度の恩典を受けておるわけでございますが、それぞれ特色ある取り組みが展開されております。協定を機に、農地の荒廃の防止、集落のコミュニティー活動の推進、農道や水路の共同管理などの復活に大きな成果を上げているところでございます。ご指摘の、今、国においては、本制度の廃止か大幅縮小の方針が議論されておりますが、唐突な廃止は明らかに農地の荒廃の増加に繋がり、農村集落の維持に関わる大きな課題でございます。制度の継続に向けて、県など関係機関と連携を取りながら現在運動をしておるところであります。

ただ、先般も2、3日前の新聞にも出ておりましたように、吉田町においても於手保地域においてこの補助金を使って、大変有効なイノシシの柵を共同でつくられたとか、そういう記事が載っておりますが、そのような本当に有効な使い方を各地でしておられまして、この制度は大変地域のために役立っておるというように考えております。おそらくいろいろなかたちがあると思いますが、それぞれ個人の傾斜度の面積に対して、この補助金が下りてくるということでございますので、実際に集落でまとめた金を個人へ半分ぐらいは分けておられるという実態があるようでありますし、地域によっては、これはまるで全部集落に使っておるというところもあるわけですが、やはり本当に有効に使うならば個人に分けずに集落でまとめて使うというのが、一番有効であろうというように思いますので、そこらは今後この制度存続という観点からいうても、有効に使う方策を考えていかにかいけんのじゃないかと、このように考えておるところでございます。

それから、住民の自治組織の問題でございますが、この問題につきましては、先日来お話を申し上げましたように、現在のところ市内に32の地域振興会組織が立ち上がっておるところでございます。これは長年の30年近い歴史のあるものもありますし、あるいは5、6年の歴史のあるものもあるわけでございますが、時代の流れとしてはこの地域振興会を核にした、お互いに住民と行政が汗を流す協働のまちづくりと、こういうことが言われると思います。これはやはり時代の流れであろうというように思う

わけでございます。これは総務省の政策かどうかというご指摘でございますが、議員ご指摘のように、この総務省が最近この政策を出してきたわけでございます。というのは、昨年1月に高田郡の合併協議会を小泉総理直轄の地方制度調査会というのが視察に参りました。その時に郡内から9人だったと思いますが、の皆さんが陳述をそれぞれされたわけでございますが、その中で地域が寂れる問題をどのように解決するかということで、地域振興会の話が出まして、なるほどそういうことがあるかということで、国から来た委員さんも再認識をしたというようなことです。それ以後、総務省がこの問題を政策として、合併に伴う政策として出してきたということでございます。出してきた政策の中で、この間の国会でこれは通ったわけでございますが、法律に基づく自治区というのをつくるという案と、これはある程度予算権を持った自治区。もう一つは法律に基づかない任意の自治組織をつくるという、2つのものを総務省は出してきました。私は、個人的には法律に基づく自治区というのは、議会の下に、市長の下にまた町長がおってですね、町長の下へまた議会があるというような、そういう構造になる。市長が自治区の区長を任命すると。その自治区と同等に審議会の委員さんがおる。これ町議会と同じようなもの。こういうようなことなんで、この制度はいかがなものだろうか、私は直接総務省に抗議を申し込んだわけですが、担当はこれは前の副知事の久保さんが担当審議官でありますんで、一番のトップでありますんで、そんなことをしたら合併の効果は出てこんど。市長の下にもう一人村長がおって、また村議会がある。市議会の下へ村議会があるようなもので、それはいかがなものだろうかというような話をしたら、「広い全国の合併の中でこういう制度ができちゃあ、合併しようというところもあるんで、まあこらえてくれ」と、こういうような話でございました。これは直接聞いた話でございますが、しかし10年の、これは時限立法にするということでありましたんで、10年の時限立法も長すぎると。せめて合併のアメなら5年ぐらいでおさめてくれた方がいいという話をしたら、最終的には5年になったようでございます。そういうことで一番最初に手を挙げたのが、浜田と合併する旭町であります。あれは旭町とその周辺4町ぐらいが浜田市と合併をするんで、浜田へ飲み込まれるという心配があるんで、区をつくってある程度独立をするという、そういう構想であったようでございますが、私はそういうことでなしに、高田市がやっておるように本当に任意の自治組織、住民がお互いに汗を流すような自治組織でないといけんと、このように考えておまして、そういう方向で安芸高田市はやっぺいこうと、こういうことでございまして、議員ご指摘のようにできたところと、できんところが行政に格差があってはならないということでもあります。そういうことは私はあってはならないと、こういうことでもあります。かえってこのことは本当に全地域、特に末端の地域の声を吸い上げて、そこにも平等に行政の日を当てるといふ、そういう施策をするにはこういう組織を有効に活用していった方がいいんじゃないかと、このように思いますし、この振興会



と一緒に行政をやるというのは情報公開にもなると、こういうように考えておりますので、議員ご指摘のように、あったから特別にこれがいいことをするとか、そういうことには私はなってはいけないと思いますし、そういう問題はないというように思うわけでございます。以上でございます。

亀岡議員 議長。

崎岡議長 72番、亀岡等君。

亀岡議員 はい。少しお伺いをしておきたいと思います。まずは特例債に關係しての件であります。ここでこの時点で申せられましたようなですね、考え方、すなわち再検討とか事業費の絞り込み、こういったような方針でありますならば、やはりそのことをですね、關係地域に早く伝えていく必要があるんじゃないかと、このように思うわけでございます。特にですね、先般新聞記事にもなりましたように、地域によってはその跡地の計画と申しますか、そういったことを検討していくうえで、将来のですね、維持管理の経費の問題とか、いろいろありまして、なかなかその計画を作り上げていくことの決定がですね、できかねているような状況もございまして。そういったことございましてから、この際、市側の考え方をはっきりされてですね、該当する地域に早くその旨伝えていただきたい。特に特例債の前途について不安があるということでもありますならば、そういったことが特に重要になってくるのではないかと、このように思うわけでございます。その点についてお尋ねをいたします。

それから、直接支払のことにつきましては、それに対する要請活動につきましては、2、3日前の中国新聞に山口県議会が全会一致要請決議をしたということも出ておりました。広島県としてもそこらぐらいまでですね、ひとつ実現するように強力に動いていただきたいと、このように思うわけでございます。

それから、住民自治組織活動、この件につきましては冒頭申し上げましたように、少し中身を十分市長の所信を、お考えを聞かないで踏み込みすぎた点があると申し上げたわけでございますが、今市長の提案になっている自治組織活動の提唱には総務省の方針に沿うものではないと。むしろ総務省の方針に対しては抗議をしたんだということを聞きまして、非常に共感を覚えているわけでございます。特に私がこの問題を取り上げましたのは、決してこの自治組織の活動に対して疑問を持つものでもございませぬし、大歓迎をする立場でございまして。しかし国がこういった地域の活動、住民の活動にですね、踏み込んできている、そうした施策をしてくる場合には、小泉改革のですね、考え方がそこに必ず動いてきておるといふことがあるわけでございまして、その点が非常に市独自でこのことを進めていられるのか、国の方針、総務省の方針に沿うのか、そのところを明確にしておきたかったわけでございまして。その点市独自の考え方というのを伺いまして、非常に安心と共感を覚えているところでございまして。この際でございますので、国がこのことによつてですね、期待をしていると。あるいは方針としてはですね、次のようなことが言われておるわけでござい

す。考えられているわけでございます。これはこういった問題についてですね、全国町村議会シンポジウム都市と農産漁村の共生についての基調講演をされたですね、これは千葉大学法学部の大森教授が議会人という雑誌にですね、記事を出しておられるわけでございますが、「可能な活動は何であれ、地域の自由な判断と知恵や工夫によってつくり出し、実行できる仕組みを生み出せば、一方でまちづくりのさまざまな事業を興し、他方で行政のスリム化を図っていくことができるかもしれない。その新たな有力な仕組みの一つが地域自治組織であると言える。」こういうふうですね、見方が、考え方をここに持っているわけでございます。先ほど申し上げましたような福祉の問題につきましても、また、さまざま苦心をされ努力をされてもなかなか成果が上がらないという農業問題にいたしましても、基本的にはこの国の方針というのはそこに厳然としてですね、発展を阻む方向に行っている政策として現存している面があるわけございまして、そのところが少し心配でございましたので、踏み込みすぎた質問になったかと思いますが、市長の抱負の中身、十分理解ができましたのでその点はいささか心が和らいでいるところでございます。以上の点につきまして質問をさせていただきます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 合併特例債を使ったいろいろなハードの施設につきましては、当然先程来申し上げておりますように、本当に有効な施設を安く上げていくと。「安上がり」では大変語弊があるわけでございますが、有効に資金を使っていくと、こういうことに努めて参りたいと思います。それでそういう計画のあるところについては早く具体的にそのことを伝えた方が良かろうと、こういうご指摘でございますが、できるだけ早くそのようにしていきたいと思ひますし、それぞれの部署でおそらく勝手にそのような計画は立てられないと思ひますので、協議の中で十分有効な施設になるように努めて参りたいと思ひます。現在もう既に設計の段階に入っております特別養護老人ホームについても、現在もうちょっとスリムにできんかと、そういうことも今検討しておるところでございます。結局これは今度のできる特老は、ホテルコストを取るということで、個室にはなりますが個室にかかった費用だけは今度に入ったもんが負担せにゃいけんということがありますんで、結局あまり高いものをつくりますと本当に地域の人が入れんようになる。広島から金持ちが入ってくるという、そういう恐れもありますので、そこらを十分、今、検討しておるところでございます。

それから、直接支払の問題につきましては、もうご存知のように中国5県の知事会の代表として藤田知事も直接支払の陳情をたびたび国の方へもしておると、こういうことございまして、市長会の方としても先般の市長大会でこのことを決議をしておるということございまして、それぞれの団体を通してですね、やっぱり運動を今しておるところでございます。我々もこのことを知事を先頭にして頑張っ参りたいと、このように考え

ておるところでございます。

地域振興会の問題については、先ほど申し上げました通りに、私は国の言うとおりにはなる必要はないと。やっぱり安芸高田市は高田市独自のものを本当に地に着いたものをやるべきであろうと、このように考えておりますし、おそらく総務省もどういいますか、やっぱり合併推進する為には特に東日本でそういう問題がいろいろあるんで、こういうことがあれば東日本では合併にいかうということが地域自治区というのをつくってくれば合併するというようなところがあるようでございます。そこの一つの政策でもあろうかと思えますんで、それはやっぱり本来の自治ではないというように私は考えておりますので、現在安芸高田市で考えておる本当の自治組織というものを今後育成していくという方向で皆さんとともにやっていきたいと思えます。総務省が計画しておる考えておりますのは、おそらくどこでも議会でおそらく否決になる可能性がある。議会の承認がないとこれはできないと。浜田の場合は合併協議会でもう既にこれを決めてしもうとると、こういうことがございますので、議会の下へもう一つ村長と議会をつくるようなことはですね、私はやるべきではないというように考えております。以上です。

亀岡議員 議長。

崎岡議長 72番、亀岡等君。

亀岡議員 はい。ちょっと簡潔にと思ひまして言葉足らずの点がありましたので付け加えていきたいと思ひます。私が申し上げました中の行政のスリム化、これにつきましてはですね、現在の国が行っているいわゆる地方財政対策、あるいは行政改革の中での主な狙いは行政経費の節減でありまして、至るところで国はそうした方向で政策も考えてきている向きがある。現在の財政に対する基本姿勢ですね、端的に申し上げてみますと国は県を締め付け、県は市町村を締め付ける。市町村はじゃあどこを締め付けるんかということ、住民にですね、そのしわ寄せをもっていかなければならないような物事の考え方が国の方には露骨に現れてきているのが今日の情勢であるというように私は受け止めているのであります。その点でのいわゆる行政経費の節減の、政府が狙っているというのか、そういったことを申し上げてみました。その点をご理解をいただいております。以上で私の質問を終わります。

崎岡議長 以上で美土里会派の一般質問を終了します。

この際、13時まで休憩いたします。

~~~~~

午後0時 3分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

続いて、甲田会派の一般質問に入ります。

1番、明木一悦君。

明木議員 議長。1番、明木一悦。通告に基づき、質問いたします。我が会派では25分の持ち時間しか与えられていませんので、それに対して簡潔明瞭なる市長の方の答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは施政方針からの質問をいたします。まちづくり委員会、これに対して住民委員会を今年度立ち上げられるようにしてありますが、その中における組織のあり方、また人選についてどのようなかたちで行われるのか、お伺いいたします。

続いて、男女共同参画推進計画策定準備を、17年度を目標に行われようとされてますが、これはどのような形式で行われるのか、これについてお伺いします。

続きまして、市内情報インフラ整備についてですが、これは特に行財政改革、行政改革、農産業振興及び住民福祉、教育、若者定住などについて、非常にこれは不可欠なものであります。これは新市建設計画の中にあって真っ先に取り組むべきのことではないかと感じますが、今後のインフラ政策についてどのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

行財政方針についてお伺いします。現在我々の取り組む社会や経済は、人類歴史上に稀にない改革の時期に直面していると思われま。その中、キーワードとして取り上げられるのがネットワーク。物と物との結びに関して人の意識の変化を適切に表現する新しい言葉であります。その中で、社会経済における多種多様な要素の関係が、ダイナミックでしかも猛スピードな変化でそれが新しい多用な局面に次々と現れています。この度の一般質問、先輩議員の質問に対して今回の本会議での答弁にはキーワードとして一つ挙げられるのが、財政難ということがひとつ挙げられるだろうと思います。この中でやはりこれからの行政を運営していくにあたり、企業経営的なマインドを持ち、投資的なもので自己財源の税収を生み出すなどの事業をこれから必要だと考えますが、この度の予算の中にそういう取り組みがされてるのかお伺いいたします。

新市建設計画についてお伺いいたします。新市建設計画の中での取り組みの中であります本庁には吉田支所機能を重複させるという機能がありますけど、現在聞くところによりますと、昼間は支所の職務、夜は本庁の職務等を重複してやられてる職員の負担は過大なものがあると思われま。中には病に倒れたというような話も噂では聞いておりますが、本当のところはよくわかりませんが、そういうようなことを聞いております。これはやはり職務分担や分業の徹底ができてないことではないかと思われま。先輩議員の質問にもございました、それに対する答弁についてもありましたけど、この年の16年に対してこれの結果を見た上で取り組む機能機構改革について取り組むということを答弁されてますが、やはり職員に対する負担は過大なものであり、機能改革等については早急に取り組むことが必要じゃないかと考えますが、それについてどういうお考えをお持ちかお伺いいたします。

それから甲田町甲立振興会で行われたアンケート調査について伺いたいんですけど、これは、ここに手にありますけど、甲立振興会で行われたアンケート調査、これにはやはり住民の生の声が入っているというふうに感じます。協働のまちづくりにおいてやはり大切なことは、こういうものを活かした施策を打っていくことが大切ではないかと思います。この中に挙げられてるのが、これから現在の暮らしについて不安があるかという中で、約80%の方が不安を持っておられるという答えを持っておられます。その中で一番多いのが、老後の生活。これが33.2%、続いて健康、これが25.8%で2番です。しかしながらその中には行政の不便さという意見もありますが、それは下位の方を占めています。今求められていることはやはり福祉政策の充実であると思いますけども、これについて市長はどのようにお考えか、お伺いいたします。以上、答弁による再質問については、自席で行います。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 非常に時間が限られた中での多様なご質問でございますので、具体的に答弁をさせていただきたいと思っておりますので、第1点のパートナーシップによるまちづくりの問題につきましては、自治振興部長の方から答弁をさせていただきます。

それから2番目の人と環境にやさしいまちづくり、男女共同参画の問題等も、具体的には市民部のほうで、今、具体的な計画を練っておりますので、そちらの方から答弁をさせていただきます。

また、心豊かで創造性に富んだまちづくりの問題につきましては、企画振興部の方で答弁をさせていただきます。

それから財政の問題について、かなり具体的なご質問が出ておりますので、これも総務部の方から答弁をさせていただきます。

新市の建設計画の中での、先ほどご指摘のありましたように、本庁で吉田支所の事業もしておるわけでございます。これは合併の協議会の中で、いろいろ論議をしてきたわけでございますが、先ほども先般もご質問に申し上げましたように、本庁の中に吉田の支所を直接管轄するのは自治振興部の中へ地域振興課というのを置きまして、それぞれ窓口は本庁の中のそれぞれの窓口が吉田の町民さんの対応をしていくと。で、それ以外の窓口については総合的に自治振興部の中へあります地域振興課が吉田の窓口になると、こういうことでやってきておるわけでございます。そこらは今まだ3ヶ月ちょっと事業をやっておりますので、今度7月の段階で、これは議会が過ぎてからということになると思いますが、7月の段階でもう一遍ここの組織、人、人事を精査して、無理のあるところは直していきたいと、このように考えておるところでございます。

先ほど甲田町のアンケートの結果をお示しをいただきました。非常にいいアンケート結果がかなり詳しいアンケートが出ておるようでございまして、大変貴重な我々としても資料であると、このように考えております。

特に保健医療、福祉が充実した、安心して住める安芸高田市というのが今後の大きな目標であり、課題であり、市民の皆さんの期待であると、このように考えておるわけでございます。今、総合文化保健福祉施設整備事業の計画に、今年度着手し、健康づくり、健康診査、介護予防、生きがいくくり等のソフト事業につきましては、旧6町から引き継いだ事業をさらにこの事業によって充実をさせていくと、こういう計画になっておるわけでございます。なお、合併にあたりまして、保健福祉における各種計画の見直し作業を今年度から取り組みます。地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、健康日本21地域計画、障害者福祉計画等、多くの計画策定を行って参りたいと思います。これらの計画策定中で、具体的な事業、時期についてはまだ決定を時期については、決定して参りたいと、このように考えております。

以下、それぞれ先ほど申し上げましたように、具体論につきましては、限られた時間内でございますので、担当課部長から報告をさせます。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは私の方からパートナーシップによるまちづくり。さらに3番目にありました、心豊かで創造性に富んだまちづくりについてご説明を申し上げたいというふうに思います。まずパートナーシップによるまちづくりということで、まちづくり委員会の準備委員会についてご質問でございました。合併協議におきましてはまちづくりについて市民の皆さん方のご意向を反映させ、市民と行政との協働のまちづくりをするということ、新市の建設の基調にしていることは、すでにご存知の通りでございます。したがって、このまちづくり委員会は、協働のまちづくり、つまり市民参画の大きな柱になる制度だというふうに私たちは認識しております。したがって、このまちづくり委員会につきましては、その重要性に鑑みまして、協働のまちづくり、市民参画の理念の中で、まちづくり委員会の役割や構成等がどうあるべきか、検討段階から市民の皆様方に参加をいただいて、ご協議をしていただきたいというふうに考えまして、まずこの準備委員会を設立するというふうに行っているものでございます。この準備委員会は、市内に設置をされています地域振興会の代表者の方を中心に設けていきたいというふうに考えております。

次に3番目にございました、心豊かで創造性に富んだまちづくりの中の、高度情報化社会への対応としての市内インフラの整備の問題でございますが、すでにこの間の一般質問の中で市長が答弁しておりますように、今年度は光ファイバーを含めまして、高度情報化のインフラ整備につきまして、その整備手法、運営手法等々について一定の方向性を決定していきたいというふうに考えておるところでございます。このインフラを利用した情報公開のあり方でございますが、安芸高田市は、住民自治組織を基盤にした協働のまちづくりを進めることとしていますが、このことは、市民の皆様方がまちづくりに積極的に参画することを抜きにしては考えられません。そのためには、行政が持っております多様な情報を積極的に市

民に提供し、市民は、提供された情報を使って、行政の施策や事業の形成に参画したり、施策や事業を評価する環境を作っていくことが問われているというふうに考えています。こうした状況を考えると、これからは、行政の情報については、市民が知る権利を持っていると考えていく必要があります、求められてから提供するというのではなく、求められなくても積極的に開示をしていくことが必要だというふうに考えています。インターネットを活用した情報の提供は、即時性があり、今後こうしたインフラ整備が進めば、双方向性を持ち、さらに有効な手段となって参ります。したがって、今後は計画的にシステム化をしていき、今後のインフラ整備に備えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

毛利人権推進課長 議長。

崎岡議長 人権推進課長、毛利宣生君。

毛利人権推進課長 2番目の、人と環境にやさしいまちづくり、男女共同参画社会推進計画の作成の手法についてご説明申し上げます。国におきましては、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が国において制定施行され、広島県においても平成10年に広島県男女共同参画プラン。平成13年には男女共同参画推進条例が制定されたところでございます。本市におきましても男女共同参画の社会の実現を目指しまして、今後市民に対し男女共同参画の意識調査や各種女性団体等の意見聴取を行いまして、男女共同参画に関わる市民の意識や実態、あるいはニーズを把握して、現状と課題というかたちでまとめまして、さらにまた、市役所職員による推進組織も設置いたしまして、安芸高田市男女共同参画プランの策定委員会を発足させて、平成17年度を目途に計画書の策定を図って参りたいと考えております。本年度につきましては、啓発事業といたしまして講演会やシンポジウムの開催を予定しておりますし、またプラン策定のための組織作り、あるいはまた市民の意識調査等を行って参りたいと考えております。以上でございます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは財政部門につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。このことにつきましては、予算資料の説明資料に基づきまして、初日の会でもご説明させていただきましたように、本日はポイントのみで説明させていただきたいと思っております。

普通建設事業の投資経費のことですが、このことにつきましては性質別な経費といたしましては、普通建設事業、また災害復旧という状況でございます。一般会計に占める普通建設事業費につきましては、総額で31億3千万円を計上させていただいております。

それと、義務的経費の削減ということですが、一般会計における義務的経費といいますのは人件費、扶助費、公債費という費目から義務的経費を支出しております。経費的には、110億円で、歳出予算に占める割合につきましては、42.7%と数字をみております。

削減方法等につきましては、ある程度無駄な経費につきましては省かせていただき、職員の適正な配置、また定員管理の中で計画をさせていただきたいと思っております。

続きまして、税財源の減少ということでございますが、当然経費削減をさせていただかなくてはなりません。6町が合併いたしまして、同じ施設がですね、例えば箱もの、そういう同種の複数の施設が混在している現状でございます。当然建設しました施設につきましては、維持管理、また起債の償還、そういうランニングコストが非常に高くかかるように思っております。そういうことにつきましては、一般財源で全部これを補填している状況でございますので、今後におきましては施設の全市内にあります施設のチェックといいましょうか、老朽化、現状に見合わないものにつきましてはですね、ある程度整理をさせていただき、有効利用を図りたいというように考えております。また、旧町の方で出資いたしておりましたいわゆる第3セクターのことでございますが、これは当然健全化計画の策定計画を今年度予算計上させていただいておりますので、そういう状況の中である程度明らかにしていきたい。

それと歳入財源の確保につきましては、やはり受益者原則をもとに、全ての使用料とかですね、負担金、分担金、事業等に係りますものにつきましては、その受益者の納得のいく現状に合った料金体系を確立する必要があるのではなかろうかと思っております。以上でございます。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木一悦君。

明木議員 再質問いたします。時間がないので1点だけ。協働という言葉はですね、テーマに今回市長頑張られてますけど、これはやはりですね、協働の名のもとにですね、やられる以上、先ほど言われましたようにまちづくり委員会、これがこれからの市のキーになってくると思います。地域振興会を基盤としたまちづくり委員会、これがやはり市をつくっていくためのキーポイントでありますけど、その組織作りの中でですね、今言われましたように地域振興会の代表者だけ、他にも選ばれると言われましたけども、その32の振興会の中でどれだけの女性が振興会会場にいらっしゃるでしょうか。これからの社会においてですね、やはり女性の振興会、こういう委員会ですね、各種委員会、審議会等が市でも設けられてますけど、その中の女性の割合はどのくらいあるでしょうか。実際に今3万4千あまりの人口の中で、1万6千人の男性と1万7千人の女性です。女性の方が多い割合です。その中でやはりこういう審議会の中でもですね、フィフティフィフティの割合で女性の起用を行っていくことが大切だと思われまます。その件について最後に質問して、私の質問を終わらせていただきます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 午前中の答弁でも申し上げましたように、それぞれ各地にある自治組織、地域振興会と呼んでおりますが、これと行政がお互いに汗を流してまちづ



くりをやっていこうというのが、今からのまちづくりの根幹になるというように思うわけでございます。なかなか広域な女性会の活動というのが、今は難しい状況ではございますが、しかしそれぞれの振興会の中では女性部の活動が大変活発に行われておるのを、実際に見させてもらっておるわけでございます。そういう意味で、組織的にやはり女性のパワーが発揮できるような、やはり組織、環境、そういうものが必要であろうと、このように思うわけでございまして、ご指摘のように今後まちづくり委員会が議会の皆さんとの連携をしながら、さらに地域の実態を行政に繋ぐ大きな柱になってくるというように思うわけでございまして、これに対する女性のみなさんの参画というのも重要なものでであろうと、このように考えておりまして、地域それぞれの地域の振興会の中でもそのような人選をお願いしたいと、このように考えておるところでございます。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 議長、55番。甲田会派の日本共産党の55番、岡田正信です。通告に基づいて市長並びに教育長に質問いたします。これまでいろいろと私の通告に基づいての回答も出ておりますので、簡潔に私も行いたいと思います。

この今日の内閣のもとでのこの施策が本市の16年度一般会計についての影響についてでございますが、なんとと言っても財源が苦しいということは、これまでも出ておりましたし、この間の3日間でもそういうことですが、これは言うなれば今後の見通しにも大きな影響が出てきます。この点での見通しを含めて、この地方交付税の削減が小泉内閣のキーポイントではあります。これに対しての見通しを含めての答弁をお願いするものであります。

2つ目の地域振興会の協働のシステムづくり、これが新しい安芸高田市のこのキーポイント、先ほどもそのような答弁がありましたけども、私もそのように思うわけですが、この協働のシステムの協働というのは大変意味が重く、地域振興の人づくり、併せてまちのこれからの大きなウェイトを占めるというように考えるわけです。行政と市民が一体となって汗を流すということが今までも言われていますが、ここに大きなウェイトがあるんですね。「市民の声と行政と」とよく言われるんですが、行政が先に出ると市民が先に出るとじゃあ、またここが大きなポイントがあるわけです。その理念を伺うと私は通告しておりますけども、これは私の知るところでは、小さな2千500人ぐらいの長野県の栄村というところで、現在も村長だと思いますが、高橋さんという方が村長になられまして、高齢化社会、そして介護の問題、人口の流出等々考える時に、財源不足のところ、なんとでもこういうことをやらにゃあいけんというところから始まったというように私は思うとるわけです。ところが本市の場合には3万4千という大きな、栄村に比べりゃあ広いという場合にですね、これを定着させるのに行政マンの職員のやはり頑張りというもの大変なものがあると思います。これから見直しの問題もあると思いますけども、そういう位置づけを理念と含めてどのようにされるのか、お尋ねするところでありま

す。

それから教育の問題では、国の予算が文部科学省の関係では2千620億円という今年削減されとるわけです。小中学校にこういう予算の削減が出るとやに聞いております。例えばクラブ活動の今まであった費用がですね、随分少なくなったということも聞いておりますので、そこら辺のところも含めてどういう関係で出てきとるかということをお伺いします。

もう一つ通告しとります、B、Cという方向で行っておりますけども、併せて教育基本法と心の教育というものがセットになると思いますが、現在の動き、特に最近の動きですが、これまでも動いておりましたけども、教育基本法の改正が国の方では行われる様子がマスコミでも出ております。この戦後できました教育基本法が今日において見直されようとしているこの影響がですね、今後の本市の教育方針とどのように関わるか、予想できるか、教育長にお尋ねするところであります。

次の財政確かなものにするために、人件費等々の削減、先ほど答弁いただきましたけども、6町時代のこういう特別職を職員に採用した影響、これはただ単に旧町村、村はありませんけども旧町の人事権の問題だと言いましても、職員の将来の問題、それから経費の問題等々考える場合にですね、必要な人員の配置だというように市長は言われましたけども、確かにそれはそれとして金額的にはですね、大きな負担の一部を担うというように思うんですが、その点をどのようにこれまでの経過と、そして今後の方針、それからそれをどう職員の指導に活かすのか、含めてお尋ねするところであります。

次の農業の関係するものでございますが、振興についてはいろいろと出ました。私は稲作農家は特に県や国の方針、これに基づいて本市でも計画、担い手育成、集落営農の育成、それから法人化等々言われましたけども、3町以下とか上とか言わなくても、この農業をやる人すべてこれは本町にとっては大事な農業を守る担い手だと私は認識しとるんです。本町として独自にですね、そういうやる気のある、また小さい農家であろうが、資金の融資とかあるいは制度のあらゆる他の制度を本市で考える気があるのかどうか、お尋ねするところでございます。

それから最後の7番目には、同和対策事業は合併協定書によりますとですね、一般対策に移行しながらすべて協定項目ではなくしていくと。一般対策に入れていくということがうたわれているということですが、援護資金等がですね、扶助費の中で残っております。これを計画的に何年を目途に一般対策に移行されておるのか、市長の所見をお伺いいたします。後は自席にて再質問させていただきます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 まず、第1点の国の交付税等が目に見えて減額になるということでございます。合併特例措置として地方交付税の減額は、合併しない町村に比べると非常に率は少なくなっておりますが、しかし国全体の交付税の大枠が

減ってきておると、こういう中で減額はやむを得ない措置であろうと、このように考えておりました、それに対する我々も防衛措置をしていく必要があると、このように考えておりました、いずれにしても今後財源が非常に厳しくなると。補助金が減り、交付税が減ると、こういう方向はやはり否めない事実であろうと。それに我々は腹を据えて対応していくということが大事であろうと、このように考えておるところでございます。協働の原理、いわゆる住民と行政とのお互いに汗を流して地域をつくっていくという原理でございます。これは先ほどお話の中に出てきましたように、長野県の栄村というのは人口3千足らずの小さな町でございますが、非常に我々が考えておる協働のまちづくりがうまくいっておる、ご指摘のとおりなまちむらと聞いておるわけでございます。しかし安芸高田の場合はその10倍の人口がおると、こういうことでございまして協働のまちづくりをどのように組み立てていくかというのが、今からのご指摘の通りの課題であろうと思います。したがって、それぞれ旧町単位にさらに小学校区単位、あるいは大字単位とかそういうもので、昔からある一つのコミュニティの単位があるわけでございます。そういうものを大事にしながら一つの地域振興会ということに組織だって、それと行政が直接話ができるようなシステムを作ると、そのことがやはり栄村のような小さい自治体がうまくやってきたというのと同じように、安芸高田市が10倍の3万5千の人口になっても、それぞれのコミュニティと手を結んでやっていくというシステムを作るということが、ご指摘の通り大事だろうと思います。それには職員が関わりを持つということでございます。したがってある程度の単市の予算も組んでおりますし、職員が関わりを持つということが大事だろうと思います。職員の意識改革も大事になってくるというように考えておるところでございます。

教育の問題については後ほど教育長が答弁をさせていただきたいと、このように思うわけでございます。

特別職の職員採用の問題については、先日も申し上げましたように長い間のキャリアの経験を活かして、これを貢献していただきたいということで採用させてもらっておるということでございますので、全員を採用したということではないわけでございますので、ご理解を賜りたいというように思います。

それから米対策の問題でございます。もちろん今は国の流れは大規模農家の育成、自立農家の育成、また地域営農集団の育成と、こういうことが柱になっておるわけでございますが、やはり地域を支え、農業を支えるのはそれ以外の人たちもおられるわけございまして、そこら辺も特に中山間地の農業地帯としては、意を用いる必要があると。ご指摘の通りでありますので、我々もその努力をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

同和対策事業については、これは合併の法定協の中で基本線が示されております。諸制度が一般移行になるということでございます。奨学金等に

については一般移行といたしましたが、一部扶助費等について当分の間と、こういうことでございますので、その年を限っていつにするのかというのはちょっとまだ私の協議をする必要があろうと思いますが、暫時一般移行にしていくという基本線は、それぞれ合併協定の中で合意を得ているところでございますので、一般移行の方向でいきたいと。一般施策移行の方向でいきたいと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 それでは先ほどの岡田議員の教育予算等についてから、お答えをさせてもらいたいと思います。

まず、文部科学省の予算の削減に伴います本市の教育予算への影響ということの質問でございますが、一部には景気の良い業界もあるということでございますけれども、全国的には長引く不景気を反映いたしまして国の歳入も年々深刻化しておりますことは、ご承知のとおりでございます。また、文部科学省の一般会計予算は6兆99億円で昨年度比では2千621億円の減額となっておりますことは、議員ご指摘のとおりでございます。その減額のですね、大部分は義務教育国庫負担法に関わるものでございまして、市には直接関係がございませんが、県のですね、教職員の費用等については、大きな関わりがございまして。本市の教育予算に関わります国庫補助金は小学校と中学校の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金、寄宿舎住居費補助金、保健体育費補助金で、教育費の歳入に占める国庫補助金の割合は、4.32%になるかと存じます。この内、保健体育補助金であります温水プール建設費に関します補助金、これは建設年度だけの一時的な補助金でありますので、これを考慮いたしますとその割合は0.19%となります。計算上はこのような結果になっております。ただ地方交付税の額がまだ確定していないという時期でもございまして、文部科学省の予算の削減が本市の教育予算、中でも小中学校の教育にどれだけの影響を及ぼしているかということにつきましては、定かではございません。ただ、クラブ活動の費用の援助費が少なくなっておるんじゃないかということがございますけれども、この分については、クラブ活動は教育課程外の活動でもあるということもございまして、単市でこれまでも活動が支援できるようにしております。それぞれの学校の特色づくりの中でですね、そのクラブ活動が十分できるようには、十分支援していくことができると、このように考えております。

次に心の教育についてでございますが、教育基本法と含めて一緒に答えていただきたいというように、先ほど話がありましたので教育基本法の改正ということと併せてご説明をさせていただきたいと思いますが、ご案内のように教育基本法は戦後教育の基本原則を示したものでございます。特に、憲法が前文において「民主的で文化的な国家の建設」と「世界の平和と人類の福祉に貢献」という理想の実現は「根本において教育の力にまつべきものがある」として、憲法の理想を実現するために教育を基本に据えて

いるものでございます。したがって、そこに盛られている内容は、文字通り教育に関する根本的な事項に関し、規定したものであり、最も重要な教育法規であると受け止めております。この教育基本法の改正につきましては、昨年3月の中央教育審議会答申において「これからの教育は、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す」など改正の視点や方向が示されたと承知をしております。その背景としては、制定から半世紀以上を経て社会状況が大きく変化をし、教育全般について様々な問題が生じている中、教育の基本にまで遡った改革が求められているものと理解をしております。この答申を受けて、現在国民的な議論が展開されているところでございます。

私といたしましては、改正の視点や方向は、安芸高田市の基本的な方向と同じであり、大同において一致しておるものと考えております。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 最初に質問を一つ落としておりましたけども、この全て満場一致だと、合併が。ということ、特筆すべきだということを市長は再々この記者会見、あるいは広報でも述べられております。それは結果的には満場一致ですが、これまでに満場一致に至るまでの経過はですね、至難な難産だったと、私は見受けましたし、そういう報告を受けております。何がともあれその満場一致に至るまで、そして協定を結んだ後のこのいろいろなまちづくりについての、私どもが今は甲田会派と言いますけども、甲田議会でいろいろ意見交換しようという場をするなという、こういう、止めてくれというようなことも中にはあったわけですね。これは法定外の問題ですけども。そういうことも含めて特筆すべきだったという満場一致を反省する用意があるのかどうなのか。それをひとつお尋ねをしておきます。

それから協働の理念が新しいまちづくりのこの基本だと。確かに栄村のことも市長ご存知のとおりです。ところがまちが太いのは間違いない。行政のこのキーポイントは行政は公の立場ですよ。公の立場だからやっぱり一般市民と長年培った問題は、目線が同じようになる言うてもいっぺんにならんですよ。特別に時間的な配慮と、それからそうですね、理念を掴むというのは、文章読んだだけじゃあすぐ掴めんもんです。私はですね、質問ですから提案するのはちょっとおかしいと思われるか知りませんが、職員の、担当の職員に対しては勤務形態まで携わって、フリーの状態に住民と常に接点を持つというぐらいに思い切った改革なくては、早く軌道には乗れんのではないですか。先ほども言われましたように交付税の見通しは暗いと。今まであった35億円の基金も取り崩して、今年も8億取り崩してもうないと、こういう中でですね、新市建設は着実にすると言ってもですね、もう合併した当初から見通し暗いのに、ここのところを定着するのが私はキーポイントだと思うんですが。それと、農業の問題では、小さな農家も大事だと言われますけども、今の施策ではですね、小さい農家は切り捨てるんですよ。その流れに乗ってきとるんですよ。私ここでの問題

もそうですけど、農業の問題もそうですが、前を見る時は、前ばかり見ようと思うたら、後ろを見んにゃあ前が見えんですよ。田植え植えるのに私いつも思うんですよ。前ばかり見ようと曲がるんですよ。後ろ見て初めて気が付くようなこともあります。同じじゃないんですか。その点をお尋ねいたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 法定協議会、ご存知のように52人の委員さんで53項目、1年かけて決定をしていただきました。その中で、一遍で決まらなかったこともたくさんあるわけでごさいます、決してスムーズに満場一致になったということではないわけでごさいます。一番長くかかったのは3ヶ月その論議をしたと。2ヶ月の論議をしたのも2つ3つあるわけでごさいます。しかし、皆さんの意見を一つにまとめるということについて、やはりそれぞれ皆さんが耐えて合意をしたということ。近くでは江田島町が市の名前を多数決で決めたために、随分後、問題を起こしたと、こういう例もあるわけでごさいます、そういう点では私は評価をしていただいても、皆さんのご努力を評価していただいてもいいんじゃないかと。しかしその過程には随分皆さんが耐えて、努力をしていただいたと、こういうことがあるということは、認めていただきたいと思えますし、そのことがあったことも事実であるわけでごさいます。

それから協働の理念の問題でごさいます。今までの行政というのは、昔から知らしむべからず、よらしむべしという、そういう流れがあるわけがあります。しかし今の時代は行政はそれではいけないと。互いに情報公開をしながら住民の皆さんと膝つき合わせた、そういう合意の中で行政をするというのが、今の時代であるわけでごさいます。それを地域振興会をとおしてやる行政、これが協働のまちづくりというように我々も考えております。それには職員が一肌も二肌も脱がにゃあいけんという。職員自身の意識改革も大事だと、こういうことでごさいます、それぞれの支所には地域振興課というのを設けております。この地域振興課の職員が中心になって、皆さんの住民との市民との皆さんとの対話の窓口をするということで、これはたびたび申し上げたとおりでごさいますので、今後ともその努力を続けていくということが必要であろうと思えます。

それから今の農業の中で小農切り捨てという問題でごさいます。正しく国の政策はそういう方向、社会全体が弱肉強食の時代になりつつあると、こういうことでありまして、やはり大きく言えばこの市町村合併の流れも、その一つの流れであるというように思うわけでごさいます、しかしそういう中で我々は、そういう社会の中にあっても本当に自分たちを大事にしていくというのは私はできると思えます。それがこの市の段階では協働のまちづくりであろうと、このように思うわけでありまして、今後小さい農家の皆さんも大事にしながら、ただ問題は今の競争社会の中でコストに勝てるかどうかという問題があるわけでありまして、どうしても、ええじゃあ

悪いじゃあ言うても、やっぱりコストの安いものが勝っていく時代でありますので、どうしてもその競争社会に耐える力をつけにゃあいけないということは、やっぱり否めない事実だと。そういう中で小さい農家の皆さんも大事にするという施策も考えていく必要があるというように考えて、これは非常に難しい問題でございますが、我々がそのことを忘れてはならないというように思います。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 失礼します。先ほどクラブ活動の費用については全て単市というような説明をしたと思っておりますけれども、県費の補助が3分の1あるということを事務局から聞きましたので、訂正をさせていただきます。以上でございます。

崎岡議長 ここで14時10分まで休憩をいたします。

~~~~~  
午後1時55分 休憩  
午後2時10分 再開  
~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

続いて65番、吉村正登君。

吉村議員 65番、吉村でございます。質問用紙は届けた通りの順番で市長に質問をいたします。

まず、第1番目には今先ほどからもご答弁もありましたように、今この三位一体行政改革によります地方自治体に対する影響と申しますか、どんな影響があるのか。その政府の三位一体による安芸高田市に対する地方財政への影響について、伺うものであります。この三位一体というのは、省略して申しますが、この国庫補助金の負担金、これが約4兆円程度を廃止するという、また縮減するというものであります。今年度は1兆円あまりをするというように聞いております。また地方交付税についても縮小していくと。これも6年までに年々段階をおって縮小していくと。そしてこの度も段階補正、これも見直して地方債の交付税算入の措置も見直すということになっております。こういう内容であります。さらに3つ目には税源移譲は税源配分の見直しをしながら、補助負担金の廃止、縮減、8割程度を税源移譲するということになりまして、具体的には地方自治体の関係するのが公立の保育所の運営費、あるいは農林関係費、河川道路なんかもございますし、いろいろあるわけですが、こういうものがこの安芸高田市においてどのように具体化すれば、どのようにですね、なるのか。特に私が懸念しますのは地域の住民サービスの低下に繋がりはしないか、またその影響についてお伺いするものであります。また、それに対する再生策をどのようにされるのか。2番目には、実はこの間乳幼児医療費の無料化につきまして、一部負担を付けながら10月1日から改正することになりました。しかし私は合併前にいろいろお伺いしたところによりますと、乳

幼児の医療費については3歳児まで、あるいは2歳児までといろいろありますが、乳幼児の医療費は無料化というふうに聞いていたわけですが、今回は医療費の無料化というより、負担金が要ることになりました。これは特にゼロ歳から3歳児までのことを指すわけですが、この点について独自策で、市独自で無料化を継続できないものなのか、市長のご答弁をお願いします。

3つ目には、米改革に対する展望についてであります。先ほども再々ご答弁もありました。私はこの点はやはり後ろをよく今までどうだったかということのを反省しながら、市長の答弁をお願いするものであります。今、政府が進めておられますこの米改革は、実は10年前には食糧制度を廃止いたしました。そして輸入米を増やして価格補償を切り捨て、また減反を年々増やして、しかも流通といいますと、一部の大きい商社が支配する。またそういうことで主食を守る国の責任を政府が放棄したことによってこういう矛盾が起きております。さらにこの米改革に対する具体化としては、300万農家を、これから40万にしていくと。しかも特区ということで4ヘクタール以下の家族経営の農家を切り捨てて、いわゆる9割の農家を切り捨てる方向の第1歩だと思っておりますが、市長のご見解はいかがでしょうか。

4番目には中山間直接支払についてであります。

これは私ら自身もこの恩恵を受けているわけですが、実は私この間東京に行く機会がありましたんで、農水省と交渉した結果、地方自治体からこの制度の支払は要望があれば当然続けますという回答をしておられました。そういう点ではやっぱり地方自治体の強い要望が必要ではないかと思っておりますが、この制度の継続についてどう考えておられるか、お尋ねをいたします。

最後に、施設建設についてであります。これはいろいろさっきからもご論議がございましたように、私は特に施設というのは、後維持管理費が大変に要るわけでありまして。そのためには慎重にやっていくというのは市長さんの今までの言葉では聞いているわけですが、実際に旧甲田町のところでも文化施設、図書館も含めてですが、維持管理費が3千万以上かかっているわけです。だからその点では非常にいいか、悪いかというのは、相当の吟味をされて、またこういうものを建てる場合は、周りの周辺の条件整備がたくさん要ると思っております。こういう点で十分にご検討をされ、見直しを考えられないか、再度お尋ねをいたします。後は自席にて時間があれば再質問します。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 三位一体の国の改革方針がどのように市に具体的に影響するかという問題でございます。

ご存知のように三位一体というのは税金と地方交付税と補助金と、こういうことになるわけですが、補助金と地方交付税を減すが、その



代わり税金だけは地方で余計取れと、こういうことですが、本年度の実績のように補助金だけは1兆円削ったが、戻った税金は4千億円しかないという、そういうのが実態でございます。具体的には総務部長の方からお答えをしていきたいと思っております。

それから乳児医療費の無料化については、先般、今回の本会議でもう議決をしていただいた問題でございますが、これは県の準則通りにやらせていただくと、こういうことですが、いろいろ異論はあると思っておりますが、やはり県が示した準則通りというのが大体県内のおおかたの動きでございますので我々もそういう方向で結論を出させていただいて、議会へ提案を申し上げた、こういうことですが。

それから米改革の問題でございますが、ご存知のように長い農業の歴史の中で、だんだん競争原理の中に巻き込まれてきておると、こういう実態はあるわけですが、やはりそれに耐えていくという、その方策を我々は知恵を出して行かにゃいけんということで、本年も高田郡農協としては、カントリーエレベーターの中に食味の判断ができる、そういう施設を今計画をしておられるようございまして、そのようなものを併せながら、本当にいい、売れる米を集中的に生産していくと、こういうことが大事だろうというように思います。知恵を出していきたいというように考えております。

中山間地の直接支払の問題でございます。これはやはり国の財政からくる締め付けでございますが、農水省そのものはこれは続けていくという方針なんです。ところが、反対しておるのは財務省が反対しておると。金を握った大蔵省が結局これをやらせまいとしておるということですが、我々はもう大蔵省と喧嘩するしかないというように考えて、そこらをもひとつ運動をしていきたいと、このように考えておるわけですが。

それからこの施設建設については、度々申し上げておりますように、合併協定で計画しております、とりあえずの施設については特老、それから第2庁舎、文化ホール、それから広域火葬場等の問題については、これはご約束をしておりますのでやっていくと。しかも有利な起債のある合併特例債を使ってやるということで、この基本線はやはり守っていく。やるんなら早くやるということで、段取りを組んでいきたいと。しかしご指摘のように後のランニングコストの安くつくようなものをつくっていく必要があると、こういうように考えておるわけで、そこらは例えば合併の複合施設にしますと、会議室等も両方兼用できると、こういうようなことで、やはりそこらの知恵を出していく必要があると、このように考えて、ご指摘の通りに今後皆様とご協議をしていきたいと、このように考えております。数字的な問題につきましては総務部長がお答えをいたします。

新川総務部長  
崎岡議長  
新川総務部長

議長。

総務部長、新川文雄君。

三位一体に伴います国庫補助金の見直しという件でございます。数値関

係につきましては、平成16年度国庫補助負担金の見直し、その中でも廃止されたもの、また縮小、交付税措置によって一般財源された部分というベースでございます。国ベースにおきまして1兆300億円程度のものが見直し等にかかった数字であろうと思います。広島県内の市町村の影響額等におきましても15年度予算ベースに比べまして42億円の減が見込みになっております。本市の場合の影響額、15年度予算ベースから考えてみますと、件数的には4件ほどございます。ご承知いただいておりますように、児童養護費等の負担金、公立の保育所措置費の負担金が一般財源化されております。この数字的には1億2千570万等でございます。また介護保険事務費の交付金というものがあつたわけでございますが、このことが1千794万5千円、児童手当等の市町村事務取扱交付金が106万7千円。在宅福祉事業費補助金、生きがい活動支援通所事業補助金なんです、これが1千213万2千円、計1億5千600万円の影響額の数字をみさせていただいております。また税源移譲の関係でございますが、本市におきましては、6千212万9千円の税としての数字を今年度予算としてはみさせていただいております。内容的には所得譲与税が5千764万4千円、配当割り交付金が394万7千円、株式譲与等の交付金53万8千円ということで合計6千252万9千円の税源移譲等の数字をみさせていただいております。いろいろこの影響度合いにつきましては、一般財源化といひまして交付税措置をされたという状況でございますが、いろいろ単位費用、交付税の単位費用の中でですね、市に対する交付されておりますけれども、ご承知いただいておりますように交付税の数値というものは非常に国においてもですね、積算を十分されておりますけれども、我々市の段階では単位費用をですね、分析するという状況に非常に苦慮するという状況がございますので、果たしてその影響額が全額それでは交付税措置されとるかということ、なかなか難しい角度があるんじゃないかならうかと思っております。ちなみに交付税の見直しということでございますが、全国ベースで平成15年度の予算ベースで6.5%の減額をみさせていただいております。今回は3月1日に合併をさせていただきました関係で、合併によります包括措置、町から市へ移行したことによります福祉事務所の経費等もですね、この積算加算措置があるということで、ある程度交付税の方も見込みをさせていただいております。ただ、旧町ですね、15年度の交付税の予算と比べるということは、ちょっと適當ではないんじゃないかと思っております。その点、ご理解よろしくお願ひいたします。以上でございます。

吉村議員 議長。

崎岡議長 65番、吉村正登君。

吉村議員 それではですね、政府は売れる米作りをと言っている。先も市長さんも売れる米を作りたいんだと、これは自治体でそういう問題でしようが、実際には売れる米作りといつてもその中身は一つ思うんですが、この米を余計たくさん作った場合には、余れば来年の減反にまわすというようなこと

もあるわけなんですね。それと獲れすぎた分ですね、余るよといった分はお金を貸していただきまして1俵を3千円で売りなさいと。安く買い叩くんですね。こういう制度も入っていると思うんですが、そこで私が最近の地域水田農業ビジョンの作成というのが、おそらく政府の方から、農水省の方からきているのではないかと思うんですが、こういうものが本当に作成されているのかどうかお尋ねして、あればこれはできれば農家の皆さんにも公表していただきたい。先ほど言いましたように、確かに売れる米を作らないといけないわけなんですけれど、その中にはさっき言いましたようなことがあります。その点はどうでしょうか。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ビジョンの中身につきましては、担当部長からご報告いたします。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 水田農業ビジョンの作成のことにつきまして、お答えを申し上げます。国が示しておりますように、このビジョン作成がないと国が示しております制度の適用にならないということでございますので、昨年から6町の段階でビジョン作成に取りかかっておりまして、1年かけて本市における水田農業ビジョンの作成をいたしております。この内容につきましても今年度の生産調整等の説明会の中でそれぞれ概要につきましては説明を申し上げてきたところでございます。以上でございます。

崎岡議長 続いて41番、金行哲昭君。

金行議員 はい。41番、金行。甲田会派の金行でございます。よろしく申し上げます。私は通告のとおり2点、地域企業の支援と小原地区経営体育成基盤整備について質問させていただきます。

少し早口でさせていただきます。まず初めに、地域企業支援事業でございますが、市長の施政方針の中で、今回の合併は地方自治の生き残りを賭けた戦略であり非常に厳しい社会経済の環境の中でやり抜くと言っておられます。今は国や県は少しずつですが明るくなったような感じはすると新聞紙上では言ってますが、とんでもございません。我が安芸高田市の景気は低迷をしております。企業の統廃合や撤退などで、いろいろな固定資産等々の大幅な減額になって、市長の施政演説の中に税金は落ち込んでいます。そこで私は地域事業の支援が非常に必要ではないかと考えております。市長さんも同様の考えだと思いますが、私は事業者の人とある会合の場で話をしたところ、小規模の事業者の人は資金繰りに、資金のやりくり非常に困っておられます。そこで私も議員なりに勉強させていただきます。ここの市の支援はございません。県の融資支援、国の融資支援はかなりございます。そこで、事業者たちの話だとその支援方法もどういう支援があるかというのもご存知ない場合がございます。そこで、市に対しても直接の支援はございませんが、そういう、こういう支援がある、こういう方法があるというのを積極的に説明する必要があるのではないかと私

は思います。これはゆくゆくの自主財源を増やし、税金を増やすもとだと思いたいますが、そこらは市長、どう思われとりますか、お聞きします。

2点目に、地域環境を含めた小原地域経営体基盤整備でございます。これは以前は担い手事業ということで昨年までは打ち出してきましたが、今では名称が変わり、地域経営体育成事業になっておりますが、これは小原地区にとっても地域の発展に非常に関わりがございます。そこらで今後のいろいろな問題がございますが、今後のスケジュール、全体工期、年次計画等々もどうなっているか、これも若者定住、雇用対策にもなりますのでそこらの明確な答弁をお願いしたいと思っております。以上でございます。

関連は自席においてやらさせていただきます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今の、金行議員さんのご質問でございます。

地域の企業への支援についてということでございますが、ご質問の地域内企業への融資制度等の支援につきましては、基本的には政府系の金融機関等の融資制度を含め、商工会並びに金融機関において対応されておるわけでございます。具体的には担当部長がお答えをしていきたいと思いたいます。

それから、小原地区の小原地区経営体育成基盤整備事業でございます。これは今年度から県営事業の経営体育成基盤整備事業ということで着手をするようになっております。去る4月21日に地域で土地改良区の設立認可を受け、来る7月18日に土地改良区の設立総会を計画をしておるところでございます。

事業費の関係上、2地区に分けて事業採択を受ける計画で、今年の秋から工事に着工する予定にしておるところでございます。全体の面積は61.1ヘクタールということでございまして、事業期間は現在の計画では今年度から平成23年度までを予定をしておるところでございます。なお、事業予算の獲得に努め、早期の事業完了を目指して参りたいと考えておるところでございます。

清水産業振興部長 議長。

崎岡議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 融資関係の事業につきまして、補足のご説明を申し上げます。先ほど市長の方がご答弁を申し上げましたように、市の独自の融資制度の方は、制定をしておりますが、国、県等の支援として融資制度のご紹介を2、3させていただきます。新規促進支援資金融資の事業でございますが、これも中小企業者向けの融資制度として制定をされております。それからベンチャー企業支援融資ということで、これも運転資金、設備資金向けの融資制度として制定をされております。それから無担保スピード保証融資という制度がございますが、これも運転資金の用途としての融資の制度が制定をされておるところでございます。先ほどご指摘のように商工会、市ともども今後こういった広報には十分務めて参りたいというふうに考えております。以上でございます。

金 行 議 員 議長。

崎 岡 議 長 41番、金行哲昭君。

金 行 議 員 はい。今産業振興部長からのあれだったんですが、これはいろいろ国の施策、県の施策があります。それはわかっておりますが、これをですね、もっと積極的に困っておられる方がいらっしゃいますよ。確かに。そこらをね、ただ行ってきなさい、そういうもんじゃ全然この市が発展しないんですよ。そこの積極的にと言われましたが、どのような方法で、広報ぐらいのもんでやられるんか、まだ方法はないのか。もっと知恵を出してね、やるべきだと思うんですが、そこらをどう思われますか、それをお聞きします。

あと、市長に対してこのベンチャー企業支援というんが支援がございます。それで支援があってもいろんな市としての、このベンチャー企業、新しく事業を興すというところを積極的に支援をするのが、ここの市の居残りに対して非常に大事だと思うんですが、そこらの意気込みをお聞きしたいと思います。以上でございます。

児 玉 市 長 議長。

崎 岡 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 ベンチャー支援ということでございますが、今なかなか新しい企業進出と言うても、ご存知のとおり非常に難しい状況でございまして、したがって、我々も積極的にこの支援をやっていきたいと、このように考えております。融資の広報等については、また担当部長から報告いたします。

清水産業振興部長 議長。

崎 岡 議 長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 ご指摘のように、これまでは各旧6町でそれぞれ産業振興関係の部署で担当しておりましたと思いますが、市になりまして産業振興部の中に商工観光課が改めて設置をされております。こういった商工会、企業の関係は当課によって担当させていただきます。所管が組織の中ではっきりとしておりますので、商工観光課を中心として積極的な広報活動に努めて参りたいと思います。よろしくお願いいいたします。

崎 岡 議 長 続いて30番、平岡正美君。

平 岡 議 員 議長。30番、平岡。甲田町会派30番、平岡でございます。先の通告に基づきまして、大枠1点新市建設計画の中で、次のことについてお伺いをいたします。

まず1点目に、生活交通確保に係る現状と問題点と、さらに課題の中で、バス利用が不便な地域での生活交通サービス格差への取り組み姿勢。住民意向、基本方針及び理念、推進の姿勢、企画認識等について伺って参りたいと思います。

まず最初に新市建設計画に当たっての、新市の概況に基づいた新市の課題と発展、ポテンシャル、潜在的な可能性及び住民意向は何であるかについてお伺いをするところであります。

2点目に、新市建設の基本方針と理念の内容についてお伺いをいたしま

す。

3点目に、生活交通確保に係る現状と、特に問題点は何があると思われるのか、お伺いするところであります。

次に、バス利用が不便な地域での生活交通サービス確保解消対策に対する、自治振興部の職務と企画認識についてどう考えておられるか、またバス利用が不便な地域が全市に何カ所あると思われるのか、併せて市長にお伺いするところであります。

次に、まちづくりの推進方向と姿勢にどう取り組むのか、市長にお伺いいたします。

続いて大枠2点目の観光問題についてお伺いします。

まず1点目に第3セクター株式会社神楽門前湯治村の履き物の管理について、どのようにされるおつもりなのか、対処をお伺いするものであります。

次に地域整備方針の中、地域別方針の中、JR芸備線を軸に田園居住ゾーンとしての生活農村基盤の整備、高原などの豊かな自然環境、芸備線幹線道路等の交通の立地条件などを活かし、甲立高原を活かした開発整備を進め、新たな交流拠点として甲立高原整備計画についてお伺いいたします。

以上、いずれも市長の明快な答弁を求めます。なお、答弁により再質問は自席にて行います。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 利用が不便な地域の生活交通サービス対策について、平岡議員さんのご質問でございます。

新市建設計画は、旧6町の総合計画の理念を尊重するとともに、各町で積み残された課題を解決し、その実現を図ることにより、旧6町の速やかな一体化並びにそれぞれの地域の個性を生かした新市の均衡ある発展と、住民福祉の向上を図ることを基本に策定されておることは、ご承知いただいております。

今後、この建設計画の具体化につきましては、財政計画の整合性も考慮し、限られた財源を最大限有効活用し、住民の付託に応えなければならないと認識しております。

生活交通対策に関しましては、公共交通手段のない辺地にお住まいの高齢者の通院、買物など日常生活を送る上で必要な交通手段の確保につきましては、新市全体を見据えた視点で、総合的な交通対策を講じて参りたいと考えております。平成13年度に広域連合におきまして、高田郡における生活交通の確保対策にかかる調査を実施し、報告書にまとめておりますので、本年度におきましては、これを具体化する実施計画を樹立して参りたいと考えております。なお、旧町におきましては、辺地地域の交通手段の確保のために、ジャンボタクシーの運行やタクシー助成等試行的な取り組みもありましたように聞いておりますが、その成果も十分検証し、実施計画には反映させて参りたいと考えております。なお、この合併計画の中

でこの過疎バス等の問題も検討して参っておりますので、後ほど担当の自治振興部長の方から、またちょっと補足説明をしていきたいと、このように考えております。

それから、観光問題でございます。神楽門前湯治村の運営管理につきましてのお尋ねでございます。旧美土里町におきまして、地域資源の掘り起こし、地域雇用の創出、住民福祉の向上、観光の施設づくりなどの公的な目的をもって、美土里町が整備し、町が出資し設立した第3セクターによって運営する、いわゆる公設民営の手法で整備された施設でございます。平成10年7月に開業し、現在に至っております。

運営管理につきましては、本年3月より指定管理者制度に移行し、株式会社神楽門前湯治村を管理者に指定し、その管理運営を委ねておるところでございます。ご指摘のことにつきましては、現場の接客も含め、今後改善がなされるように指導して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次の、甲立高原整備計画でございます。この事業は、新山村振興等農林漁業特別対策事業により、地域資源を活用した総合的な交流促進施設を整備するもので、合併前に甲田町において取り組みをしておりました。今年度においては、施設の内容、管理運営の形態、整備予定地など計画づくりを地元関係団体等と連携し、慎重に進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

田丸自治振興部長 議長。

崎岡議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは私の方から生活交通バスにつきまして、補足の説明をさせていただきますというふうに思います。

市長答弁の中にありましたように、実は平成14年の3月安芸たかた広域連合におきまして、実は高田郡の生活交通の確保をどのようにするかという基本的な考え方が示されております。それ以降、平成14、15と2年間期間があったわけでございますけれども、ちょうど合併ということが重なって参りましたので、6町においては具体的なやはり取り組みがいわゆる中断をしておいたという経緯がございます。ただ甲田町と向原町におきましては、先ほどご答弁ありましたように、ジャンボタクシーを使った試行がございましたり、またはタクシーの助成券を使ったいわゆる辺地等の住民の皆さんに対する交通の足を確保すると、こういった試行もなされたというふうに聞いております。ただ、これはあくまでも試行でございまして、安芸高田市全域について、いわゆるどうしようにするかということで、実はこの連合で策定されました基本的な考え方に基づきまして、今年度いわゆるその手法を整備をしていきたいというふうに考えております。具体的に申し上げますと、広域連合で示されました考え方は、いわゆる支所の中心等からこの本所がございまして吉田町に至るまで、これを幹線というふうに位置付けまして、これはいわゆる現在で申し上げますと備北交通等、そういった交通事業者もしくは四条運行による全面的な業者委託等々の

手法を使いまして、定時的な運行を確保するというところでございます。次にそのそれぞれの支所に至るまでの支線につきましても、いわゆる試行で推されとりましたジャンボタクシーでありますとか、もしくはタクシー助成券、それから患者輸送バス、またはスクールバス等々の多様な手法を使いまして、具体的にいわゆるどの地域においてはどの手法を使っていわゆる生活の足を確保するかということ、一つひとつ確定をさせていけばというふうに考えとるわけでありまして、同時に、当然それに対する住民の皆さん方の負担をどのようにするかということも、市内の一律基準の中で設定をしていく必要があるだろうというふうに考えておるところであります。いずれにしてもこのような基本的な考え方に基づきまして、今年度それぞれの地域につきましても、支所の担当の職員の皆さんと協力して解決を図ってその方向性を見つけていけばというふうに考えておるところでございます。またこのようなところで実際お困りになっておられる地域は何力所あるかということでございますが、現在私の手元にその辺地等を示したものを持っておりませんので、必要であれば後ほどまたご提供申し上げたいというふうに思います。

次に自治振興部の職務と企画認識ということでございますが、自治振興部はいわゆる住民の自治組織を基盤にしたいいわゆる協働のまちづくりをつくっていくという基本的な理念のもとで、住民の自治組織等の振興に関わる業務を司ること。それからいわゆる新市の全体の計画、企画に渡る部分、それからプロジェクト事業等々の企画をします。それから広報、広聴、そして情報化等々の部門を持っておりまして、私どもの企画部門がまずこうした新市全体の計画であるとか、もしくはプロジェクト事業のいわゆる基本的な考え方等々については整理をさせていただきポジションであるというふうに認識をしております。以上でございます。

平岡議員 議長。

崎岡議長 30番、平岡正美君。

平岡議員 私が思いとは全然違うところで答弁をいただきまして、まことに失礼でございますが、苦言を申し上げます。

生活交通サービスの確保対策についてであります。今も部長の方から話がありましたけども、生活交通問題だけに絞って高田郡における生活交通確保対策検討調査の業務報告書を安芸たかた市広域連合で発刊されていることは間違いのないこととあります。ここにもこうした冊子が1冊ございます。これに基づいてですね、さらに建設計画を立てられておるものがございます。それがですね、先だって私は不便な利用者のためにどうしたかええか、そのためには乗り合いタクシーなどをひとつ考えてはどうかということをお願いに行きました。ところが担当部長の第一声はですね、「本年度はまったく考えてないんだ」と、そうして「こういう大事なことを思いつきで言われちゃ困るんだ」と、こう言われました。この2冊の建設計画もですね、リーフレットも作ってですね、出したものをですね、「思いつき」と言われることは甚だ心外でございます。常識にあるいは認識に大き



な違いがあると思います。ましてや自治振興部が担当する部署でございますから、そのことを率先して全市でこれが何か所あってどうするんか、しかもバスも何にもない局地におられる、そうした辺地対策をどうするんかというものは、福祉の観点から、あるいは地域の活性化のためには血液とも言われるべくこの交通手段をですね、考えることが自分らの使命ではありませんか。このことについてですね、何らその返答もなく、切り捨てる発言をされたことに対して私はどう市長が指導されとるのか、お伺いするところであります。

さらにですね、もう1点、神楽門前湯治村のことについてお伺いいたしますが、私は5月5日にですね、ここに入浴に行きました。そうして靴がなく、間違えられたのか故意に履き替えられたのか、それはわかりませんが、なくなりました。そしてカウンターで申し出ましたら「今日でこれは4件あるんですよ」と言われました。しかし「これはおかしいじゃないですか」と。「何かこういうことは前からあるんじゃないですか」と言ったら「あります」とこう言うのであります。その対応をどうしたんかいうたら、何らいい方法がないのであります。こんな馬鹿げたことがあると思いますか。実際はですね、こういうことについて、さらに30日に行きましてその後申し出があったか、取りに来たか、いろいろ聞きましたら誰も来やしません。しかし履き物の管理は万全を期してやっております。取り来んものを一生懸命管理しても何もならないのであります。そういうことでございますから、その対応は高宮湯の森にありますようにですね、コインロッカーによって絶対間違いのない管理をですね、すべきだと私は思うのであります。これはなぜそう言うかといいますと、法人でありながら安芸高田市がですね、その筆頭株主でもありまして、投資をして関与をしておるわけですから、市としてこういうことは地域の観光に大きく左右されるんだということを自覚されて、指示されるべきだろうと私は思うのであります。その見解についてお伺いするところであります。

まだ言いたいことはあるんですけども、時間がございませんので割愛をして率直にお伺いいたします。明快な答弁を求めます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 このバスの交通の問題につきましては、今までいろいろ検討して先ほどお示しをしておりますような報告書も出ておるということでございます。そういうことで市としても真剣に取り組んでいく必要があると思えますので、ご指摘のことについては反省をしながら前向きに取り組んでいくというように考えております。

それから神楽門前湯治村の履き物の件につきましては、現地を私は全くよく存じませんので関係者に十分聞きながら、また平岡議員さんのご意見も参考にですね、本当に来た人に迷惑のかからない方法を考える方法があるだろうかということを研究をさせていただきたいと、このように考えております。

平岡議員 議長。

崎岡議長 30番、平岡正美君。

平岡議員 市長の方からある程度納得いいですか、理解をする答弁をいただきましたこと、心からお礼申し上げます。しかしながらこのことは先ほども申し上げましたように、交通手段の確保は福祉の観点のみならず、僻地対策におけるまさに血液とも言うべき存在と言えるものであると思うものがあります。お年寄りが最も喜ばれる、しかも合併の推進方向といたしましては、中心地だけが良くなってはいけません。周辺地もともに暮らせる社会をつくっていくんだということですのでございますから、合併はしてさすが安芸高田市になったが速やかにやってもろうたということの、喜ばれる事業は早く末端の人のそうした困った状況を理解することにあると思うんですが、その点について再度質問をさせていただいて質問を終わります。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 まったくお説のとおりでございますので、今後十分対応していきたいと思えます。

崎岡議長 この際、15時15分まで休憩いたします。

~~~~~

午後3時 2分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

続いて49番、今村義照君。

今村議員 議長。49番、甲田会派の今村でございます。あと2人でございますのでよろしくお付き合いのほどお願いいたします。若干当初は時間の関係を心配しておりましたが、随分余裕がありますので、少し楽にやらせていただきたいと思います。

通告に基づきまして大枠3点の質問をいたします。

まず1点目は、行政評価システムの導入についてでございます。行政評価とは、行政に数値による目標管理の考え方を導入し、民間企業の開拓ノウハウを行政にも導入しようという手法でございます。新市の建設計画の第6章効率的な行財政運営と広域行政の推進という項目におきまして、行財政運営の効率化を図るため、計画的かつ総合的な行政運営の強化へ向けて、住民と行政との適正な役割分担と信頼関係を構築していく中で、行政評価制度などの導入を検討するかとございます。もとよりこのシステムは財政運営の効率化に繋がり、行政職員の事務事業に取り組む姿勢の原点である、住民ニーズをいかに行政に反映させるか、そういう視点に立った住民と協働のまちづくりを推進するという新安芸高田市の基本理念にもとるものというふうに考えるものでございます。係る観点に立って最初に政策評価のための指標について、示される姿勢をお伺いしたいのが1点目でございます。もとより行政評価では行政長である市長が公約として自分の守

備領域の行政サービスのあるべき姿を具体項目と数値目標で目標設定をする。そしてその達成状況をオープンに市民に情報公開した上で、行政機関の業績評価を行い、次の政策と予算づくりに活かしていく仕組みでございます。ここでの要は顧客である市民の視点に立った評価項目の選択でございますし、オープンな評価の採用プロセスでもあります。そのことが、ひいては再三出ておりますが情報公開をさせる手法でもあります。現段階で市民理解を得るために建設計画や施設方針も含めて目標値の公開をされるお考えはないかということが1点目でございます。

次の2点目の事務事業評価の展開についてお伺いをいたします。もとより行政評価は人の置かれた立場によって、その考え方はいろいろ違うわけでございます。その考え方は別といたしましても、ここでいう行政評価は職員がどのように対処すべきかという観点から提言をし、この見解を求めるものでございます。これも同じく建設計画第6章の中で、財政運営の効率化にふれ、その件の中で職員の定数管理や外部委託による人件費の削減、事務事業の見直し、T I Fの導入検討など、経常経費の削減、合理化に努め、歳出構造の改善を図るとともに、職員の経営感覚やコスト意識を高め、効率的な事業運営に努めます。というふうでございます。まさにこのことを具体的に推し進めるのが事務事業評価だと私は思うんでございます。この方式は市長もよくご存知のごとく、三重県庁を皮切りに全国に普及したものでございます。事務事業評価は職員が自らの事務や事業について、目的、意義、成果の自己目標を設定させ、自己点検、自己評価をし、併せて執行部の指標目標とリンクしたかたちでの評価する仕組みを構築されるお考えはないかというのが2点目でございます。

次に大枠2点目の財政運営についてでございます。再三再四、この問題については語られておりますが、少し視点を変えたかたちで言及をしたいと思います。

1点目が財政運営指針の作成についてが最初でございます。厳しい財政の中で、今年度の新市本格的予算に対してもいくら合併による特殊事情があるにせよ、財政運営に大きな変化があるとはとてもみられないわけがあります。旧来の各町毎の積み上げ方式を査定をして、それで編成されているのが実態ではなかろうかというふうに思うわけでございます。安芸高田市の船出にあたり、財政の健全化を目的とした数値目標を織り込んだ財政運営指標を作成することが必要であるというふうに考えるわけでございます。当然のごとく徹底した行政改革の取り組み、優先順位を付けた事業の選択、市債残高が累積しない財政構造の確立、これは基本方針でございます。これを基本方針として私が言いたいのは4年後の2008年ごろを目途といたしまして、達成すべき数値目標を、例えば経常収支比率80%以内、公債費率については15%未満、市債型残高比率については2.0未満、これは理想の数字でございます。しかしあえて4年後の設定目標数値といたしましたのは、今の現状からすれば14年度末においての、例えば経常収支比率につきましては90.4%、公債比率は16.7%、地方

債残高比率は235.8%、こういう数字になっております。このことは15年度末にとっても明らかにいずれの比率も上昇しているのは、はっきりとしておるわけでございます。例えば16年度市債残高についても390億円に達し、私の試算ではおそらく263ポイントくらいの数字になり、特別会計7会計だけの今年の純増分の5億1千200万を含めれば、さらに借金体質は膨らんでくることになるわけでございます。この状況からすれば、早い段階で数値目標をクリアすることは、大変難しい課題でございます。しかしながら4年後を睨み年次的にこうした数値目標があれば、これからの財政運営も惰性に流されることなくいろんなかたちでの財政運営や事業にも英断がふるえるのではないかというふうに考えるわけでございます。本市においてもこうした財政運営指針を早急に作成すべきだと考えますが、市長のご所見をお伺いをいたします。

次に財政運営方針について3点ほどお伺いします。

平成14年度あるいは15年度の地方財政の見通しや地方団体における財政運営上の留意点を盛り込んだ、財政課長も内簡が通達され、その中身については市長もよくご存知のことと思います。その内簡の中で将来、あるいは火急の課題として3点について所信をお伺いしたいのでございます。1点目は職員の定数管理の問題でございます。内簡では事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、民間委託、OA化などを継続的に進め、定員の縮減に努めるとありますが、今年度、あるいは来年度、当市に置いては新規採用はしないと言われておりますが、それでは数年後にわたり、この件についてはどのように取り込まれる方針なのかが1点目でございます。

2点目は、事務管理経費等の問題でございます。事務管理経費の節減合理化、民間委託、広域処理の推進を図り、新たな施策の実施に必要な財源は、既定経費の節減合理化により捻出するよう務め、後年度に財政負担の増加をもたらす措置については、慎重に対処すること。というふうになっております。しかしながら行政サービスを求める市民に対し、この中での既定経費の削減は容易ではとてございませぬ。しかしながら実施しようとする施策、あるいは削減しうると考えられる施策については、どういうふうにご考えておられるのかが、2点目の問題でございます。

3点目は、一般行政経費の削減の問題でございます。14年度、15年度とも6町時代における合併協議で大変忙しくて、各町とも行政経費の削減は合併によるものという考え方で、この点はあまり視点が行ってなかったのではないと思われるわけでございます。内簡では地方財政計画について重点分野以外の一般行政経費を約10%削減し、重点的配分をいたしております。この重点7分野についても個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子高齢化への対応などでございますが、これらの案件はいずれも今後特に行政需要が伸びていくことが予想されるわけでございます。その財源を確保するために、一般行政経費の10%削減が可能かどうか、その辺の調整をどのようにお考えになるか、所信をお伺いをいたします。

次に大枠3点目の学校運営についてでございます。

1点目は、学校評議員制度の導入についてでございます。ご承知のごとく、平成12年4月から施行されております、学校評議員制度でございますが、これは小中学校含め幼稚園にその制度を、評議員を置くことができるというもので、学校が地域住民の信頼に応え、合併や地域が連携協力して教育活動を展開するために設けられた、いわゆる開かれた学校づくりのための地域住民による学校運営の参画の方途でございます。不登校問題であるとか、いじめの問題、学級崩壊あるいは教職員の指導力不足などの学校が抱えている悩みは深刻で重大なものでございます。学校評議員制度を導入しても、即この学校運営が円滑に運営されるとは考えられませんが、開かれた学校づくりや自主的、自立的な学校運営に寄与する必要な制度であろうというふうに考えるわけでございます。本市における評議員が、この制度がどういう実態にあるのか、そしてこの評議員制度を市長並びに教育長はどのように評価されているのかお伺いをしとうございます。

次に2点目は、この評議員を置くことができるということで、あくまで学校の設置者たる者が主体でございます。これは義務規定ではないわけですが、制度施行以来4年が経過をいたしまして、この学校評議員制度は校長の推薦により学校の設置者が委嘱するというふうになっておりますが、校長の推薦した者は無条件で委嘱しているのか、あるいは場合によっては協議するものであるのかお伺いし、その後の学校運営にどのような変化が見られたのかについて、お尋ねをいたします。

次に3番目に、学校運営協議会の設置についてどのように考えられているのか。来年度新学期より学校運営協議会の設置ができる旨が、この度国会で承認されたようであります。まさに学校が地域と積極的に関わって、校長、教職員、地域住民で構成される学校運営協議会では、その地域の教育力が問われ、学校運営に関しての権限とその責任が今後求められてくると考えられるわけでございます。学校設置者と学校を管理する側の教育委員会の学校運営に関しての大きな決断が必要だと考えますが、学校運営協議会設置についてどのように考えられているのか、ご所見をお伺いしたいのでございます。以上大枠3点について質問し、質問があれば自席にてまた質問させていただきます。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 まず最初に、今村議員さんのご質問の政策評価のための指標ということでございます。後ほど補足の説明は担当部長がしていきたいと思っておりますが、行政評価につきましては、行政が何を目指し、何をしようとしているのかを市民の皆さんにお知らせし、行政を正しく理解していただくために、市が実施する事務事業の目的や内容、またコストなどを明らかにし、結果を客観的数値で自己評価し、そのデータを公表するものでございます。また、行政が市民への説明責任を果たす意味でも、これは有効な手段であると思っております。また、職員への評価システムの構築につきましては、市民の皆さま

んからご意見や協力をいただきながら、職員自らがコスト意識や目標達成意識を高揚し、また管理職員が客観的なデータをもとに評価を行うことによって、効率的な、効果的な行政運営を目指そうとしております。しかし、この問題は、その導入及び実施にあたりましては、先進の例からみましても、3年ないし5年の期間を要するようでございますので、本年度におきましては導入実施へ向けた組織や体制の構築、全庁的な研究及び検討を行いたいと考えておるところでございます。

行政評価システムの導入は、行財政改革の柱の一つでございますので、もう少し時間をかけ真剣に検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に財政運営についてのご質問でございますが、地方財政は、長期にわたる景気の低迷により税収が落ち込む中で、少子高齢化などの行政需要は増大し、累増した公債費の償還とあいまって、大幅な財源不足となっており、当市も例外ではございません。また、地方分権の進展により地方自治体の役割はますます重要になっており、行政需要は一段と増大することが見込まれております。合併前の各町においても、行政改革を積極的に進めたものの、経常経費は引続き増加傾向にあり、また地方債残高も大幅に増加するなど、財政状況が年々悪化してきておるところでございます。このような中で、将来にわたって健全財政を維持しながら多様化、高度化し、増大する市民の行政需要に応えていくためには、市財政も時代の変化に適切に対応できる財政体質の構築が求められるところでございます。このような財政環境に適切に対応し、新市の建設計画の着実な推進を財政面から支援するとともに、効率的、計画的な財政運営を進めるための基本的な考え方や、具体的な方策を進める財政運営の指針は非常に重要となり、早急に取り組むべき課題であると考えております。また地方財政に大きな影響をもたらす、国の三位一体の改革、景気の低迷、社会情勢の急激な変化により、財政運営は、従前ベースの行財政改革の対応では限界にくるものと思われる。今後、速やかに行財政基盤の強化、効率化を図り、分権型行政システムの構築、選択と集中による歳出の抑制と歳入の確保に努める所存でございます。

定員適正化の問題につきましては、先ほど、明木議員さんへもお答えをいたしましたとおり、安芸高田市の人口規模に見合った職員数になりますよう、直ちに人員を削減するわけにはまいりませんが、行財政改革の柱として、今後速やかに職員の定員管理計画を策定し、退職予定者と新規採用のバランスを図りながら、できるだけ早急に人口規模に合った職員数となるよう努めて参ります。また、職員数の削減によって、行政サービス水準の低下を招かないよう、職員配置の適正化を図って参りたいと思います。

また、重点経費充当のため、行政経費の削減は可能かというご質問でございますが、このことにつきましては、今後早急に策定をいたします行政改革大綱及び実施計画の内容に沿って、経常経費の削減や投資的経費の優先順位及び重点化を積極的に推進し、実現して参りたいと考えております。

このことは、行政総体としてとても大きなエネルギーが必要なことから、議員の皆様方にもご支援をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、学校問題でございますが、学校の運営につきましては、学校評議員制度という制度。また、学校長が学校の運営のあり方について、保護者や地域の皆様方など、学校外のご意見を幅広くお聞きいたし、その後の学校運営に生かすための制度でございます。安芸高田市の各小中学校におきましても、今年度から、安芸高田市学校評議員設置要項に基づき、学校評議員を委嘱いたしました。詳細につきましては教育長から答弁をしたいと思います。以上でございます。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 それでは学校運営についてのお答えをさせてもらいたいと思います。

安芸高田市各小中学校におきましては、今年度安芸高田市学校評議員設置要項に則りまして、市内の学校に4ないし2名ずつ合計53名の推薦を市の教育委員会が受けました。それぞれ推薦されたメンバーにつきまして、精査いたしましたところ、日頃から学校教育に関心をもって、協力して学校運営にかかわっておられたり、あるいは率直に意見を申し述べる方が大変多うございました。適任と考えまして学校評議員を委嘱させていただきました。校長は、学校評議員に学校行事や授業参観等を通して学校の様子を見ていただいたり、特色ある学校づくりへの取り組みについての意見や感想等を聞かせていただいております。この制度につきましても校長からのアンケート調査もしておりますが、それによりますと学校として地域や保護者に説明責任が果たせるようになった、あるいは保護者や地域からの要望が把握できるようになったという評価が高く、意義があったと思っております。

市の教育委員会といたしましては、学校がこの制度を大いに活用し、地域に信頼され、開かれた学校づくりの原点として生かし、校長としての自信を持って学校経営に携われるよう、学校評議員制度の機能化に向け指導に努めたいと考えておるところでございます。

また、学校運営協議会につきましては、経済、社会の大きな構造改革の中で、可能な限り地方分権を推進し、権限と責任を市民に近いところに移行しようとする流れが急速に進んでおりますが、また従来から公的な部門が単独で担って参りました分野につきましても、住民参加を進めて、その力を生かすことによりましてより良い成果を実現するという動きが高まってきております。公立学校の運営に、保護者や地域住民の参画をいただいて、学校経営改革あるいは学校改革の一層の推進を図っていく考え方も、社会全体の流れであるものと認識をしております。具体的に申し上げますと6月4日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして、教育委員会は、指定する学校の運営に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くことができるとされております。この制度は、

先ほどの学校評議員が校長の求めに応じて学校運営に個別に意見を述べるものを、さらに一步進めて合議体として校長の示す学校の基本方針を承認をしたり、職員の採用や任用に関して校長や教育委員会に対しても意見を述べたりすることができる権限が付与されておる制度でございます。

広島県では、尾道市立の土堂小学校が文部科学省の指定を受け試行をしております。試して行っておるということでございます。地教行法の一部が改正されましたことによりまして、これまで試行として実施していたものが制度化されたことにより、主体性を生かした学校経営をより一層推進できるようになったと受け止めておるところでございます。私といたしましてはこの制度の導入理念は、生かしたいが、今安芸高田市内で導入するためには十分な準備と研究、そして検討が必要であると考えておるところでございます。

今村議員 議長。

崎岡議長 49番、今村義照君。

今村議員 基本的な認識はほとんど変わらないというふうに思うわけでございます。つきましては、端的にお伺いをいたしますが、なるほど市長のおっしゃったようにこの仕組みは一朝一夕でできるものではございません。今後3年、4年という後の問題ということになると、若干私としては遅すぎるんじゃないかというふうに思うわけでございますが、やはりそういう認識でありになるならですね、今後職員の対応もこのことに大きく考えなきゃいけない問題もあるわけですが、本来なら住民ニーズがどこらへんにその事業に、あるいは事務にあるのかというようなことを、徹底したかたちでの企業でいうマーケティングリサーチが必要になってくるわけでございます。それをする能力が職員に求められるというふうに思うわけでございます。これらの認識を高め、あるいは職員の意識を改革するためには、やはりかなりの準備期間が必要でしょうが、同じくそこへ到達するひとつの目標設定がやはり今年度、あるいは次年度においても早期に立てるべきであろうというふうに思うわけでございます。そこら辺についてのお考えを改めてお聞きをいたします。

2点目に学校運営協議会の設置の問題でございますが、今後十分な準備をしてこれにあたりたいというご答弁でございました。現在、尾道の土堂小学校で陰山校長のもとに、この試行がされてるわけでございますが、これのせつかく教育長もこれまで県教委におられましたので、ここらへんの事業については詳しくその成果なりをお聞きおよびだと思っておりますので、それらをどういったかたちで具体的にこの当市の学校運営に生かすお考えがあるのかどうか、今の段階でご所見があれば改めてお伺いをしたいと思います。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今も申し上げましたように、この評価システムというのは新しい試みでございまして、我々としても行政で初めてこういう対応するというこ



とでございますので、必要性は十分存じておりまして、できるだけ早くこれが実現するように、当然このシステムは我々としてもやった方がいいと、こういうように考えておりますので、検討に入らせていただきたいと、このように考えております。

佐藤教育長 議長。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 学校運営協議会の設置について私見をとということでございます。今、広島県の教育は平成10年の文部省の是正指導、それから後は是正から改革へということで、どんどん進んでおります。そして今度は改革から自立へという段階に入りまして、学校におきましては学校評価とか、人事評価いうものを取り入れながら、目標の共通化を図って、そして目標の集中、選択と集中、そして目標の共通化を図る中で総体としての、どういうんですか、組織体として機能する学校づくりに取り組んでおるわけでございます。

中でも私が今年度就任いたしましてプランを作らせていただきました、かがやきプランの中で重視しておりますのは教育の中では不易と流行ということがある。時代の流れによって流行を追うということも非常に大切なことであるが、教育としてどうしてもやっておかなければならない不易という部分が、どちらかという流行に流されて十分にそれが根付いていないということが、私としては一番心配なわけでありまして、したがって、知、徳、体の基礎基本の徹底ということ、まず柱にあげながら、学校において授業がきちんとできる先生をつくっていくということを重要視しておるところでございます。そういう中であって時代は進んでおります。しかし、一生懸命頑張っておるということを言いながらも、外部からの声も十分に理解をしながら進めていくという、これが学校経営をするものとして大変必要なことであります。

それをするのがまず第1なのが学校評議員という制度であります。平成12年の1月に法改正がなされまして、平成12年の4月から学校評議員制度というのが本格実施になっております。まだ、学校評議員が本当に定着するところまでは、いっておるかどうかということについても、いっておると思います。制度的にはできました。今年も委嘱もいたしました。しかし本当にその学校評議員が学校の中でいろんな面で意見を述べるということについては、私はまだまだ課題もある点多いんじゃないかなと思います。しかし先ほど今村議員が言われました。前に向いていく行政を進めるためには、学校運営協議会というものを通して、学校が本当の意味で予算権についても人事権についても責任をもってやるという時代は、私は今から先、公立学校においても当然来るような時代が来ると思います。その意味で、まだ教育委員会の中でも論議を十分にしておりません。したがって、十分な準備と研究と検討を重ねる中でこのことについて検討を進めていきたいと、このように思っておるところでございます。以上でございます。

今村議員 議長。

崎岡議長 49番、今村義照君。

今村議員 最後にいろんなかたちでの行政運営につきましては、今後できるであろう行政改革懇話会、あるいは推進本部というものがこれから構築されるわけでございます。この中に今後行政評価システムをですね、具体的なかたちで検討課題として盛り込まれるお考えがあるかをお伺いして、最後の質問いたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 最初のお答えの中でも申し上げましたように、行政評価システムの導入というのは、行財政改革の柱の一つでございますので、真剣に検討して参りたいというように考えております。

崎岡議長 続いて57番、山崎宅将君。

山崎議員 57番の甲田会派の山崎でございます。私に取り上げておりますのは消防署の分駐について、高宮、美土里を守備範囲とする消防署の分駐所もしくは分署を設置するお考えはありませんかということと、それから部の移転についてお尋ねをしておりますが、分駐のことにつきましては、私が4人目でございます。ほとんど、なぜこれが必要なのかということは、もう出尽くしているというふうに思いますが、いくら口説いても市長さんはなかなか首を縦に振らないと、非常に残念なことと思います。市長さんがおっしゃるには、市の建設については建設計画に沿って進めていくんだということございまして、この分駐のことは建設計画に入っていないというのが大きなネックになっておるんだらうというふうにも思えるわけでございますが、なぜこの重大なことが建設計画に入っていなかったのか、というのなかなか不思議なことでございます。

消防組合の当時にはですね、各町が独立してそれぞれ町の利益を主張していたわけですから、なかなか美土里、高宮の間に分駐所をつくるにしても、他の町はなかなかうんと言わないと。それはもう当然わかることございまして、現に去年、一昨年でしたか、甲田町選出の消防組合議員の入本さんがこの問題について質問した時に、私自身の考えとすればですね、甲田町8千万も負担金があるのだから、これが通ったらまた増えると、金が。ですからこういうのは甲田町選出の議員としては言わん方がええんじゃないかなとは思いました。そういうことをですね、各町の首長さんとするればですね、当然考えておられたと思うんですね。ただ時は流れても一緒になりました。みんな一緒になりました。そうすると私自身の考え方もだんだん変わってきたといいますが、やっぱり安芸高田はひとつとして考えなきゃならんということで、今となったら私はその時に思った甲田町ちょっと金出すのは大変だなというようなことはですね、これは出して当たり前だと。困っておる人がおるんですから出して当たり前だというふうに変わってきたわけでございます。消防組合の議会でもこのことが話題になりまして、議員全員が積極的にこのことは賛成をしております。また今日は69人の議員がここにおられるわけですが、このことについて「わしゃ、

反対じゃ」いう方はおそらく一人もおられないだろうというふうに思います。そこで市長さんにですね、どうしても色よい返事をいただきたいと、このように質問をいたします。

それと部の移転についてでございますが、これは合併前にですね、甲田町議員でつくっておりました「考える会」の話の蒸し返しじゃないかと、「お前らしつこいの」と、考えられるかもわかりませんが、まったく趣旨が違います。本庁、ここに来るたびに入口からずっと奥へ入るんですが、あまりにも人が多い。無駄な職員さんがおるという意味ではありません。あまりにも人が多い。これでうまいこといくんじゃろうかというくらい多いと思うんですね。事務能率が上がらんのではないかとというくらいおられます。考える会でよそを借らんでも、金出して借らんでも支所が空いとるんじゃけ、そこを使ったらどうですかということをご提案をしましたが、それはすげなく断られたということでございますが、その時の断る理由としてですね、行政効率が悪い。分駐すれば行政効率が悪い。そして都市計画にも書いてない。そしてもう一つの理由が6町の足並みが乱れると、こういうお話でありました。今はですね、今は6町の足並みが乱れることもない。これは、都市計画に記載がないのはそのとおりであります。同じく行政効率がだんだん悪化してくるんじゃないかということが懸念されます。支所の空いてるスペースを有効活用するというふうな、先ほどご答弁がありました。この点でもですね、是非、どこかに1つか2つ、部を移転させて、そこで事務をするように。それにはいろんな考え方がありましよう。吉田町民の方にとっては非常に不便になるというふうなこともありまして、先程来、事務機構、行政機構の見直しなど言われておりましたが、その辺から考えなくちゃいけないので、こういうことはすぐできるとは思わないんですね。ですが、今度は新庁舎、第2庁舎を建てるにあたって、これは大きな事業でございます。これを市長さんは急いでやるというふうにおっしゃるんですが、あんまり急いでやってへんなものを作るべきではないと。ゆっくり考えてちゃんとしたものをつくと。これが大原則だろうと思っておりますので、それにはある程度年数がかかる。今の本庁の状況を少しなんとか改善しなきゃならんというふうに思いますので、各支所空いてるところを有効に活用してやるというふうに私は考えておるわけでございますが、この点について市長さんのお考えをお聞きしたいと思っております。ご答弁によりましては、また自席で再質問をしてみたいと思っておりますが、できるだけ積極的な答弁をお願いいたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 山崎議員さんのご質問でございます。消防の分駐所の問題につきましては、他の議員さんもいろいろご意見を賜っておるわけでございます。先程来お話のございましたように、消防組合におきましてもこれがずいぶん長い間論議になってきておるわけでございます。消防発足以来の懸案であるわけでございますが、最近におきましても消防議会の方で、入本議員さ

んが、13年と14年、2回にわたって一般質問をされまして、問題の提起をされております。その後昨年10月の16日と、同じく10月の31日、2回にわたって消防組合議会の全員協議会でも、この問題が論議をされまして、方向としてはつくる方向で図って貰いたいという大体ご意向がまとまったやに聞いております。先ほど山崎議員さんもおっしゃいましたが、山崎議員さんも個人的にはちょっと経費がかかるんで、難しいんじゃないかというご意見もあったように聞いておりますが、今の段階ではやはりあった方が、作った方がいいというご意見を、現在のご質問で賜ったように、承っておりますが、そのような経過を消防組合でもたどっていると、こういうことでございますので、今回の定例会で図らずも4人の皆さんからそのようなご意見があったということは重く受け止めて、我々としても考えて検討していく必要があると。執行部としてもですね、そういう今気持ちでおるわけでございますが、何にしてもこの、片や行政改革という問題がございまして、非常に厳しい財政の中でどのように対応をしていくかという問題がですね、非常に難しい問題でありまして、今後そこらを議員の皆さんとも検討させていただきたいと、このように考えておるところでございますが、私もやりませんというわけじゃあございません。やりたいのはどなたも同じ気持ちであろうというように思うわけでございますが、やるとすれば、さてどうするかという問題がいつもネックになってなかなか取り組めんという問題があるわけでございますが、一緒になった安芸高田の大きな事業の中でですね、なんとか考えていく必要も、今来ておるんじゃないかと、こういう気もするわけでございますので、また協議をさせていただきたいと、このように考えておるわけでございます。

それから、次に部の移転についてということでございますが、先ほども申し上げましたが、行政サービスにつきましては、市民の皆さんに迅速かつ正確なサービスを提供いたしますことが求められていると考えておるわけでございます。このような観点から申し上げますと、現在、本庁舎が狭隘なため、分庁舎及び別棟において一部の執務を実施せざるを得ない状況にあり、市民の皆さんにご不便をおかけいたしておりますことから、早急に第2庁舎を建設し、役所の機能を集中することによって、市民の皆さんへの行政サービスの向上を図ることができるものと考えておるわけでございます。

空きスペースがあるとはいえ、支所へ部を移転するということについては、なかなか難しい問題があるのではなかろうかと、このように考えておられて、これは合併前に甲田町の議員さんからもこのことのご提案を受けて、私も数回議員さんとですね、話をさせてもらったと、こういういきさつもあるわけでございますが、基本的にはやはりこの吉田に市の庁舎を置くという、基本線が敷かれておりますので、その基本線を崩すわけには私はいかんのじゃなかろうかと、このように思いますし、どうせやるんなら、やはり早く第2庁舎、文化ホールは手を着けた方がいいと。それはなぜかという、今の国の財政状況からいうと、やはり特例債そのものも今

は誰も言いませんが、流れとしてはどうも先が細くなってくるおそれがあると、こういうことを我々はどうも心配をしておる。どうせやらにゃあいけんもんなら早くやった方がええと。しかも先ほど申し上げますように、これが効率的にできるだけ経費を節減をして、有効なものを早くつくと、そのことが新しい市を軌道へ乗せることであろうと、このように考えておりますので、いろいろご意見はあると思いますが、そこらをご理解を賜りたいというように思いますので、よろしく願いをいたします。

山崎議員 議長。

崎岡議長 57番、山崎宅将君。

山崎議員 はい、57番です。消防の分駐の件でございますが、20年来の課題であるということでございますが、20年かかっても解決できないような非常に難しい問題だということはよく解るんですけど、人件費の増大がネックになってきんのだということでございますが、私は命が大切か、金が大切かというような野暮なことは言いませんが、それに類するようなことは思いますので、このことについてよくよく市長に考えていただきたい。せめて9月の補正で調査費ぐらいは付けまじょうと、そこまで踏み込んだご答弁を期待しておりましたが、非常に残念ですが、そういうお考えはないですか。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 市長とは言いながら、これほど重大な問題をです、私一存で申し上げるわけには、私はいかないほど重大な問題であろうと考えております。したがって、先ほど申し上げましたように、議員の皆さんのご意見も聞きながら、また関係町内の職員の皆さんのご意見も十分聞きながら、ひとつ方向付けをしていく必要があると、このように考えておりますので、今日明快な答弁ができないのは、ひとつお許しを賜りたいと思います。

山崎議員 議長。

崎岡議長 57番、山崎宅将君。

山崎議員 はい。最後の質問ですが、これは質問ではございません。お願いでございます。各周辺部の方々にも夢のある市政を行っていただきたいということでございます。

崎岡議長 以上で、甲田会派の一般質問を終了し、すべての一般質問を終了いたします。

崎岡議長 お諮りします。

議事の都合により、6月30日から7月15日まで16日間を休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、6月30日から7月15日まで16日間を休会とすることに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さんでございました。

~~~~~

午後4時15分 散会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

## 1. 議事日程

(平成16年第2回安芸高田市議会6月定例会第32日目)

平成16年7月16日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 議案第37号 平成16年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第4 議案第38号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第39号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第6 議案第40号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第41号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第42号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計予算
- 日程第9 議案第43号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第44号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第11 議案第45号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント  
整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第46号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第47号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第14 議案第48号 平成16年度安芸高田市水道事業会計予算
- 日程第15 発議第8号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を  
求める意見書について
- 日程第16 発議第9号 中山間地域等直接支払制度の継続及び充実・強化を  
求める意見書について
- 日程第17 発議第10号 WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書  
について
- 日程第18 発議第11号 地方の道路整備の促進に関する意見書について



2 . 出席議員は次のとおりである。( 7 0 名 )

1 番	明 木 一 悦	2 番	秋 田 雅 朝
3 番	土 居 克 之	4 番	山 本 優
5 番	岡 山 薫	6 番	田 中 常 洋
7 番	前 川 正 昭	8 番	平 林 克 昌
9 番	日野原 穂 澄	1 1 番	加 藤 英 伸
1 2 番	山 崎 昭 弘	1 3 番	山 口 康 文
1 4 番	小 野 剛 世	1 5 番	川 角 一 郎
1 6 番	竹 田 誠 莊	1 7 番	井 上 尚 文
1 8 番	高 坂 広 一	1 9 番	新 出 達 夫
2 0 番	塚 本 近	2 1 番	赤 川 三 郎
2 2 番	深 井 達 雄	2 3 番	三 上 夕工子
2 4 番	長 岡 公次郎	2 5 番	井 上 正 樹
2 6 番	宮 田 浩 之	2 7 番	松 野 俊 寿
2 8 番	川 先 悟 郎	3 0 番	平 岡 正 美
3 1 番	秋 広 美 輝	3 2 番	川 崎 三千春
3 3 番	西 川 佚 夫	3 5 番	岡 原 雪 夫
3 6 番	松 村 ヌキミ	3 7 番	熊 高 昌 三
3 8 番	藤 井 昌 之	3 9 番	浅 枝 俊 通
4 0 番	青 原 敏 治	4 1 番	金 行 哲 昭
4 2 番	杉 原 洋	4 3 番	松 川 秀 巳

44番	大前直行	45番	入本和男
46番	泉正智代	47番	山本三郎
48番	今野仁千六	49番	今村義照
50番	住広章	51番	佐々木博
52番	玉川祐光	53番	西山登司教
54番	井上正文	55番	岡田正信
56番	浮田洋吾	57番	山崎宅将
58番	桑岡達夫	59番	望月桂
60番	天清斐雄	61番	渡辺義則
62番	猪掛信幸	63番	高下二郎
64番	富田義弘	65番	吉村正登
66番	名川律夫	67番	宮本房宏
68番	松浦利貞	69番	増田静樹
70番	中間末雄	71番	鳴石勸
72番	亀岡等	73番	崎岡典男

3. 欠席議員は次のとおりである。(3名)

10番	平川幸雄	29番	新山勝義
34番	中野光雄		

4. 会議録署名議員

23番	三上夕エ子	16番	長岡公次郎
-----	-------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	児玉 更太郎	助 役	増 元 正 信
収入 役	藤 川 幸 典	参 事	小 野 豊
総務部長	新 川 文 雄	教 育 長	佐 藤 勝
教育次長	沖 野 清 治	自治振興部長	田 丸 孝 二
市民生活課長	佐 々 木 亮	税 務 課 長	山 本 数 博
福祉保健部長 兼福祉事務所長	福 田 美 恵 子	人権推進課長	毛 利 宣 生
産業振興部長	清 水 盤	建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄
消 防 長	村 上 紘	八千代支所長	平 下 和 夫
美土里支所長	立 川 堯 彦	高宮支所長	猪 掛 智 則
甲田支所長	武 添 吉 丸	向原支所長	益 田 博 志
総務課長	高 杉 和 義	財 政 課 長	垣 野 内 壮
教育総務課長	上 川 裕 芳		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(6名)

事務局 長	増 本 義 宣	事務局次長	光 下 正 則
議事調査係長	児 玉 竹 丸	書 記	新 谷 洋 子
書 記	国 岡 浩 祐	書 記	倉 田 英 治

~~~~~

午前10時00分 開会

崎岡議長 みなさん、おはようございます。  
ただ今の出席議員は70名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布しておりますとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、2  
3番三上タエ子君、24番長岡公次郎君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 行政報告

崎岡議長 日程第2、行政報告を行います。市長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 定例会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。大変ご苦労さんでございます。私の方からは行政報告ということで、2点についてご報告をいたします。

まず、第1点は安芸高田市税等滞納整理の対策についてでございます。議会でもたびたびご指摘をいただいておりますように、この滞納整理については市役所内部で対策本部を作って徴収に努力していきたいと、こういうことを申しておるわけですが、7月の13日安芸高田市税等滞納整理対策本部を設置いたしました。助役をキャップにいたしましてそれぞれ関係部課長でこの対策本部を設置したわけでございます。市税、介護保険料、水道使用料、下水道の使用料、し尿手数料、受益者負担金及び分担金、土地改良賦課金、住宅の使用料、保育料、住宅貸付金、償還金の滞納について債権確保を図るとともに滞納金の徴収に努力をして参りたいと思っております。対策本部を設置したことにつきまして、ご報告を申し上げました。

次に、2点目は安芸高田市の合併記念式典の開催についてでございます。これは、どこも合併した市町村は、合併後記念式典をやっておるわけですが、安芸高田市では、ご存知のように3月の1日に郡内6町が合併いたしまして安芸高田市が誕生したわけでございます。これを祝い、今後の新市の将来展望を見出し、地域の振興と一体情勢の契機を探るということで合併を記念いたしまして、8月の21日の土曜日でございますが、午後1時から合併記念式を挙行したいと思っております。場所は、JAの高田会館のホールを、今、予定をしておるところでございます。改めて皆さんにはご案内をさしあげたいと思っておりますが、8月の21日の土曜日午後1時から予定をしておいていただければと、このように思うわけでございます。以上2点について、行政報告をさせていただきました。ありがとうご

ございました。

崎岡議長 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

- 日程第3 議案第37号 平成16年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第4 議案第38号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第39号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第6 議案第40号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第41号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業  
特別会計予算
- 日程第8 議案第42号 平成16年度安芸高田市特定環境保全  
公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第43号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業  
特別会計予算
- 日程第10 議案第44号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業  
特別会計予算
- 日程第11 議案第45号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント  
整備事業特別会計予算
- 日程第12 議案第46号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第47号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業  
特別会計予算
- 日程第14 議案第48号 平成16年度安芸高田市水道事業会計予算

崎岡議長 日程第3、議案第37号から日程第14、議案48号までを一括議題といたします。本案は、一括して予算審査特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

松浦委員長 議長。

崎岡議長 予算審査特別委員長、松浦利貞君。

松浦委員長 予算審査特別委員会の審査計画並びに結果につきましてご報告申し上げます。平成16年6月15日付けで、本委員会に付託されました議案の審査の結果を、会議規則第101条の規定により次のとおり報告いたします。

付託されました下記案件につき、6月30日及び7月13日の2日間の特別委員会、7月1日から8日まで6日間の所管常任委員会による小委員会を開催し、延べ14日間にわたり、市長、助役、収入役、参事及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を重ねました。審査の結果につきましては、別紙概要報告書をご参照いただきたいと思います。

予算全体の概要は、まず非常に厳しい財政状況下での予算編成であり苦勞は見受けられるが、合併前の旧町の事業の継続、踏襲が多いということでもあります。特徴的な意見のいくつかを挙げますと、財政が今後一層厳しくなることが予測される中、行財政改革の展望を明確にすること。組織、機構においては、本庁と支所機能の権限や役割の整理が必要ではないか、

団体補助の在り方について算出基礎を明確にするなど整理が必要ではないか、地域振興の在り方については、均衡のとれた振興会の育成指導等、もっと研究が必要ではないか、新市建設計画の内、主要事業の具体的計画について明確にする必要があるのではないかなどです。

審査の結果につきましては、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算の件は、鳴石勸委員から第3款民生費第1項社会福祉費の第7目人権推進費に対する修正案が提出されましたが、賛成少数で修正案は否決されました。引き続いて、付託された12件の議案について採決いたしました結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、執行部におかれましては、今後の事務執行について、本予算審査特別委員会並びに小委員会で指摘されました点につきましては、真摯に受け止めていただきまして、十分反映されますようお願いをいたしまして報告いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

まず、本案12件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 最前、松浦特別委員長から報告がありました。この報告の中で、修正動議が少数であったという報告をされましたが、こういう表現の仕方は適切ではない。可否同数で、過半数に至らなかったのが動議が成立しませんでした。こう言うべきであります。新人ならいざ知らず、長年の経験を持っておられるんですから、こういう点をお願いします。

反対討論をいたします。議案37号平成16年度安芸高田市一般会計予算257億7千400万円。款3民生費、人権推進費の中で、団体助成金部落解放同盟に対する1千500万の助成は、前年度の実績であるという予算説明でありましたが、実際には美土里町では2年間にわたって団体助成金がされていせん。3年に遡ってこれを270万にされております。また、向原町では、2つの解放団体がありますが、これが40万であります。

しかし、解放同盟の要求のままに予算編成をされて、一向に部落解放の視点に立っていくという児玉市長には姿勢が見られません。今、委員長からも申されましたように、厳しい厳しいそういう中の予算ということを言われましたが、先月も向原に福祉部長が来られ、「老人敬老の祝いの金額を1人あたり250円引き下げてくれ」、こういう話があったそうでありますが、一方では言われるままに予算を組んで、多くの、とりわけ長年苦勞をされてきたお年寄りの今日の社会を築いていただいたのは、皆さんの

おかげです。こういう敬老金までも1人当り250円削っていかうという児玉更太郎市長は、どういう気持ちでおられるのか。こういう観点から見ましても弱者に対する予算を削っていく。部落解放同盟に対しては手厚い援助資金をそのまま持っていくというような本予算に対しては、私は賛成する事ができませんので、反対をいたします。以上です。

崎岡議長 次に本案12件に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより議案第37号、平成16年度安芸高田市一般会計予算についての件を、挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第38号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第39号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第40号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第41号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第42号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第43号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第44号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第45号、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第46号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。



本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第47号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 次に議案第48号、平成16年度安芸高田市水道事業会計予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 発議第8号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の

実現を求める意見書について

崎岡議長 続いて日程第15、発議第8号、地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書についての件を議題とします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山崎議員 議長。

崎岡議長 57番、山崎宅将君。

山崎議員 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書について提案理由の説明を行います。

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところではありますが、本市の地域経済は未だ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっています。

しかしながら、平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名のもとに、本来あるべき国、地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われ、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ません。地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾であります。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招いています。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方のもとに、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところでありますが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要であります。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、皆さんのお手元に配布した意見書のとおり各項目の実現を強く求めるものであります。

なにとぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思っております。  
ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第8号、地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって発議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第16 発議第9号 中山間地域等直接支払制度の継続及び

充実・強化を求める意見書について

崎岡議長 続いて日程第16、発議第9号、中山間地域等直接支払制度の継続及び充実・強化を求める意見書についての件を議題とします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

名川議員 議長。

崎岡議長 66番、名川律夫君。

名川議員 中山間地域等直接支払制度の継続及び充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申します。

国におかれては、中山間地域等の振興施策の柱として、平成12年度に我が国農政史上初の制度として導入され、平成16年度で終了する「中山

間地域等直接支払制度」の検証を進められているところであります。

経営規模が零細で、生産条件が厳しい中山間地域が、地域の7割を占める本市においては、制度に基づく集落協定を通じた話し合い活動を契機として、農地や水路等の農業用施設の共同管理等の持続的な農地保全活動による耕作放棄地の防止はもとより、機械、施設の共同利用や担い手の育成など、組織的な農業生産活動の促進、さらには都市農村交流などの活動の結果、集落の求心力や高齢者の生産活動意欲の復活につながり、中山間地域の農業、農村が有する多面的機能の確保に、大きな成果を上げております。

よって、国におかれましては、中山間地域等の実情を深く認識され、皆様のお手元に配布した意見書のとおり、各項目について特段のご配慮がなされるよう強く要望するものであります。

なにとぞ、議員の皆様方のご理解を頂きますようお願いし、提案理由といたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第9号、中山間地域等直接支払制度の継続及び充実・強化を求める意見書についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって発議第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 発議第10号 WTO農業交渉で新しい貿易ルールを

求める意見書について

崎岡議長 続いて日程第17、発議第10号、WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書についての件を議題とします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

松川議員 議長。

崎岡議長 43番、松川秀巳君。

松川議員 WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書につきまして提案理由の説明を行います。

WTO農業交渉は、2005年1月合意を目指し鋭意に交渉が行われて

おり、農産物輸出国は大胆な市場開放、貿易自由化を求めています。しかしながら、食料、農業、農村基本法の理念である食料安全保障の確保、自給率の向上及び多面的機能への配慮のためには、市場開放、貿易自由化ありきではなく、日本政府が交渉の場で提案している「日本提案」の実現、新しい貿易ルールの確立が求められるところです。

本市議会としても、食料の安定供給を確保し、多様な形態の農林業が共存できるルールとするため、WTO農業交渉において、皆さんのお手元に配布した意見書のとおり各項目の実現を要請するものであります。

なにとぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第10号、WTO農業交渉で新しい貿易ルートを求める意見書についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって発議第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 発議第11号 地方の道路整備の促進に関する意見書について

崎岡議長 続いて日程第18、発議第11号、地方の道路整備の促進に関する意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

天清議員 議長。

崎岡議長 60番、天清斐雄君。

天清議員 地方の道路整備の促進に関する意見書について提案理由の説明を行います。

道路は、国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は全国民が等しく熱望するところでもあります。

地域が一定のまとまりを持った自立圏域として新たな活力を創造していくためには、地域内外の交流と連携を支える地域高規格道路東広島高田道路や国道54号可部バイパスなどの広域的な道路網から、教育、医療、福祉といった住民生活を支える道路の整備まで、道路整備は本市の極めて

重要な課題となっております。

政府の構造改革におかれては、こういった未だ整備の遅れた地域の実情を十分認識し、地方の声を十分に反映させるとともに、皆様のお手元に配布した意見書のとおり各項目について配慮されるよう強く要望するものであります。

なにとぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略いたしたいと思っております。  
ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

崎岡議長 異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより発議第11号、地方の道路整備の促進に関する意見書についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。  
よって発議第11号は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 ただ今意見書案が決議されましたが、字句等の整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、議長に委任いただきます。

崎岡議長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成16年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でございました。

~~~~~

午前10時39分 閉会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員